

平成23年度

整備主任者研修 法令研修

【地域教材】

関東運輸局 自動車技術安全部

目 次

I. 自動車分解整備事業の業務について

1. 自動車分解整備事業の認証における対象とする自動車の種類について…………… 9
2. 自動車の検査における判定基準について（出展 自動車検査独立行政法人）……………12
3. 指定部品の取扱いについて……………27

II. 自動車分解整備事業者の立入検査結果等

1. 自動車分解整備事業者の立入検査結果（平成22年度）…………… 37
2. 自動車分解整備事業の廃止理由調査結果……………39
3. 自動車分解整備事業者の違反事例……………40

III. 自動車検査独立行政法人審査事務規程の一部改正…………… 45

IV. 整備業を取り巻く情勢

1. 自動車分解整備事業に係る Q & A…………… 125
2. CO₂排出量「マイナス5%」を目指して（出展（社）日本自動車整備振興会連合会）…………… 129
3. 定期点検時期の走行距離項目の考え方…………… 151
4. 自動車検査高度化施設の運用に係る取扱いについて
（出展 自動車検査独立行政法人）……………157

V. 資 料 編

1. 検査対象車両数、認証工場等の推移…………… 167
2. 関東運輸局管内整備事業の現況…………… 172
3. 関東運輸局管内自動車保有車両数…………… 176
4. 自動車分解整備業実態調査結果の概要について
（出展（社）日本自動車整備振興会連合会）……………178
5. 自動車分解整備事業の認証申請等の提出書類…………… 184
6. 自動車検査証の有効期間及び定期点検の間隔に関する整理表…………… 186

I. 自動車分解整備事業の業務について

I. 自動車分解整備事業の業務について

1. 自動車分解整備事業の認証における対象とする自動車の種類について

自動車分解整備事業を経営する場合、自動車分解整備事業の種類及び分解整備を行う事業場ごとに、地方運輸局長の認証を受けなければならないと道路運送車両法に定められています。

また、対象とする自動車の種類によって作業場等の面積など認証基準が異なることから、自工場において分解整備を行うことができる自動車であるかどうか正しく理解する必要があります。

道路運送車両法において、事業の種類は次の種類に分類されています。

(1) 普通自動車分解整備事業

普通自動車、四輪の小型自動車及び大型特殊自動車を対象とする

(2) 小型自動車分解整備事業

小型自動車及び検査対象軽自動車を対象とする

(3) 軽自動車分解整備事業

検査対象軽自動車を対象とする

上記の事業の種類のうち、自工場がどのように自動車分解整備事業の認証を受け、対象とする自動車の種類はどのような自動車になっているのかなど、認証書及び事業場に掲示している認証看板の内容を見て次ページの早見表を参考に確認してください。

認 証 書	
事業名	○自動車 株式会社 代表取締役 ○ ○ ○
道路運送車両法第80条の規定により、下記のとおり自動車分解整備事業の認証をする。	
記	
1. 認 証 番 号	第 ○-0000 号
2. 事 業 場 の 名 称	○自動車 株式会社
3. 事 業 場 の 所 在 地	○県○市○町○番地○
4. 自動車分解整備事業の種類	普通自動車分解整備事業 小型自動車分解整備事業
5. 対象とする自動車の種類及び対象とする装置の種類	普通自動車(大型) 普通自動車(中型) 大型特殊自動車 普通自動車(小型) 普通自動車(乗用) 小型四輪自動車 小型二輪自動車 軽自動車
平成○年○月○日	関東運輸局長 ○ ○ ○



対象とする自動車の種類の解釈（早見表）

ナンバープレートの分類番号	対象とする自動車
1（貨物自動車） 8（特種用途自動車） 2（乗合自動車） ※大板サイズのナンバープレート	普通自動車（大型） ○車両総重量が8t以上の普通自動車 ○最大積載量が5t以上の普通自動車 ○乗車定員が30人以上の普通乗合自動車
1（貨物自動車） 8（特種用途自動車） 2（乗合自動車）	普通自動車（中型） ○車両総重量が8t未満の普通自動車 ○最大積載量が2tを超え5t未満の普通自動車 ○乗車定員が11人以上29人迄の普通乗合自動車
1（貨物自動車） 8（特種用途自動車）	普通自動車（小型） ○車両総重量が8t未満の普通自動車 ○最大積載量が2t迄の普通自動車 上二欄に掲げるものを除く
3（乗用自動車）	普通自動車（乗用） ○乗車定員が10人迄の普通乗用自動車
4（貨物自動車） 5、7（乗用自動車）	小型四輪自動車 ○小型四輪貨物自動車 ○小型四輪乗用自動車
4（貨物自動車） 5、7（乗用自動車）	小型三輪自動車 ○小型三輪貨物自動車 ○小型三輪乗用自動車
—	小型二輪自動車
4（貨物軽自動車） 8（特種用途軽自動車） 5（乗用軽自動車）	軽自動車 ○検査対象軽自動車
0（大型特殊自動車） 9（大型特殊自動車）	大型特殊自動車

注 意

自工場の対象自動車の範囲であっても、受注車両を収容することができる車両整備作業場（屋内）を有していて点検整備を実施することができる車両に限ります。

入庫車両の確認について

☆確認1☆

登録自動車か軽自動車？

登録自動車(普通車) → (確認2へ)

軽自動車 → (「軽自動車」の対象自動車が必要)

☆確認3☆

自動車の種別が普通の場合
用途の確認

乗用 → (「普通自動車(乗用)」の対象自動車が必要)

貨物 → (確認4へ)

特殊 → (確認4へ)

乗合 → (確認4へ)

大型特殊 → (「大型特殊自動車」が必要)

自動車検査証

自動車登録番号又は車両番号	登録年月日/交付年月日	初度登録年月	自動車の種別	用途	自家用・事業用の別	車両の形状				
群馬 00 ひ 0000	平成10年10月2日	平成10年10月	小型	乗用	自家用	箱型	[001]			
車名			乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量				
			5人	- kg	1350 kg	1625kg				
			長さ	幅	高さ	前軸重	前軸重	後軸重	後軸重	
			445cm	165 cm	140cm	700kg	- kg	- kg	650kg	

☆確認2☆

自動車の種別の確認
普通又は小型？

普通の場合 → (確認3へ)

小型四輪車 → (「小型四輪自動車」の対象自動車が必要)

小型三輪車 → (「小型三輪自動車」の対象自動車が必要)

小型二輪車 → (「小型二輪自動車」の対象自動車が必要)

☆確認4☆

最大積載量・車両総重量・乗車定員の確認

最大積載量・車両総重量・乗車定員の条件が1つでも対象の枠から超えた場合は①から②へ②から③へと対象自動車の変更となります。

条件① 最大積載量2t以下で車両総重量が8t未満
乗車定員10人以下の場合
(「普通自動車(小型)」の対象自動車が必要)

条件② 最大積載量が2t超5t未満で車両総重量が8t未満
乗車定員が11人以上で29人以下の場合
(「普通自動車(中型)」の対象自動車が必要)

条件③ 最大積載量5t超で車両総重量8t以上
乗車定員が30人以上の場合
(「普通自動車(大型)」の対象自動車が必要)

2. 自動車の検査における判定基準について

移動する手段のひとつとして使われる自動車は、走行することにより、また、使用期間の経過等に伴ってその構造・装置の劣化、磨耗を避けることはできないことから、安全で公害をもたらさない状態に維持しておくためには、自動車の使用者が自らの自動車の保守管理をきちんと行い、定期的な点検・整備を行うことが必要となります。このため、道路運送車両法においても「道路運送車両の保安基準」を定め、この保安基準に常時適合させること、定期的な点検整備を行うことが使用者に義務付けられています。

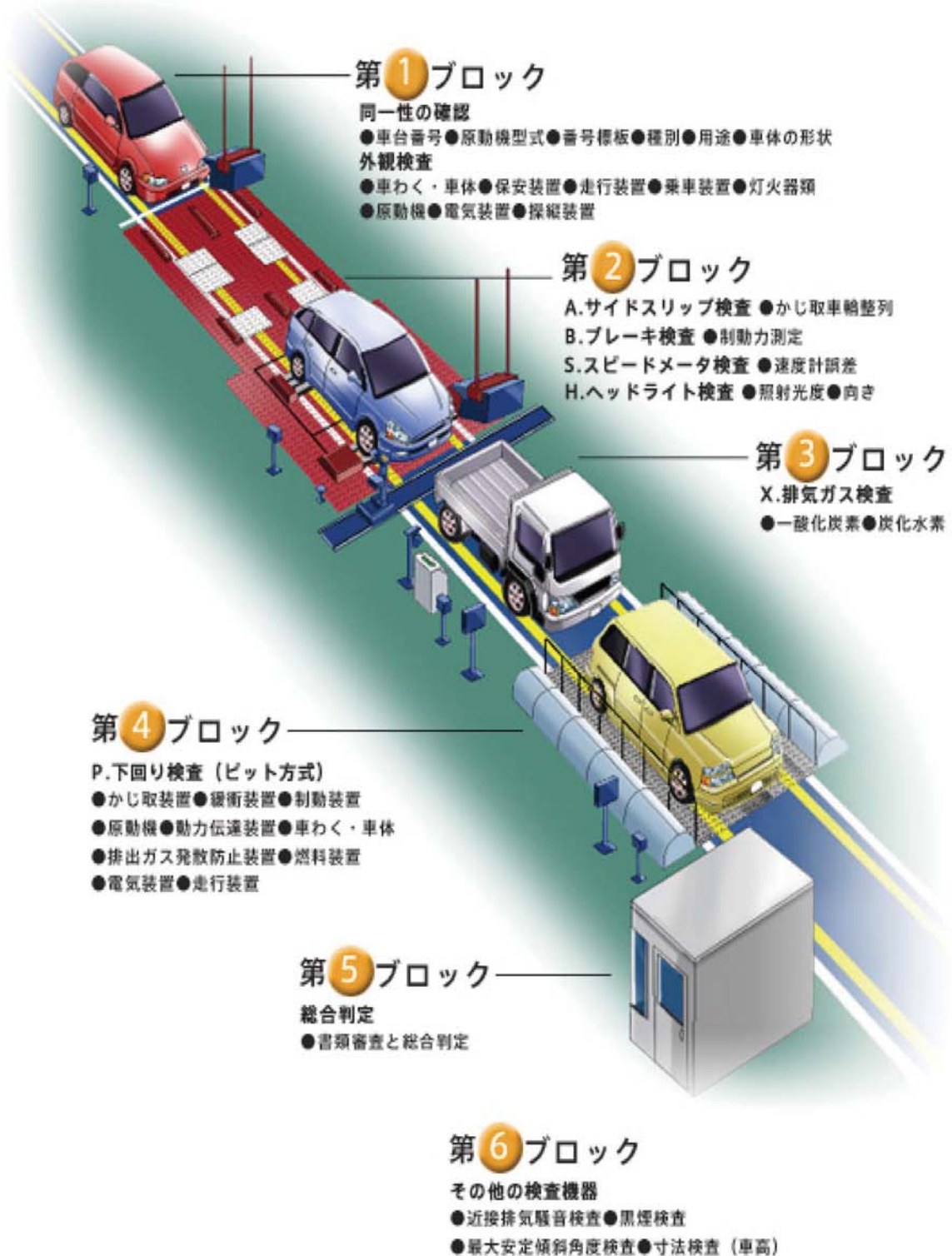
しかし、自動車によって使用状況や保守管理状況も異なります。また、使用者自らあえて保安基準に適合しない状態に改造してしまったりすることもあります。このため個々の自動車に対し、国が保安基準に適合することを定期的に確認するというものが車検（自動車の検査）の制度であり、使用者がきちんと自動車の保守管理を行っているかの確認という役割も持っています。

なお、平成14年7月から自動車の検査に関する業務のうち、自動車が保安基準に適合するかどうかの審査業務を自動車検査独立行政法人が行っています。ここでは、その時の保安基準適合性に関する判定基準について掲載しましたので、自動車分解整備事業の認証を受けた事業場における整備主任者としての業務の参考としてください。



検査コースにおける検査機器の配置と主な検査項目

(検査場によって機器等の配置に差異があります)



第①ブロック

同一性の確認

●車台番号 ●原動機型式 ●番号標板 ●種別 ●用途 ●車体の形状

車台番号、番号標板等、自動車の状態が車検証や検査票等の申請書類と同一かどうかを確認します。

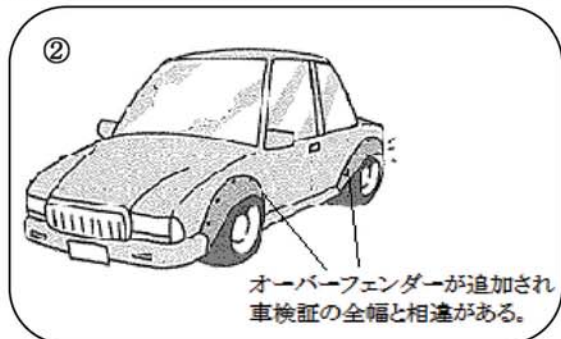
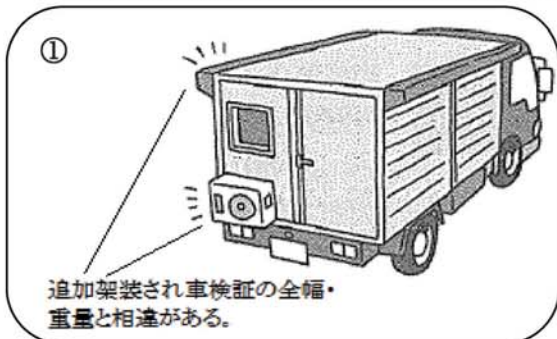


確認する主な内容は以下の通りです。

- 車台番号が申請書類と同じか
- 原動機(エンジン)型式が申請書類と同じか
- 番号標板(ナンバー)が申請書類と同じか
- 種別が申請書類と同じか
- 用途が変更されていないか
- 車体の形状が申請書類と同じか

※同一性に相違がある場合の事例

(架装が追加された場合は構造等変更検査などの手続きが必要となります。)



外観検査

●車わく・車体 ●保安装置 ●走行装置 ●乗車装置 ●灯火器類 ●原動機 ●電気装置

車わく・車体、装置類、灯火器類等について検査用ハンマーや目視等によって外観の保安基準適合性を確認します。



確認する主な内容は以下の通りです。

- 車わく(=シャシ)・車体に問題はないか
- 保安装置(クラクションなど)に問題はないか
- 走行装置(タイヤなど)に問題はないか
- 乗車装置(シートベルトなど)に問題はないか
- 灯火器類(ウインカーなど)に問題はないか

※外観検査等で保安基準不適合となる事例1 (不正改造車)

<p>1 灯火類の灯光の色を変更</p>	<p>2 運転者席・助手席の窓ガラスへの着色フィルム貼付け</p>	
<p>3 基準外ウイングの取付け</p>	<p>4 消音器(マフラー)の切断・取外し</p>	<p>5 タイヤおよびホイールの車体(フェンダー)外へのはみ出し</p>
<p>6</p> <p>A. 荷台さし枠の取り付け・燃料タンクの増設</p> <p>B. 突入防止装置の切断・取外し</p> <p>C. 排気管の開口方向違反</p>	<p>7 前面ガラス等への装飾板の装着</p>	
<p>8 速度抑制装置(スピードリミッター)の解除・取外し</p> <p>速度抑制装置付</p>		

※外観検査等で保安基準不適合となる事例2（不適切な補修等）

粘着テープによる補修



粘着テープによる補修



貼付したテープの上からカラーマジックでの着色



金属箔による排気管の開口方向の変更



ダンボールによるオーバーフェンダー



最大積載量をガムテープ記載



ホーンマークを紙に記載



シフトパターンを紙に記載



自動車検査独立行政法人審査事務規程（抜粋）

2-4 不適切な補修等

次の各号に掲げる補修等を行った自動車は、保安基準に適合しないものとする。

- ① 灯火器の破損、亀裂等が粘着テープ類により補修されているもの
- ② 各種ダストブーツ類の破損、亀裂等が針金類又は粘着テープ類により補修されているもの
- ③ 灯光の色の基準に適合させるため、灯火器の表面に貼付したフィルム等がカラーマジック、スプレー等で着色されているもの
- ④ 空き缶、金属箔、金属テープ又は非金属材料を用いて排気管の開口方向が変更されているもの
- ⑤ 排気管に空き缶、軍手、布類等の異物が詰められているもの
- ⑥ 走行装置の回転部分付近の車体（フェンダー等）にベルト類、ホース類、粘着テープ類、紙類、スポンジ類又は発泡スチロールが取り付けられているもの
- ⑦ 緊急自動車の警光灯に形状が類似した灯火（赤色以外のものを含み、教習用二輪車に備える教習用灯火を除く。）であって、当該灯火に係る電球、すべての配線及び灯火器本体（カバー類、粘着テープ類その他の材料により覆われているものを含む。）が取り外されていないもの
- ⑧ 不点灯状態にある灯火（光源を取り付けていても点灯することができない灯火を備えた状態で指定自動車等を受けている灯火、速度表示装置及び⑦の灯火を除く。）であって、当該灯火に係る電球及びすべての配線が取り外されていないもの
- ⑨ 番号灯の一部が点灯しないもの
- ⑩ 灯火器、シートベルト、座席後面の緩衝材、後写鏡、窓ガラス、オーバーフェンダー、排気管、座席、ブレーキホース、ブレーキパイプ、ショックアブソーバ、スプリング、タイロッド又は扉が粘着テープ類、ロープ類又は針金類で取り付けられているもの（指定自動車等に備えられたものと同じの方法で取り付けられたものを除く。）
- ⑪ 操縦装置の識別表示又は最大積載量の表示が貼り付けられた紙又は粘着テープ類（表示を目的として製作されたものを除く。）に記入されているもの及び表示された内容が容易に消えるもの

第②ブロック

このブロックで検査すること

- A. サイドスリップ検査 (かじ取り車輪整列)
- B. ブレーキ検査 (制動力測定)
- S. スピードメータ検査 (速度計誤差)
- H. ヘッドライト検査 (照射光度・向き)



このブロックでは、自動車が行く際に基本となる直進性能、制動能力、速度計の表示精度、前照灯の照射光度・向きについて、それぞれ検査機器による検査を行います。



A. サイドスリップ検査 (かじ取り車輪整列)



直進状態でのタイヤの横滑り量を検査します。(保安基準 第11条)

項目	判定基準
4輪以上の自動車のかじ取り車輪の横滑り量	走行1mにつき イン・アウト5mm以下 <small>※輸入車の一部に例外的取扱いがあります</small>

B.ブレーキ検査（制動力測定）



前輪、後輪、駐車ブレーキの制動力を検査します。(保安基準 第 12、13 条)

項		目	判定基準	
主制動装置	和	一般車両	制動力の総和(注1.3)	検査時車両状態の重量の4.90N/Kg(50%)以上
			後車輪の制動力の和	検査時車両状態の後軸重の0.98N/Kg(10%)以上
	トレーラ	制動力の和(注2.3)	検査時車両状態の軸重の4.90N/Kg(50%)以上	
	$\frac{\text{車両総重量}}{\text{車両重量}} \leq 1.25$ (最高速度80km/h未満)	制動力の総和(注1)	車両総重量の3.92N/Kg(40%)以上	
	左	右	差	検査時車両状態の軸重の0.78N/Kg(8%)以下
駐車ブレーキ		制動力の総和	検査時車両状態の重量の1.96N/Kg(20%)以上	
トレーラの緊急ブレーキ(分離ブレーキ)		制動力の総和	検査時車両状態の重量の1.96N/Kg(20%)以上	

検査時車両状態＝空車状態＋55kg（運転者1名）

(注1) 前軸のすべての車輪がロックし、それ以上計測が困難な場合は、その状態で適合とみなす。

(注2) 当該車両のすべての車輪がロックし、それ以上計測が困難な場合は、その状態で当該軸重の4.90N/kg(50%)以上とみなす。

(注3) 降雨等の天候条件によるブレーキテストローラー湿潤時は、3.92N/kg(40%)以上で制動力の総和が適合するものとする。

S.スピードメータ検査（速度計誤差）



スピードメータの表示精度を検査します。(保安基準 第 46 条)

項		目	判定基準	
指示の誤差	自動車の速度計が40km/hを指示した時の速度計試験機の指示値	平成18年12月31日以前製作車	一般車両	31.0km/h～44.4km/h
			二輪車及び側車付二輪車	29.1km/h～44.4km/h
		平成19年1月1日以降製作車	一般車両	31.0km/h～42.5km/h
			二輪車及び側車付二輪車	29.1km/h～42.5km/h

H.ヘッドライト検査（前照灯の照射光度・向き）



ヘッドライトの照射光度と光軸の向きが基準を満たしているか検査します。

（保安基準 第32条）

走行用前照灯

項 目		判定基準
光 度	4灯式前照灯 以外のもの	すれ違い前照灯が同時点灯しない構造 すれ違い前照灯が同時点灯する構造 但し12,000cdに満たない場合は、同時点灯する すれ違い用前照灯との光度の和が
	4灯式前照灯	主走行ビーム 但し12,000cdに満たない場合は、他の走行用前照灯との光度の和が
照 射 光 線 の 正 射	一般車両 二輪自動車、側車 付二輪自動車以外	左側（前方10mの位置で） 右側（前方10mの位置で）
	二輪自動車及び 側車付二輪自動車	（前方10mの位置で） （2灯式のものも、それぞれ27cm以内）
	光 軸	一 般 車 両
		前方10mの位置で1灯につき15,000cd以上 前方10mの位置で1灯につき12,000cd以上 前方10mの位置で 15,000cd以上 前方10mの位置で1灯につき12,000cd以上 前方10mの位置で 15,000cd以上 左27cm～右27cm以内 左27cm～右27cm以内 左27cm～右27cm以内 前方10mの位置で上方は10cm以下 下方は前照灯の取付高さの1/5以内

すれ違い用前照灯（平成10年9月1日以降に製作された自動車）

項 目		判定基準
光 度	カットオフ を有する	すれ違い前照灯中心高さ1m以下 すれ違い前照灯中心高さ1m超える
	カットオフ を有さない	最高光度点における光度が
光 軸 の 範 囲	カットオフ を有する	すれ違い前照灯中心高さ1m以下
		すれ違い前照灯中心高さ1m超える
	カットオフを有さない	
		左23cm下11cmの測定点で1灯につき6,400cd以上 左23cm下16cmの測定点で1灯につき6,400cd以上 6,400cd以上 前方10mにおいて 左図の点線内に エルボー点が 15cmあれば適合 前方10mにおいて 左図の点線内に エルボー点が 20cmあれば適合 左図の点線内に 最高光度点が あれば適合

第③ブロック

このブロックで検査すること

X.排気ガス検査(一酸化炭素・炭化水素)



排気ガス中の一酸化炭素(CO)、炭化水素(HC)濃度を検査します。

(保安基準 第31条)

成分	対象自動車	H10年規制		H10年規制以前
		判定基準	車両型式記号	判定基準
CO	4サイクル自動車	1%以下	GA, GBを除く2・3桁型式	4.5%以下
	4サイクル軽自動車	2%以下	2・3桁型式	
	2サイクル自動車	4.5%以下	-	
HC	4サイクル自動車	300ppm以下	GA, GBを除く2・3桁型式	1,200ppm以下
	4サイクル軽自動車	500ppm以下	2・3桁型式	
	2サイクル自動車	7,800ppm以下	-	7,800ppm以下
	特殊エンジン自動車	-	-	3,300ppm以下

(二輪車)

成分	対象自動車	H19年規制		H11年規制	
		判定基準	車両型式記号	判定基準	車両型式記号
CO	4サイクルオートバイ	3.0%以下	EAL, EBL	4.5%以下	BC
	2サイクルオートバイ				BD
HC	4サイクルオートバイ	1,000ppm以下	EAL, EBL	2,000ppm以下	BC
	2サイクルオートバイ			7,800ppm以下	BD

(大型特殊自動車)

成分	対象自動車	H19年規制		H19年規制以前
		判定基準	車両型式記号	
CO	大型特殊自動車	1%以下	EAT, EBT	-
HC		500ppm以下		-

第④ブロック

このブロックで検査すること

P.下回り検査（ピット方式）

- かじ取り装置
- 緩衝装置
- 制動装置
- 排出ガス発散防止装置
- 原動機
- 動力伝達装置
- 車わく・車体
- 燃料装置
- 電気装置
- 走行装置



確認する主な内容は以下の通りです。

- かじ取り装置に異常はないか
- 緩衝装置(サスペンション)などに異常はないか
- 制動装置(ブレーキ)の作動不良、液漏れなどはないか
- 原動機(エンジン)にオイル漏れなどないか
- 動力伝達装置(ミッション、デフ、ドライブシャフトなど)に問題はないか
- 車わく(=シャシ)・車体に問題はないか
- マフラーの取付不良、損傷などはないか
- 燃料の漏れなどはないか



車体震動装置で車体を前後・左右に揺らし、検査用ハンマー等による打音・目視等で検査します。

第⑤ブロック

総合判定

● 書類審査と総合判定



第1～4ブロックで行われた検査結果を総合的に判定し、あわせて必要書類の確認をします。その他の検査機器を使用して検査の必要があるとされた場合は第6ブロックでさらに検査を受けます。

合格の場合は「有効期間の更新」の手続きを行います。

継続検査受付窓口に次の書類を提出してください。

1. 自動車検査証
2. 自動車税納税証明書
3. 点検整備記録簿
4. 自賠責保険（共済）証明書
5. 自動車重量税納付書・印紙
6. 継続検査申請書
7. 自動車検査票・手数料納付書・印紙・証紙

新しい自動車検査証および検査標章（ステッカー）が交付されます。受け取ったら内容を確認してください。

不合格の場合は「再検査」の手続きを行います。

審査を行った場合に、自動車の構造・装置が保安基準の規定に適合しない状態（不適合）となったときは、不適合になった箇所を再度、点検・整備してください。

1回の検査申請に基づく再入場回数は2回が限度となっています。その際、検査コースの入口にある「申告ボタン」か電話を使って検査官に再入場である旨を伝え、不具合箇所の審査を行います。

初回の入場回数を含め3回までの審査に適合しない場合、再申請を行うことにより再度受検することができます。この場合は、新たに検査手数料が必要です。

※ 「限定自動車検査証」が必要な場合は、総合判定の検査官にその旨を伝え、事務庁舎の所定の窓口に申請書類を提出します。「限定自動車検査証」の交付を受けた場合は、不適合だった箇所の整備を行った後、「限定自動車検査証」の有効期間内に再入場し、不適合だった箇所を申告して審査を受けます。なお、「限定自動車検査証」の有効期間は受検日を含め最大15日間です（車検証の有効期間を超えて運行することはできませんのでご注意ください）。「限定自動車検査証」の有効期間内に再申請を行わない場合は、改めて全ての審査を受けることとなります。

第⑥ブロック

このブロックで検査すること（その他の検査）

その他の検査機器

このブロックでは、近接排気騒音検査、ディーゼル車の黒煙検査のほか、新規検査や構造等変更検査に必要な寸法検査や、最大安定傾斜角度検査などを行います。

●近接排気騒音検査<騒音防止装置>



排気管開口部の高さで、外側後方45°、開口部中心から0.5m離れた位置で、原動機の最高出力時の回転数の75%(5,000rpmを超える二輪自動車は50%)±3%の回転数で2回測定した平均値
(周波数補正回路A特性)

マフラーの音について検査します。(保安基準 第30条)

種別	項目	H13年規制	H12年規制	H11年規制	H10年規制	H10年規制前	
		判定基準	判定基準	判定基準	判定基準	判定基準	
(定員10人以下の乗用車、二輪車、側車付二輪車を除く)	総重量3.5t超 乗用	99dB以下				107dB以下	107dB以下
	150KW超 乗用以外	99dB以下				107dB以下	
	総重量3.5t超 全輪駆動車	98dB以下				105dB以下	
	150KW以下 全輪駆動車 乗用	98dB以下		105dB以下			
	以外 乗用以外	98dB以下	105dB以下				
	総重量1.7t超3.5t以下	97dB以下		103dB以下			
	総重量1.7t以下	97dB以下		103dB以下			
	軽自動車 運転者席の前方にエンジン	97dB以下		103dB以下			
	運転者席の前方にエンジン以外	97dB以下		103dB以下			
	定員10人以下の乗用車で普通・小型・軽(二輪・側車付二輪を除く)	後部エンジン	定員7人以上	100dB以下		103dB以下	
定員6人以下			100dB以下		103dB以下		
後部エンジン以外		定員7人以上	96dB以下		103dB以下		
		定員6人以下	96dB以下		103dB以下		
小型二輪車	94dB以下		99dB以下				
大型特殊・小型特殊						110dB以下	

※平成22年4月1日以降に製作された自動車(乗車定員11人以上の自動車、車輛総重量が3.5tを超える自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。)については、加速走行騒音基準も適用されます。

●警音器検査

警音器の音について検査します。(保安基準 第43条)

平成16年1月1日以降に製作された車	車両中心線上の自動車の前端から7m、高さ0.5~1.5mで音が最大となる位置で2回測定した平均値(周波数補正回路A特性)	判定基準	93~112dB
平成15年12月31日以前に製作された車	但し、次により計測することができる 車両中心線上の自動車の前端から2m、高さ1mの位置で2回測定した平均値(周波数補正回路C特性)	判定基準	90~115dB

●黒煙検査(排気ガスの黒煙汚染度又は光吸収係数)



ディーゼル排気ガスの黒煙汚染度又は光吸収係数について検査します。
(保安基準 第31条)

H9年規制以降			H5、6年規制		H5年規制以前	
	判定基準	車両型式記号	判定基準	車両型式記号	判定基準	車両型式記号
黒煙汚染度	25%以下	KA~KDを除く2桁型式、及びA、B、C、D、N、Pで始まる3桁型式の内、オバシ測定車(※注)以外	40%以下	KA、KB、KC、KD	50%以下	無、K、N、P、Q、S、U、W、X、Y
スクリーニング値	0.80m ⁻¹ 以下		1.62m ⁻¹ 以下		2.76m ⁻¹ 以下	
閾値	0.64m ⁻¹ 以下		1.29m ⁻¹ 以下		2.20m ⁻¹ 以下	

オバシ測定車(※注)					
ポスト新長期規制車			H17年規制		
	判定基準	車両型式記号	判定基準	車両型式記号	
規制値	0.50m ⁻¹ 以下	L、F、M、R、Sで始まる3桁型式	0.80m ⁻¹ 以下	A、B、C、D、N、Pで始まる3桁型式の内、オバシ測定車(※注)	
閾値	0.40m ⁻¹ 以下		0.64m ⁻¹ 以下		

(※注)オバシ測定車とは

- ①自動車検査証の備考欄に「オバシメータ測定」と記載があるもの。
- ②型式指定番号が「16000番以降」のもの。(特殊自動車を除く)
- ③車検証の型式欄の排出ガス記号がないもので

- 乗用車(定員10人以下)及びその他の車両(車両総重量1.7tを超え2.5t以下及び車両総重量3.5tを超え12t以下を除く)は、平成22年9月1日以降生産車
- 乗用車(定員10人以下)を除く車両のうち、車両総重量1.7tを超え2.5t以下及び車両総重量3.5tを超え12t以下の車両は、平成23年9月1日以降生産車

大型特殊自動車(ディーゼル車)					
H18年規制					
	判定基準	車両型式記号			
黒煙汚染度	25%以下	JDS		/	
スクリーニング値	0.80m ⁻¹ 以下				
閾値	0.64m ⁻¹ 以下				
H19年規制					
	判定基準	車両型式記号	判定基準	車両型式記号	
黒煙汚染度	25%以下	EDR	40%以下	EDM	
スクリーニング値	0.80m ⁻¹ 以下		1.62m ⁻¹ 以下		
閾値	0.64m ⁻¹ 以下		1.29m ⁻¹ 以下		
H20年規制					
	判定基準	車両型式記号	判定基準	車両型式記号	
黒煙汚染度	30%以下	KDP	35%以下	KDN	
スクリーニング値	1.01m ⁻¹ 以下		1.27m ⁻¹ 以下		
閾値	0.80m ⁻¹ 以下		1.01m ⁻¹ 以下		

※閾値とは検査の合理化を図るため、規制値よりも厳しい値をいう。

●寸法検査(長さ、幅及び高さ)



自動車の長さ、幅及び高さについて検査します。(保安基準 第2条)

第2条 (抜粋)自動車は、告示で定める方法により測定した場合において、長さ(セミトレーラにあっては、連結装置中心から当該セミトレーラの後端までの水平距離)12メートル、幅2.5メートル、高さ3.8メートルを超えてはならない。

●最大安定傾斜角度検査(安定性)



自動車の安定性について検査します。(保安基準 第5条)

第5条 自動車は、安定した走行を確保できるものとして、安定性に関し告示で定める基準に適合しなければならない。

5-6-1 テスタ等による審査(抜粋)

(1)自動車は、安定した走行運行を確保できるものとして、視認その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合しなければならない。(保安基準第5条関係、細目告示第164条関係)

- ④空車状態において、自動車(二輪自動車及び被牽引自動車を除く。)を左側及び右側に、それぞれ35°(側車付二輪自動車にあっては25° 最高速度20Km/h未満の自動車又は車両総重量が車両重量の1.2倍以下の自動車にあっては30°)まで傾けた場合に転覆しないこと。この場合において、「左側及び右側に傾ける」とは、自動車の中心線に直角に左又は右に傾けることではなく、実際の転覆のおこる外側の前後車輪の接地点を結んだ線を軸として、その側に傾けることをいう。

3. 指定部品の取扱いについて

自動車部品の装着については、国民負担軽減を図る観点から、自動車の構造・装置の軽微な変更時における諸手続きについて、安全及び公害の防止上、支障が生じない範囲において、構造変更検査の簡素化の措置が講じられたものです。

自動車部品装着時の条件

- ①自動車部品の装着したときの寸法（長さ、幅及び高さ）及び車両重量が一定範囲である場合
- ②指定する自動車部品（以下指定部品という）を溶接又はリベット以外の取付け方法により装着した場合

以上の場合、自動車検査証記載事項変更及び構造変更検査が不要となります。

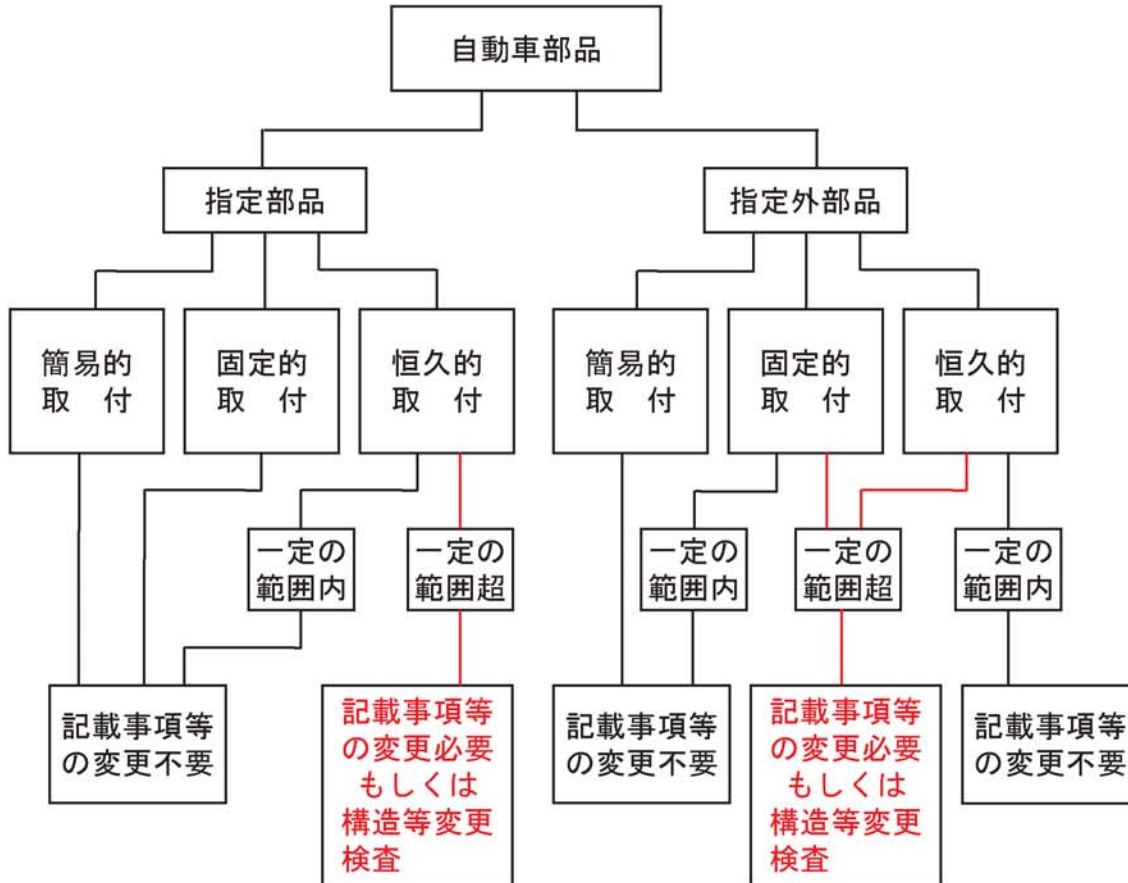
指定部品を使用する場合、当該部品製造者等が明示している取扱い説明書等に従い、装着、また、使用することとなりますが、いうまでもなく、自動車にいかなる部品を装着し使用する場合でも、自動車ユーザーは道路運送車両法の保安基準に適合させた状態を維持しなければなりません。

そのため自動車分解整備事業者においては、点検・整備及び検査時または部品を装着する時は、保安基準に適合していることを確認しなければなりません。

自動車部品の装着した自動車の判断の流れ

自動車部品の装着した場合、その部品が「指定部品」か「指定外部品」かを判断し、その取付方法（簡易的取付方法、固定的取付方法、恒久的取付方法）により、自動車検査証の記載事項変更及び構造等変更検査の手続きを要するかどうか判断する必要があります。なお、手続の要・不要は次表のフローチャートにより判断してください。

指定部品の取扱い



1. 指定部品とは

使用過程車において保安基準に適合する範囲ないにおいて自動車の部品を取付けたり取り外したりを容易にできる取扱い。別紙一覧に出ている名称の部品が指定部品として扱われる。それ以外は全て指定外部品となる。

2. 取付方法について

取付方法	内 容
簡易的取付	工具等を使わないで取付できる（蝶ネジ等）
固定的取付	工具等を使って取付する（ボルト・ナット等による）
恒久的取付	リベット・溶接による取付

3. 一定範囲について

種 別	項 目	全長	全幅	全高	車両重量
		軽自動車・小型自動車	±3cm	±2cm	±4cm
普通自動車・大型特殊自動車				±100Kg	

※自動車は全長12.0m 全幅2.5m 全高3.8mを超えてはならない

例 1



部品名	部品区分	取付方法	取扱い注意点
タイヤ	指定部品	固定的	回転部分の突出・外径等
ホイール	指定部品	固定的	JWL等の規格・回転部分の突出等
フロントスポイラー	指定部品	固定的	前端になる場合エアスポイラの構造基準を満たすこと
サイドステップ	指定部品	固定的	突起状態になっていないこと
ショックアブソーバー	指定部品	固定的	車高調整式の場合調整範囲全てにおいて保安基準を満たすこと
コイルスプリング	指定部品	固定的	切断・締付け具の使用がないこと・ジャッキアップしても離脱しないこと

ショックアブソーバー

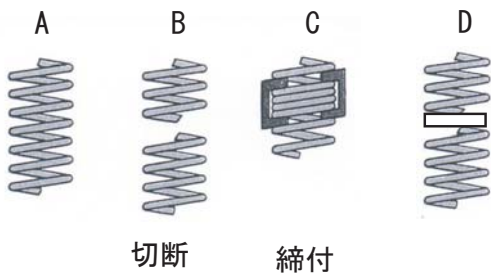
純正品から社外品の交換可能



注意



油圧式からエア式に交換もしくはその逆も改造申請になります。



コイルスプリング

- ・純正品から社外品の交換可能
- 全高 4 cm以下 変更なし
- 全高 4 cm超える 変更なし
- ※B・Cの場合は不適合になります。
- Dのようにスペーサーが途中にあっても適合します。(但し遊びがないこと)

例 2



部品名	部品区分	取付方法	取扱い注意点
タイヤ	指定部品	固定的	回転部分の突出・外径等
ホイール	指定部品	固定的	JWL-T等の規格・回転部分の突出等
キャリア	指定部品	固定的	恒久的取付でなければ問題なし
オーバーフェンダー	指定外部品	固定的	最外側より2cm以上出の場合構造変更（注1）
リーフスプリング	指定外部品	固定的	下記参照
シャックル	指定外部品	固定的	下記参照
シュノーケル	指定外部品	固定的	最外側より2cm以上出るかもしくは全高が4cm以上変わる場合構造変更

注1. 標準車の取付が簡易的取付の場合を除き固定・恒久的取付方法しか認められない。

シャックル

- ・純正品から社外品等に変更する場合
改造申請になります。

リーフスプリング

- ・リーフを増やす場合
全高4cm以下 変更なし
全高4cm超える 構造変更
- ・リーフを純正品から変更する場合
改造申請になります。
- ・リーフを減らす場合
改造申請になります。

トーションバースプリング

- 全高4cm以下 変更なし
全高4cm超える 構造変更

ブロック

- 全高4cm以下 変更なし
全高4cm超える 構造変更



「自動車部品を装着した場合の構造等変更検査時等における 取扱いについて（依命通達）」の細部取扱いについて

各地方運輸局整備部長殿 自 技 第 235 号 自動車交通局技術安全部
沖縄総合事務局運輸部長殿 平成7年11月16日 技術企画課長
改正 国 自 技 第 6 号
平成15年4月8日

平成7年11月16日付自技第234号、自整第262号「自動車部品を装着した場合の構造等変更検査時等における取扱いについて（依命通達）」により通達したところであるが、本通達記1中「エア・スポイラ、ルーフ・ラック、ショック・アブソーバ、トレーラ・ヒッチ等別途定める自動車部品（指定部品）」とは、別紙に示す自動車部品をいうこととしたので、了知されたい。

別 紙

「エア・スポイラ、ルーフ・ラック、ショック・アブソーバ、トレーラ・ヒッチ等別途定める自動車部品（指定部品）」とは、以下の自動車部品をいう。

I アクセサリー等の自動車部品

1. 車体まわり関係

(1) 空気流を調整等するための自動車部品

エア・スポイラ、エア・ダム、フード・ウインド、デフレクター、フード・スクープ、ルーバー、フェンダー・スカート、ピックアップ・トラック・ランニングボード、その他エアロパーツ類、二輪車のカウル類、二輪車のウインド・シールド

(2) 手荷物等を運搬するための部品

ルーフ・ラック、エンクロズド・ラゲージ・キャリア、バイク／スキー・ラック、その他ラック類

注：道路交通法第55条第2項に定める積載の方法に抵触する蓋然性の高いものは、自動車の構造装置として記載事項の変更申請があった場合でも、これを認めないものとする。

(3) その他の部品

サンルーフ、コンバーチブル・トップ、キャンパー・シェル、窓フィルム（コーティングを含む）、キャンピングカー用日除け、ロール・バー、バンパー・ガード、フェンダー・カバー、その他カバー類、ヘッド・ライト／フォグライト・カバー、その他灯火器カバー類、グリル・ガード、バンパ／プッシュ・バー、ドア等プロテクター、アンダー・ガード、その他ガード類、ラダー、サン・バイザー、ルーフトップ・バイザー、その他バイザー類、ウィンチ、けん引フック、トウバー、ロープ・フック、水／泥はねよけ、アンテナ、トラック・ヘッド・ライナー、グラフィック・パッケージ／テープ・ストリップ・キット、ボディー・サイド・モールディング、デフレクター／スクリーン（グリル）、コーナー・ポール、コーナー等のセンサー、後方監視用カメラ、車間距離警報装置

二輪車：グラブ・バー、バック・レスト、ステップ、クラッチ／ブレーキ・レバー

注：車体まわり関係の自動車部品を装着することにより、歩行者、自転車等乗員に接触するおそれのある車体外側表面部位は、外側に向けて先端が尖った又は鋭い部分があってはならない。

2. 原動機、排気系統関係の部品

リモコン・エンジン・スターター、エキゾースト・パイプ・チップ／エクステンション

3. 車室内に設置する部品

空気清浄機、エア・コンディショナー、ナビゲーション、無線機、自動車電話、オーディオ、その他音響機器類、盗難防止システム、エア・バッグ

4. その他

ナンバー取付ステー、任意灯火器類

Ⅱ 運行に当たり機能する自動車部品

1. 走行装置関係の部品

- (1) タイヤ
- (2) ホイール

2. 操縦装置関係の部品

- (1) ステアリング・ホイール（二輪車のステアリング・ハンドルは除く。）
- (2) パワ・ステアリング（ギア・ボックスと一体のものを除く。）
- (3) 変速レバー・シフトノブ
- (4) 身体障害者用操作装置の部品（次の変更内容に係る部品に限る。）
 - ① ステアリング・ホイールへの旋回ノブの取り付け
 - ② アクセル、クラッチ、ブレーキ等への手動操作部品の取り付け
 - ③ 方向指示器レバーの移設又は足踏み方式部品の取り付け
 - ④ 足踏み式駐車ブレーキへの手押しレバーの取り付け
 - ⑤ ペダル類にペダルを延長するための部品の取り付け
 - ⑥ 助手席への補助ブレーキ・ペダルの一時的な取り付け
 - ⑦ アクセル・ペダル又はブレーキ・ペダルの移設又は増設取り付け

3. 緩衝装置関係の部品

- (1) コイル・スプリング
- (2) ショック・アブソーバ
- (3) ストラット
- (4) ストラット・タワー・バー

注：上記(2)及び(3)の部品を変更して装着することにより、走行中運転者席等において車両姿勢を容易かつ急激に変化させることができるものであってはならない。

4. 連結装置関係の部品

- (1) トレーラ・ヒッチ
- (2) ボール・カップラ

5. 騒音防止装置関係の部品

- (1) マフラー
- (2) 排気管

6. その他の部品

- (1) 規定灯火器類
- (2) ミラー
- (3) ディーゼル微粒子除去装置（酸化触媒、DPF等）

以 上

II. 自動車分解整備事業者の 立入検査結果等

Ⅱ. 自動車分解整備事業者の立入検査結果等

1. 自動車分解整備事業者の立入検査結果（平成22年度）

平成22年度における関東運輸局管内の運輸支局において実施した自動車分解整備事業者に対する立入検査結果は、次のとおりです。

(1) 立入検査事業場数

立入検査事業場数は、1,033事業場でした。

立入検査は、新規認証工場（事前審査を含む。）、移転工場、対象自動車の追加工場、整備主任者の定期研修を受講していない工場、警察当局等からの通報や苦情があった工場、所在が不明な工場等について実施しました。

また、過去5年間における立入検査の実施状況は〈表Ⅱ－1〉のとおりです。

〈表Ⅱ－1〉過去5年間の自動車分解整備事業者の立入検査状況

項目 年度	新規	移転追加	所在不明	整備主任者 研修未受講	苦情	表彰	その他	計
18	391	195	12	1	32	143	744	1,518
19	761	259	34	18	24	327	844	2,267
20	650	207	69	1	79	215	583	1,804
21	683	244	75	1	55	180	335	1,573
22	399	183	15	15	20	170	231	1,033

(2) 立入検査結果に基づく行政処分状況

立入検査の結果、道路運送車両法等関係法令に違反する重大な事実が認められた事業場に対しては、道路運送車両法第93条の規定に基づき、事業の停止等の行政処分を行っていますが、平成22年度の処分状況は〈表Ⅱ－2〉のとおりです。

また、平成22年度も事業者所在不明に係る取消処分がありました。事業廃業後、廃止届出を行っていなかったことが原因と思われます。

〈表Ⅱ－2〉自動車分解整備事業者の処分状況

	運輸局長処分等			運輸支局長処分等		
	認証取消	事業停止	文書警告	改善命令	文書警告	口頭警告
件数	3	10	4	0	4	4

注) 表中「文書警告」は、処分基準に基づく場合のみ計上している。
(事業停止等に伴う改善報告は含まず)

〈表Ⅱ－３〉過去５年間の自動車分解整備事業者の運輸局長処分

項目 年度	立入検査 件数	処 分 事業場数	処 分 等 の 内 訳					認 証 工場数
			認証取消	事業停止	改善命令	警 告	計	
18	1,518	51	0	31	0	51	82	23,839
19	2,267	33	4	29	0	29	62	24,129
20	1,804	30	3	27	0	0	30	24,357
21	1,573	23	1	22	0	1	24	24,499
22	1,033	17	3	10	0	4	17	24,587

注１）複数の処分を受けている事業場があるため、処分事業場数と処分件数は相違する。

注２）認証工場数は各年度とも３月末の数値を示す。

注３）２０年度より「文書警告」は、処分基準に基づく場合のみ計上している。

（事業停止等に伴う改善報告は含まず）

（３）法令違反指示事項等

過去５年間における法令違反の指摘状況は、〈表Ⅱ－４〉のとおりです。

〈表Ⅱ－４〉過去５年間の法令違反指摘内容

指摘事項	年 度				
	18	19	20	21	22
整備主任者の業務に関するもの	3 (3.8%)	2 (2.2%)	3 (3.8%)	3 (4.1%)	1 (3.2%)
認証基準に関するもの	5 (6.4%)	3 (3.2%)	2 (2.6%)	5 (6.8%)	1 (3.2%)
遵守事項に関するもの	18 (23.1%)	20 (21.5%)	20 (25.6%)	13 (17.6%)	6 (19.4%)
変更届等に関するもの	5 (6.4%)	8 (8.6%)	9 (11.5%)	3 (4.1%)	2 (6.5%)
分解整備記録簿等に関するもの	25 (32.1%)	27 (29.0%)	16 (20.5%)	33 (44.6%)	13 (41.9%)
その他法令違反に関するもの	22 (28.2%)	33 (35.5%)	28 (35.9%)	17 (23.0%)	8 (25.8%)
合 計	78 (100%)	93 (100%)	78 (100%)	74 (100%)	31 (100%)

2. 自動車分解整備事業の廃止理由調査結果

平成22年度中に関東運輸局管内において、自動車分解整備事業の廃止届のあった事業場数は310工場であり、主な廃止理由は、事業合理化が88件（28.4%）、自己都合が76件（24.5%）、次いで後継者難が44件（14.2%）、以下〈表Ⅱ－5〉の順となっています。

また、過去5年間における廃止理由状況は、〈表Ⅱ－6〉のとおりです。

〈表Ⅱ－5〉自動車分解整備事業者の廃止理由調査結果

支局別	廃止理由											計
	経営不振	倒産	工員不足	後継者難	事業合理化	移転立退	転業	合併	組合参加	自己都合	その他	
東京	6	2	1	13	23	14	1	0	0	30	10	100
神奈川	1	1	2	3	19	3	0	1	0	8	2	40
埼玉	12	2	0	10	11	5	1	0	0	13	7	61
群馬	1	0	0	9	8	2	0	0	0	2	2	24
千葉	7	1	3	4	13	1	0	2	0	9	3	43
茨城	0	0	1	1	6	0	0	0	0	9	1	18
栃木	4	0	0	4	7	1	0	0	0	3	0	19
山梨	1	0	0	0	1	0	0	1	0	2	0	5
局計	32	6	7	44	88	26	2	4	0	76	25	310
構成比 (%)	10.3%	1.9%	2.3%	14.2%	28.4%	8.4%	0.6%	1.3%	0.0%	24.5%	8.1%	100.0%

〈表Ⅱ－6〉過去5年間の自動車分解整備事業の廃止理由調査結果

項目 年度	廃止理由										計
	経営不振	倒産	工員不足	後継者難 事業者 死亡	事業合理化	移転立退	転業	合併	組合参加	自己都合 及び その他	
18	42	7	12	57	88	30	5	6	0	111	358
19	31	18	3	55	114	31	9	9	1	113	384
20	37	11	10	79	111	41	5	6	8	141	449
21	46	19	15	49	165	30	10	4	0	139	477
22	32	6	7	44	88	26	2	4	0	101	310

3. 自動車分解整備事業者の違反事例

最近の関東運輸局管内の自動車分解整備事業者の法令違反等による行政処分を例示します

【その1】分解整備作業に重大な瑕疵があった①

使用者から、過去に当該事業場でトランスアクスルケースのオイル漏れの一般整備を行った車両について、納車後に異音が生じたために再度当該事業場へ入庫したところ、右前輪タイヤが外側に大きく傾斜して走行不能になった旨の通報が、国土交通省ホットラインステーションにあった。通報に基づき、当該事業場に特別監査で立ち入り、関係帳票類の提示を求め調査したところ、トランスアクスルケースのオイルシールの交換のために前輪ナックルスピンドル上部取付ボルトを取り外して前輪ドライブシャフトの脱着作業を行っていた。これを組み付ける際のナックルスピンドル取付ボルトを締付けるトルク不足が原因で、2本の取付ボルトの内1本が外れ、タイヤが外側に大きく傾斜して走行不能となったことが確認された。また当該作業における分解整備記録簿の一部に記載漏れがあった。

1. 事業場の概要及び組織

昭和42年に認証を取得後、平成17年に指定整備工場となったディーラーである
監査時の工員数は11名で、その内整備主任者は7名である

2. 行政処分の内容

自動車分解整備事業の停止（10日間）

3. 法令違反の内容

- (1) 分解整備作業に重大な瑕疵があったこと
（道路運送車両法第90条違反）
- (2) 分解整備記録簿の一部に記載漏れがあったこと
（道路運送車両法第91条第1項違反）

4. 法令違反に至った原因

- (1) 取付ボルトを締付ける際のトルクの管理不足
- (2) 分解整備後の出来映え確認を整備主任者が行ったが、締付け不足を発見出来なかった
- (3) 分解整備記録簿の重要性の認識が甘く、記載について気の緩み、チェック体制の甘さがあり記載漏れを発見出来なかった

5. その他

事業者は、分解整備を行った際には所要の事項について分解整備記録簿に記載しなければならない

【その2】 分解整備作業に重大な瑕疵があった②

事業者から、当該事業場において行った整備のミスにより納車後、ドライブシャフトごと車輪が脱落し、使用者が単独事故を起こしてしまった旨の申告があった。申告に基づき、当該事業場へ立ち入り、関係帳票類の提示を求め調査したところ、左後軸リヤアクスルシャフト部のオイルシールを交換する際に必要なベアリングの脱着作業を行っていた。これを組み付ける際のベアリング緩み止めシムの取付ビスの締付ける不足が原因で、ドライブシャフトごと車輪が脱落し走行不能となったことが確認された。その他、認証の対象とする自動車の種類以外の車両に対して分解整備を行ったこと等、整備主任者として分解整備等に関する統括管理が出来ていなかったことが確認された。

1. 事業場の概要及び組織

平成10年に認証を取得した専門工場である

監査時の工員数は3名で、その内整備主任者は1名である

2. 行政処分の内容

自動車分解整備事業の停止（15日間）

3. 法令違反の内容

- (1) 分解整備作業に重大な瑕疵があったこと
（道路運送車両法第90条違反）
- (2) 対象とする自動車の種類以外を分解整備したこと
（道路運送車両法第93条第2項違反）
- (3) 分解整備記録簿の虚偽記載をしたこと
（道路運送車両法第91条第1項違反）
- (4) 分解整備記録簿の一部に記載漏れがあったこと
（道路運送車両法第91条第1項違反）
- (5) 整備主任者の分解整備等に関する統括管理不備
（道路運送車両法第91条の3違反）

4. 法令違反に至った原因

- (1) 取付ビスを締付ける際の締付け不足
- (2) 分解整備後の出来映え確認を行っておらず、締付け不足を発見出来なかった
- (3) 整備主任者であるにもかかわらず、事業場の認証内容を把握していなかった
- (4) 分解整備記録簿の重要性の認識が甘く、記載について他の工員の指導やチェック体制の甘さがあり虚偽記載や記載漏れを発見出来なかった

5. その他

事業者は、分解整備を行った際には所要の事項について分解整備記録簿に記載しなければならない

【その3】 指定整備事業場（民間車検場）にペーパー車検を依頼したこと

支局が行った街頭検査において、不正改造車に対して整備命令書を交付したが、当該車両は有効期間の更新を行って間もない車両であった。当該車両の継続検査の手続きを行っていた指定整備事業場のA自動車株式会社に対して特別監査を実施したところ、当該認証事業場から車両を入庫せず、いわゆるペーパー車検で当該車両の車検依頼を受けていたことが判明した。そのため、当該認証事業場に立入検査を実施し、関係帳票類の提示を求め調査したところ、A自動車株式会社に対して5台のペーパー車検を依頼していたこと等が確認された。

1. 事業場の概要及び組織

平成18年に認証を取得した専業工場である

監査時の工員数は2名、事業者が整備主任者を兼務している

2. 行政処分の内容

自動車分解整備事業の停止（30日間）

3. 法令違反の内容

(1) ペーパー車検を依頼したこと

（道路運送車両法第91条の3違反）

(2) 分解整備記録簿の記載がなかったこと

（道路運送車両法第91条第1項）

(3) 分解整備記録簿の一部に記載漏れがあったこと

（道路運送車両法第91条第1項）

4. 法令違反に至った原因

整備事業者として自動車分解整備事業に対する認識が甘く、関係法令に対する遵法精神が著しく欠如していた

5. その他

整備事業者は、他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、又は他人が違反行為をすることを助けないこと

Ⅲ. 自動車検査独立行政法人審査 事務規程の一部改正について

Ⅲ. 自動車検査独立行政法人審査事務規程の一部改正について

プレスリリース

平成22年 9月30日

—審査事務規程の第54次改正—

側方照射灯、側方灯等の取付位置などに関する規定の改正

自動車検査独立行政法人（略称：自動車検査法人）は、側方照射灯の取付位置に関する規定を変更することなどについて、審査事務規程の一部改正を行い、平成22年10月1日から施行します。

本改正は、平成22年8月19日に公布された「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部改正」を実施するために所要の改正を行うものです。

主な改正の概要は、次のとおりです。

1. 側方照射灯、側方灯及び側方反射器の取付位置の規定を改正

(1) 側方照射灯の取付位置について、自動車の最外側から400mm 以内の要件を廃止し、車両中心面の両側に1個ずつ設置することとします。

(4-62-3(1)⑤、5-62-3(1)⑤)

(2) 長さが6mを超え7m以下の乗車定員10人未満の専ら乗用の用に供する自動車の側方灯及び側方反射器の取付位置について、自動車の前端から3m以内及び後端から車両全長の1/3以内に装着することとします。

(4-66-3(1)⑧、4-67-3(1)③、5-66-3(1)⑧、5-67-3(1)③)

2. 再帰反射材の取付間隔の規定を改正

貨物自動車等に取り付けることができる再帰反射材の取付間隔について、新たに1000mm以下の間隔で取り付けることができることとします。

(4-75-3(1)⑥、5-75-3(1)⑥)

3. 方向指示器の視認角度の規定を改正

二輪自動車、側車付二輪自動車並びに三輪自動車に備える側面方向指示器の側面方向からの視認角度の要件について、乗用車などに備える側面方向指示器の要件と同様とします。

(4-79-2-1(1)③、5-79-2-1(1)③)

新	旧
<p>3-3 審査結果通知書の記載方法</p> <p>3-3-1 車台番号及び原動機型式欄</p> <p>2-8により同一であることを確認したときは、検査票1又は検査票2の所定の欄に押印を行うものとする。また、カーボン紙等を用いずに検査票1又は検査票2に直接ボールペン等により車台番号が記入されている場合には、検査票1又は検査票2の欄外等に車台番号の下二桁をボールペン等で記載する。なお、国において予約確認時に同様の措置を講じた場合はこの限りではない。</p> <p>4-27 衝突時の車枠及び車体の保護性能</p> <p>4-27-1 性能要件（書面等による審査）</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 次に掲げるものは、(7)の基準に適合するものとする。（細目告示第100条第12項関係）</p> <p>① 運転者室及び客室を取り囲む部分が指定自動車等と同一の構造を有する車枠及び車体であって、かつ、その側面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないもの</p> <p>② 法第75条の2第1項の規定に基づく装置の指定を受けた側面衝突時の乗員保護装置と同一の構造を有するものであって、かつ、その側面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のない車枠及び車体</p> <p>③ 協定規則第95号に適合する装置</p> <p>(9)～(11) (略)</p> <p>4-27-2～3 (略)</p> <p>4-27-4 適用関係の整理</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>[少行者保護の適用除外]</p> <p>(6) 次に掲げる自動車については、4-27-10（従前規定の適用⑥）の規定を適用する。（適用関係告示第15条第4項、第5項関係）</p> <p>① (略)</p> <p>② 次の各号に掲げる自動車のいずれにも該当するもの</p> <p>ア 次のいずれかに該当する自動車</p> <p>(7)～(i) (略)</p> <p>(j) 4-27-1(7)の規定が適用される自動車のうち貨物の運送の用に供するもの</p> <p>(k)～(h) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(7)～(8) (略)</p> <p>4-27-5～9 (略)</p>	<p>3-3 審査結果通知書の記載方法</p> <p>3-3-1 車台番号及び原動機型式欄</p> <p>2-8により同一であることを確認したときは、検査票1又は検査票2の所定の欄に押印を行うものとする。また、カーボン紙等を用いずに検査票1又は検査票2に直接ボールペン等により車台番号が記入されている場合には、検査票1又は検査票2の欄外等に車台番号の下二桁をボールペン等で記載する。なお、国において予約確認時に同様の措置を講じた場合はこの限りではない。</p> <p>4-27 衝突時の車枠及び車体の保護性能</p> <p>4-27-1 性能要件（書面等による審査）</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 次に掲げるものは、(7)の基準に適合するものとする。（細目告示第100条第12項関係）</p> <p>① 運転者室及び客室を取り囲む部分が指定自動車等と同一の構造を有する車枠及び車体であって、かつ、その側面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないもの</p> <p>② 法第75条の2第1項の規定に基づく装置の指定を受けた側面衝突時の乗員保護装置と同一の構造を有するものであって、かつ、その側面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のない車枠及び車体</p> <p>(9)～(11) (略)</p> <p>4-27-2～3 (略)</p> <p>4-27-4 適用関係の整理</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>[少行者保護の適用除外]</p> <p>(6) 次に掲げる自動車については、4-27-10（従前規定の適用⑥）の規定を適用する。（適用関係告示第15条第4項、第5項関係）</p> <p>① (略)</p> <p>② 次の各号に掲げる自動車のいずれにも該当するもの</p> <p>ア 次のいずれかに該当する自動車</p> <p>(7)～(i) (略)</p> <p>(j) 4-27-1(11)の規定が適用される自動車のうち貨物の運送の用に供するもの</p> <p>(k)～(h) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(7)～(8) (略)</p> <p>4-27-5～9 (略)</p>
<p>4-27-10 従前規定の適用 ⑥</p> <p>次に掲げる自動車については、4-27-10-1から4-27-10-4までの基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第15条第4項、第5項関係）</p> <p>① (略)</p> <p>② 次の各号に掲げる自動車のいずれにも該当するもの</p> <p>ア 次のいずれかに該当する自動車</p> <p>(7)～(i) (略)</p> <p>(j) 4-27-1(7)の規定が適用される自動車のうち貨物の運送の用に供するもの</p> <p>(k)～(h) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>4-27-10～12 (略)</p> <p>4-36 座席ベルト等</p> <p>4-36-1 (略)</p> <p>4-36-2 性能要件（書面等による審査）</p> <p>(1) 4-36-1に規定する座席ベルトの取付装置は、座席ベルトから受ける荷重等に十分耐え、かつ、取り付けられる座席ベルトが有効に作用し、かつ、乗降の支障とならないものとして強度、取付位置等に関し、書面その他適切な方法により審査した場合には、協定規則第14号第7改訂版補足改訂版の技術的な要件(規則5.、6.及び7.に限る。)に定める基準に適合するものでなければならない。</p> <p>この場合において、次に掲げる座席ベルトの取付装置であって損傷のないものは、この基準に適合するものとする。（保安基準第22条の3第2項関係、細目告示第30条第2項関係、細目告示第108条第4項関係）</p> <p>①～② (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>4-36-3～10 (略)</p> <p>4-47 窓ガラス貼付物等</p> <p>4-47-1 性能要件</p> <p>4-47-1-1 視認等による審査</p> <p>(1) 4-46-1(5)に規定する窓ガラスには、次に掲げる物以外の物が装着（窓ガラスの一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。以下4-47-1-1及び4-47-1-2において同じ。）され、はり付けられ、塗装され、又は刻印されているはならない。ただし、窓ふき器及び自動車製作者が付したことが明らかである刻印については、この限りでない。（保安基準第29条第4項関係、細目告示第39条第3項関係、細目告示第117条第4項関係）</p> <p>①～⑦ (略)</p> <p>⑧ 道路等に設置された通信設備との通信のための機器、道路及び交通状況に係る情報の入手のためのカメラ、車両間の距離を測定するための機器、雨滴等を検知して窓ふき器を自動的に作動させるための感知器又は受光量を感じて前照灯、車幅灯</p>	<p>4-27-10 従前規定の適用 ⑥</p> <p>次に掲げる自動車については、4-27-10-1から4-27-10-4までの基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第15条第4項、第5項関係）</p> <p>① (略)</p> <p>② 次の各号に掲げる自動車のいずれにも該当するもの</p> <p>ア 次のいずれかに該当する自動車</p> <p>(7)～(i) (略)</p> <p>(j) 4-27-1(11)の規定が適用される自動車のうち貨物の運送の用に供するもの</p> <p>(k)～(h) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>4-27-10～12 (略)</p> <p>4-36 座席ベルト等</p> <p>4-36-1 (略)</p> <p>4-36-2 性能要件（書面等による審査）</p> <p>(1) 4-36-1に規定する座席ベルトの取付装置は、座席ベルトから受ける荷重等に十分耐え、かつ、取り付けられる座席ベルトが有効に作用し、かつ、乗降の支障とならないものとして強度、取付位置等に関し、書面その他適切な方法により審査した場合には、協定規則第14号第7改訂版の技術的な要件(規則5.、6.及び7.に限る。)に定める基準に適合するものでなければならない。</p> <p>この場合において、次に掲げる座席ベルトの取付装置であって損傷のないものは、この基準に適合するものとする。（保安基準第22条の3第2項関係、細目告示第30条第2項関係、細目告示第108条第4項関係）</p> <p>①～② (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>4-36-3～10 (略)</p> <p>4-47 窓ガラス貼付物等</p> <p>4-47-1 性能要件</p> <p>4-47-1-1 視認等による審査</p> <p>(1) 4-46-1(5)に規定する窓ガラスには、次に掲げる物以外の物が装着（窓ガラスの一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。以下4-47-1-1及び4-47-1-2において同じ。）され、はり付けられ、塗装され、又は刻印されているはならない。ただし、窓ふき器及び自動車製作者が付したことが明らかである刻印については、この限りでない。（保安基準第29条第4項関係、細目告示第39条第3項関係、細目告示第117条第4項関係）</p> <p>①～⑦ (略)</p> <p>⑧ 道路等に設置された通信設備との通信のための機器、道路及び交通状況に係る情報の入手のためのカメラ、車両間の距離を測定するための機器、雨滴等を検知して窓ふき器を自動的に作動させるための感知器又は受光量を感じて前照灯、車幅灯</p>

新旧対照表-1-

新旧対照表-2-

<p>等を自動的に作動させるための感知器であって、次に掲げる要件に該当するものア(略)</p> <p>イ 乗用自動車以外の自動車にあっては、(7)、(8)又は(9)に掲げる範囲にほり付けられたものであること。</p> <p>(7) 運転者席の運転者が、細目告示別添 37「窓ガラスの技術基準」2.9.に規定する0点から前方を視認する際、車室内後写鏡により遮へいされる前面ガラスの範囲</p> <p>(7)～(9) (略)</p> <p>⑨～⑭ (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>4-47-1-2 (略)</p> <p>4-47-2～3 (略)</p> <p>4-50 排気管からの排出ガス発散防止性能</p> <p>4-50-1 性能要件</p> <p>4-50-1-1 テスタ等による審査</p> <p>自動車は、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び黒煙の発散防止性能に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。ただし、②及び③の基準は、二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。4-50-1-1①及び4-50-1-2(1)において同じ。)には適用しない。(保安基準第31条第2項関係、細目告示第41条第1項関係、細目告示第119条第1項関係)</p> <p>[ガソリン・液化石油ガス、アイドリング規制]</p> <p>① (略)</p> <p>[軽油、光吸収係数規制]</p> <p>② 軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車にあっては、別添 6-1「無負荷急加速時に排出される排出ガスの光吸収係数の測定方法」に規定する方法により測定する排出ガスの光吸収係数(以下、4-50及び5-50において単に「光吸収係数」という。)が0.50m¹を超えないものであること。</p> <p>なお、当該自動車の排出ガス規制の識別記号が明らかである場合は、当該識別記号に係る規制値に基づき判定するものとする。(細目告示第41条第1項第21号関係、細目告示第119条第1項第12号関係)</p> <p>③ 軽油を燃料とする定格電力が19kw以上560kw未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車にあっては、別添 6-2「無負荷急加速黒煙の測定方法」に規定する方法により測定する黒煙汚染度(以下、4-50及び5-50において単に「黒煙汚染度」という。)が2.5%を超えないものであること。</p>	<p>等を自動的に作動させるための感知器であって、次に掲げる要件に該当するものア(略)</p> <p>イ 乗用自動車以外の自動車にあっては、(7)、(8)又は(9)に掲げる範囲にほり付けられたものであること。</p> <p>(7) 運転者席の運転者が細目告示別添 37「窓ガラスの技術基準」2.9.に規定する0点から前方を視認する際、車室内後写鏡により遮へいされる前面ガラスの範囲</p> <p>(7)～(9) (略)</p> <p>⑨～⑭ (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>4-47-1-2 (略)</p> <p>4-47-2～3 (略)</p> <p>4-50 排気管からの排出ガス発散防止性能</p> <p>4-50-1 性能要件</p> <p>4-50-1-1 テスタ等による審査</p> <p>自動車は、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び黒煙の発散防止性能に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。ただし、②及び③の基準は、二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。4-50-1-1①及び4-50-1-2(1)において同じ。)には適用しない。(保安基準第31条第2項関係、細目告示第41条第1項関係、細目告示第119条第1項関係)</p> <p>[ガソリン・液化石油ガス、アイドリング規制]</p> <p>① (略)</p> <p>[軽油、光吸収係数規制]</p> <p>② 軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車にあっては、別添 6-1「無負荷急加速時に排出される排出ガスの光吸収係数の測定方法」に規定する方法により測定する排出ガスの光吸収係数(以下、4-50及び5-50において単に「光吸収係数」という。)が0.50m¹を超えないものであること。</p> <p>ただし、平成22年9月30日までの間、排出ガス非認証車(法第16条の規定による抹消登録を受けた自動車又は法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車を除く。)の新規検査及び予備検査の場合以外の場合において、別添 6-2「無負荷急加速黒煙の測定方法」に規定する方法により測定する黒煙汚染度(以下、4-50及び5-50において単に「黒煙汚染度」という。)が2.5%を超えないときは、光吸収係数0.50m¹を超えないものとみなす。(細目告示第41条第1項第21号関係、細目告示第119条第1項第12号関係、適用関係告示第28条第119項、適用関係告示第28条第120項)</p> <p>③ 軽油を燃料とする定格電力が19kw以上560kw未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車にあっては、黒煙汚染度が2.5%を超えないものであること。</p>
---	--

新旧対照表-3-

<p>4-50-1-2 (略)</p> <p>4-50-2～4 (略)</p> <p>4-50-5 従前規定の適用①</p> <p>ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車〔2サイクルの原動機を有する軽自動車及び二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。)]を除く。〕であって、平成25年2月28日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成23年4月1日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)]については、次の適用表①の区分の欄に掲げる規制年等の区分に応じ、4-50-1-1①の規定の適用にあっては同表のモード規制値の欄に掲げる値、4-50-1-2(1)②の規定の適用にあっては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。</p> <p>ただし、4-50-1-2(1)②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用しない。</p> <p>適用表① (略)</p> <p>4-50-6 従前規定の適用②</p> <p>ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする2サイクルの原動機を有し専ら乗用の用に供する軽自動車〔二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。)]を除く。〕であって、平成25年2月28日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成23年4月1日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)]については、次の適用表②の区分の欄に掲げる規制年等の区分に応じ、4-50-1-1①の規定の適用にあっては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。</p> <p>ただし、4-50-1-2(1)②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用しない。</p> <p>適用表② (略)</p> <p>4-50-7 従前規定の適用③</p> <p>ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする乗車総重量が1.7t以下の普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。)]であって、平成25年2月28日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成23年4月1日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)]については、次の適用表③の区分の欄に掲げる規制年等の区分に応じ、4-50-1-1①の規定の適用にあっては同表のモード規制値の欄に掲げる値、4-50-1-2(1)②の規定の適用にあっては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。</p> <p>ただし、4-50-1-2(1)②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用しない。</p>	<p>4-50-1-2 (略)</p> <p>4-50-2～4 (略)</p> <p>4-50-5 従前規定の適用①</p> <p>ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車〔2サイクルの原動機を有する軽自動車及び二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。)]を除く。〕であって、平成25年2月28日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成23年4月1日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)]については、次の適用表①の区分の欄に掲げる規制年等の区分に応じ、4-50-1-1①の規定の適用にあっては同表のモード規制値の欄に掲げる値、4-50-1-2(1)②の規定の適用にあっては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。</p> <p>ただし、4-50-1-2(1)②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用しない。</p> <p>適用表① (略)</p> <p>4-50-6 従前規定の適用②</p> <p>ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする2サイクルの原動機を有し専ら乗用の用に供する軽自動車〔二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。)]を除く。〕であって、平成25年2月28日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成23年4月1日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)]については、次の適用表②の区分の欄に掲げる規制年等の区分に応じ、4-50-1-1①の規定の適用にあっては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。</p> <p>ただし、4-50-1-2(1)②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用しない。</p> <p>適用表② (略)</p> <p>4-50-7 従前規定の適用③</p> <p>ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする乗車総重量が1.7t以下の普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。)]であって、平成25年2月28日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成23年4月1日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)]については、次の適用表③の区分の欄に掲げる規制年等の区分に応じ、4-50-1-1①の規定の適用にあっては同表のモード規制値の欄に掲げる値、4-50-1-2(1)②の規定の適用にあっては同表のモード規制値の欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。</p> <p>ただし、4-50-1-2(1)②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用しない。</p>
---	---

新旧対照表-4-

<p>22年8月31日(車両総重量が3.5tを超え12t以下のものは平成23年8月31日)以前に製作されたもの〔輸入された自動車以外の自動車であって、平成21年10月1日(車両総重量が3.5tを超え12t以下のものは平成22年10月1日)以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。〕については、適用表④-1の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、次の(1)から(4)に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。</p> <p>なお、適用表④-1における黒煙汚染度規制値の規定の適用にあたっては、黒煙汚染度の測定の前に光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数が同表の光吸収係数規制値欄に掲げる値を超えないものであればよい。</p> <p>また、平成22年9月1日(車両総重量が3.5tを超え12t以下のものは平成23年9月1日)以降に製作されたもの〔輸入された自動車以外の自動車であって、平成21年10月1日(車両総重量が3.5tを超え12t以下のものは平成22年10月1日)以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を含む。〕については、適用表④-2の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、次の(5)及び(6)に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。</p> <p>〔適用表④-1〕 (略)</p> <p>4-50-19~31 (略)</p> <p>4-51 排気管からの排出ガス発散防止装置の機能維持</p> <p>4-51-1 性能要件</p> <p>4-51-1-1 (略)</p> <p>4-51-1-2 書面等による審査</p> <p>(1)~(2) (略)</p> <p>〔排出ガス非認証車等の適用猶予〕</p> <p>(3) 普通自動車及び小型自動車の排出ガス非認証車(4-50-1-2(2)の規定により排出ガス発散防止性能の規定の適用が猶予されている自動車を除く。)並びに軽自動車(型式指定自動車、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車、自動車型式認証実施要領別添2の新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱制度に基づく輸入自動車特別取扱を受けた自動車を除く。)については、設備・体制整備等を行い試験の実施が可能となる環境が整うまでの間、(1)③の規定にかかわらず、新規検査又は予備検査の際、自動車に備えるばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置の機能に支障が生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報する装置を備えたものであればよい。なお、この場合には、5-51-1(1)④の規定を準用する。(適用関係告示第28条第82項関係)</p> <p>(4) 4-50-1-2(2)及び(3)の規定により排出ガス発散防止性能の規定の適用が猶予されている自動車については、設備・体制整備等を行い試験の実施が可能となる環</p>	<p>22年8月31日(車両総重量が3.5tを超え12t以下のものは平成23年8月31日)以前に製作されたもの〔輸入された自動車以外の自動車であって、平成21年10月1日(車両総重量が3.5tを超え12t以下のものは平成22年10月1日)以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。〕については、適用表④-1の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、次の(1)から(4)に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。</p> <p>また、平成22年9月1日(車両総重量が3.5tを超え12t以下のものは平成23年9月1日)以降に製作されたもの〔輸入された自動車以外の自動車であって、平成21年10月1日(車両総重量が3.5tを超え12t以下のものは平成22年10月1日)以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を含む。〕については、適用表④-2の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、次の(5)及び(6)に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。</p> <p>ただし、適用表④-1及び④-2における4-50-1-1②の規定の適用にあたっては、平成22年9月30日までの間、排出ガス非認証車(法第16条の規定による抹消登録を受けた自動車又は法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車を除く。)の新規検査及び予備検査の場合以外の場合において、黒煙汚染度の値が25%を超えないときは、光吸収係数規制値を超えないものとみなす。</p> <p>なお、適用表④-1における4-50-1-1③の規定の適用にあたっては、黒煙汚染度の測定の前に光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数が同表の光吸収係数規制値欄に掲げる値を超えないものであればよい。</p> <p>〔適用表④-1〕 (略)</p> <p>4-50-19~31 (略)</p> <p>4-51 排気管からの排出ガス発散防止装置の機能維持</p> <p>4-51-1 性能要件</p> <p>4-51-1-1 (略)</p> <p>4-51-1-2 書面等による審査</p> <p>(1)~(2) (略)</p> <p>〔排出ガス非認証車等の適用猶予〕</p> <p>(3) 普通自動車及び小型自動車の排出ガス非認証車(4-50-1-2(2)①の規定により排出ガス発散防止性能の規定の適用が猶予されている自動車を除く。)並びに軽自動車(型式指定自動車、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車、自動車型式認証実施要領別添2の新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱制度に基づく輸入自動車特別取扱を受けた自動車を除く。)については、設備・体制整備等を行い試験の実施が可能となる環境が整うまでの間、(1)③の規定にかかわらず、新規検査又は予備検査の際、自動車に備えるばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置の機能に支障が生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報する装置を備えたものであればよい。なお、この場合には、5-51-1(1)④の規定を準用する。(適用関係告示第28条第82項関係)</p> <p>(4) 4-50-1-2(2)①及び(3)の規定により排出ガス発散防止性能の規定の適用が猶予されている自動車については、設備・体制整備等を行い試験の実施が可能となる環</p>
--	--

新旧対照表-9

<p>が整うまでの間、(1)の規定は適用しない。(適用関係告示第28条第84項関係)</p> <p>4-51-2~9 (略)</p> <p>4-51-10 従前規定の適用⑥</p> <p>(略)</p> <p>4-51-10-1 性能要件</p> <p>4-51-10-1-1 (略)</p> <p>4-51-10-1-2 書面等による審査</p> <p>(1)~(2) (略)</p> <p>〔排出ガス非認証車等のOBD適用猶予〕</p> <p>(3) 普通自動車及び小型自動車の排出ガス非認証車(4-50-1-2(2)の規定により排出ガス発散防止性能の規定の適用が猶予されている自動車を除く。)並びに軽自動車(型式指定自動車、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車、自動車型式認証実施要領別添2の新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱制度に基づく輸入自動車特別取扱を受けた自動車を除く。)については、設備・体制整備等を行い試験の実施が可能となる環境が整うまでの間、(1)③の規定にかかわらず、新規検査又は予備検査の際、自動車に備えるばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置の機能に支障が生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報する装置を備えたものであればよい。なお、この場合には、5-51-1(1)④の規定を準用する。</p> <p>(4) 4-50-1-2(2)及び(3)の規定により排出ガス発散防止性能の規定の適用が猶予されている自動車については、設備・体制整備等を行い試験の実施が可能となる環境が整うまでの間、(1)の規定は適用しない。</p> <p>4-57 走行用前照灯</p> <p>4-57-1 装備要件</p> <p>自動車(被牽引自動車を除く。4-58-1において同じ。)の前面には、走行用前照灯を備えなければならない。</p> <p>ただし、配光可変型前照灯(夜間の走行状態に応じて、自動的に照射光線の光度及びその方向の空間的な分布を調整できる前照灯をいう。)であって、灯光の色、明るさ等が協定規則第123号補足第4改訂版6.3.及び7.の技術的な要件に適合するものを備える自動車については、この限りでない。(保安基準第32条第1項関係、細目告示第42条第1項関係、細目告示第120条第1項関係)</p> <p>4-57-2~8 (略)</p> <p>4-58 すれ違い用前照灯</p> <p>4-58-1 装備要件</p> <p>自動車の前面には、すれ違い用前照灯を備えなければならない。</p> <p>ただし、次に掲げる自動車については、この限りでない。(保安基準第32条第4項関係、細目告示第42条第5項関係、細目告示第120条第5項関係)</p> <p>① 配光可変型前照灯(夜間の走行状態に応じて、自動的に照射光線の光度及びその方向の空間的な分布を調整できる前照灯をいう。)であって、灯光の色、明るさ等が</p>	<p>境が整うまでの間、(1)の規定は適用しない。(適用関係告示第28条第84項関係)</p> <p>4-51-2~9 (略)</p> <p>4-51-10 従前規定の適用⑥</p> <p>(略)</p> <p>4-51-10-1 性能要件</p> <p>4-51-10-1-1 (略)</p> <p>4-51-10-1-2 書面等による審査</p> <p>(1)~(2) (略)</p> <p>〔排出ガス非認証車等のOBD適用猶予〕</p> <p>(3) 普通自動車及び小型自動車の排出ガス非認証車(4-50-1-2(2)①の規定により排出ガス発散防止性能の規定の適用が猶予されている自動車を除く。)並びに軽自動車(型式指定自動車、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車、自動車型式認証実施要領別添2の新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱制度に基づく輸入自動車特別取扱を受けた自動車を除く。)については、設備・体制整備等を行い試験の実施が可能となる環境が整うまでの間、(1)③の規定にかかわらず、新規検査又は予備検査の際、自動車に備えるばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置の機能に支障が生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報する装置を備えたものであればよい。なお、この場合には、5-51-1(1)④の規定を準用する。</p> <p>(4) 4-50-1-2(2)①及び(3)の規定により排出ガス発散防止性能の規定の適用が猶予されている自動車については、設備・体制整備等を行い試験の実施が可能となる環境が整うまでの間、(1)の規定は適用しない。</p> <p>4-57 走行用前照灯</p> <p>4-57-1 装備要件</p> <p>自動車(被牽引自動車を除く。4-58-1において同じ。)の前面には、走行用前照灯を備えなければならない。</p> <p>ただし、配光可変型前照灯(夜間の走行状態に応じて、自動的に照射光線の光度及びその方向の空間的な分布を調整できる前照灯をいう。)であって、灯光の色、明るさ等が協定規則第123号補足第2改訂版6.3.及び7.の技術的な要件に適合するものを備える自動車については、この限りでない。(保安基準第32条第1項関係、細目告示第42条第1項関係、細目告示第120条第1項関係)</p> <p>4-57-2~8 (略)</p> <p>4-58 すれ違い用前照灯</p> <p>4-58-1 装備要件</p> <p>自動車の前面には、すれ違い用前照灯を備えなければならない。</p> <p>ただし、次に掲げる自動車については、この限りでない。(保安基準第32条第4項関係、細目告示第42条第5項関係、細目告示第120条第5項関係)</p> <p>① 配光可変型前照灯(夜間の走行状態に応じて、自動的に照射光線の光度及びその方向の空間的な分布を調整できる前照灯をいう。)であって、灯光の色、明るさ等が</p>
--	---

新旧対照表-10

<p>協定規則第123号補足第4改訂版の技術的な要件に適合するものを備える自動車 ② (略) 4-58-2~9 (略)</p> <p>4-58の2 配光可変型前照灯 4-58の2-1 (略) 4-58の2-2 性能要件 4-58の2-2-1 テスタ等による審査 配光可変型前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の明るさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (保安基準第32条第8項関係、細目告示第42条第8項関係、細目告示第120条第9項関係) ① 配光可変型前照灯であって、協定規則第123号補足第4改訂版6.3.及び7.の技術的な要件に適合する配光形態の照射光線(以下「走行ビーム」という。)を発するものは、夜間に当該走行ビームを照射した場合において、当該自動車の前方100mの距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有するものであること。(細目告示第120条第9項第1号) ② (略) 4-58の2-2-2 (略) 4-58の2-2-3 書面等による審査 (1) (略) (2) 配光可変型前照灯は、協定規則第123号補足第3改訂版5.〔5.3.(5.3.2.及び平成21年7月11日以降製作された自動車は5.3.1.を除く。)及び5.8.を除く。〕、6.及び7.の技術的な要件に適合するものでなければならない。(細目告示第42条第8項関係、細目告示第120条第9項関係) (3) (略) 4-58の2-3~4 (略)</p> <p>4-62 側方照射灯 4-62-1~2 (略) 4-62-3 取付要件(視認等による審査) (1) 側方照射灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第33条の2第3項関係) この場合において、側方照射灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第44条第2項関係、細目告示第122条第3項関係) ①~④ (略) ⑤ 側方照射灯は、車両中心面の両側に1個ずつ取り付けられていること。</p>	<p>協定規則第123号補足改訂版の技術的な要件に適合するものを備える自動車 ② (略) 4-58-2~9 (略)</p> <p>4-58の2 配光可変型前照灯 4-58の2-1 (略) 4-58の2-2 性能要件 4-58の2-2-1 テスタ等による審査 配光可変型前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の明るさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (保安基準第32条第8項関係、細目告示第42条第8項関係、細目告示第120条第9項関係) ① 配光可変型前照灯であって、協定規則第123号補足第2改訂版6.3.及び7.の技術的な要件に適合する配光形態の照射光線(以下「走行ビーム」という。)を発するものは、夜間に当該走行ビームを照射した場合において、当該自動車の前方100mの距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有するものであること。(細目告示第120条第9項第1号) ② (略) 4-58の2-2-2 (略) 4-58の2-2-3 書面等による審査 (1) (略) (2) 配光可変型前照灯は、協定規則第123号補足第3改訂版5.〔5.3.(平成21年7月11日以降製作された自動車は5.3.1.を除く。)及び5.8.を除く。〕、6.及び7.の技術的な要件に適合するものでなければならない。(細目告示第42条第8項関係、細目告示第120条第9項関係) (3) (略) 4-58の2-3~4 (略)</p> <p>4-62 側方照射灯 4-62-1~2 (略) 4-62-3 取付要件(視認等による審査) (1) 側方照射灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第33条の2第3項関係) この場合において、側方照射灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第44条第2項関係、細目告示第122条第3項関係) ①~④ (略) ⑤ 側方照射灯の照明部の最外縁は、自動車の最外側から400mm以内となるように取り付けられていること。</p>
---	--

新旧対照表-11-

<p>⑥~⑩ (略) (2) (略) 4-62-4~6 (略)</p> <p>4-66 側方灯 4-66-1~2 (略) 4-66-3 取付要件(視認等による審査) (1) (略) ①~② (略) ③ 長さ6mを超える自動車(⑧に規定する自動車を除く。)に備える側方灯は、その照明部の間隔が3m以内(除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車に備える側方灯でその自動車の構造上側方灯の照明部の間隔が3m以内に取り付けることができないものにあつては、取り付けすることができる4m以内の位置)となるよう取り付けられていること。 ④ 長さ6mを超える自動車(⑧に規定する自動車を除く。)に備える側方灯は、少なくとも左右それぞれ1個の側方灯が、その照明部の最前縁が自動車の前端から当該自動車の長さの3分の1以上となり、かつ、その照明部の最後縁が自動車の後端から当該自動車の長さの3分の1以上となるように取り付けられていること。 ⑤ 長さ6mを超える自動車(⑧に規定する自動車を除く。)に備える側方灯のうち最前部に取り付けられたものの照明部の最前縁は、自動車の前端から3m以内(除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車に備える側方灯でその自動車の構造上自動車の前部から3m以内に取り付けることができないものにあつては、取り付けすることができる自動車の前部に近い位置)となるように取り付けられていること。 ⑥ 長さ6mを超える自動車(⑧に規定する自動車を除く。)に備える側方灯のうち最後部に取り付けられたものの照明部の最後縁は、自動車の後端から1m以内(除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車に備える側方灯でその構造上自動車の後端から1m以内に取り付けることができないものにあつては、取り付けすることができる自動車の後部に近い位置)となるように取り付けられていること。 長さ6mを超える自動車 (参考図) (略) ⑦ (略) ⑧ 長さ6mを超え7m以下の自動車(専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員10人未満の自動車に限る。)の両側面に備える側方灯は、前部に備える側方灯のその照明部の最前縁と自動車の前端までの距離が3m以内となるように、かつ、後部に備える側方灯のその照明部の最後縁と自動車の後端までの距離が自動車の長さの3分の1以内となるように前部及び後部に取り付けられなければならない。 ⑨~⑬ (略)</p>	<p>⑥~⑩ (略) (2) (略) 4-62-4~6 (略)</p> <p>4-66 側方灯 4-66-1~2 (略) 4-66-3 取付要件(視認等による審査) (1) (略) ①~② (略) ③ 長さ6mを超える自動車に備える側方灯は、その照明部の間隔が3m以内(除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車に備える側方灯でその自動車の構造上側方灯の照明部の間隔が3m以内に取り付けることができないものにあつては、取り付けすることができる4m以内の位置)となるよう取り付けられていること。 ④ 長さ6mを超える自動車に備える側方灯は、少なくとも左右それぞれ1個の側方灯が、その照明部の最前縁が自動車の前端から当該自動車の長さの3分の1以上となり、かつ、その照明部の最後縁が自動車の後端から当該自動車の長さの3分の1以上となるように取り付けられていること。 ⑤ 長さ6mを超える自動車に備える側方灯のうち最前部に取り付けられたものの照明部の最前縁は、自動車の前端から3m以内(除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車に備える側方灯でその自動車の構造上自動車の前部から3m以内に取り付けることができないものにあつては、取り付けすることができる自動車の前部に近い位置)となるように取り付けられていること。 ⑥ 長さ6mを超える自動車に備える側方灯のうち最後部に取り付けられたものの照明部の最後縁は、自動車の後端から1m以内(除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車に備える側方灯でその構造上自動車の後端から1m以内に取り付けることができないものにあつては、取り付けすることができる自動車の後部に近い位置)となるように取り付けられていること。 長さ6mを超える自動車 (参考図) (略) ⑦ (略) ⑧~⑬ (略)</p>
---	---

新旧対照表-12-

(2) (略)

4-66-4~7 (略)

4-67 側方反射器

4-67-1~2 (略)

4-67-3 取付要件 (視認等による審査)

(1) (略)

①~② (略)

③ 側方反射器の取付位置は、①及び②に規定するほか、4-66-3(1)②から⑧までの基準に準じたものであること。

ただし、4-66-3(1)③の基準は、専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタビラ及びそれを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。)であって乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車(三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)であって車両総重量が3.5t以下のもの並びにその形状がこれらの自動車の形状に類する自動車には適用しない。

長さが6mを超える自動車
(参考図) (略)

④~⑤ (略)

(2) (略)

4-67-4~7 (略)

4-73 後部反射器

4-73-1~2 (略)

4-73-3 取付要件 (視認等による審査)

(1) (略)

①~④ (略)

⑤ 大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。)、小型特殊自動車以外の被牽引自動車に備える後部反射器の反射部は、後部反射器の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方15°の平面及び下方15°の平面(後部反射器の反射部の上縁の高さが地上0.75m未満となるように取り付けられている場合にあっては、下方5°の平面)並びに後部反射器の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より後部反射器の内側方向30°の平面及び後部反射器の外側方向30°の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるように取り付けられていること。

ただし、自動車の構造上、すべての位置から見通すことができるように取り付けることができない場合にあっては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。

⑥~⑧ (略)

(2) (略)

4-73-4~6 (略)

(2) (略)

4-66-4~7 (略)

4-67 側方反射器

4-67-1~2 (略)

4-67-3 取付要件 (視認等による審査)

(1) (略)

①~② (略)

③ 側方反射器の取付位置は、①及び②に規定するほか、4-66-3(1)②から⑦までの基準に準じたものであること。

ただし、4-66-3(1)③の基準は、専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタビラ及びそれを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。)であって乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車(三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)であって車両総重量が3.5t以下のもの並びにその形状がこれらの自動車の形状に類する自動車には適用しない。

長さが6mを超える自動車
(参考図) (略)

④~⑤ (略)

(2) (略)

4-67-4~7 (略)

4-73 後部反射器

4-73-1~2 (略)

4-73-3 取付要件 (視認等による審査)

(1) (略)

①~④ (略)

⑤ 大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。)、小型特殊自動車以外の被牽引自動車に備える後部反射器の反射部は、後部反射器の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方15°の平面及び下方15°の平面(後部反射器の反射部の上縁の高さが地上0.75m未満となるように取り付けられている場合にあっては、下方5°の平面)並びに後部反射器の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より後部反射器の内側方向30°の平面及び後部反射器の外側方向30°の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるように取り付けられていること。

⑥~⑧ (略)

(2) (略)

4-73-4~6 (略)

新旧対照表-13-

4-75 再帰反射材

4-75-1~2 (略)

4-75-3 取付要件 (視認等による審査)

(1) 再帰反射材は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第38条の3第3項関係、細目告示第55条の2第2項関係、細目告示第133条の2第3項関係)

①~⑤ (略)

⑥ 不連続の線状再帰反射材及び輪郭表示再帰反射材は、④及び⑤の規定において、隣り合う再帰反射材の間隔が隣り合う再帰反射材のうち短い方の再帰反射材の長さの50%以下(自動車の構造上短い方の50%以下に取り付けることができない自動車にあっては、1,000mm以下のできるだけ短い間隔)である場合には、連続しているものとみなす。

⑦~⑯ (略)

(2) (略)

4-75-4~6 (略)

4-79 方向指示器

4-79-1 (略)

4-79-2 性能要件

4-79-2-1 視認等による審査

(1) 方向指示器は、自動車が右左折又は進路の変更をすることを他の交通に示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第41条第2項関係、細目告示第59条第1項及び第2項関係、細目告示第137条第1項関係)

①~② (略)

③ 方向指示器の照明部は、次の表の左欄に掲げる方向指示器の種別に応じ、同表の右欄に掲げる範囲においてすべての位置から見通すことができるものであること。

方向指示器の種別	範囲
イ (略)	(略)
ロ ハに掲げる自動車以外の自動車の両側面に備える方向指示器(4-79-3(2)⑨に規定するものを除く。)	(略)
ハ (略)	(略)

4-75 再帰反射材

4-75-1~2 (略)

4-75-3 取付要件 (視認等による審査)

(1) 再帰反射材は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第38条の3第3項関係、細目告示第55条の2第2項関係、細目告示第133条の2第3項関係)

①~⑤ (略)

⑥ 不連続の線状再帰反射材及び輪郭表示再帰反射材は、④及び⑤の規定において、隣り合う再帰反射材の間隔が隣り合う再帰反射材のうち短い方の再帰反射材の長さの50%以下である場合には、連続しているものとみなす。

⑦~⑯ (略)

(2) (略)

4-75-4~6 (略)

4-79 方向指示器

4-79-1 (略)

4-79-2 性能要件

4-79-2-1 視認等による審査

(1) 方向指示器は、自動車が右左折又は進路の変更をすることを他の交通に示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第41条第2項関係、細目告示第59条第1項及び第2項関係、細目告示第137条第1項関係)

①~② (略)

③ 方向指示器の照明部は、次の表の左欄に掲げる方向指示器の種別に応じ、同表の右欄に掲げる範囲においてすべての位置から見通すことができるものであること。

方向指示器の種別	範囲
イ (略)	(略)
ロ ハ及び三に掲げる自動車以外の自動車の両側面に備える方向指示器(4-79-3(2)⑨に規定するものを除く。)	(略)
ハ (略)	(略)
ニ 二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタビラ及びそれを有する軽自動車(方向指示器を側面のみに備えるものに限る。)の	方向指示器の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む上方15°の平面及び下方15°の平面並びに方向指示器の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面(方向指示器

新旧対照表-14-

<p>④ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>4-79-2-2 (略)</p> <p>4-79-3 取付要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 方向指示器は、次に掲げる基準に適合するように取り付けられなければならない。この場合において、方向指示器の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第59条第3項関係、細目告示第137条第4項関係)</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 方向指示器は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等4-79-2-1(1)〔二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタビラ及びそりを有する軽自動車にあっては4-79-2-1(1)③の表イに係る部分を除き、大型特殊自動車(ボール・トレーラを除く。)及び小型特殊自動車にあっては同表イ及びロに係る部分を除く。〕に掲げる性能〔方向指示器の照明部の上縁の高さが地上0.75m未満となるように取り付けられている場合においては、同表イ及びロの基準中「下方15°」とあるのは「下方5°」とし、専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタビラ及びそりを有する軽自動車、被牽引自動車並びに長さ6m以上の自動車を除く。)であって乗車定員が10人未満のもの若しくは貨物の運送の用に供する自動車(二輪自動車、被牽引自動車及び長さ6m以上の自動車を除く。)であって車両総重量3.5t以下のものの前部又は後部に取り付けられる側方灯(灯光の色が橙色であるものに限る。)が同表イに規定する前部又は後面に備える方向指示器の性能を補完する性能を有する場合にあっては同表イの基準中「外側方向80°」とあるのは「外側方向45°」とし、専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタビラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。)であって乗車定員が10人未満のもの又は貨物の運送の用に供する自動車(二輪自動車及び被牽引自動車を除く。)であって車両総重量3.5t以下のものの前面に備える方向指示器の照明部の下縁の高さが地上0.75m未満となるように取り付けられている場合にあっては当該方向指示器の基準軸(細目告示別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」2.定義による基準軸をいう。ただし、当該灯火器の基準軸が明確でない場合は、照明部中心とすることができる。)を含む水平面より下方に限り同表イの基準中「内側方向45°」とあるのは「内側方向20°」</p>	<p>側面に備える方向指示器</p> <p>(の中心から自動車の前方にある平面に限る。)</p> <p>より方向指示器の内側方向5°の平面及び方向指示器の外側方向45°の平面により囲まれる範囲及び方向指示器の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面(方向指示器の中心から自動車の後方にある平面に限る。)より方向指示器の内側方向5°の平面及び方向指示器の外側方向60°の平面により囲まれる範囲</p> <p>④ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>4-79-2-2 (略)</p> <p>4-79-3 取付要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 方向指示器は、次に掲げる基準に適合するように取り付けられなければならない。この場合において、方向指示器の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第59条第3項関係、細目告示第137条第4項関係)</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 方向指示器は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等4-79-2-1(1)〔二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタビラ及びそりを有する軽自動車にあっては4-79-2-1(1)③の表イに係る部分を除き、大型特殊自動車(ボール・トレーラを除く。)及び小型特殊自動車にあっては同表イ及びロに係る部分を除く。〕に掲げる性能〔方向指示器の照明部の上縁の高さが地上0.75m未満となるように取り付けられている場合においては、同表イ、ロ及びニの基準中「下方15°」とあるのは「下方5°」とし、専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタビラ及びそりを有する軽自動車、被牽引自動車並びに長さ6m以上の自動車を除く。)であって乗車定員が10人未満のもの若しくは貨物の運送の用に供する自動車(二輪自動車、被牽引自動車及び長さ6m以上の自動車を除く。)であって車両総重量3.5t以下のものの前部又は後部に取り付けられる側方灯(灯光の色が橙色であるものに限る。)が同表イに規定する前部又は後面に備える方向指示器の性能を補完する性能を有する場合にあっては同表イの基準中「外側方向80°」とあるのは「外側方向45°」とし、専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタビラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。)であって乗車定員が10人未満のもの又は貨物の運送の用に供する自動車(二輪自動車及び被牽引自動車を除く。)であって車両総重量3.5t以下のものの前面に備える方向指示器の照明部の下縁の高さが地上0.75m未満となるように取り付けられている場合にあっては当該方向指示器の基準軸(細目告示別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」2.定義による基準軸をいう。ただし、当該灯火器の基準軸が明確でない場合は、照明部中心とすることができる。)を含む水平面より下方に限り同表イの基準中「内側方向45°」とあるのは「内側方向20°」</p>
--	---

新旧対照表-15-

<p>とする。)を損なわないように取り付けられなければならない。</p> <p>ただし、自動車の構造上、4-79-2-1(1)③に規定する範囲において、すべての位置から見通すことができるように取り付けることができない場合にあっては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>4-79-4-14 (略)</p> <p>4-81 非常点滅表示灯</p> <p>4-81-1 (略)</p> <p>4-81-2 性能要件</p> <p>4-81-2-1 視認等による審査</p> <p>(1) 非常点滅表示灯は、非常時等に他の交通に警告することができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、4-79-2-1(1)③の表ロ及びハを除く。)の規定(自動車の両側面に備える方向指示器に係るものを除く。)に定める基準に適合するものでなければならない。(保安基準第41条の3第2項関係、細目告示第61条第1項関係、細目告示第139条第1項関係)</p> <p>(2) (略)</p> <p>4-81-2-2 (略)</p> <p>4-81-3～7 (略)</p> <p>4-81-8 従前規定の適用④</p> <p>平成22年6月10日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第47条第6項関係)</p> <p>4-81-8-1 (略)</p> <p>4-81-8-2 性能要件</p> <p>4-81-8-2-1 視認等による審査</p> <p>(1) 非常点滅表示灯については、4-79-2-1(1)③の表ロ及びハを除く。)の規定(自動車の両側面に備える方向指示器に係るものを除く。)を準用する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>4-81-8-2-2 (略)</p> <p>4-81-8-3 (略)</p> <p>4-106 指定自動車等</p> <p>指定自動車等は、4-11から4-105までの基準によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 細目告示別添20「外装の技術基準」及び細目告示別添21「外装の手荷物積載用部品の技術基準」に定める基準。ただし、平成29年3月31日までの間は、基準を適用しないことができる。</p> <p>また、平成20年12月31日までに製作された自動車に備えるエア・スポイラであって、4-26-1(3)③の基準に適合するものについては、この限りでない。(細</p>	<p>とする。)を損なわないように取り付けられなければならない。</p> <p>ただし、自動車の構造上、4-79-2-1(1)③に規定する範囲において、すべての位置から見通すことができるように取り付けることができない場合にあっては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>4-79-4-14 (略)</p> <p>4-81 非常点滅表示灯</p> <p>4-81-1 (略)</p> <p>4-81-2 性能要件</p> <p>4-81-2-1 視認等による審査</p> <p>(1) 非常点滅表示灯は、非常時等に他の交通に警告することができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、4-79-2-1(1)③の表ロ、ハ及びニを除く。)の規定(自動車の両側面に備える方向指示器に係るものを除く。)に定める基準に適合するものでなければならない。(保安基準第41条の3第2項関係、細目告示第61条第1項関係、細目告示第139条第1項関係)</p> <p>(2) (略)</p> <p>4-81-2-2 (略)</p> <p>4-81-3～7 (略)</p> <p>4-81-8 従前規定の適用④</p> <p>平成22年6月10日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第47条第6項関係)</p> <p>4-81-8-1 (略)</p> <p>4-81-8-2 性能要件</p> <p>4-81-8-2-1 視認等による審査</p> <p>(1) 非常点滅表示灯については、4-79-2-1(1)③の表ロ、ハ及びニを除く。)の規定(自動車の両側面に備える方向指示器に係るものを除く。)を準用する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>4-81-8-2-2 (略)</p> <p>4-81-8-3 (略)</p> <p>4-106 指定自動車等</p> <p>指定自動車等は、4-11から4-105までの基準によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 細目告示別添20「外装の技術基準」及び細目告示別添21「外装の手荷物積載用部品の技術基準」に定める基準。ただし、平成20年12月31日までに製作された自動車に備えるエア・スポイラであって、4-26-1(3)③の基準に適合するものについては、この限りでない。(細目告示第22条第2項関係)</p>
--	---

新旧対照表-16-

<p>目告示第22条第2項関係)</p> <p>⑥ 細目告示別添22「外装の電波送受信アンテナの技術基準」に定める基準。ただし、平成29年3月31日までの間は、基準を適用しないことができる。</p> <p>また、平成21年6月22日までに製作された自動車に備える電波送受信アンテナについては、細目告示別添22「外装の電波送受信アンテナの技術基準」4.1.4.の規定にかかわらず、平成17年国土交通省告示第1337号による改正前の細目告示別添22「外装の電波送受信アンテナの技術基準」4.1.4.の基準に適合するものであればよい。(細目告示第22条第2項関係、適用関係告示第15条第7項関係)</p> <p>⑦～⑩ (略)</p> <p>⑪ 最高速度20km/h未満の自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、農耕作業用小型特殊自動車並びにカタビラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車に備える前照灯については協定規則第98号補足第13改訂版5.、6.及び7.の技術的な要件に定める基準並びに協定規則第112号補足第12改訂版5.、6.、7.及び8.の技術的な要件に定める基準。(細目告示第42条第2項及び第6項関係)</p> <p>ただし、次に掲げる自動車については、「協定規則第98号補足第13改訂版」を「協定規則第98号補足第11改訂版」と、「協定規則第112号補足第12改訂版」を「協定規則第112号補足第10改訂版」と読み替えることができる。(適用関係告示第29条第11項関係)</p> <p>(7)～(9) (略)</p> <p>⑫ 細目告示別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」(二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタビラ及びそりを有する軽自動車)については細目告示別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準。</p> <p>ただし、次に掲げる自動車に備える灯火については、それぞれに掲げる規定による。</p> <p>ア～ス (略)</p> <p>セ 次に掲げる自動車の前照灯、車幅灯、尾灯、制動灯及び補助制動灯については、細目告示別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」3.27.の規定、また、制動灯、補助制動灯又は方向指示器については、同別添52 3.7.1.2.2.の規定は適用しない。</p> <p>(7) 平成18年1月1日から平成24年10月23日までに製作された自動車</p> <p>(イ) 平成24年10月23日以前に法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けた自動車、新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって平成24年10月24日以降に前照灯、車幅灯、尾灯、制動灯、補助制動灯又は方向指示器(この4-106㉔において以下「前照灯等」という。)に係る取付方法等について変更がないもの</p> <p>(ロ) 平成24年10月23日以前に法第75条の2の規定によりその型式について指定を受けた前照灯等であって平成24年10月24日以降にその取付方法等</p>	<p>⑥ 細目告示別添22「外装の電波送受信アンテナの技術基準」に定める基準。ただし、平成21年6月22日までに製作された自動車に備える電波送受信アンテナについては、細目告示別添22「外装の電波送受信アンテナの技術基準」4.1.4.の規定にかかわらず、平成17年国土交通省告示第1337号による改正前の細目告示別添22「外装の電波送受信アンテナの技術基準」4.1.4.の基準に適合するものであればよい。(細目告示第22条第2項関係、適用関係告示第15条第7項関係)</p> <p>⑦～⑩ (略)</p> <p>⑪ 最高速度20km/h未満の自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、農耕作業用小型特殊自動車並びにカタビラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車に備える前照灯については協定規則第98号補足第12改訂版5.、6.及び7.の技術的な要件に定める基準並びに協定規則第112号補足第11改訂版5.、6.、7.及び8.の技術的な要件に定める基準。(細目告示第42条第2項及び第6項関係)</p> <p>ただし、次に掲げる自動車については、「協定規則第98号補足第12改訂版」を「協定規則第98号補足第11改訂版」と、「協定規則第112号補足第11改訂版」を「協定規則第112号補足第10改訂版」と読み替えることができる。(適用関係告示第29条第11項関係)</p> <p>(7)～(9) (略)</p> <p>⑫ 細目告示別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」(二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタビラ及びそりを有する軽自動車)については細目告示別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準。</p> <p>ただし、次に掲げる自動車に備える灯火については、それぞれに掲げる規定による。</p> <p>ア～ス (略)</p> <p>セ 次に掲げる自動車の前照灯、車幅灯、尾灯、制動灯については、細目告示別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」3.27.の規定、また、制動灯又は方向指示器については、同別添52 3.7.1.2.2.の規定は適用しない。</p> <p>(7) 平成24年10月23日以前に製作された自動車</p> <p>(イ) 平成24年10月23日以前に法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けた自動車、新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって平成24年10月24日以降に前照灯、車幅灯、尾灯、制動灯又は方向指示器(この4-106㉔において以下「前照灯等」という。)に係る性能について変更がないもの</p> <p>(ロ) 平成24年10月23日以前に法第75条の2の規定によりその型式について指定を受けた前照灯等であって平成24年10月24日以降にその性能について</p>
---	--

新旧対照表-17-

<p>について変更がないものを備えた自動車</p> <p>(細目告示第42条第3項、第6項及び第7項関係、細目告示第43条第2項関係、細目告示第44条第2項関係、細目告示第45条第2項関係、細目告示第46条第2項関係、細目告示第47条第2項関係、細目告示第48条第2項及び第4項関係、細目告示第49条第2項関係、細目告示第50条第2項関係、細目告示第51条第2項関係、細目告示第52条第2項関係、細目告示第53条第2項関係、細目告示第54条第2項関係、細目告示第55条第2項関係、細目告示第55条の2第2項関係、細目告示第56条第2項関係、細目告示第57条第2項関係、細目告示第58条第2項関係、細目告示第59条第3項関係、細目告示第60条第2項関係、細目告示第61条第2項、適用関係告示第29条第4項、第8項、第9項及び第12項、適用関係告示第30条第5項及び第10項、適用関係告示第31条第2項及び第6項、適用関係告示第32条第4項、第7項及び第9項、適用関係告示第33条第3項及び第6項、適用関係告示第35条第6項及び第10項、適用関係告示第36条第3項及び第4項、適用関係告示第37条第5項、第9項及び第11項、適用関係告示第38条第5項及び第8項、適用関係告示第39条第5項及び第8項、適用関係告示第40条第2項及び第5項、適用関係告示第41条の2第2項及び第4項、適用関係告示第42条第5項、第10項及び第12項、適用関係告示第43条第3項及び第7項、適用関係告示第44条第5項から第8項及び第11項、適用関係告示第45条第8項、第15項及び第17項、適用関係告示第46条第3項、適用関係告示第47条第5項、適用関係告示第48条第3項関係)</p> <p>⑬～⑱ (略)</p> <p>⑲ 前部霧灯については、協定規則第19号第3改訂版補足改訂版5.、6.、7.及び8.の技術的な要件に定める基準。</p> <p>ただし、次に掲げる自動車については、それぞれに掲げる規定による。</p> <p>ア 平成21年7月10日以前に製作された自動車については、平成20年国土交通省告示第869号による改正前の細目告示別添57「前部霧灯の技術基準」に定める基準に適合するものであればよい。この場合において、細目告示別添57「前部霧灯の技術基準」4.9.の前段規定中「スクリーン(別紙1参照)上の配光特性は表2の要件を満たすものとする。」とあるのは「スクリーン(別紙1参照)上の配光特性は表2の要件を満たすものとし、最小照度については表2の配光表の最小照度の80%値、最大照度については表2の配光表の最大照度の120%値までであればよい。」と読み替えるものとする。</p> <p>イ 平成25年7月10日以前に製作された自動車については、協定規則第19号第2改訂版補足第13改訂版5.(5.3.は除く。)、6.、7.及び8.の技術的な要件に適合するものであればよい。</p> <p>ウ 平成22年8月18日以前に製作された自動車については、「協定規則第19号第3改訂版補足第2改訂版」を「協定規則第19号第3改訂版補足改訂版」と読み替えることができる。</p> <p>(細目告示第43条第1項関係)</p> <p>⑳～㉔ (略)</p>	<p>て変更がないものを備えた自動車</p> <p>(細目告示第42条第3項、第6項及び第7項関係、細目告示第43条第2項関係、細目告示第44条第2項関係、細目告示第45条第2項関係、細目告示第46条第2項関係、細目告示第47条第2項関係、細目告示第48条第2項及び第4項関係、細目告示第49条第2項関係、細目告示第50条第2項関係、細目告示第51条第2項関係、細目告示第52条第2項関係、細目告示第53条第2項関係、細目告示第54条第2項関係、細目告示第55条第2項関係、細目告示第55条の2第2項関係、細目告示第56条第2項関係、細目告示第57条第2項関係、細目告示第58条第2項関係、細目告示第59条第3項関係、細目告示第60条第2項関係、細目告示第61条第2項、適用関係告示第29条第4項、第8項、第9項及び第12項、適用関係告示第30条第5項及び第10項、適用関係告示第31条第2項及び第6項、適用関係告示第32条第4項、第7項及び第9項、適用関係告示第33条第3項及び第6項、適用関係告示第35条第6項及び第10項、適用関係告示第36条第3項及び第4項、適用関係告示第37条第5項、第9項及び第11項、適用関係告示第38条第5項及び第8項、適用関係告示第39条第5項及び第8項、適用関係告示第40条第2項及び第5項、適用関係告示第41条の2第2項及び第4項、適用関係告示第42条第5項、第10項及び第12項、適用関係告示第43条第3項及び第7項、適用関係告示第44条第5項から第8項及び第11項、適用関係告示第45条第8項、第15項及び第17項、適用関係告示第46条第3項、適用関係告示第47条第5項、適用関係告示第48条第3項関係)</p> <p>⑬～⑱ (略)</p> <p>⑲ 協定規則第19号第3改訂版補足改訂版5.、6.、7.及び8.の技術的な要件に定める基準。</p> <p>ただし、平成21年7月10日以前に製作された自動車については、平成20年国土交通省告示第869号による改正前の細目告示別添57「前部霧灯の技術基準」に定める基準に適合するものであればよい。この場合において、細目告示別添57「前部霧灯の技術基準」4.9.の前段規定中「スクリーン(別紙1参照)上の配光特性は表2の要件を満たすものとし、最小照度については表2の配光表の最小照度の80%値、最大照度については表2の配光表の最大照度の120%値までであればよい。」と読み替えるものとする。</p> <p>また、平成25年7月10日以前に製作された自動車については、協定規則第19号第2改訂版補足第13改訂版5.(5.3.は除く。)、6.、7.及び8.の技術的な要件に適合するものであればよい。(細目告示第43条第1項関係)</p> <p>⑳～㉔ (略)</p>
--	--

新旧対照表-18-

<p>5-47 窓ガラス貼付物等</p> <p>5-47-1 性能要件</p> <p>5-47-1-1 視認等による審査</p> <p>(1) 5-46-1(4)に規定する窓ガラスには、次に掲げるもの以外のものが装着（窓ガラスの一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。以下5-47-1-1及び5-47-1-2において同じ。）され、はり付けられ、塗装され、又は刻印されていてはならない。ただし、窓ふき器及び自動車製作者が付したことが明らかである刻印については、この限りでない。（保安基準第29条第4項関係、細目告示第195条第5項関係）</p> <p>①～⑦（略）</p> <p>⑧ 道路等に設置された通信設備との通信のための機器、道路及び交通状況に係る情報の入手のためのカメラ、車両間の距離を測定するための機器、雨滴等を検知して窓ふき器を自動的に作動させるための感知器又は受光量を検知して前照灯、車幅灯等を自動的に作動させるための感知器であって、次に掲げる要件に該当するものア（略）</p> <p>イ 乗用自動車以外の自動車にあっては、(7)、(イ)又は(ロ)に掲げる範囲にはり付けられたものであること。</p> <p>(7) 運転者席の運転者が、細目告示別添37「窓ガラスの技術基準」2.9.に規定する0点から前方を視認する際、車室内後写鏡により遮へいされる前面ガラスの範囲</p> <p>(イ)～(ロ)（略）</p> <p>⑨～⑭（略）</p> <p>(2)～(3)（略）</p> <p>5-47-1-2（略）</p> <p>5-47-2～3（略）</p> <p>5-50 排気管からの排出ガス発散防止性能</p> <p>5-50-1 性能要件（テスト等による審査）</p> <p>自動車は、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び黒煙の発散防止性能に関し、テスト等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。ただし、②及び③の基準は、二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）には適用しない。（保安基準第31条第2項関係、細目告示第197条第1項関係）</p> <p>[ガソリン・液化石油ガス、アイドリング規制]</p> <p>① ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車は、原動機を無負荷運転している状態で発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素の容量比で表した測定値（暖機状態の自動車の排気管内にプローブ（一酸化炭素又は炭化水素の測定器の排出ガス採取部）を60cm程度挿入して測定したものである。ただし、プローブを60cm程度挿入して測定することが困難な自動車については、外気の混入を防止する措置を講じて測定するものとする。）及び同排出物に含まれる炭化水素</p>	<p>5-47 窓ガラス貼付物等</p> <p>5-47-1 性能要件</p> <p>5-47-1-1 視認等による審査</p> <p>(1) 5-46-1(4)に規定する窓ガラスには、次に掲げるもの以外のものが装着（窓ガラスの一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。以下5-47-1-1及び5-47-1-2において同じ。）され、はり付けられ、塗装され、又は刻印されていてはならない。ただし、窓ふき器及び自動車製作者が付したことが明らかである刻印については、この限りでない。（保安基準第29条第4項関係、細目告示第195条第5項関係）</p> <p>①～⑦（略）</p> <p>⑧ 道路等に設置された通信設備との通信のための機器、道路及び交通状況に係る情報の入手のためのカメラ、車両間の距離を測定するための機器、雨滴等を検知して窓ふき器を自動的に作動させるための感知器又は受光量を検知して前照灯、車幅灯等を自動的に作動させるための感知器であって、次に掲げる要件に該当するものア（略）</p> <p>イ 乗用自動車以外の自動車にあっては、(7)、(イ)又は(ロ)に掲げる範囲にはり付けられたものであること。</p> <p>(7) 運転者席の運転者が細目告示別添37「窓ガラスの技術基準」2.9.に規定する0点から前方を視認する際、車室内後写鏡により遮へいされる前面ガラスの範囲</p> <p>(イ)～(ロ)（略）</p> <p>⑨～⑭（略）</p> <p>(2)～(3)（略）</p> <p>5-47-1-2（略）</p> <p>5-47-2～3（略）</p> <p>5-50 排気管からの排出ガス発散防止性能</p> <p>5-50-1 性能要件（テスト等による審査）</p> <p>自動車は、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び黒煙の発散防止性能に関し、テスト等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。ただし、②及び③の基準は、二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）には適用しない。（保安基準第31条第2項関係、細目告示第197条第1項関係）</p> <p>[ガソリン・液化石油ガス、アイドリング規制]</p> <p>① ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車は、原動機を無負荷運転している状態で発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素の容量比で表した測定値（暖機状態の自動車の排気管内にプローブ（一酸化炭素又は炭化水素の測定器の排出ガス採取部）を60cm程度挿入して測定したものである。ただし、プローブを60cm程度挿入して測定することが困難な自動車については、外気の混入を防止する措置を講じて測定するものとする。）及び同排出物に含まれる炭化水素</p>
---	--

新旧対照表-19-

<p>のノルマルヘキサン当量による容量比で表した測定値が、次表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素及び炭化水素の欄に掲げる値を超えないものであること。</p> <p>なお、一酸化炭素又は炭化水素の測定器は、使用開始前に十分暖機し、1日1回校正を行ったうえで使用すること。</p> <p>また、当該自動車の排出ガス規制の識別記号が付されている場合は、当該識別記号に係る規制値に基づき判定するものとする。</p> <p>表（略）</p> <p>[軽油、光吸収係数規制]</p> <p>② 軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車にあっては、光吸収係数が0.50m²を超えないものであること。</p> <p>なお、当該自動車の排出ガス規制の識別記号が付されている場合は、当該識別記号に係る規制値に基づき判定するものとする。</p> <p>[軽油、黒煙汚染度規制]</p> <p>③（略）</p> <p>5-50-2～4（略）</p> <p>5-62 側方照射灯</p> <p>5-62-1～2（略）</p> <p>5-62-3 取付要件（視認等による審査）</p> <p>(1) 側方照射灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けなければならない。（保安基準第33条の2第3項関係）</p> <p>この場合において、側方照射灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（細目告示第200条第3項関係）</p> <p>①～④（略）</p> <p>⑤ 側方照射灯は、車両中心面の両側に1個ずつ取付けられていること。</p> <p>⑥～⑩（略）</p> <p>(2)（略）</p> <p>5-62-4（略）</p> <p>5-66 側方灯</p> <p>5-66-1～2（略）</p> <p>5-66-3 取付要件（視認等による審査）</p> <p>(1)（略）</p> <p>①～②（略）</p> <p>③ 長さ6mを超える自動車（⑧に規定する自動車を除く。）に備える側方灯は、その照明部の間隔が3m以内（除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車に備える側方灯でその自動車の構造上側方灯の照明部の間隔が3m以内に取</p>	<p>のノルマルヘキサン当量による容量比で表した測定値が、次表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素及び炭化水素の欄に掲げる値を超えないものであること。</p> <p>なお、一酸化炭素又は炭化水素の測定器は、使用開始前に十分暖機し、1日1回校正を行ったうえで使用すること。</p> <p>また、当該自動車の排出ガス規制の識別記号が明らかである場合は、当該識別記号に係る規制値に基づき判定するものとする。</p> <p>表（略）</p> <p>[軽油、光吸収係数規制]</p> <p>② 軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車にあっては、光吸収係数が0.50m²を超えないものであること。</p> <p>ただし、平成22年9月30日までの間、黒煙汚染度を測定した場合に黒煙汚染度が25%を超えないときは、光吸収係数規制値を超えないものとみなす。</p> <p>[軽油、黒煙汚染度規制]</p> <p>③（略）</p> <p>5-50-2～4（略）</p> <p>5-62 側方照射灯</p> <p>5-62-1～2（略）</p> <p>5-62-3 取付要件（視認等による審査）</p> <p>(1) 側方照射灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けなければならない。（保安基準第33条の2第3項関係）</p> <p>この場合において、側方照射灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（細目告示第200条第3項関係）</p> <p>①～④（略）</p> <p>⑤ 側方照射灯の照明部の最外縁は、自動車の最外側から400mm以内となるように取り付けられていること。</p> <p>⑥～⑩（略）</p> <p>(2)（略）</p> <p>5-62-4（略）</p> <p>5-66 側方灯</p> <p>5-66-1～2（略）</p> <p>5-66-3 取付要件（視認等による審査）</p> <p>(1)（略）</p> <p>①～②（略）</p> <p>③ 長さ6mを超える自動車に備える側方灯は、その照明部の間隔が3m以内（除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車に備える側方灯でその自動車の構造上側方灯の照明部の間隔が3m以内に取</p>
--	--

新旧対照表-20-

り付けることができないものにあつては、取り付けることができる4m以内の位置)となるよう取り付けられていること。

④ 長さ6mを超える自動車(⑧に規定する自動車を除く。)に備える側方灯は、少なくとも左右それぞれ1個の側方灯が、その照明部の最前縁が自動車の前端から当該自動車の長さの3分の1以上となり、かつ、その照明部の最後縁が自動車の後端から当該自動車の長さの3分の1以上となるように取り付けられていること。

⑤ 長さ6mを超える自動車(⑧に規定する自動車を除く。)に備える側方灯のうち最前部に取り付けられたものの照明部の最前縁は、自動車の前端から3m以内(除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車に備える側方灯でその自動車の構造上自動車の前端から3m以内に取り付けることができないものにあつては、取り付けることができる自動車の前端に近い位置)となるように取り付けられていること。

⑥ 長さ6mを超える自動車(⑧に規定する自動車を除く。)に備える側方灯のうち最後部に取り付けられたものの照明部の最後縁は、自動車の後端から1m以内(除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車に備える側方灯でその構造上自動車の後端から1m以内に取り付けることができないものにあつては、取り付けることができる自動車の後端に近い位置)となるように取り付けられていること。

長さが6mを超える自動車
(参考図) (略)

⑦ (略)

⑧ 長さが6mを超え7m以下の自動車(専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員10人未満の自動車に限る。)の両側面に備える側方灯は、前部に備える側方灯のその照明部の最前縁と自動車の前端までの距離が3m以内となるように、かつ、後部に備える側方灯のその照明部の最後縁と自動車の後端までの距離が自動車の長さの3分の1以内となるように前部及び後部に取り付けられなければならない。

⑨～⑬ (略)

(2) (略)

5-66-4 (略)

5-67 側方反射器
5-67-1～2 (略)

5-67-3 取付要件(視認等による審査)

(1) (略)

①～② (略)

③ 側方反射器の取付位置は、①及び②に規定するほか、4-66-3(1)②から⑧までの基準に準じたものであること。

ただし、4-66-3(1)③の基準は、専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタビラ及びそれを有する軽自動車並びに被牽引

にあつては、取り付けることができる4m以内の位置)となるよう取り付けられていること。

④ 長さ6mを超える自動車に備える側方灯は、少なくとも左右それぞれ1個の側方灯が、その照明部の最前縁が自動車の前端から当該自動車の長さの3分の1以上となり、かつ、その照明部の最後縁が自動車の後端から当該自動車の長さの3分の1以上となるように取り付けられていること。

⑤ 長さ6mを超える自動車に備える側方灯のうち最前部に取り付けられたものの照明部の最前縁は、自動車の前端から3m以内(除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車に備える側方灯でその自動車の構造上自動車の前端から3m以内に取り付けることができないものにあつては、取り付けることができる自動車の前端に近い位置)となるように取り付けられていること。

⑥ 長さ6mを超える自動車に備える側方灯のうち最後部に取り付けられたものの照明部の最後縁は、自動車の後端から1m以内(除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車に備える側方灯でその構造上自動車の後端から1m以内に取り付けることができないものにあつては、取り付けることができる自動車の後端に近い位置)となるように取り付けられていること。

長さが6mを超える自動車
(参考図) (略)

⑦ (略)

⑧～⑬ (略)

(2) (略)

5-66-4 (略)

5-67 側方反射器
5-67-1～2 (略)

5-67-3 取付要件(視認等による審査)

(1) (略)

①～② (略)

③ 側方反射器の取付位置は、①及び②に規定するほか、4-66-3(1)②から⑦までの基準に準じたものであること。

ただし、4-66-3(1)③の基準は、専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタビラ及びそれを有する軽自動車並びに被牽引

新旧対照表-21-

自動車を除く。)であつて乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車(二輪自動車及び被牽引自動車を除く。)であつて車両総重量が3.5t以下のもの並びにその形状がこれらの自動車の形状に類する自動車には適用しない。

長さが6mを超える自動車
(参考図) (略)

①～⑤ (略)

(2) (略)

5-67-4 (略)

5-73 後部反射器
5-73-1～2 (略)

5-73-3 取付要件(視認等による審査)

(1) 後部反射器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第38条第3項関係)

この場合において、後部反射器の反射部、個数及び取付位置の測定方法は、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第210条第3項関係)

①～④ (略)

⑤ 大型特殊自動車(ボール・トレーラを除く。)、小型特殊自動車以外の被牽引自動車に備える後部反射器の反射部は、後部反射器の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方15°の平面及び下方15°の平面(後部反射器の反射部の上縁の高さが地上0.75m未満となるよう取り付けられている場合にあつては、下方5°の平面)並びに後部反射器の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より後部反射器の内側方向30°の平面及び後部反射器の外側方向30°の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるよう取り付けられていること。

ただし、自動車の構造上、すべての位置から見通すことができるよう取り付けられない場合にあつては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。

⑥～⑧ (略)

(2) (略)

5-73-4 (略)

5-75 再帰反射材
5-75-1～2 (略)

5-75-3 取付要件(視認等による審査)

(1) 再帰反射材は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するよう取り付けられなければならない。(保安基準第38条の3第3項関係、細目告示第211条の2第3項関係)

自動車を除く。)であつて乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車(二輪自動車及び被牽引自動車を除く。)であつて車両総重量が3.5t以下のもの並びにその形状がこれらの自動車の形状に類する自動車には適用しない。

長さが6mを超える自動車
(参考図) (略)

①～⑤ (略)

(2) (略)

5-67-4 (略)

5-73 後部反射器
5-73-1～2 (略)

5-73-3 取付要件(視認等による審査)

(1) 後部反射器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第38条第3項関係)

この場合において、後部反射器の反射部、個数及び取付位置の測定方法は、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第210条第3項関係)

①～④ (略)

⑤ 大型特殊自動車(ボール・トレーラを除く。)、小型特殊自動車以外の被牽引自動車に備える後部反射器の反射部は、後部反射器の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方15°の平面及び下方15°の平面(後部反射器の反射部の上縁の高さが地上0.75m未満となるよう取り付けられている場合にあつては、下方5°の平面)並びに後部反射器の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より後部反射器の内側方向30°の平面及び後部反射器の外側方向30°の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるよう取り付けられていること。

⑥～⑧ (略)

(2) (略)

5-73-4 (略)

5-75 再帰反射材
5-75-1～2 (略)

5-75-3 取付要件(視認等による審査)

(1) 再帰反射材は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するよう取り付けられなければならない。(保安基準第38条の3第3項関係、細目告示第211条の2第3項関係)

新旧対照表-22-

①～⑤ (略)

⑥ 不連続の線状再帰反射材及び輪郭表示再帰反射材は、④及び⑤の規定において、隣り合う再帰反射材の間隔が隣り合う再帰反射材のうち短い方の再帰反射材の長さの50%以下(自動車の構造上短い方の50%以下に取り付けることができない自動車にあっては、1,000mm以下のできるだけ短い間隔)である場合には、連続しているものとみなす。

⑦～⑩ (略)

(2) (略)

5-75-4 (略)

5-79 方向指示器

5-79-1 (略)

5-79-2 性能要件

5-79-2-1 視認等による審査

(1) 方向指示器は、自動車が右左折又は進路の変更をすることを他の交通に示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第41条第2項関係、細目告示第215条第1項関係)

①～② (略)

③ 方向指示器の照明部は、次の表の左欄に掲げる方向指示器の種別に応じ、同表の右欄に掲げる範囲においてすべての位置から見通すことができるものであること。

方向指示器の種別	範囲
イ (略)	(略)
ロ ハに掲げる自動車以外の自動車の両側面に備える方向指示器(5-79-3(2)⑨に規定するものを除く。)	(略)
ハ (略)	(略)

①～⑤ (略)

⑥ 不連続の線状再帰反射材及び輪郭表示再帰反射材は、④及び⑤の規定において、隣り合う再帰反射材の間隔が隣り合う再帰反射材のうち短い方の再帰反射材の長さの50%以下である場合には、連続しているものとみなす。

⑦～⑩ (略)

(2) (略)

5-75-4 (略)

5-79 方向指示器

5-79-1 (略)

5-79-2 性能要件

5-79-2-1 視認等による審査

(1) 方向指示器は、自動車が右左折又は進路の変更をすることを他の交通に示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第41条第2項関係、細目告示第215条第1項関係)

①～② (略)

③ 方向指示器の照明部は、次の表の左欄に掲げる方向指示器の種別に応じ、同表の右欄に掲げる範囲においてすべての位置から見通すことができるものであること。

方向指示器の種別	範囲
イ (略)	(略)
ロ ハ及びニに掲げる自動車以外の自動車の両側面に備える方向指示器(5-79-3(2)⑨に規定するものを除く。)	(略)
ハ (略)	(略)
ニ 二輪自動車、側車付二輪自動車、二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車(方向指示器を側面のみに備えるものに限る。)	方向指示器の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む上方15°の平面及び下方15°の平面並びに方向指示器の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面(方向指示器の中心から自動車の前方にある平面に限る。)
ハ (略)	(略)
ニ 二輪自動車、側車付二輪自動車、二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車(方向指示器を側面のみに備えるものに限る。)	より方向指示器の内側方向5°の平面及び方向指示器の外側方向45°の平面により囲まれる範囲及び方向指示器の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面(方向指示器の中心から自動車の後方にある平面に限る。)

新旧対照表-23-

④ (略)

(2) (略)

5-79-2-2 (略)

5-79-3 取付要件(視認等による審査)

(1) (略)

(2) 方向指示器は、次に掲げる基準に適合するように取り付けられなければならない。この場合において、方向指示器の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第215条第4項関係)

①～⑩ (略)

⑯ 方向指示器は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等5-79-2-1(1)〔二輪自動車、側車付二輪自動車、二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては5-79-2-1(1)③の表イに係る部分を除き、大型特殊自動車(ボール・トレラを除く。)]及び小型特殊自動車にあっては同表イ及びロに係る部分を除く。〕に掲げる性能〔方向指示器の照明部の上縁の高さが地上0.75m未満となるように取り付けられている場合においては、同表イ及びロの基準中「下方15°」とあるのは「下方5°」とし、専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、被牽引自動車並びに長さ6m以上の自動車を除く。)]であって乗車定員が10人未満のもの若しくは貨物の運送の用に供する自動車(三輪自動車、被牽引自動車及び長さ6m以上の自動車を除く。)]であって車両総重量3.5t以下のものの前面又は後面に取り付けられる側方灯(灯光の色が橙色であるものに限る。)]が同表イに規定する前面又は後面に備える方向指示器の性能を補完する性能を有する場合にあっては同表イの基準中「外側方向80°」とあるのは「外側方向45°」とし、専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。)]であって乗車定員が10人未満のもの又は貨物の運送の用に供する自動車(三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)]であって車両総重量3.5t以下のものの前面に備える方向指示器の照明部の下縁の高さが地上0.75m未満となるように取り付けられている場合においては当該方向指示器の基準軸(細目告示別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」2.定義による基準軸をいう。ただし、当該灯火器の基準軸が明確でない場合は、照明部中心とすることができる。)]を含む水平面より下方に限り同表イの基準中「内側方向45°」とあるのは「内側方向20°」とする。)]を損なわないように取り付けられなければならない。

ただし、自動車の構造上、5-79-2-1(1)③に規定する範囲において、すべての位置から見通すことができるように取り付けることができない場合にあっては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。

(3)～(4) (略)

5-79-4 (略)

	指示器の内側方向5°の平面及び方向指示器の外側方向60°の平面により囲まれる範囲
--	--

④ (略)

(2) (略)

5-79-2-2 (略)

5-79-3 取付要件(視認等による審査)

(1) (略)

(2) 方向指示器は、次に掲げる基準に適合するように取り付けられなければならない。この場合において、方向指示器の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第215条第4項関係)

①～⑩ (略)

⑯ 方向指示器は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等5-79-2-1(1)〔二輪自動車、側車付二輪自動車、二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては5-79-2-1(1)③の表イに係る部分を除き、大型特殊自動車(ボール・トレラを除く。)]及び小型特殊自動車にあっては同表イ及びロに係る部分を除く。〕に掲げる性能〔方向指示器の照明部の上縁の高さが地上0.75m未満となるように取り付けられている場合においては、同表イ、ロ及びニの基準中「下方15°」とあるのは「下方5°」とし、専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、被牽引自動車並びに長さ6m以上の自動車を除く。)]であって乗車定員が10人未満のもの若しくは貨物の運送の用に供する自動車(三輪自動車、被牽引自動車及び長さ6m以上の自動車を除く。)]であって車両総重量3.5t以下のものの前面又は後面に取り付けられる側方灯(灯光の色が橙色であるものに限る。)]が同表イに規定する前面又は後面に備える方向指示器の性能を補完する性能を有する場合にあっては同表イの基準中「外側方向80°」とあるのは「外側方向45°」とし、専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。)]であって乗車定員が10人未満のもの又は貨物の運送の用に供する自動車(三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)]であって車両総重量3.5t以下のものの前面に備える方向指示器の照明部の下縁の高さが地上0.75m未満となるように取り付けられている場合においては当該方向指示器の基準軸(細目告示別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」2.定義による基準軸をいう。ただし、当該灯火器の基準軸が明確でない場合は、照明部中心とすることができる。)]を含む水平面より下方に限り同表イの基準中「内側方向45°」とあるのは「内側方向20°」とする。)]を損なわないように取り付けられなければならない。

ただし、自動車の構造上、5-79-2-1(1)③に規定する範囲において、すべての位置から見通すことができるように取り付けることができない場合にあっては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。

(3)～(4) (略)

5-79-4 (略)

新旧対照表-24-

<p>5-81 非常点滅表示灯 5-81-1 (略) 5-81-2 性能要件 5-81-2-1 視認等による審査</p> <p>(1) 非常点滅表示灯は、非常時等に他の交通に警告することができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、5-79-2-1(1)(③の表口及びハを除く。)の規定(自動車の両側面に備える方向指示器に係るものを除く。)に定める基準に適合するものでなければならない。(保安基準第41条の3第2項関係、細目告示第217条第1項関係)</p> <p>(2) (略)</p> <p>5-81-2-2 (略) 5-81-3~4 (略)</p> <p>別添2(2-13関係)</p> <p>並行輸入自動車審査要領</p> <p>目次 (略)</p> <p>第1~第8 (略)</p> <p>別表第1(別添2の5-3-10(技術基準への適合性を証する書面)関係)</p> <p>同等外国基準等</p> <table border="1"> <tr> <th>細目告示別添の技術基準又は協定規則</th> <th>技術基準への適合性を証する書面を省略できる場合</th> <th>技術基準と同等とされている外国基準</th> </tr> <tr> <td>別添1~別添23 (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	細目告示別添の技術基準又は協定規則	技術基準への適合性を証する書面を省略できる場合	技術基準と同等とされている外国基準	別添1~別添23 (略)	(略)	(略)	<p>5-81 非常点滅表示灯 5-81-1 (略) 5-81-2 性能要件 5-81-2-1 視認等による審査</p> <p>(1) 非常点滅表示灯は、非常時等に他の交通に警告することができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、5-79-2-1(1)(③の表口、ハ及びニを除く。)の規定(自動車の両側面に備える方向指示器に係るものを除く。)に定める基準に適合するものでなければならない。(保安基準第41条の3第2項関係、細目告示第217条第1項関係)</p> <p>(2) (略)</p> <p>5-81-2-2 (略) 5-81-3~4 (略)</p> <p>別添2(2-13関係)</p> <p>並行輸入自動車審査要領</p> <p>目次 (略)</p> <p>第1~第8 (略)</p> <p>別表第1(別添2の5-3-10(技術基準への適合性を証する書面)関係)</p> <p>同等外国基準等</p> <table border="1"> <tr> <th>細目告示別添の技術基準又は協定規則</th> <th>技術基準への適合性を証する書面を省略できる場合</th> <th>技術基準と同等とされている外国基準</th> </tr> <tr> <td>別添1~別添23 (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	細目告示別添の技術基準又は協定規則	技術基準への適合性を証する書面を省略できる場合	技術基準と同等とされている外国基準	別添1~別添23 (略)	(略)	(略)
細目告示別添の技術基準又は協定規則	技術基準への適合性を証する書面を省略できる場合	技術基準と同等とされている外国基準											
別添1~別添23 (略)	(略)	(略)											
細目告示別添の技術基準又は協定規則	技術基準への適合性を証する書面を省略できる場合	技術基準と同等とされている外国基準											
別添1~別添23 (略)	(略)	(略)											

新旧対照表-25-

<p>別添24「側面衝突時の乗員保護装置の技術基準」</p> <p>① 製作年月日が昭和48年9月30日以前である場合 ② COCペーパー(M₁又はN₁のものに限る。)が提出された場合(少数生産車を除く。) ③ WVTAプレート(M₁又はN₁のものであって、車両型式認可番号が表示されたものに限る。)が貼付されている場合(少数生産車を除く。) ④ Eマークが表示されている場合 ⑤ EU加盟国において生産された自動車であって、EU加盟国の自動車検査証等が提出された場合(少数生産車を除く。) ⑥ 規定4-27-1(9)の規定による場合</p> <p>別添25~別添101 (略)</p>	<p>ECE 規 則 No, 95</p> <p>(略)</p>	<p>別添24「側面衝突時の乗員保護装置の技術基準」</p> <p>① 製作年月日が昭和48年9月30日以前である場合 ② COCペーパー(M₁又はN₁のものに限る。)が提出された場合(少数生産車を除く。) ③ WVTAプレート(M₁又はN₁のものであって、車両型式認可番号が表示されたものに限る。)が貼付されている場合(少数生産車を除く。) ④ EU加盟国において生産された自動車であって、EU加盟国の自動車検査証等が提出された場合(少数生産車を除く。) ⑤ 規定4-27-1(9)の規定による場合</p> <p>別添25~別添101 (略)</p>	<p>ECE 規 則 No, 95</p> <p>(略)</p>
<p>別添104「オフセット衝突時の乗員保護の技術基準」(協定規則を適用する場合には、協定規則第94号の技術的な要件)</p> <p>① 製作年月日が平成21年8月31日(乗車定員10人未満の自動車)以前である場合 ② 製作年月日が平成28年3月31日(貨物の運送の用に供する自動車)以前である場合 ③ COCペーパー(M₁のものに限る。)が提出された場合(少数生産車を除く。) ④ WVTAプレート(M₁のものであって、車両型式認可番号が表示されたものに限る。)が貼付されている場合(少数生産車を除く。) ⑤ Eマークが表示されている場合 ⑥ EU加盟国において生産された自動車であって、EU加盟国の自動車検査証等が提出された場合(少数生産車を除く。) ⑦ FMVSSラベル又はCMVSSラベルが貼付されている場合 ⑧ 規程4-27-1(6)の規定による場合</p>	<p>FMVSS No, 208 CMVSS No, 208 ECE 規 則 No, 94</p>	<p>別添104「オフセット衝突時の乗員保護の技術基準」(協定規則を適用する場合には、協定規則第94号の技術的な要件)</p> <p>① 製作年月日が平成21年8月31日(乗車定員10人未満の自動車)以前である場合 ② 製作年月日が平成28年3月31日(貨物の運送の用に供する自動車)以前である場合 ③ COCペーパー(M₁のものに限る。)が提出された場合(少数生産車を除く。) ④ WVTAプレート(M₁のものであって、車両型式認可番号が表示されたものに限る。)が貼付されている場合(少数生産車を除く。) ⑤ Eマークが表示されている場合 ⑥ FMVSSラベル又はCMVSSラベルが貼付されている場合 ⑦ 規程4-27-1(6)の規定による場合</p>	<p>FMVSS No, 208 CMVSS No, 208 ECE 規 則 No, 94</p>

新旧対照表-26-

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

第18号様式（別添2の6-1(2)関係）

技術基準適合性審査表

細目告示別添の技術基準又は協定規則	技術基準への適合性の審査			
	適用が除外される場合	技術基準への適合性を証する書面による場合	技術基準への適合性を証する書面を省略できる場合	現車審査での確認内容
別添1～別添23 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
別添24 側面衝突時の乗員保護の技術基準	(略)	(略)	<input type="checkbox"/> 指定自動車等と同一構造 別表第1 <input type="checkbox"/> ②COC ペーパーの提出 <input type="checkbox"/> ③WVTAプレート <input type="checkbox"/> ④Eマーク <input type="checkbox"/> ⑤E.U加盟国の検査証 <input type="checkbox"/> ⑥非破壊基準	<input type="checkbox"/> WVTA プレート <input type="checkbox"/> Eマーク <input type="checkbox"/> 有：④規格4-27-1(9)非破壊基準
別添25～別添101 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
別添104 オフセット衝突時の乗員保護の技術基準（協定規則を適用する場合には、協定規則第94号の技術的な要件）	(略)	(略)	<input type="checkbox"/> 指定自動車等と同一構造 別表第1 <input type="checkbox"/> ③COC ペーパーの提出 <input type="checkbox"/> ④WVTA ラベル <input type="checkbox"/> ⑤E(c)マーク <input type="checkbox"/> ⑥E.U加盟国の検査証 <input type="checkbox"/> ⑦FMVSS(CMVSS)ラベル <input type="checkbox"/> ⑧非破壊基準	(略)

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

第18号様式（別添2の6-1(2)関係）

技術基準適合性審査表

細目告示別添の技術基準又は協定規則	技術基準への適合性の審査			
	適用が除外される場合	技術基準への適合性を証する書面による場合	技術基準への適合性を証する書面を省略できる場合	現車審査での確認内容
別添1～別添23 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
別添24 側面衝突時の乗員保護の技術基準	(略)	(略)	<input type="checkbox"/> 指定自動車等と同一構造 別表第1 <input type="checkbox"/> ②COC ペーパーの提出 <input type="checkbox"/> ③WVTAプレート <input type="checkbox"/> ④E.U加盟国の検査証 <input type="checkbox"/> ⑤非破壊基準	<input type="checkbox"/> WVTA プレート <input type="checkbox"/> 有：④規格4-27-1(9)非破壊基準
別添25～別添101 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
別添104 オフセット衝突時の乗員保護の技術基準（協定規則を適用する場合には、協定規則第94号の技術的な要件）	(略)	(略)	<input type="checkbox"/> 指定自動車等と同一構造 別表第1 <input type="checkbox"/> ③COC ペーパーの提出 <input type="checkbox"/> ④WVTA ラベル <input type="checkbox"/> ⑤E(c)マーク <input type="checkbox"/> ⑥FMVSS(CMVSS)ラベル <input type="checkbox"/> ⑦非破壊基準	(略)

新旧対照表-27-

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----	-----	-----

附 則（平成22年9月30日検査法人規程第6号）
この規程は、平成22年10月1日から施行する。

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----	-----	-----

新旧対照表-28-

平成23年2月25日

—審査事務規程の第55次改正—

- ・協定規則の改正に伴う灯火器等の規定の改正
- ・特種用途自動車に係る審査方法の明確化等

自動車検査独立行政法人（略称：自動車検査法人）は、側方灯の取付位置に関する規定を変更すること等について、審査事務規程の一部改正を行い、平成23年2月25日から施行します。（なお、下記4.については、平成23年4月1日から、それ以外については、即日それぞれ施行します。）

なお、側方灯の取付位置等に係る改正は、平成22年12月9日に公布された「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部改正」を実施するために所要の改正を行うものです。

主な改正の概要は、次のとおりです。

1. 前面窓ガラスへの貼付物の規定を改正

タクシーに備える車内防犯カメラについて、運転者の視野の確保に支障がない範囲において前面窓ガラスに貼付できることとします。

（4-47-1-1(1)⑧、5-47-1-1(1)⑧）

2. 側方灯及び側方反射器の取付間隔の規定を改正

側方灯及び側方反射器の取付間隔は原則3m以内としており、除雪車等については、車両の構造上の理由により本要件を満たすことができない場合に限り4m以内としておりました。今回の改正では、当該緩和の条件に扉の開放時に隠れてしまう場合など設計及び車両使用上の状態も追加することとします。

（4-66-3(1)③、5-66-3(1)③）

3. 再帰反射材の取付位置の規定を改正

貨物自動車等に取り付けることができる再帰反射材の取付位置について、取付け高さを2.1m以下から2.5m以下であればよいこととします。

（4-75-3(1)⑦、5-75-3(1)⑦）

4. 特種用途自動車の審査方法の明確化

(1) 型式が不明である並行輸入自動車であって、新たに特種用途自動車へ変更する場合に車体の形状が幌型又は箱型（ステーションワゴンを除く）に該当するものは、一部の特種用途自動車を除いて特種用途自動車としないことを規定します。

(2) 車いす移動車について、車いす利用者の安全な乗車を確保できるよう必要な空間について定量的に規定します。

（2-23）

新	旧
<p>第2章 審査の実施方法 2-1 から 2-22 (略) 2-23 (特種用途自動車の審査) 新規検査、予備検査又は構造等変更検査に係る特種用途自動車の審査にあつては、「用途区分通達」及び「自動車の用途等の区分について（依命通達）」の細部取扱いについて（平成13年4月6日付け国自技第50号。以下「用途区分細部取扱い通達」という。）によるほか、次により取り扱うものとする。</p> <p>(1) 型式が「不明」である自動車であつて、当該自動車に装備されている特種用途の設備を除いた状態で用途区分通達に基づき乗用自動車等と区分されるものは、用途区分通達4-1(3)①における「型式認証等を受けた自動車」とみなし、当該規定を適用するものとする。なお、型式が「不明」である乗用自動車等にかかる車体の形状については、次によるものとする。</p> <p>① 幌型とは、乗用自動車であつて、乗車空間に屋根がない又はAピラーを除く支柱がなく、布等でできた覆いにより屋根を形成するものをいう。</p> <p>② 箱型とは、①以外の乗用自動車をいう。</p> <p>③ ②の箱型の乗用自動車のうち、座席を有する乗車空間とトランクを仕切らずに乗車空間と一体化させ、かつ、次のいずれかを満たすものは、ステーションワゴンとすることができる。ただし、ハッチバッククーペを含むクーペ形状に類する形状については、ステーションワゴンと分類しないものとする。</p> <p>ア 運転者席後方に2列以上の座席を有するもの イ 運転者席後方に座席を有するものであつて、後席後方の屋根が車両の最後尾付近までであるもの</p> <p>(参考図)</p> <div style="text-align: center;"> </div> <p>(2) 用途区分細部取扱い通達に規定する車いす移動車は、車いす利用者の安全な乗車を確保できるものとして乗降口及び車いす固定装置に至るまでの通路は、有効幅440mm以上、有効高さ1130mm以上、車いすを固定する場合は、有効長さ700mm以上、有効幅440mm以上、有効高さ1130mm以上であること。ただし、新規検査又は構造等変更検査において、当該自動車の車いす利用者の安全な乗車を確保することが確認できる写真の提出又は当該自動車による車いす利用者の乗車が確認できる場合にあっては、この限りでない。</p>	<p>第2章 審査の実施方法 2-1 から 2-22 (略) 2-23 (特種用途自動車の審査) 新規検査、予備検査又は構造等変更検査に係る特種用途自動車の審査にあつては、「用途区分通達」及び「自動車の用途等の区分について（依命通達）」の細部取扱いについて（平成13年4月6日付け国自技第50号。以下「用途区分細部取扱い通達」という。）によるほか、次により取り扱うものとする。</p> <p>(1) 型式が「不明」である自動車であつて、当該自動車に装備されている特種用途の設備を除いた状態で用途区分通達に基づき乗用自動車等と区分されるものは、用途区分通達4-1(3)①における「型式認証等を受けた自動車」とみなし、当該規定を適用するものとする。なお、型式が「不明」である乗用自動車等にかかる車体の形状については、次によるものとする。</p> <p>① 幌型とは、乗用自動車であつて、乗車空間に屋根がない又はAピラーを除く支柱がなく、布等でできた覆いにより屋根を形成するものをいう。</p> <p>② 箱型とは、①以外の乗用自動車をいう。</p> <p>③ ②の箱型の乗用自動車のうち、座席を有する乗車空間とトランクを仕切らずに乗車空間と一体化させ、かつ、次のいずれかを満たすものは、ステーションワゴンとすることができる。ただし、ハッチバッククーペを含むクーペ形状に類する形状については、ステーションワゴンと分類しないものとする。</p> <p>ア 運転者席後方に2列以上の座席を有するもの イ 運転者席後方に座席を有するものであつて、後席後方の屋根が車両の最後尾付近までであるもの</p> <p>(参考図)</p> <div style="text-align: center;"> </div> <p>(2) 用途区分細部取扱い通達に規定する車いす移動車は、車いす利用者の安全な乗車を確保できるものとして乗降口及び車いす固定装置に至るまでの通路は、有効幅440mm以上、有効高さ1130mm以上、車いすを固定する場合は、有効長さ700mm以上、有効幅440mm以上、有効高さ1130mm以上であること。ただし、新規検査又は構造等変更検査において、当該自動車の車いす利用者の安全な乗車を確保することが確認できる写真の提出又は当該自動車による車いす利用者の乗車が確認できる場合にあっては、この限りでない。</p>

新旧対照表-1-

<p>3-3-8 (車体の形状欄) 表(略) 注3. 型式が「不明」である自動車であつて、用途区分通達に基づき乗用自動車等と区分されるものは、車体の形状欄に2-23(1)に基づき記載するものとする。</p> <p>4-15 トラック・バスの制動装置 4-15-1 装備要件 4-15-2 性能要件 4-15-2-3 書面等による審査 (1) (略) (2) 制動装置は、細目告示別添10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」及び細目告示別添11「アンチロックブレーキシステムの技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。 ただし、細目告示別添11「アンチロックブレーキシステムの技術基準」に定める基準は、4-15-2-3(3)④に規定する自動車以外の自動車に備える制動装置には適用しない。 また、車両総重量3.5t以下の自動車に備える制動装置であつて、4-16-2の基準に適合するものは、細目告示別添10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」に適合するものとして取り扱う。この場合において、別添12「乗用車の制動装置の技術基準」3.2.24.中、「自動車は、別紙8A.の技術的な要件を満たす横滑り防止装置(ESC)を備えなければならない。」とあるのは「2.22.に適合する横滑り防止装置(ESC)を備えた車両は、別紙8A.の技術的な要件を満たすものとする。」と、同別添3.2.26.中、「自動車は、別紙8B.の技術的な要件を満たすブレーキアシストシステム(BAS)を備えなければならない。」とあるのは「2.32.に適合するブレーキアシストシステム(BAS)を備えた車両は、別紙8B.の技術的な要件を満たすものとする。」と、読み替えるものとする。(細目告示第93条第2項関係) (3)~(4) (略)</p> <p>4-16 乗用車の制動装置 4-16-4 適用関係の整理 (1)~(6) (略) (7) 次に掲げる自動車については、4-16-11(従前規定の適用⑦)の規定を適用する。</p> <p>① 平成24年9月30日(軽自動車にあつては、平成30年2月23日)以前に製作された自動車 ② 平成24年10月1日から平成26年9月30日(軽自動車にあつては平成26年10月1日から平成30年2月23日)までに製作された自動車(平成24年10月1日以降に型式の指定を受けた自動車を除く。) ③ 平成24年10月1日から平成26年9月30日(軽自動車にあつては平成26年10月1日から平成30年2月23日)までに製作された自動車(平成24年9月30日(軽自動車に</p>	<p>3-3-8 (車体の形状欄) 表(略)</p> <p>4-15 トラック・バスの制動装置 4-15-1 装備要件 4-15-2 性能要件 4-15-2-3 書面等による審査 (1) (略) (2) 制動装置は、細目告示別添10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」及び細目告示別添11「アンチロックブレーキシステムの技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。 ただし、細目告示別添11「アンチロックブレーキシステムの技術基準」に定める基準は、4-15-2-3(3)④に規定する自動車以外の自動車に備える制動装置には適用しない。 また、車両総重量3.5t以下の自動車に備える制動装置であつて、4-16-2の基準に適合するものは、細目告示別添10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」に適合するものとして取り扱う。(細目告示第93条第2項関係)</p> <p>(3)~(4) (略)</p> <p>4-16 乗用車の制動装置 4-16-4 適用関係の整理 (1)~(6) (略)</p>
---	---

新旧対照表-2-

<p>あつては平成26年9月30日)以前に型式指定を受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに適合する排出ガス規制値に定める設定基準値以外に、型式を区別する事項に変更がない自動車に限る。)</p> <p>4-16-11 従前規定の適用⑦ 次に掲げる自動車については、4-16-2-3(2)の規定にかかわらず平成22年国土交通省告示第1460号による改正前の細目告示別添12「乗用車の制動装置の技術基準」に適合するものであればよい。</p> <p>① 平成24年9月30日(軽自動車にあつては、平成30年2月23日)以前に製作された自動車 ② 平成24年10月1日から平成26年9月30日(軽自動車にあつては平成26年10月1日から平成30年2月23日)までに製作された自動車(平成24年10月1日以降に型式の指定を受けた自動車を除く。) ③ 平成24年10月1日から平成26年9月30日(軽自動車にあつては平成26年10月1日から平成30年2月23日)までに製作された自動車(平成24年9月30日(軽自動車にあつては平成26年9月30日)以前に型式指定を受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに適合する排出ガス規制値に定める設定基準値以外に、型式を区別する事項に変更がない自動車に限る。)</p> <p>4-47 窓ガラス貼付物等 4-47-1 性能要件 4-47-1-1 視認等による審査 (1) 4-46-1(5)に規定する窓ガラスには、次に掲げる物以外の物が装着(窓ガラスの一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。以下4-47-1-1及び4-47-1-2において同じ。)され、はり付けられ、塗装され、又は刻印されているはならない。ただし、窓ふき器及び自動車製作者が付したことが明らかである刻印については、この限りでない。(保安基準第29条第4項関係、細目告示第39条第3項関係、細目告示第117条第4項関係) ①～⑦(略) ⑧ 道路等に設置された通信設備との通信のための機器、道路及び交通状況に係る情報の入手のためのカメラ、一般乗用旅客自動車運送事業用自動車に備える車内を撮影するための防犯カメラ、車両間の距離を測定するための機器、雨滴等を検知して窓ふき器を自動的に作動させるための感知器又は受光量を感知して前照灯、車輪灯等を自動的に作動させるための感知器であつて、次に掲げる要件に該当するものア～イ(略) ③～⑫(略)</p>	<p>4-47 窓ガラス貼付物等 4-47-1 性能要件 4-47-1-1 視認等による審査 (1) 4-46-1(5)に規定する窓ガラスには、次に掲げる物以外の物が装着(窓ガラスの一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。以下4-47-1-1及び4-47-1-2において同じ。)され、はり付けられ、塗装され、又は刻印されているはならない。ただし、窓ふき器及び自動車製作者が付したことが明らかである刻印については、この限りでない。(保安基準第29条第4項関係、細目告示第39条第3項関係、細目告示第117条第4項関係) ①～⑦(略) ⑧ 道路等に設置された通信設備との通信のための機器、道路及び交通状況に係る情報の入手のためのカメラ、車両間の距離を測定するための機器、雨滴等を検知して窓ふき器を自動的に作動させるための感知器又は受光量を感知して前照灯、車輪灯等を自動的に作動させるための感知器であつて、次に掲げる要件に該当するものア～イ(略) ③～⑫(略)</p>
---	---

新旧対照表-3-

<p>4-58の2 配光可変型前照灯 4-58の2-1 装備要件 4-58の2-2 性能要件 4-58の2-2-1 テスタ等による審査 配光可変型前照灯は、夜間に自動車の前方面にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の明るさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第32条第8項関係、細目告示第42条第8項関係、細目告示第120条第9項関係) ① 配光可変型前照灯であつて、協定規則第123号改訂版6.3.及び7.の技術的な要件に適合する配光形態の照射光線(以下「走行ビーム」という。)を発するものは、夜間に当該走行ビームを照射した場合において、当該自動車の前方100mの距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有するものであること。(細目告示第120条第9項第1号) ②(略)</p> <p>4-58の2-2-2 視認等による審査 (略)</p> <p>4-58の2-2-3 書面等による審査 (1)(略) (2) 配光可変型前照灯は、協定規則第123号改訂版5.[5.3.(5.3.2.及び平成21年7月11日以降製作された自動車は5.3.1.を除く。)]及び5.8.を除く。、6.及び7.の技術的な要件に適合するものでなければならない。(細目告示第42条第8項関係、細目告示第120条第9項関係) (3)(略)</p> <p>4-58の2-3 取付要件(視認等による審査) (1) 配光可変型前照灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準及び次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第32条第9項関係、細目告示第42条第9項関係、細目告示第120条第11項関係) ① 配光可変型前照灯であつて走行ビームを発するものは、走行ビームを発する場合に照射する灯火ユニットの総最大光度が300,000cdを超えていないこと。 ②～⑩(略) (2)(略)</p>	<p>4-58の2 配光可変型前照灯 4-58の2-1 装備要件 4-58の2-2 性能要件 4-58の2-2-1 テスタ等による審査 配光可変型前照灯は、夜間に自動車の前方面にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の明るさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第32条第8項関係、細目告示第42条第8項関係、細目告示第120条第9項関係) ① 配光可変型前照灯であつて、協定規則第123号補足第4改訂版6.3.及び7.の技術的な要件に適合する配光形態の照射光線(以下「走行ビーム」という。)を発するものは、夜間に当該走行ビームを照射した場合において、当該自動車の前方100mの距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有するものであること。(細目告示第120条第9項第1号) ②(略)</p> <p>4-58の2-2-2 視認等による審査 (略)</p> <p>4-58の2-2-3 書面等による審査 (1)(略) (2) 配光可変型前照灯は、協定規則第123号補足第3改訂版5.[5.3.(5.3.2.及び平成21年7月11日以降製作された自動車は5.3.1.を除く。)]及び5.8.を除く。、6.及び7.の技術的な要件に適合するものでなければならない。(細目告示第42条第8項関係、細目告示第120条第9項関係) (3)(略)</p> <p>4-58の2-3 取付要件(視認等による審査) (1) 配光可変型前照灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準及び次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第32条第9項関係、細目告示第42条第9項関係、細目告示第120条第11項関係) ① 配光可変型前照灯であつて走行ビームを発するものは、走行ビームを発する場合に照射する灯火ユニットの総最大光度が225,000cdを超えていないこと。 ②～⑩(略) (2)(略)</p>
--	--

新旧対照表-4-

<p>4-66 側方灯 4-66-1 装備要件 4-66-2 性能要件 4-66-3 取付要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 側方灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第35条の2第3項関係) この場合において、側方灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第48条第2項関係、細目告示第126条第3項関係) ①～② (略) ③ 長さ6mを超える自動車(⑧に規定する自動車を除く。)に備える側方灯は、その照明部の間隔が3m以内(除雪及び上木作業その他特別な用途に使用される自動車に備える側方灯でその自動車の形状、構造、デザイン及び操作性により側方灯の照明部の間隔が3m以内に取り付けることができないものにおいては、取り付けることができる4m以内の位置)となるよう取り付けられていること。 ④～⑬ (略) (2) (略)</p> <p>4-75 再帰反射材 4-75-1 装備要件 4-75-2 性能要件 (視認等による審査) 4-75-3 取付要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 再帰反射材は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第38条の3第3項関係、細目告示第55条の2第2項関係、細目告示第133条の2第3項関係) ①～② (略) ③ 自動車の側面に備える線状再帰反射材及び輪郭表示再帰反射材は、車両中心線上の鉛直面にできるだけ平行に取り付けられていること。また、自動車の後面に備える線状再帰反射材及び輪郭表示再帰反射材は、車両中心線に直交する鉛直面にできるだけ平行に取り付けられていること。これらによりがたい場合は、<u>車両の外形の輪郭に可能な限り近くなるように取り付け</u>ること。 ④～⑥ (略) ⑦ 線状再帰反射材及び輪郭表示再帰反射材のうち車両の下部にあるものは、下縁の高さが地上0.25m以上2.5m以下(自動車の形状、構造、デザイン及び操作性により、再帰反射材を地上2.5m以下に取り付けることができない場合においては、地上2.5m以上のできるだけ低い位置)に取り付けられていること。また、輪郭表示再帰反射材のうち車両の上部にあるものは、輪郭表示再帰反射材の上縁と当該自動車の上端を車両中心線と平行な鉛直面にそれぞれ投影した際の鉛直方向の長さが400mm以内のできるだけ高い位置に取り付けられていること。</p>	<p>4-66 側方灯 4-66-1 装備要件 4-66-2 性能要件 4-66-3 取付要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 側方灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第35条の2第3項関係) この場合において、側方灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第48条第2項関係、細目告示第126条第3項関係) ①～② (略) ③ 長さ6mを超える自動車(⑧に規定する自動車を除く。)に備える側方灯は、その照明部の間隔が3m以内(除雪及び上木作業その他特別な用途に使用される自動車に備える側方灯でその自動車の構造上側方灯の照明部の間隔が3m以内に取り付けることができないものにおいては、取り付けることができる4m以内の位置)となるよう取り付けられていること。 ④～⑬ (略) (2) (略)</p> <p>4-75 再帰反射材 4-75-1 装備要件 4-75-2 性能要件 (視認等による審査) 4-75-3 取付要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 再帰反射材は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第38条の3第3項関係、細目告示第55条の2第2項関係、細目告示第133条の2第3項関係) ①～② (略) ③ 自動車の側面に備える線状再帰反射材及び輪郭表示再帰反射材は、車両中心線上の鉛直面にできるだけ平行に取り付けられていること。また、自動車の後面に備える線状再帰反射材及び輪郭表示再帰反射材は、車両中心線に直交する鉛直面にできるだけ平行に取り付けられていること。 ④～⑥ (略) ⑦ 線状再帰反射材及び輪郭表示再帰反射材のうち車両の下部にあるものは、下縁の高さが地上0.25m以上2.1m以下(自動車の構造上、再帰反射材を地上2.1m以下に取り付けることができない場合においては、地上2.1m以上のできるだけ低い位置)に取り付けられていること。また、輪郭表示再帰反射材のうち車両の上部にあるものは、輪郭表示再帰反射材の上縁と当該自動車の上端を車両中心線と平行な鉛直面にそれぞれ投影した際の鉛直方向の長さが400mm以内のできるだけ高い位置に取り付けられていること。</p>
--	---

新旧対照表-5-

<p>⑧ 部分輪郭表示再帰反射材のうちそれぞれの上部の端部及び隅角部にあるもの(コーナーマーク)は、<u>辺の長さが250mm以上のテープの再帰反射材</u>であり、かつ、お互いに直角に取り付けられていること。これらによりがたい場合は、<u>車両の外形の輪郭に可能な限り近くなるように取り付け</u>ること。 ⑨～⑩ (略) ⑪ 自動車の後面に備える線状再帰反射材及び輪郭表示再帰反射材は、自動車の後端から25m後方にある車両中心線に直交する鉛直面における地上1mから1.5mまでの範囲並びに自動車の後端における車両中心線に直交する鉛直面と自動車の最外側における車両中心線に平行な鉛直面が交わる部分から、自動車の外側方向に左右それぞれ4°傾斜させた平面により囲まれる範囲において、すべての位置から当該反射部の80%以上の部分を見通すことができるものであること。 ⑫ 自動車の側面に備える線状再帰反射材及び輪郭表示再帰反射材は、自動車の最外側から25m後方にある車両中心線と平行な鉛直面における地上1mから1.5mまでの範囲並びに自動車の最外側における車両中心線と平行な鉛直面と自動車の前縁及び後端における車両中心線に直交する鉛直面が交わる部分から、自動車の前縁にあっては前方向に4°傾斜させた平面、自動車の後端にあっては後方向に4°傾斜させた平面によりそれぞれ囲まれる範囲において、すべての位置から反射部の80%以上の部分を見通すことができるものであること。 (2) (略)</p>	<p>⑧ 部分輪郭表示再帰反射材のうちそれぞれの上部の端部及び隅角部にあるもの(コーナーマーク)は、<u>辺の長さが250mm以上のテープの再帰反射材</u>であり、かつ、お互いに直角に取り付けられていること。 ⑨～⑩ (略) ⑪ 自動車の後面に備える線状再帰反射材及び輪郭表示再帰反射材は、自動車の後端から25m後方にある車両中心線に直交する鉛直面における地上1mから3mまでの範囲並びに自動車の後端における車両中心線に直交する鉛直面と自動車の最外側における車両中心線に平行な鉛直面が交わる部分から、自動車の外側方向に左右それぞれ15°傾斜させた平面により囲まれる範囲において、すべての位置から当該反射部の80%以上の部分を見通すことができるものであること。 ⑫ 自動車の側面に備える線状再帰反射材及び輪郭表示再帰反射材は、自動車の最外側から25m後方にある車両中心線と平行な鉛直面における地上1mから3mまでの範囲並びに自動車の最外側における車両中心線と平行な鉛直面と自動車の前縁及び後端における車両中心線に直交する鉛直面が交わる部分から、自動車の前縁にあっては前方向に15°傾斜させた平面、自動車の後端にあっては後方向に15°傾斜させた平面によりそれぞれ囲まれる範囲において、すべての位置から反射部の80%以上の部分を見通すことができるものであること。 (2) (略)</p>
---	---

新旧対照表-6-

(参考図)

図 1(4-75-3 ⑩関係)

図 2(4-75-3 ⑪関係)

4-106 指定自動車等

指定自動車等は、4-11 から4-105 までの基準によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

①～⑩ (略)

⑪ 最高速度 20km/h 未満の自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、農耕作業用小型特殊自動車並びにカタビラ及びその有する軽自動車以外の自動車に備える前照灯にあっては協定規則第 98 号改訂版 5.、6. 及び 7. の技術的な要件に定める基準並びに協定規則第 112 号改訂版 5.、6.、7. 及び 8. の技術的な要件に定める基準。(細目告示第 42 条第 2 項及び第 6 項関係)

ただし、次に掲げる自動車に備える前照灯については、それぞれの規定に読み替えることができる。

ア 次に掲げる自動車については、平成 21 年国土交通省告示第 771 号による改正前の細目告示別添 50「前照灯の技術基準」に適合するものであればよい。(適用関係告示第 29 条第 8 項関係)

(参考図)

図 1(4-75-3 ⑩関係)

図 2(4-75-3 ⑪関係)

4-106 指定自動車等

指定自動車等は、4-11 から4-105 までの基準によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

①～⑩ (略)

⑪ 最高速度 20km/h 未満の自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、農耕作業用小型特殊自動車並びにカタビラ及びその有する軽自動車以外の自動車に備える前照灯にあっては協定規則第 98 号補足第 13 改訂版 5.、6. 及び 7. の技術的な要件に定める基準並びに協定規則第 112 号補足第 12 改訂版 5.、6.、7. 及び 8. の技術的な要件に定める基準。(細目告示第 42 条第 2 項及び第 6 項関係)

ただし、次に掲げる自動車については、「協定規則第 98 号補足第 13 改訂版」を「協定規則第 98 号補足第 11 改訂版」と、「協定規則第 112 号補足第 12 改訂版」を「協定規則第 112 号補足第 10 改訂版」と読み替えることができる。(適用関係告示第 29 条第 11 項関係)

(イ) 平成 21 年 10 月 23 日以前に製作された自動車

新旧対照表-7-

(イ)～(イ) (略)

イ 次に掲げる自動車については、「協定規則第 98 号改訂版」を「協定規則第 98 号補足第 11 改訂版」と、「協定規則第 112 号改訂版」を「協定規則第 112 号補足第 10 改訂版」と読み替えることができる。(適用関係告示第 29 条第 11 項関係)

(イ) 平成 21 年 10 月 23 日以前に製作された自動車

(イ) 平成 21 年 10 月 23 日以前に法第 75 条第 1 項の規定によりその型式について指定を受けた自動車、新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱いを受けた自動車であって平成 21 年 10 月 24 日以降に前照灯に係る性能について変更がないもの

(イ) 平成 21 年 10 月 23 日以前に法第 75 条の 2 の規定によりその型式について指定を受けた前照灯であって平成 21 年 10 月 24 日以降にその性能について変更がないものを備えた自動車

ウ 次に掲げる自動車については「協定規則第 98 号改訂版」を「協定規則第 98 号補足第 12 改訂版」と、「協定規則第 112 号改訂版」を「協定規則第 112 号補足第 11 改訂版」と読み替えることができる。(適用関係告示第 29 条第 14 項関係)

(イ) 平成 22 年 8 月 18 日以前に製作された自動車

(イ) 平成 22 年 8 月 18 日以前に法第 75 条第 1 項の規定によりその型式について指定を受けた自動車、新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱いを受けた自動車であって平成 21 年 10 月 24 日以降に前照灯に係る性能について変更がないもの

(イ) 平成 22 年 8 月 18 日以前に法第 75 条の 2 の規定によりその型式について指定を受けた前照灯であって平成 22 年 8 月 18 日以降にその性能について変更がないものを備えた自動車

エ 次に掲げる自動車については「協定規則第 98 号改訂版」を「協定規則第 98 号補足第 13 改訂版」と、「協定規則第 112 号改訂版」を「協定規則第 112 号補足第 12 改訂版」と読み替えることができる。(適用関係告示第 29 条第 16 項関係)

(イ) 平成 27 年 12 月 8 日以前に製作された自動車

(イ) 平成 27 年 12 月 8 日以前に法第 75 条第 1 項の規定によりその型式について指定を受けた自動車、新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱いを受けた自動車であって平成 27 年 12 月 9 日以降に前照灯に係る性能について変更がないもの

(イ) 平成 27 年 12 月 8 日以前に法第 75 条の 2 の規定によりその型式について指定を受けた前照灯であって平成 27 年 12 月 9 日以降にその性能について変更がないものを備えた自動車

⑫～⑭ (略)

⑮ 前部霧灯については、協定規則第 19 号第 4 改訂版 5.、6.、7. 及び 8. の技術的な要件に定める基準。

ただし、次に掲げる自動車に備える全部霧灯については、それぞれに掲げる規定による。

ア～イ (略)

(イ) 平成 21 年 10 月 23 日以前に法第 75 条第 1 項の規定によりその型式について指定を受けた自動車、新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱いを受けた自動車であって平成 21 年 10 月 24 日以降に前照灯に係る性能について変更がないもの

(イ) 平成 21 年 10 月 23 日以前に法第 75 条の 2 の規定によりその型式について指定を受けた前照灯であって平成 21 年 10 月 24 日以降にその性能について変更がないものを備えた自動車

また、次に掲げる自動車については、平成 21 年国土交通省告示第 771 号による改正前の細目告示別添 50「前照灯の技術基準」に適合するものであればよい。(適用関係告示第 29 条第 8 項関係)

(イ)～(イ) (略)

⑫～⑭ (略)

⑮ 前部霧灯については、協定規則第 19 号第 3 改訂版補足改訂版 5.、6.、7. 及び 8. の技術的な要件に定める基準。

ただし、次に掲げる自動車については、それぞれに掲げる規定による。

ア～イ (略)

新旧対照表-8-

<p>ウ 次に掲げる自動車については、「協定規則第19号第4改訂版」を「協定規則第19号第3改訂版補足改訂版」と読み替えることができる。(適用関係告示第30条第13項関係)</p> <p>(7) 平成22年8月18日以前に製作された自動車</p> <p>(イ) 平成22年8月18日以前に法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けた自動車、新製届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって平成21年10月24日以降に前部霧灯に係る性能について変更がないもの</p> <p>(ロ) 平成22年8月18日以前に法第75条の2の規定によりその型式について指定を受けた前部霧灯であって平成22年8月18日以降にその性能について変更がないものを備えた自動車</p> <p>エ 次に掲げる自動車については「協定規則第19号第4改訂版」を「協定規則第19号第3改訂版補足第2改訂版」と読み替えることができる。(適用関係告示第29条第14項関係)</p> <p>(7) 平成27年12月8日以前に製作された自動車</p> <p>(イ) 平成27年12月8日以前に法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けた自動車、新製届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって平成27年12月9日以降に前部霧灯に係る性能について変更がないもの</p> <p>(ロ) 平成27年12月8日以前に法第75条の2の規定によりその型式について指定を受けた前部霧灯であって平成27年12月9日以降にその性能について変更がないものを備えた自動車</p> <p>⑯～⑰ (略)</p> <p>5-15 トラック・バスの制動装置</p> <p>5-15-2 性能要件</p> <p>5-15-2-2 視認等による審査</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。ただし、貨物の運送の用に供する自動車であって、車両総重量3.5t以下のものに備える制動装置は、5-16の基準に適合するものであってもよいものとする。(細目告示第171条第2項関係)</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置を備えた自動車にあっては、電源投入時に警告を発し、かつ、その装置が正常に作動しないおそれが生じたときにその旨を運転者座の運転者に容易に判断できる警報を発する装置を備えたものであること。(細目告示第171条第2項第12号関係)</p>	<p>ウ 平成22年8月18日以前に製作された自動車については、「協定規則第19号第3改訂版補足第2改訂版」を「協定規則第19号第3改訂版補足改訂版」と読み替えることができる。(細目告示第43条第1項関係)</p> <p>⑯～⑰ (略)</p> <p>5-15 トラック・バスの制動装置</p> <p>5-15-2 性能要件</p> <p>5-15-2-2 視認等による審査</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 制動装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。ただし、貨物の運送の用に供する自動車であって、車両総重量3.5t以下のものに備える制動装置は、5-16の基準に適合するものであってもよいものとする。(細目告示第171条第2項関係)</p> <p>①～④ (略)</p>
--	--

新旧対照表-9-

<p>5-47 窓ガラス貼付物等</p> <p>5-47-1 性能要件</p> <p>5-47-1-1 視認等による審査</p> <p>(1) 5-46-1(4)に規定する窓ガラスには、次に掲げるもの以外のものが装着(窓ガラスの一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。以下5-47-1-1及び5-47-1-2において同じ。)され、はり付けられ、塗装され、又は刻印されていることはない。ただし、窓ふき器及び自動車製作者が付したことが明らかである刻印については、この限りでない。(保安基準第29条第4項関係、細目告示第195条第5項関係)</p> <p>①～⑦ (略)</p> <p>⑧ 道路等に設置された通信設備との通信のための機器、道路及び交通状況に係る情報の入手のためのカメラ、一般乗用旅客自動車運送事業用自動車に備える車内を撮影するための防犯カメラ、車両間の距離を測定するための機器、雨滴等を検知して窓ふき器を自動的に作動させるための感知器又は受光量を感知して前照灯、車幅灯等を自動的に作動させるための感知器であって、次に掲げる要件に該当するものア～イ(略)</p> <p>⑨～⑭ (略)</p> <p>5-58の2 配光可変型前照灯</p> <p>5-58の2-1 装備要件</p> <p>5-58の2-2 性能要件</p> <p>5-58の2-3 取付要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 配光可変型前照灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第32条第9項関係、細目告示第198条第10項関係)</p> <p>① 配光可変型前照灯であって走行ビームを発するものは、走行ビームを発する場合に照射する灯火ユニットの総最大光度が300,000cdを超えていないこと。</p> <p>②～⑩ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>5-66 側方灯</p> <p>5-66-1 装備要件</p> <p>5-66-2 性能要件</p> <p>5-66-3 取付要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 側方灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第35条の2第3項関係)</p> <p>この場合において、側方灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第204</p>	<p>5-47 窓ガラス貼付物等</p> <p>5-47-1 性能要件</p> <p>5-47-1-1 視認等による審査</p> <p>(1) 5-46-1(4)に規定する窓ガラスには、次に掲げるもの以外のものが装着(窓ガラスの一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。以下5-47-1-1及び5-47-1-2において同じ。)され、はり付けられ、塗装され、又は刻印されていることはない。ただし、窓ふき器及び自動車製作者が付したことが明らかである刻印については、この限りでない。(保安基準第29条第4項関係、細目告示第195条第5項関係)</p> <p>①～⑦ (略)</p> <p>⑧ 道路等に設置された通信設備との通信のための機器、道路及び交通状況に係る情報の入手のためのカメラ、車両間の距離を測定するための機器、雨滴等を検知して窓ふき器を自動的に作動させるための感知器又は受光量を感知して前照灯、車幅灯等を自動的に作動させるための感知器であって、次に掲げる要件に該当するものア～イ(略)</p> <p>⑨～⑭ (略)</p> <p>5-58の2 配光可変型前照灯</p> <p>5-58の2-1 装備要件</p> <p>5-58の2-2 性能要件</p> <p>5-58の2-3 取付要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 配光可変型前照灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第32条第9項関係、細目告示第198条第10項関係)</p> <p>① 配光可変型前照灯であって走行ビームを発するものは、走行ビームを発する場合に照射する灯火ユニットの総最大光度が225,000cdを超えていないこと。</p> <p>②～⑩ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>5-66 側方灯</p> <p>5-66-1 装備要件</p> <p>5-66-2 性能要件</p> <p>5-66-3 取付要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 側方灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第35条の2第3項関係)</p> <p>この場合において、側方灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第204</p>
---	--

新旧対照表-10-

<p>条第3項関係)</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 長さ6mを超える自動車(⑧)に規定する自動車を除く。)に備える側方灯は、その照明部の間隔が3m以内(除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車に備える側方灯でその自動車の形状、構造、デザイン及び操作性により側方灯の照明部の間隔が3m以内に取り付けることができないものにあつては、取り付けることができる4m以内の位置)となるよう取り付けられていること。</p> <p>④～⑬ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>5-75 再帰反射材</p> <p>5-75-1 装備要件</p> <p>5-75-2 性能要件(視認等による審査)</p> <p>5-75-3 取付要件(視認等による審査)</p> <p>(1) 再帰反射材は、その性能を損わないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第38条の3第3項関係、細目告示第211条の2第3項関係)</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 自動車の側面に備える線状再帰反射材及び輪郭表示再帰反射材は、車両中心線上の鉛直面にできるだけ平行に取り付けられていること。また、自動車の後面に備える線状再帰反射材及び輪郭表示再帰反射材は、車両中心線に直行する鉛直面にできるだけ平行に取り付けられていること。これによりがたい場合は、車両の外形の輪郭に可能な限り近くなるように取り付けること。</p> <p>④～⑥ (略)</p> <p>⑦ 線状再帰反射材及び輪郭表示再帰反射材のうち車両の下部にあるものは、下縁の高さが地上0.25m以上2.5m以下(自動車の形状、構造、デザイン及び操作性により、再帰反射材を地上2.5m以下に取り付けることができない場合においては、地上2.5m以上のできるだけ低い位置)に取り付けられていること。また、輪郭表示再帰反射材のうち車両の上部にあるものは、輪郭表示再帰反射材の上縁と当該自動車の上端を車両中心線と平行な鉛直面にそれぞれ投影した際の鉛直方向の長さが400mm以内のできるだけ高い位置に取り付けられていること。</p> <p>⑧ 部分輪郭表示再帰反射材のうちそれぞれの上部の端部及び隅角部にあるもの(コーナーマーク)は、一辺の長さが250mm以上のテーパー状の再帰反射材であり、かつ、互いに直角に取り付けられていること。これらによりがたい場合は、車両の外形の輪郭に可能な限り近くなるように取り付けること。</p> <p>⑨～⑪ (略)</p> <p>⑫ 自動車の後面に備える線状再帰反射材及び輪郭表示再帰反射材は、自動車の後端から25m後方にある車両中心線に直交する鉛直面における地上1mから1.5mまでの範囲並びに自動車の後端における車両中心線に直交する鉛直面と自動車の最外側における車両中心線に平行な鉛直面が交わる部分から、自動車の外側方</p>	<p>条第3項関係)</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 長さ6mを超える自動車(⑧)に規定する自動車を除く。)に備える側方灯は、その照明部の間隔が3m以内(除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車に備える側方灯でその自動車の構造上側方灯の照明部の間隔が3m以内に取り付けることができないものにあつては、取り付けることができる4m以内の位置)となるよう取り付けられていること。</p> <p>④～⑬ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>5-75 再帰反射材</p> <p>5-75-1 装備要件</p> <p>5-75-2 性能要件(視認等による審査)</p> <p>5-75-3 取付要件(視認等による審査)</p> <p>(1) 再帰反射材は、その性能を損わないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第38条の3第3項関係、細目告示第211条の2第3項関係)</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 自動車の側面に備える線状再帰反射材及び輪郭表示再帰反射材は、車両中心線上の鉛直面にできるだけ平行に取り付けられていること。また、自動車の後面に備える線状再帰反射材及び輪郭表示再帰反射材は、車両中心線に直行する鉛直面にできるだけ平行に取り付けられていること。</p> <p>④～⑥ (略)</p> <p>⑦ 線状再帰反射材及び輪郭表示再帰反射材のうち車両の下部にあるものは、下縁の高さが地上0.25m以上2.1m以下(自動車の構造上、再帰反射材を地上2.1m以下に取り付けることができない場合においては、地上2.1m以上のできるだけ低い位置)に取り付けられていること。また、輪郭表示再帰反射材のうち車両の上部にあるものは、輪郭表示再帰反射材の上縁と当該自動車の上端を車両中心線と平行な鉛直面にそれぞれ投影した際の鉛直方向の長さが400mm以内のできるだけ高い位置に取り付けられていること。</p> <p>⑧ 部分輪郭表示再帰反射材のうちそれぞれの上部の端部及び隅角部にあるもの(コーナーマーク)は、一辺の長さが250mm以上のテーパー状の再帰反射材であり、かつ、互いに直角に取り付けられていること。</p> <p>⑨～⑪ (略)</p> <p>⑫ 自動車の後面に備える線状再帰反射材及び輪郭表示再帰反射材は、自動車の後端から25m後方にある車両中心線に直交する鉛直面における地上1mから3mまでの範囲並びに自動車の後端における車両中心線に直交する鉛直面と自動車の最外側における車両中心線に平行な鉛直面が交わる部分から、自動車の外側方</p>
---	--

新旧対照表-11-

<p>向に左右それぞれ4°傾斜させた平面により囲まれる範囲において、すべての位置から当該反射部の80%以上の部分を見通すことができるものであること。</p> <p>⑬ 自動車の側面に備える線状再帰反射材及び輪郭表示再帰反射材は、自動車の最外側から25m後方にある車両中心線と平行な鉛直面における地上1mから1.5mまでの範囲並びに自動車の最外側における車両中心線と平行な鉛直面と自動車の前縁及び後縁における車両中心線に直交する鉛直面が交わる部分から、自動車の前縁にあっては前方向に4°傾斜させた平面、自動車の後縁にあっては後方向に4°傾斜させた平面によりそれぞれ囲まれる範囲において、すべての位置から反射部の80%以上の部分を見通すことができるものであること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(参考図)</p> <div style="text-align: center;"> <p>図 1(4-75-3 ⑬関係)</p> <p>図 2(4-75-3 ⑬関係)</p> </div> <p>別添2 並行輸入自動車審査要領 第2 届出書等 2-1 届出書及び添付資料 表1 備考</p>	<p>向に左右それぞれ15°傾斜させた平面により囲まれる範囲において、すべての位置から当該反射部の80%以上の部分を見通すことができるものであること。</p> <p>⑬ 自動車の側面に備える線状再帰反射材及び輪郭表示再帰反射材は、自動車の最外側から25m後方にある車両中心線と平行な鉛直面における地上1mから3mまでの範囲並びに自動車の最外側における車両中心線と平行な鉛直面と自動車の前縁及び後縁における車両中心線に直交する鉛直面が交わる部分から、自動車の前縁にあっては前方向に15°傾斜させた平面、自動車の後縁にあっては後方向に15°傾斜させた平面によりそれぞれ囲まれる範囲において、すべての位置から反射部の80%以上の部分を見通すことができるものであること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(参考図)</p> <div style="text-align: center;"> <p>図 1(4-75-3 ⑬関係)</p> <p>図 2(4-75-3 ⑬関係)</p> </div> <p>別添2 並行輸入自動車審査要領 第2 届出書等 2-1 届出書及び添付資料 表1 備考</p>
--	---

新旧対照表-12-

<p>(1)、(2)略</p> <p>(3) 「指定自動車等と同一」、「指定自動車等と類似」又は「その他」として区分できる範囲は、5-1-7に定める。</p> <p>5-1-6 車体の形状</p> <p>(1) 「指定自動車等と同一」又は「指定自動車等と類似」と区分される並行輸入自動車に係る車体の形状は、当該指定自動車等の車体の形状とする。</p> <p>(2) 「その他」に区分される並行輸入自動車の車体の形状は、規程 3-3-8（車体の形状欄）に基づき記載するものとする。</p> <p>5-1-7 指定自動車等との関連</p> <p>5-1-7-1 「指定自動車等と同一」の範囲</p> <p>5-1-7-2 「指定自動車等と類似」の範囲</p> <p>5-1-7-3 「その他」の範囲</p> <p>5-1-7-4 改造により装置が変更されている並行輸入自動車</p> <p>5-1-8 指定自動車等の型式等</p> <p>5-1-9 指定自動車等との相違点</p> <p>「指定自動車等と類似」に区分される並行輸入自動車にあっては、当該並行輸入自動車と類似する指定自動車等の構造・装置についての相違項目（5-1-7-1表2の相違項目欄に掲げる相違を除く。）が届出書に記載されていなければならない。</p> <p>5-3-10-3-3 技術基準の試験成績書の審査</p> <p>(1)、(2)略</p> <p>(3) 5-3-10-1（適用される技術基準）①の技術基準の試験成績書を試験自動車以外の並行輸入自動車の技術基準の試験成績書とする場合にあっては、試験自動車と当該並行輸入自動車の同一性について、次のいずれにも該当するものでなければならない。</p> <p>① 試験自動車と当該並行輸入自動車の構造・装置の相違であって、次のア又はイに該当する相違以外のものが、5-1-7-1の表2（「指定自動車等と同一」として区分できる相違）の相違項目欄のいずれかに該当すること。</p> <p>②、③略</p> <p>(4) 5-3-10-1（適用される技術基準）④から⑦まで及び⑨の技術基準の試験成績書を試験自動車以外の並行輸入自動車の技術基準の試験成績書とする場合にあっては、試験自動車と当該並行輸入自動車の同一性について、次のいずれにも該当するものでなければならない。</p> <p>① 試験自動車と当該並行輸入自動車の構造・装置の相違であって、次のア、イ又はウに該当する相違以外のものが、5-1-7-1の表2（「指定自動車等と同一」として区分できる相違）の相違項目欄のいずれかに該当すること。</p> <p>②、③、④略</p>	<p>(1)、(2)略</p> <p>(3) 「指定自動車等と同一」又は「指定自動車等と類似」として区分できる範囲は、5-1-6に定める。</p> <p>5-1-6 指定自動車等との関連</p> <p>5-1-6 指定自動車等との関連</p> <p>5-1-6-1 「指定自動車等と同一」の範囲</p> <p>5-1-6-2 「指定自動車等と類似」の範囲</p> <p>5-1-6-3 「その他」の範囲</p> <p>5-1-6-4 改造により装置が変更されている並行輸入自動車</p> <p>5-1-7 指定自動車等の型式等</p> <p>5-1-8 指定自動車等との相違点</p> <p>「指定自動車等と類似」に区分される並行輸入自動車にあっては、当該並行輸入自動車と類似する指定自動車等の構造・装置についての相違項目（5-1-6-1表2の相違項目欄に掲げる相違を除く。）が届出書に記載されていなければならない。</p> <p>5-3-10-3-3 技術基準の試験成績書の審査</p> <p>(1)、(2)略</p> <p>(3) 5-3-10-1（適用される技術基準）①の技術基準の試験成績書を試験自動車以外の並行輸入自動車の技術基準の試験成績書とする場合にあっては、試験自動車と当該並行輸入自動車の同一性について、次のいずれにも該当するものでなければならない。</p> <p>① 試験自動車と当該並行輸入自動車の構造・装置の相違であって、次のア又はイに該当する相違以外のものが、5-1-6-1の表2（「指定自動車等と同一」として区分できる相違）の相違項目欄のいずれかに該当すること。</p> <p>②、③略</p> <p>(4) 5-3-10-1（適用される技術基準）④から⑦まで及び⑨の技術基準の試験成績書を試験自動車以外の並行輸入自動車の技術基準の試験成績書とする場合にあっては、試験自動車と当該並行輸入自動車の同一性について、次のいずれにも該当するものでなければならない。</p> <p>① 試験自動車と当該並行輸入自動車の構造・装置の相違であって、次のア、イ又はウに該当する相違以外のものが、5-1-6-1の表2（「指定自動車等と同一」として区分できる相違）の相違項目欄のいずれかに該当すること。</p> <p>②、③、④略</p>
--	--

新旧対照表-13-

<p>(5) 5-3-10-1（適用される技術基準）①から⑨まで及び⑪の技術基準の試験成績書を試験自動車以外の並行輸入自動車の技術基準の試験成績書とする場合にあっては、試験自動車と当該並行輸入自動車の同一性について、次のいずれにも該当するものでなければならない。</p> <p>① 試験自動車と当該並行輸入自動車の構造・装置の相違であって、次のア、イ又はウ（5-3-10-1（適用される技術基準）⑪の技術基準に係る試験成績書にあっては、ア）に該当する相違以外のものが5-1-7-1の表2（「指定自動車等と同一」として区分できる相違）の相違項目欄のいずれかに該当すること。</p> <p>②、③略</p> <p>附 則（平成23年2月23日検査法人規程第13号）</p> <p>この規程は、平成23年2月25日から施行する。</p> <p>ただし、2-23の規定については、平成23年4月1日以降に施行する。なお、平成23年3月31日において、特種用途自動車としてすでに登録を受けている自動車にあっては、当該自動車の構造及び装置に変更がない限りにおいては、なお従前の例によることができる。</p>	<p>(5) 5-3-10-1（適用される技術基準）①から⑨まで及び⑪の技術基準の試験成績書を試験自動車以外の並行輸入自動車の技術基準の試験成績書とする場合にあっては、試験自動車と当該並行輸入自動車の同一性について、次のいずれにも該当するものでなければならない。</p> <p>① 試験自動車と当該並行輸入自動車の構造・装置の相違であって、次のア、イ又はウ（5-3-10-1（適用される技術基準）⑪の技術基準に係る試験成績書にあっては、ア）に該当する相違以外のものが5-1-6-1の表2（「指定自動車等と同一」として区分できる相違）の相違項目欄のいずれかに該当すること。</p> <p>②、③略</p>
---	---

新旧対照表-14-

平成23年3月31日

—審査事務規程の第56次改正—

- ・協定規則の改正に伴う灯火器等の規定の改正
- ・旅客自動車運送事業用自動車の乗降口等の改正
- ・改造自動車審査要領の審査方法等の改正

自動車検査独立行政法人（略称：自動車検査法人）は、車両等の型式認定相互承認協定の相互承認協定に基づく規則等の改正に伴い、審査事務規程の一部改正を行い、平成23年4月1日から施行します。（下記7. については、平成23年7月1日施行。）

なお、1. ～6. に係る改正は、平成23年1月28日に公布された「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部改正」及び4月1日改正の基準改正を実施するために所要の改正を行うものです。

主な改正の概要は、次のとおりです。

1. 前照灯及び配光可変型前照灯に係る基準の改正

前照灯及び配光可変型前照灯について最大光度を300,000cd から430,000cdに引き上げます。

（4-57-2-1②、5-57-2-1②）

2. 再帰反射材に係る基準の改正

再帰反射材に係る基準について、被けん引車の前面に白色の線状再帰反射材に限り取付けることができることとします。

（4-75-6-2③、5-75-2④）

3. 後面衝突警告表示灯に係る基準の策定

後面衝突警告表示灯として後続車両が追突する恐れがある場合に非常点滅表示灯を点滅させることができますが、点滅する際の要件や点滅周期など詳細を規定します。

（4-81の3、5-81の3）

4. その他の灯火に係る基準の改正

路線を定めて定期に運行する一般乗合旅客自動車運送事業用自動車及び一般乗用旅客自動車運送事業用自動車に乗客が乗降中であることを後方に表示する電光表示器は点滅又は、光度が増減してもよいこととします。

（4-82-1(1)(5)(9)、5-82-1(1)(5)(9)）

5. 旅客自動車運送事業用自動車の乗降口の寸法の見直し

現在、旅客自動車運送事業用自動車であって、乗客が乗降口から直接着席できる座席のための乗降口寸法について規定しておりますが、客室強度の向上等の観点から見直しを行い、廃止することとします。

（4-99-1(1)④、5-99-1(1)④）

6. 旅客自動車運送事業の用に供する幼児専用車に係る基準の改正

現在、旅客自動車運送事業の用に供する幼児専用車の踏段の奥行寸法については、300mm 以上から200mm 以上（自家用と同じ。）あればよいこととします。

（4-99-1(2)②、5-99-1(2)②）

7. 改造自動車審査要領の審査方法等の改正

別紙「審査事務規程の改造自動車審査要領等の改正について」により詳細をお知らせします。

審査事務規程の改造自動車審査要領等の改正について

I 背景

自動車について改造を行うことにより、道路運送車両の保安基準（昭和26年7月28日運輸省令第67号。以下「保安基準」という。）に適合しなくなるおそれのある改造自動車については、改造自動車の施工者などから検査に先立ち当該改造内容について届出を得ることにより改造自動車の保安基準への適合性の確認を効率的に行うとともに、検査業務の円滑化を図っているところですが、近年の自動車の技術の進歩などに伴い改造内容が多様化しており、その審査方法についても、技術の進歩に合わせた見直しが必要となっています。

II 改正概要

1. 審査事務規程（本則）

- ① 指定自動車等であって、自動車製作者が定めた車両総重量の許容限度及び軸重の許容限度が設定されている自動車にあつては、当該許容限度を超えてはならないことを明記します。ただし、指定自動車等の自動車製作者が別途認めた自動車及び既に改造自動車審査結果通知書の交付を受けた自動車であつて、構造、装置に変更のないものは除きます。（4-4-1、4-5-1）
- ② 指定自動車等であつて、自動車製作者の定めた車両総重量の許容限度及び軸重の許容限度が設定されている自動車については、認証時の車両状態と検査時の車両状態が異なる場合は、受検者から、変更された箇所の情報を参考に検査票2の許容荷重欄を記載することとします。（3-3-16）
- ③ 改造自動車の審査は、改造自動車審査結果通知書（以下、「通知書」という。）の改ざん及び不正使用を防止する観点から、受検者に対して、通知書本紙の提示を求めることとします。（2-12（4）、別添1改造要領9(1)）
- ④ 電気自動車に係る電気装置の感電防止の審査にあつて、高電圧の活電部と保護バリヤ等における保護等級IPXXB（人体の指型モデル）又はIPXXD（直径1mmの針モデル）の構造を有するかどうかについては、図面等により保護バリヤ等から高電圧の活電部に至るすき間が保護等級IPXXB又はIPXXDの測定冶具の寸法より小さいと確認されれば適合とします。（4-25-1-1、5-25-1）

2. 改造自動車審査要領（別添1）

- ① 改造自動車の範囲において、車枠及び車体を改造する場合にあつては、改造前の指定自動車等（認証時の状態）のフレームの1/2以上が残されたものでなければならないことを規定します。（2.（1）(3)）
- ② 改造自動車の届出の必要な範囲に電気装置を追加します。改造の内容は、駆動用蓄電池の取付位置、種類、総容量の変更及び充電方式の変更を行うものを対象とします。
なお、ガソリン自動車等から電気自動車に変更する場合、従来は、燃料装置の改造としておりましたが、今後は電気装置の改造として取り扱います。（3.（10）、別表1）
- ③ 改造自動車の届出は、1台毎とします。ただし、同一改造内容の自動車にあつては、

型式内の類別等を限定することにより複数台数を対象とした届出を可能とします。(4-1(1)(2))

- ④ 上記③の複数台数を対象とした届出に交付する通知書は、届出者がその通知書の写しに管理する番号及び本紙と相違ないことを証明する旨の記載を行い、かつ、届出者の管理する印鑑を押印したものは、通知書の本紙として取り扱うこととします。また、併せて通知書の写しの管理等についての規定を設けました。(8-3、第3号様式)
- ⑤ 届出者は、改造自動車の使用者に対して点検整備の情報提供を行うこと及びリコールの責務があることを周知することとします。(4-2)
- ⑥ 届出された改造自動車の書面審査は、届出された資料等により、改造自動車の改造部分及び改造により影響を及ぼす部分が保安基準に適合するかどうか(技術基準を含む。)審査することを明確にします。
また、これに併せ外観図などの添付資料についても見直を行ないました。(7.(1)、別表2)
- ⑦ 通知書の指示事項欄には、事務所長等が届出者に対して指示する事項を明確にしました。(8-2)
- ⑧ リコール届出により、改造自動車の届出の必要な範囲が包含されている場合は、本要領の届出を行わなくてよいこととします。(10-2)
- ⑨ 届出書(第1号様式)、改造概要等説明書(第2号様式)の一部変更を行ないます。
また、複数台数届出書(第3号様式)などの新様式を追加します。

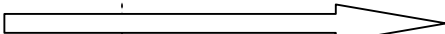
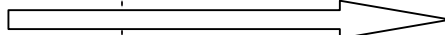
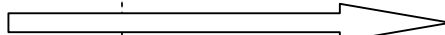
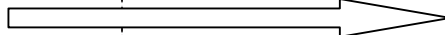
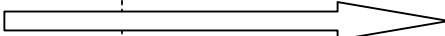
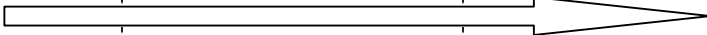
3. スケジュール

公布：平成23年3月31日

施行：平成23年7月1日

ただし、改造自動車1台毎の届出、複数台数として交付した通知書の管理等については、平成23年12月31日までは、従前の取扱いができることとします。また、平成23年12月31日までは、改正前の届出書及び概要説明書の様式に改正された事項の電気装置等の記載を行うことにより届出申請に使用できる措置を講じました。なお、平成23年12月31日までに交付された通知書については、通知書の指示事項欄に本紙提示の指示がなされない限り、従前のおり写しの提示でよいこととします。(参考資料参照)

● 従前の例による取扱い整理（附則関係）

	23年 3月 公布	7月 施行	24年1月 完全施行
届 出 1 台毎届出、複数台数届出 4-1	 <p>届出者の選択により、従前の届出とすることができる。</p>		
様 式 旧様式 5-1 第1号様式(届出書)(1) 第2号様式(改造概要等説明書)(2)	 <p>新様式の内容を追記して使用することができる。</p>		
新様式 5-1 第3号様式(複数台数届出書)(3) 第3号様式の2(取下願出書)(3) 第6号様式(通知書の写しに係る管理台帳)(6)	 <p>従前の取扱いができる。</p>		
通知書 指示事項 8-2 本紙提示を指示(1)① 対象車両の限定を指示(1)② 複数台数の取扱を指示(1)④ 特記事項に通知書と現車の確認方法を指示(2)②、9(2)①後段	 <p>届出者の選択により、従前の取扱いができる。</p>		
通知書の写しの管理等 8-3	 <p>届出者の選択により、従前の取扱いができる。</p>		
検 査 通知書の本紙の使用 本則 2-8(1)、2-12(4) 改造要領 9. (1)	 <p>23年12月31日までに交付した通知書であって、当該通知書の指示事項欄に本紙提示の指示事項がないものは、24年1月以降の検査も写しの提示でよいこととする。</p>		

新	旧												
<p>第2章 2-8 車台番号及び原動機型式の確認</p> <p>(1) 自動車の審査にあたっては、審査依頼があった自動車に打刻されている車台番号及び原動機型式について、次に掲げる検査の種類毎に定める書面（この項において「確認書面」という。）に記載されている車台番号及び原動機型式と同一であることを確認するものとする。</p> <p>ただし、①の規定の適用にあたって、並行輸入自動車、「改造自動車等の取扱いについて」（平成7年11月21日自技第239号。以下「改造自動車等の取扱いについて」という。）記2、(2)の試作車（以下「試作車」という。）及び(3)の組立車（以下「組立車」という。）であって車台番号又は原動機型式が特定されないものについては、当該自動車に表示されたシリアル番号又は製造番号と確認書面に記載されたシリアル番号又は製造番号が同一であることを確認するものとする。</p> <p>また、①から③までの規定の適用にあたって、改造自動車であって別添1「改造自動車審査要領」別表1(2)①に該当する改造を行ったものについては、当該自動車の原動機型式と改造自動車審査結果通知書の本紙並びに様式1の自動車検査票1（以下「検査票1」という。）及び様式2の自動車検査票2（以下「検査票2」という。）に記載されている原動機型式が同一であることを確認するものとする。</p> <p>① 新規検査及び予備検査（法第16条の規定により一時抹消登録を受けた自動車又は法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車を除く。）の場合には、指定自動車等にあつては完成検査終了証、排出ガス検査終了証又は譲渡証明書、並行輸入自動車にあつては自動車通関証明書、輸入申告書又は打刻届出書、試作車及び組立車にあつては「改造自動車等の取扱いについて」に基づく試作車・組立車審査結果通知書（本紙又は写しとする。）並びに検査票1及び検査票2 ②～④（略）</p> <p>2-11 書面の提示等 2-11-1～2-11-4（略） 2-11-5 試作車・組立車審査結果通知書</p> <p>試作車及び組立車の審査は、提示のあった試作車・組立車審査結果通知書（本紙又は写しとする。）、外観図、装置の詳細図及びその他必要となる資料を参考として審査するものとする。この場合において、書面等その他適切な方法により審査する項目については、これらの資料と同一であり、かつ、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、基準に適合しているものとして取り扱う。</p> <p>2-12 改造自動車</p> <p>(1) 別添1「改造自動車審査要領」2、(1)の改造自動車の審査は、この規程の定めるところによるほか、別添1「改造自動車審査要領」により実施するものとする。</p>	<p>第2章 2-8 車台番号及び原動機型式の確認</p> <p>(1) 自動車の審査にあたっては、審査依頼があった自動車に打刻されている車台番号及び原動機型式について、次に掲げる検査の種類毎に定める書面（この項において「確認書面」という。）に記載されている車台番号及び原動機型式と同一であることを確認するものとする。</p> <p>ただし、①の規定の適用にあたって、並行輸入自動車、「改造自動車等の取扱いについて」（平成7年11月21日自技第239号。以下「改造自動車等の取扱いについて」という。）記2、(2)の試作車（以下「試作車」という。）及び(3)の組立車（以下「組立車」という。）であって車台番号又は原動機型式が特定されないものについては、当該自動車に表示されたシリアル番号又は製造番号と確認書面に記載されたシリアル番号又は製造番号が同一であることを確認するものとする。</p> <p>また、①から③までの規定の適用にあたって、改造自動車であって別添1「改造自動車審査要領」3(2)①に該当する改造を行ったものについては、当該自動車の原動機型式と改造自動車審査結果通知書（本紙又は写しとする。）並びに様式1の自動車検査票1（以下「検査票1」という。）及び様式2の自動車検査票2（以下「検査票2」という。）に記載されている原動機型式が同一であることを確認するものとする。</p> <p>① 新規検査及び予備検査（法第16条の規定により一時抹消登録を受けた自動車又は法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車を除く。）の場合には、指定自動車等にあつては完成検査終了証、排出ガス検査終了証又は譲渡証明書、並行輸入自動車にあつては自動車通関証明書、輸入申告書又は打刻届出書、試作車及び組立車にあつては「改造自動車等の取扱いについて」に基づく改造自動車審査結果通知書（本紙又は写しとする。）並びに検査票1及び検査票2 ②～④（略）</p> <p>2-11 書面の提示等 2-11-1～2-11-4（略） 2-11-5 改造自動車等審査結果通知書</p> <p>試作車及び組立車の審査は、提示のあった改造自動車等審査結果通知書（本紙又は写しとする。）、外観図、改造部分詳細図及びその他必要となる資料を参考として審査するものとする。この場合において、書面等その他適切な方法により審査する項目については、これらの資料と同一であり、かつ、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、基準に適合しているものとして取り扱う。</p> <p>2-12 改造自動車</p> <p>(1) 別添1「改造自動車審査要領」2、(1)の改造自動車の審査は、この規程の定めるところによるほか、別添1「改造自動車審査要領」により実施するものとする。</p>												
新旧対照表-1-													
<p>(2) <u>改造自動車の施工者等は、自動車の改造を行う場合には、最寄りの検査部長又は事務所長（以下2-12において「事務所長等」という。）に対し、別添1「改造自動車審査要領」に定めるところにより、改造自動車届出書、改造概要等説明書及び添付資料を提出するものとする。</u></p> <p>(3) <u>改造自動車の施工者等は、(2)の改造自動車届出書、改造概要等説明書及び添付資料の取下げを行う場合には、改造自動車届出書、改造概要等説明書及び添付資料を提出した事務所長等に対し、別添1「改造自動車審査要領」に定めるところにより取下げ届出書を提出するものとする。</u></p> <p>(4) <u>改造自動車の審査は、提示のあった改造自動車審査結果通知書の本紙、外観図及び改造部分詳細図等により審査を行うものとする。</u></p> <p>(5) <u>改造自動車の審査にあつて、改造自動車審査結果通知書の指示事項と相違することが確認された場合は、受検者に対し審査できない旨を口頭で通告する。</u></p> <p>第3章 3-3 審査結果通知書の記載方法 3-3-1～3-3-3（略） 3-3-4 車名欄及び型式欄</p> <p>検査票2の車名欄及び型式欄は、次により記載するものとする。 ①～③（略） ④ 別添1「改造自動車審査要領」記3、(1)から(10)までに該当する改造を行った自動車（⑥及び⑦ただし書の自動車並びに「最大限に積載したISO規格の国際海上コンテナを輸送するために必要な改造に係る標準改造要領について」（平成10年3月23日自技第60号）別添標準改造要領による改造を行った自動車を除く。）にあつては、改造前の車名及び改造後の型式（改造前の型式に「改」と付記したものとする。）</p> <p>3-3-5～3-3-14（略） 3-3-15 備考欄</p> <p>(1) 検査証の備考欄への記載が必要な次表左欄に掲げる自動車について、同表中央欄の記載内容を同表右欄の例により検査票2の備考欄に記載する。また、その他必要な事項についても必要に応じて記載する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">記載を要する自動車</th> <th style="width: 30%;">記載事項</th> <th style="width: 40%;">記載例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. ～15.（略）</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	記載を要する自動車	記載事項	記載例	1. ～15.（略）			<p>(2) <u>改造自動車の施工者等は、自動車の改造を行う場合には、最寄りの検査部長又は事務所長（以下2-12において「事務所長等」という。）に対し、別添1「改造自動車審査要領」に定めるところにより、改造自動車届出書、改造概要等説明書及び添付資料を提出するものとする。</u></p> <p>(3) <u>改造自動車の施工者等は、(2)の改造自動車届出書、改造概要等説明書及び添付資料の取下げを行う場合には、改造自動車届出書、改造概要等説明書及び添付資料を提出した事務所長等に対し、別添1「改造自動車審査要領」に定めるところにより取下げ届出書を提出するものとする。</u></p> <p>(4) <u>改造自動車の審査は、提示のあった改造自動車審査結果通知書の本紙、外観図及び改造部分詳細図等により審査を行うものとする。</u></p> <p>(5) <u>改造自動車の審査にあつて、改造自動車審査結果通知書の指示事項と相違することが確認された場合は、受検者に対し審査できない旨を口頭で通告する。</u></p> <p>第3章 3-3 審査結果通知書の記載方法 3-3-1～3-3-3（略） 3-3-4 車名欄及び型式欄</p> <p>検査票2の車名欄及び型式欄は、次により記載するものとする。 ①～③（略） ④ 別添1「改造自動車審査要領」記3、(1)から(9)までに該当する改造を行った自動車（「最大限に積載したISO規格の国際海上コンテナを輸送するために必要な改造に係る標準改造要領について」（平成10年3月23日自技第60号）別添標準改造要領による改造を行った自動車を除く。）にあつては、改造前の車名及び改造後の型式（改造前の型式に「改」と付記したものとする。）</p> <p>3-3-5～3-3-14（略） 3-3-15 備考欄</p> <p>(1) 検査証の備考欄への記載が必要な次表左欄に掲げる自動車について、同表中央欄の記載内容を同表右欄の例により検査票2の備考欄に記載する。また、その他必要な事項についても必要に応じて記載する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">記載を要する自動車</th> <th style="width: 30%;">記載事項</th> <th style="width: 40%;">記載例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. ～15.（略）</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	記載を要する自動車	記載事項	記載例	1. ～15.（略）		
記載を要する自動車	記載事項	記載例											
1. ～15.（略）													
記載を要する自動車	記載事項	記載例											
1. ～15.（略）													
新旧対照表-2-													

変更された装置名	変更内容	緩衝装置	変更された装置名	変更内容	緩衝装置
15-1 並行輸入自動車であって、次の各号に掲げるもの (1) (2) (略) (3) 別添1「改造自動車審査要領」記3.(1)から(10)までに該当する改造により、装置が変更されているもの			15-1 並行輸入自動車であって、次の各号に掲げるもの (1) (2) (略) (3) 別添1「改造自動車審査要領」記3.(1)から(9)までに該当する改造により、装置が変更されているもの		
(2) (略) (3) 「牽引可能なキャンピングトレーラ等の車両総重量」(施行規則第35条の3第1項第15号ロに規定する車両総重量をいう。以下(3)において同じ。)を算出するよう国から依頼があった場合は、次の例により検査票2の備考欄に記載するものとする。 この場合において、4-17二輪車の制動装置に基づき、駐車ブレーキを備えることを必要としない二輪自動車及び側車付二輪自動車については、①アを除いた各号及び②アを除いた各号で算出された重量を記載するものとする。なお、各記号の意味は次のとおりとする。			(2) (略) (3) 「牽引可能なキャンピングトレーラ等の車両総重量」(施行規則第35条の3第1項第15号ロに規定する車両総重量をいう。以下(3)において同じ。)を算出するよう国から依頼があった場合は、次の例により検査票2の備考欄に記載するものとする。 この場合において、各記号の意味は次のとおりとする。		
3-3-16 許容荷重欄 検査票2の許容荷重欄は、自動車型式認証実施要領別添1自動車型式指定実施要領及び別添2新型自動車取扱要領に基づき国土交通大臣に提出された諸元表並びに輸入自動車特別取扱制度に基づき国土交通大臣に提出された車両諸元表(以下「諸元表等」という。)に記載された許容限度を記載するものとする。また、当該諸元表等と受検車両が相違する場合には、受検者からの情報を参考に許容軸重を記載するものとする。			3-4 審査結果の通知 3-4-1~3-4-4 (略) 3-4-5 保留 (1) 2-3(1)、2-7、2-8(2)、2-12(5)、2-13(5)、2-16(1)及び2-21の規定に基づき、受検者に対し審査できない旨通告した場合並びに2-1(4)に規定する事項が反復又は継続して行われ適正な審査を実施できない場合には、その理由又は2-3(1)に該当する番号のいずれかを検査票1又は検査票2の備考欄に記載し、審査結果通知書の審査保留欄に押印を行い、審査依頼元へ通知するものとする。 (2) (略)		
第4章 4-4 車両総重量 4-4-1			3-4 審査結果の通知 3-4-1~3-4-4 (略) 3-4-5 保留 (1) 2-3(1)、2-7、2-8(2)、2-13(5)、2-16(1)及び2-21の規定に基づき、受検者に対し審査できない旨通告した場合並びに2-1(4)に規定する事項が反復又は継続して行われ適正な審査を実施できない場合には、その理由又は2-3(1)に該当する番号のいずれかを検査票1又は検査票2の備考欄に記載し、審査結果通知書の審査保留欄に押印を行い、審査依頼元へ通知するものとする。 (2) (略)		

新旧対照表-3-

(1) (略) (2) 指定自動車等であることにより自動車製作者が定めた車両総重量の許容限度が明確な自動車の車両総重量にあっては、これを超えてはならない。ただし、次に掲げる自動車にあっては、この限りでない。 ① 車両総重量の許容限度を超える改造であって、他の装置も含めて自動車全体について安全上の問題がないものとして、指定自動車等の自動車製作者が書面により認めた自動車 ② 車両総重量の許容限度を超える改造について、既に改造自動車審査結果通知書の交付を受けた自動車であって、その構造及び装置に変更のない自動車	(1) (略)
4-5 軸重等 4-5-1 (1) 自動車の軸重は、重量計等その他適切な方法により審査したときに、10tを超えてはならない。 (2) 指定自動車等であることにより自動車製作者が定めた軸重の許容限度が明確な自動車の軸重にあっては、これを超えてはならない。ただし、次に掲げる自動車にあっては、この限りでない。 ① 軸重の許容限度を超える改造であって、他の装置も含めて自動車全体について安全上の問題がないものとして、指定自動車等の自動車製作者が書面により認めた自動車 ② 軸重の許容限度を超える改造について、既に改造自動車審査結果通知書の交付を受けた自動車であって、その構造及び装置に変更のない自動車 (3)~(7)項ずれ	4-5 軸重等 4-5-1 (1) 自動車の軸重は、重量計等その他適切な方法により審査したときに、10tを超えてはならない。
4-16 乗用車の制動装置 4-16-4 適用関係の整理 (1)~(7) (略) (8) 次に掲げる自動車については4-16-12(従前規定の適用③)の規定を適用する。 (適用関係告示第9条第17項関係) ① 平成26年1月29日以前に製作された自動車 ② 平成26年1月29日以前に型式指定を受けた自動車であって、平成26年1月30日以降に電気式回生制動装置に係る性能について変更がないもの。 ③ 平成26年1月29日以前に法第75条の2の規定によりその型式について指定を受けた電気式回生制動装置であって、平成26年1月30日以降にその性能について変更がないものを備えた自動車 ④ 平成26年1月29日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車であって、平成26年1月30日以降に電気式回生制動装置に係る性能について変更がないもの ⑤ 平成26年1月29日以前に輸入車特別取扱を受けた自動車であって、平成26年1月30日以降に電気式回生制動装置に係る性能について変更がないもの	4-16 乗用車の制動装置 4-16-4 適用関係の整理 (1)~(7) (略)

新旧対照表-4-

<p>4-16-12 従前規定の適用⑧</p> <p>次に掲げる自動車については、4-16-2-3(2)の規定にかかわらず平成23年国土交通省告示第73号による改正前の細目告示別添12「乗用車の制動装置の技術基準」に適合するものであればよい。(適用関係告示第9条第17項関係)</p> <p>① 平成26年1月29日以前に製作された自動車</p> <p>② 平成26年1月29日以前に型式指定を受けた自動車であって、平成26年1月30日以降に電気式回生制動装置に係る性能について変更がないもの。</p> <p>③ 平成26年1月29日以前に法第75条の2の規定によりその型式について指定を受けた電気式回生制動装置であって、平成26年1月30日以降にその性能について変更がないものを備えた自動車</p> <p>④ 平成26年1月29日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車であって、平成26年1月30日以降に電気式回生制動装置に係る性能について変更がないもの</p> <p>⑤ 平成26年1月29日以前に輸入車特別取扱を受けた自動車であって、平成26年1月30日以降に電気式回生制動装置に係る性能について変更がないもの</p> <p>4-18 大型特殊自動車等の制動装置</p> <p>4-18-2 性能要件</p> <p>4-18-2-1 テスタ等による審査</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) ブレーキ・テスタを用いて(2)の基準に適合している制動装置は、次の基準に適合するものとする。ただし②の規定は最高速度35km/h未満の大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度25km/h未満の自動車にあつては適用しない。</p> <p>①～④ (略)</p> <p>4-24 高圧ガスの燃料装置</p> <p>4-24-1 装備要件</p> <p>4-24-1-2 書面等による審査</p> <p>(1) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車(二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添100「圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。この場合において、この技術基準への適合性は財団法人日本自動車研究所が実施した試験等の結果を記載した書面により適合することが明らかなものであることを確認することにより行うこととする。(保安基準第17条第1項関係、細目告示第20条第3項関係、細目告示第98条第3項関係)</p> <p>(2)～(4) 略</p>	<p>4-18 大型特殊自動車等の制動装置</p> <p>4-18-2 性能要件</p> <p>4-18-2-1 テスタ等による審査</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) ブレーキ・テスタを用いて(2)の基準に適合している制動装置は、次の基準に適合するものとする。</p> <p>①～④ (略)</p> <p>4-24 高圧ガスの燃料装置</p> <p>4-24-1 装備要件</p> <p>4-24-1-2 書面等による審査</p> <p>(1) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車(二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添100「圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。この場合において、この技術基準への適合性は、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成14年国土交通省告示第619号)第98条第3項第2号及び第176条第3項第2号イに規定する別途指定する公的試験機関等の指定について」(平成18年2月1日国土交通省告示第229号の3)により指定されている財団法人日本自動車研究所が実施した試験等の結果を記載した書面により適合することが明らかなものであることを確認することにより行うこととする。(保安基準第17条第1項関係、細目告示第20条第3項関係、細目告示第98条第3項関係)</p> <p>(2)～(4) 略</p>
--	---

新旧対照表-5-

<p>4-25 電気装置</p> <p>4-25-1-1</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 電力により作動する原動機を有する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタビラ及びびりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車、被牽引自動車並びに燃料電池自動車を除く。以下、「電気自動車等」という。)の電気装置は、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれのないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>この場合において、指定自動車等に備えられている電気装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた電気装置であつて、その機能を損なうおそれのある緩み又は損傷のないもの及び活電部(通常の使用時に通電することを目的とした導電性の部分をいう。以下同じ。)が視認等により確認できる範囲にないものは、この基準に適合するものとする。(保安基準第17条の2第2項関係、細目告示第21条第2項関係、細目告示第99条第2項関係)</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>⑦ 充電系連結システム(外部電源に接続して駆動用蓄電池を充電するために主として使用され、かつ、電気回路を開閉する接触器、絶縁トランス等により外部電源に接続している時以外には動力系から直流電的に絶縁される電気回路であり、細目告示別添110の2.4.1.から2.4.3.に掲げるものを含むものをいう。以下同じ。)は、作動電圧が直流60V未満又は交流25V未満(実効値とする。)の部分を除き、固体の絶縁体、バリヤ等によりア及びイの要件を満たすよう保護されなければならない。</p> <p>この場合において、これらの保護は、確実に取り付けられ、堅ろうなものであり、かつ、工具を使用しないで開放、分解又は除去できるものであってはならない。ただし、容易に結合を分離できないロック機構付きコネクタであつて、自動車(車両総重量5tを超える専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員10人以上のもの及びこれに類する形状の自動車に限る。)の上面及び下面のうち日常的な自動車の使用過程では触れることができない場所に備えられているもの及び充電系連結システムの電気回路のコネクタであつてア及びイの要件を満たすものは、この限りでない。</p> <p>また、外部電源との接続を外した直後に、車両側の接続部において、充電系連結システムの活電部の電圧が1秒以内に直流60V未満又は交流25V(実効値)未満となるコネクタについては、イの要件を適用しない。</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>(3) 次の構造を有することが、視認又は図面若しくは写真により確認できるものであつて、その機能を損なうおそれのある緩み及び損傷のないものは、(2)の保護等級IPXXD又はIPXXBの構造にそれぞれ適合するものとする。</p> <p>① IPXXDの構造は、固体の絶縁体、バリヤ並びにエンクロージャの開けき及び開口部が次のいずれかに該当するもの</p>	<p>4-25 電気装置</p> <p>4-25-1-1</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 電力により作動する原動機を有する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタビラ及びびりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車、被牽引自動車並びに燃料電池自動車を除く。以下、「電気自動車等」という。)の電気装置は、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれのないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>この場合において、指定自動車等に備えられている電気装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた電気装置であつて、その機能を損なうおそれのある緩み又は損傷のないもの及び活電部(通常の使用時に通電することを目的とした導電性の部分をいう。以下同じ。)が視認等により確認できる範囲にないものは、この基準に適合するものとする。(保安基準第17条の2第2項関係、細目告示第21条第2項関係、細目告示第99条第2項関係)</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>⑦ 充電系連結システム(外部電源に接続して駆動用蓄電池を充電するために主として使用され、かつ、電気回路を開閉する接触器、絶縁トランス等により外部電源に接続している時以外には動力系から直流電的に絶縁される電気回路であり、細目告示別添110の2.4.1.から2.4.3.に掲げるものを含むものをいう。以下同じ。)は、作動電圧が直流60V未満又は交流25V未満(実効値とする。)の部分を除き、固体の絶縁体、バリヤ等によりア及びイの要件を満たすよう保護されなければならない。</p> <p>この場合において、これらの保護は、確実に取り付けられ、堅ろうなものであり、かつ、工具を使用しないで開放、分解又は除去できるものであってはならない。ただし、容易に結合を分離できないロック機構付きコネクタであつて、自動車(車両総重量5tを超える専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員10人以上のもの及びこれに類する形状の自動車に限る。)の上面及び下面のうち日常的な自動車の使用過程では触れることができない場所に備えられているもの及び充電系連結システムの電気回路のコネクタは、この限りでない。</p> <p>また、外部電源との接続を外した直後に、車両側の接続部において、充電系連結システムの活電部の電圧が1秒以内に直流60V未満又は交流25V(実効値)未満となるコネクタについては、イの要件を適用しない。</p> <p>ア～イ (略)</p>
---	---

新旧対照表-6-

<p>ア 直径1mm未満のもの イ 直径1mm以上35mm未満であって、活電部までの距離(あらゆる方向で)が117.5mmを超えるもの</p> <p>② IPXXBの構造は、固体の絶縁体、バリヤ並びにエンクロージャの閉けき及び閉口部が次のいずれかに該当するもの ア 直径4mm未満であって、活電部までの距離(あらゆる方向で)が2mmを超えるもの イ 直径12mm未満であって、活電部までの距離(あらゆる方向で)が20mmを超えるもの</p> <p>4-30の2 前部潜り込み防止装置 4-30の2-1 装備要件 (1) (略) ①～② (略) ③ 車体前面の構造部の平面部と空車状態における地上1.8m以下にある当該自動車の前部(衝突による車両への衝撃を緩和するためのゴム、窓ふき器及び洗浄液噴射装置、灯火器、後写鏡、乗降11のステップ、連結装置並びにスノーブラウ取付ブラケットを除く部分)をいう。以下4-30の2-1及び4-30の2-3において同じ。)をそれぞれ車向中心線に平行な鉛直面に投影したときの水平方向の距離が400mm以下であること。 (2) (略)</p> <p>4-34 座席 4-34-1 性能要件 4-34-1-1 視認等による審査 (1) (略) ①～② (略) ③ 自動車に備える座席は、前向き又は後向きに設けられたものであること。ただし、次に掲げる自動車に備える座席は除く。 ア 乗車定員10人以上の自動車 イ 車両総重量3.5tを超える貨物の運送の用に供する自動車 ウ 緊急自動車 エ 車体の形状が患者輸送車及びキャンピング車である自動車 オ 大型特殊自動車及び小型特殊自動車 ④～⑤ (略) (2) (略) (3) ①⑤に掲げる開けき並びに(2)に掲げる座席の幅及び奥行は、次に定めるものとする。(細目告示第28条第3項関係、細目告示第106条第3項関係) ①～③ (略) (4)～(7) (略)</p>	<p>4-30の2 前部潜り込み防止装置 4-30の2-1 装備要件 (1) (略) ①～② (略) ③ 車体前面の構造部の平面部と空車状態における地上1.8m以下にある当該自動車の前部(衝突による車両への衝撃を緩和するためのゴム、窓ふき器及び洗浄液噴射装置、灯火器、後写鏡、乗降11のステップ並びに連結装置を除く部分)をいう。以下4-30の2-1及び4-30の2-3において同じ。)をそれぞれ車向中心線に平行な鉛直面に投影したときの水平方向の距離が400mm以下であること。 (2) (略)</p> <p>4-34 座席 4-34-1 性能要件 4-34-1-1 視認等による審査 (1) (略) ①～② (略) ③ 自動車に備える座席は、前向き又は後向きに設けられたものであること。ただし、次に掲げる自動車に備える座席は除く。 ア 乗車定員10人以上の自動車 イ 車両総重量3.5tを超える貨物の運送の用に供する自動車 ウ 緊急自動車 エ 車体の形状が患者輸送車及びキャンピング車である自動車 ④～⑤ (略) (2) (略) (3) ①④に掲げる開けき並びに(2)に掲げる座席の幅及び奥行は、次に定めるものとする。(細目告示第28条第3項関係、細目告示第106条第3項関係) ①～③ (略) (4)～(7) (略)</p>
---	---

新旧対照表一7

<p>4-34-1-2 書面等による審査 (1) ①及び②に規定する自動車の座席(座席取付装置を含む。)は、衝突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員等から受ける荷重に十分耐えるものとして、構造等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、①及び②に掲げる構造にそれぞれ適合するものでなければならない。この場合において、協定規則第17号第8改訂版の技術的な要件の規定については、当分の間、細目告示別添30「座席及び座席取付装置の技術基準」によることとする。 ただし、次に掲げる座席にあっては、この限りでない。(保安基準第22条第3項関係、細目告示第28条第6項関係、細目告示第106条第7項関係) ア～キ (略)</p> <p>① 専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、最高速度20km/h未満の自動車及び②の自動車を除く。)及び貨物の運送の用に供する自動車(最高速度20km/h未満の自動車を除く。)の座席及び当該座席の取付装置にあっては、協定規則第17号第8改訂版の技術的な要件(規則5.及び6.(5.1.、5.4.から5.8.まで、5.11.から5.14.まで、6.4.3.4.、6.4.3.5.及び6.5.から6.6.3.までの規定を除き、かつ、貨物の運送の用に供する自動車にあっては、5.16.の規定を除く。)に限る。)に定める基準に適合するものであること。 ② 次に掲げる専ら乗用の用に供する自動車の座席(運転者席を除く)及び当該座席の取付装置にあっては、協定規則第80号第2改訂版の技術的な要件(規則5.、6.及び7.に限る。)に定める基準に適合するものであること。ただし、車両総重量5t以下の自動車の座席及び当該座席の取付装置にあっては、協定規則第17号第8改訂版の技術的な要件(規則5.2.及び6.の規定に限る。)に定める基準に適合するものであればよい。 ア～イ (略) (2)～(3) (略)</p> <p>4-48 騒音防止装置 4-48-2 性能要件 4-48-2-2 視認等による審査 (1)～(2)略 (3) 次に掲げる消音器は、(1)⑥の基準に適合するものとする。(細目告示第118条第3項関係) ① 次のいずれかの表示があるもの ア～イ (略) ウ 細目告示別添112「後付消音器の技術基準」における性能等を確認した機関として次に掲げる機関による後付消音器に係る性能等確認済表示 (7) 財団法人日本自動車研究所 (イ) 株式会社JQR (ウ) 財団法人日本自動車輸送技術協会</p>	<p>4-34-1-2 書面等による審査 (1) ①及び②に規定する自動車の座席(座席取付装置を含む。)は、衝突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員等から受ける荷重に十分耐えるものとして、構造等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、①及び②に掲げる構造にそれぞれ適合するものでなければならない。この場合において、協定規則第17号第8改訂版の技術的な要件の規定については、当分の間、細目告示別添30「座席及び座席取付装置の技術基準」によることとする。 ただし、次に掲げる座席にあっては、この限りでない。(保安基準第22条第3項関係、細目告示第28条第6項関係、細目告示第106条第7項関係) ア～キ (略)</p> <p>① 専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、最高速度20km/h未満の自動車及び②の自動車を除く。)及び貨物の運送の用に供する自動車(最高速度20km/h未満の自動車を除く。)の座席及び当該座席の取付装置にあっては、協定規則第17号第8改訂版の技術的な要件(規則5.及び6.(5.4.から5.8.まで、5.11.から5.14.まで、6.4.3.4.、6.4.3.5.及び6.5.から6.6.3.までの規定を除き、かつ、貨物の運送の用に供する自動車にあっては、5.16.の規定を除く。)に限る。)に定める基準に適合するものであること。 ② 次に掲げる専ら乗用の用に供する自動車の座席(運転者席を除く)及び当該座席の取付装置にあっては、協定規則第80号改訂補足第1改定補足第3改訂版の技術的な要件(規則5.、6.及び7.に限る。)に定める基準に適合するものであること。ただし、車両総重量5t以下の自動車の座席及び当該座席の取付装置にあっては、協定規則第17号第8改訂版の技術的な要件(規則5.2.及び6.の規定に限る。)に定める基準に適合するものであればよい。 ア～イ (略) (2)～(3) (略)</p> <p>4-48 騒音防止装置 4-48-2 性能要件 4-48-2-2 視認等による審査 (1)～(2)略 (3) 次に掲げる消音器は、(1)⑥の基準に適合するものとする。(細目告示第118条第3項関係) ① 次のいずれかの表示があるもの ア～イ (略) ウ 後付消音器の性能等を確認する機関の登録規程(平成20年国土交通省告示第1534号)中2の登録を受けた機関が性能等の確認を行った後付消音器に表示される性能等確認済表示(同告示中13の通知があったものを除く。)</p>
---	--

新旧対照表一8

<p>(エ) 一般社団法人 JMC A 登録性能確認機関 エ〜オ (略) ② (略)</p> <p>4-51 排気管からの排出ガス発散防止装置の機能維持 4-51-1 性能要件 4-51-1-2 書面等による審査 (1) (略) ① 当該装置の温度が上昇した場合において他の装置の機能を損なわないように、細目告示別添 47「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る熱害警報装置等の技術基準」に基づき遮熱板の取付けその他の適切な措置が施されたものであること。ただし、断続器の形式が無接点式である点火装置を備えた自動車にあっては、この限りでない。なお、次のア及びイに掲げるものはこの基準に適合するものとする。(細目告示第 41 条第 2 項第 2 号関係、細目告示第 119 条第 2 項第 2 号関係) ア 指定自動車等又は公的試験機関として財団法人日本自動車輸送技術協会又は財団法人日本車両検査協会が実施した試験の結果を記載した書面により 4-50 の基準に適合することが明らかである自動車に備えられている熱害対策装置等との同一性が、次の(ア)及び(イ)に適合するもの イ 排気管及び触媒コンバータが同一の位置に備えられていること イ 触媒コンバータ部分の遮熱板が同一の構造を有すること イ 取付けが確実であり、損傷がないもの ②〜③ (略) (2)〜(4) (略)</p> <p>4-56 窒素酸化物排出自動車等の特例 4-56-1 性能要件(書面による審査) (1)〜(3) (略) (4) 新規検査又は予備検査(法第 16 条の規定により抹消登録を受けた自動車に係るものに限る。)及び継続検査又は構造等変更検査における(1)の基準の適合性の判定については以下による。 なお、記載文中「○年○月○日」は窒素酸化物等排出自動車の特定期日、「△年△月△日」は窒素酸化物特定自動車の特定期日を示す。 ①〜② (略) ③ 車両総重量の変更が行われた自動車であって当該検査が変更後初めての検査であるもの及び検査証等の備考欄に指定自動車であって保安基準第 31 条の 2 に係る適合性等について記載のないもの並びに次の記載があるものについては、<u>諸元表等</u>に記載された当該自動車の窒素酸化物及び粒子状物質に係る諸元値により判定する。</p>	<p>エ〜オ (略) ② (略)</p> <p>4-51 排気管からの排出ガス発散防止装置の機能維持 4-51-1 性能要件 4-51-1-2 書面等による審査 (1) (略) ① 当該装置の温度が上昇した場合において他の装置の機能を損なわないように、細目告示別添 47「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る熱害警報装置等の技術基準」に基づき遮熱板の取付けその他の適切な措置が施されたものであること。ただし、断続器の形式が無接点式である点火装置を備えた自動車にあっては、この限りでない。なお、次のア及びイに掲げるものはこの基準に適合するものとする。(細目告示第 41 条第 2 項第 2 号関係、細目告示第 119 条第 2 項第 2 号関係) ア 指定自動車等又は別途指定する公的試験機関が実施した試験の結果を記載した書面により 4-50 の基準に適合することが明らかである自動車に備えられている熱害対策装置等との同一性が、次の(ア)及び(イ)に適合するもの イ 排気管及び触媒コンバータが同一の位置に備えられていること イ 触媒コンバータ部分の遮熱板が同一の構造を有すること イ 取付けが確実であり、損傷がないもの ②〜③ (略) (2)〜(4) (略)</p> <p>4-56 窒素酸化物排出自動車等の特例 4-56-1 性能要件(書面による審査) (1)〜(3) (略) (4) 新規検査又は予備検査(法第 16 条の規定により抹消登録を受けた自動車に係るものに限る。)及び継続検査又は構造等変更検査における(1)の基準の適合性の判定については以下による。 なお、記載文中「○年○月○日」は窒素酸化物等排出自動車の特定期日、「△年△月△日」は窒素酸化物特定自動車の特定期日を示す。 ①〜② (略) ③ 車両総重量の変更が行われた自動車であって当該検査が変更後初めての検査であるもの及び検査証等の備考欄に指定自動車であって保安基準第 31 条の 2 に係る適合性等について記載のないもの並びに次の記載があるものについては、<u>自動車型式認定実施要領別添 1 自動車型式指定実施要領及び別添 2 新型自動車取扱要領に基づき国土交通大臣に提出された諸元表並びに輸入自動車特別取扱制度に基づき国土交通</u></p>
---	---

新旧対照表-9-

<p>4-57 走行用前照灯 4-57-2 性能要件等 4-57-2-1 テスタ等による審査 走行用前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認できるものとして、灯光の明るさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 32 条第 2 項関係、細目告示第 42 条第 2 項及び第 3 項関係、細目告示第 120 条第 2 項関係) ① (略) ② 走行用前照灯の最高光度の合計は、<u>430,000cd</u>を超えないこと。(細目告示第 120 条第 3 項第 3 号) ③ (略)</p> <p>4-57-5 従前規定の適用① 昭和 35 年 9 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 29 条第 3 項第 1 号関係) 4-57-5-1 (略) 4-57-5-2 性能要件 (1) 4-57-5-1 (1)の走行用前照灯は、次の基準に適合するものでなければならない。 ① 走行用前照灯は、そのすべてを同時に照射したときは、夜間にその前方 50m(軽自動車、最高速度 25km/h 未満の自動車に備えるものにあつては、15m)の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有し、かつ、その最高光度の合計は <u>430,000cd</u>を超えないこと。 ②〜⑤ (略) (2)〜(3) (略)</p> <p>4-57-6 従前規定の適用② 昭和 38 年 10 月 14 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 29 条第 3 項第 2 号関係) 4-57-6-1 (略) 4-57-6-2 性能要件 (1) 4-57-6-1 (1)の走行用前照灯は、次の基準に適合するものでなければならない。 ① 走行用前照灯は、そのすべてを同時に照射したときは、夜間にその前方 100m(除当、土木作業その他特別な用途に使用される自動車に備えるものにあつては、50m)の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有し、かつ、その最高光度</p>	<p>大臣に提出された車両諸元表目録(以下「諸元表等」という。)に記載された当該自動車の窒素酸化物及び粒子状物質に係る諸元値により判定する。</p> <p>4-57 走行用前照灯 4-57-2 性能要件等 4-57-2-1 テスタ等による審査 走行用前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認できるものとして、灯光の明るさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 32 条第 2 項関係、細目告示第 42 条第 2 項及び第 3 項関係、細目告示第 120 条第 2 項関係) ① (略) ② 走行用前照灯の最高光度の合計は、<u>300,000cd</u>を超えないこと。(細目告示第 120 条第 3 項第 3 号) ③ (略)</p> <p>4-57-5 従前規定の適用① 昭和 35 年 9 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 29 条第 3 項第 1 号関係) 4-57-5-1 (略) 4-57-5-2 性能要件 (1) 4-57-5-1 (1)の走行用前照灯は、次の基準に適合するものでなければならない。 ① 走行用前照灯は、そのすべてを同時に照射したときは、夜間にその前方 50m(軽自動車、最高速度 25km/h 未満の自動車に備えるものにあつては、15m)の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有し、かつ、その最高光度の合計は <u>225,000cd</u>を超えないこと。 ②〜⑤ (略) (2)〜(3) (略)</p> <p>4-57-6 従前規定の適用② 昭和 38 年 10 月 14 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 29 条第 3 項第 2 号関係) 4-57-6-1 (略) 4-57-6-2 性能要件 (1) 4-57-6-1 (1)の走行用前照灯は、次の基準に適合するものでなければならない。 ① 走行用前照灯は、そのすべてを同時に照射したときは、夜間にその前方 100m(除当、土木作業その他特別な用途に使用される自動車に備えるものにあつては、50m)の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有し、かつ、その最高光度の合計</p>
---	---

新旧対照表-10-

の合計は 430,000cd を超えないこと。
 ②～⑤ 略
 (2)～(3) (略)

4-57-7 従前規定の適用③
 昭和 44 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 29 条第 3 項第 3 号関係)

4-57-7-2 性能要件
 (1) 4-57-7-1 (1) の走行用前照灯は、次の基準に適合するものでなければならない。
 ① 走行用前照灯は、そのすべてを同時に照射したときは、夜間にその前方 100m (除雪、上木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度 35 km/h 未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車に備えるものにあつては、50m) の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有し、かつ、その最高光度の合計は 430,000cd を超えないこと。
 ②～⑤ 略
 (2)～(3) (略)

4-57-8 従前規定の適用④
 平成 17 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 29 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 5 号、第 6 号及び第 2 項第 3 号関係)

4-57-8-2 性能要件
 (1) 4-57-8-1 (1) の走行用前照灯は、次の基準に適合するものでなければならない。
 ① 走行用前照灯は、そのすべてを同時に照射したときは、夜間にその前方 100m (除雪、上木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度 35 km/h 未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車に備えるものにあつては、50m) の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有し、かつ、その最高光度の合計は 430,000cd を超えないこと。
 ②～⑤ 略
 (2)～(3) (略)

4-58 の 2 配光可変型前照灯
4-58 の 2-3 取付要件 (視認等による審査)
 (1) 配光可変型前照灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 52 「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準及び次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第 32 条第 9 項関係、細目告示第 42 条第 9 項関係、細目告示第 120 条第 11 項関係)

は 225,000cd を超えないこと。
 ②～⑤ 略
 (2)～(3) (略)

4-57-7 従前規定の適用③
 昭和 44 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 29 条第 3 項第 3 号関係)

4-57-7-2 性能要件
 (1) 4-57-7-1 (1) の走行用前照灯は、次の基準に適合するものでなければならない。
 ① 走行用前照灯は、そのすべてを同時に照射したときは、夜間にその前方 100m (除雪、上木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度 35 km/h 未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車に備えるものにあつては、50m) の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有し、かつ、その最高光度の合計は 225,000cd を超えないこと。
 ②～⑤ 略
 (2)～(3) (略)

4-57-8 従前規定の適用④
 平成 17 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 29 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 5 号、第 6 号及び第 2 項第 3 号関係)

4-57-8-2 性能要件
 (1) 4-57-8-1 (1) の走行用前照灯は、次の基準に適合するものでなければならない。
 ① 走行用前照灯は、そのすべてを同時に照射したときは、夜間にその前方 100m (除雪、上木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度 35 km/h 未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車に備えるものにあつては、50m) の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有し、かつ、その最高光度の合計は 225,000cd を超えないこと。
 ②～⑤ 略
 (2)～(3) (略)

4-58 の 2 配光可変型前照灯
4-58 の 2-3 取付要件 (視認等による審査)
 (1) 配光可変型前照灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 52 「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準及び次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第 32 条第 9 項関係、細目告示第 42 条第 9 項関係、細目告示第 120 条第 11 項関係)

新旧対照表-11-

① 配光可変型前照灯であつて走行ビームを発するものは、走行ビームを発する場合に照射する灯火ユニットの総最大光度が 430,000cd を超えていないこと。

4-68 番号灯
4-68-1 装備要件
 自動車の後面には、番号灯を備えなければならない。ただし、最高速度 20km/h 未満の軽自動車及び小型特殊自動車にあつては、この限りでない。(保安基準第 36 条第 1 項関係)

4-68-2 性能要件 (視認等による審査)
 (1) 番号灯は、夜間に自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標の番号等を確認できるものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 36 条第 2 項関係、細目告示第 49 条第 1 項関係、細目告示第 127 条第 1 項関係)
 ① 番号灯は、夜間後方 20m の距離から自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標の数字等の表示を確認できるものであること。
 この場合において、番号灯試験器を用いて計測した番号標板面の照度が二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車である軽自動車(二輪の軽自動車又は小型特殊自動車により牽引されるものに限る。)に備える番号灯にあつては 15ルクス以上のもの、その他の自動車に備える番号灯にあつては 8ルクス以上のものであり、その機能が正常である番号灯は、この基準に適合するものとする。
 ②～③ (略)
 (2) (略)

4-68-6 従前規定の適用②
 昭和 35 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 36 条第 1 項関係)

4-68-6-1 (略)
4-68-6-2 性能要件
 (1) 次に掲げるものであつて、その機能が正常であるものは、4-68-6-1 の基準に適合するものとする。
 ① 番号灯試験器を用いて計測した番号標板面の照度が二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車である軽自動車(二輪の軽自動車又は小型特殊自動車により牽引されるものに限る。)に備える番号灯にあつては 15ルクス以上のもの、その他の自動車に備える番号灯にあつては 8ルクス以上のもの
 ② (略)
 (2)～(3) (略)

① 配光可変型前照灯であつて走行ビームを発するものは、走行ビームを発場合に照射する灯火ユニットの総最大光度が 300,000cd を超えていないこと。

4-68 番号灯
4-68-1 装備要件
 自動車の後面には、番号灯を備えなければならない。ただし、最高速度 20km/h 未満の軽自動車及び小型特殊自動車にあつては、この限りでない。(保安基準第 36 条第 1 項関係)

4-68-2 性能要件 (視認等による審査)
 (1) 番号灯は、夜間に自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標の番号等を確認できるものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 36 条第 2 項関係、細目告示第 49 条第 1 項関係、細目告示第 127 条第 1 項関係)
 ① 番号灯は、夜間後方 20m の距離から自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標の数字等の表示を確認できるものであること。
 この場合において、番号灯試験器を用いて計測した番号標板面の照度が 30ルクス以上のものであり、その機能が正常である番号灯は、この基準に適合するものとする。
 ②～③ (略)
 (2) (略)

4-68-6 従前規定の適用②
 昭和 35 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 36 条第 1 項関係)

4-68-6-1 (略)
4-68-6-2 性能要件
 (1) 次に掲げるものであつて、その機能が正常であるものは、4-68-6-1 の基準に適合するものとする。
 ① 番号灯試験器を用いて計測した番号標板面の照度が 30ルクス以上のもの
 ② (略)
 (2)～(3) (略)

新旧対照表-12-

<p>4-74 大型後部反射器 4-74-1 装備要件 4-74-2 性能要件（視認等による審査） (1) 大型後部反射器は、自動車の後方にある他の交通に当該自動車の存在を示すことができるものとして、反射光の色、明るさ、反射部の形状等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (保安基準第38条の2第2項関係、細目告示第55条第1項関係、細目告示第133条第1項関係) ①～③ (略) ④ 大型後部反射器は、夜間にその後方150mの距離から走行用前照灯で照射した場合にその反射光を照射位置から確認できるものであること。 ⑤ 大型後部反射器は、昼間においてその後方150mの位置からその赤色部を確認できるものであること。 ⑥ 大型後部反射器は、反射器が損傷し、又は反射面が著しく汚損しているものではないこと。</p> <p>4-74-5 従前規定の適用① 平成23年8月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第41条の2第2項及び第3項関係)</p> <p>4-74-5-2 性能要件 (1) 大型後部反射器は、次の基準に適合するものでなければならない。 ①～③ (略) ④ 大型後部反射器は、夜間においてその後方150mの位置から走行用前照灯で照射した場合にその反射光を当該照射位置から確認できるものであること。 ⑤ 大型後部反射器は、昼間においてその後方150mの位置からその蛍光を確認できるものであること。 ⑥ 大型後部反射器による反射光の色は、黄色であること。 ⑦ 大型後部反射器による蛍光の色は、赤色であること。 ⑧ 大型後部反射器は、反射器が損傷し、又は反射面が著しく汚損しているものではないこと。</p> <p>4-75 再帰反射材 4-75-2 性能要件（視認等による審査） (1) (略) ①～② (略) ③ 再帰反射材は、線状再帰反射材（自動車の全長及び全幅を識別できるように自動車の前面（被牽引自動車の前面に限る）、側面及び後面に取り付けるテープ状の再帰反射材をいう。4-75-2及び4-75-3において同じ。）、輪郭表示再帰反射材〔完全輪郭表示再帰反射材（自動車の側面及び後面の輪郭を示すよう取り付けられるテープ状の再帰反射材をいう。4-75-2及び4-75-3において同じ。）又は部分輪郭表示再帰反射材（自動車の側面及び後面を線状再帰反射材及びそれぞれの上部の端部及び隅角部に取り付けるコーナーマークによりそれぞれの輪郭を示すよう取り付けられるテープ状の再帰反射材をいう。4-75-2及び4-75-3において同じ。）〕又は特徴等表示再帰反射材（自動車側面の輪郭表示再帰反射材の内側に取り付ける再帰反射材をいう。4-75-2及び4-75-3において同じ。）のいずれかとする。 ④ 線状再帰反射材又は輪郭表示再帰反射材の反射光の色は、自動車の前面においては白色、側面においては白色又は黄色、後面においては赤色又は黄色であること。 ⑤ (略) (2) (略)</p> <p>4-76 制動灯 4-76-3 取付要件（視認等による審査） (1) (略) ① 制動灯は、主制動装置（牽引自動車と被牽引自動車とを連結した場合には当該牽引自動車又は被牽引自動車の主制動装置をいう。）若しくは補助制動装置（リターダ、排気ブレーキその他主制動装置を補助し走行中の自動車を減速するための制動装置をいう。）を操作している場合又は加速装置の解除により制動効果を生じさせる電気式回生制動装置が作動した際に細目告示別添12「乗用車の制動装置の技術基準」3.2.22.4に定める制動灯及び補助制動灯点灯用制動信号が発せられた場合のみ点灯する構造であること。 なお、視認等により電気式回生制動装置の作動状況の確認ができない場合には、審査を省略することができる。 ②～⑧ (略) (2)～(3) (略)</p> <p>4-81 非常点滅表示灯 4-81-3 取付要件（視認等による審査） (1) 非常点滅表示灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するよう取り付けられなければならない。（保安基準第41条の3第3項関係） この場合において、非常点滅表示灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（細目告示第61条第2項関係、細目告示第139条第3項関係） ①～③ (略) ④ 非常点滅表示灯は、手動で操作するものであること。 ただし、緊急制動表示灯の作動が停止した場合又は当該自動車が衝突事故にあった場合には、非常点滅表示灯を自動で作動させることができる。 なお、ただし書きの規定については、視認等により作動状況の確認ができない場合には、審査を省略することができる。</p>	<p>4-74 大型後部反射器 4-74-1 装備要件 4-74-2 性能要件（視認等による審査） (1) 大型後部反射器は、自動車の後方にある他の交通に当該自動車の存在を示すことができるものとして、反射光の色、明るさ、反射部の形状等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第38条の2第2項関係、細目告示第55条第1項関係、細目告示第133条第1項関係） ①～③ (略) ④ 大型後部反射器は、反射器が損傷し、又は反射面が著しく汚損しているものではないこと。</p> <p>4-74-5 従前規定の適用① 平成23年8月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第41条の2第2項及び第3項関係)</p> <p>4-74-5-2 性能要件 (1) 大型後部反射器は、次の基準に適合するものでなければならない。 ①～③ (略) ④ 大型後部反射器による反射光の色は、黄色であること。 ⑤ 大型後部反射器による蛍光の色は、赤色であること。 ⑥ 大型後部反射器は、反射器が損傷し、又は反射面が著しく汚損しているものではないこと。</p> <p>4-75 再帰反射材 4-75-2 性能要件（視認等による審査） (1) (略) ①～② (略) ③ 再帰反射材は、線状再帰反射材（自動車の全長及び全幅を識別できるように自動車側面及び後面に取り付けるテープ状の再帰反射材をいう。4-75-2及び4-75-3において同じ。）、輪郭表示再帰反射材〔完全輪郭表示再帰反射材（自動車の側面及び後面の輪郭を示すよう取り付けられるテープ状の再帰反射材をいう。4-75-2及び4-75-3において同じ。）又は部分輪郭表示再帰反射材（自動車の側面及び後面を線状再帰反射材及びそれぞれの上部の端部及び隅角部に取り付けるコーナーマークによりそれぞれの輪郭を示すよう取り付けられるテープ状の再帰反射材をいう。4-75-2及び4-75-3において同じ。）〕又は特徴等表示再帰反射材（自動車側面の輪郭表示再帰反射材の内側に取り付ける再帰反射材をいう。4-75-2及び4-75-3において同じ。）のいずれかとする。 ④ 線状再帰反射材又は輪郭表示再帰反射材の反射光の色は、自動車の側面においては白色又は黄色、後面においては赤色又は黄色であること。 ⑤ (略) (2) (略)</p> <p>4-76 制動灯 4-76-3 取付要件（視認等による審査） (1) (略) ① 制動灯は、主制動装置（牽引自動車と被牽引自動車とを連結した場合には当該牽引自動車又は被牽引自動車の主制動装置をいう。）又は補助制動装置（リターダ、排気ブレーキその他主制動装置を補助し走行中の自動車を減速するための制動装置をいう。）を操作している場合にのみ点灯する構造であること。 ②～⑧ (略) (2)～(3) (略)</p> <p>4-81 非常点滅表示灯 4-81-3 取付要件（視認等による審査） (1) 非常点滅表示灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するよう取り付けられなければならない。（保安基準第41条の3第3項関係） この場合において、非常点滅表示灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（細目告示第61条第2項関係、細目告示第139条第3項関係） ①～③ (略) ④ 非常点滅表示灯は、手動で操作するものであること。 ただし、緊急制動表示灯の作動が停止した場合、当該自動車が衝突事故にあった場合又はその他衝突事故となるおそれがある場合には、急激な減速に連動して自動で作動する構造ではないときに限って、非常点滅表示灯を自動で作動させることができる。</p>
--	--

新旧対照表-13-

<p>又は部分輪郭表示再帰反射材（自動車の側面及び後面を線状再帰反射材及びそれぞれの上部の端部及び隅角部に取り付けるコーナーマークによりそれぞれの輪郭を示すよう取り付けられるテープ状の再帰反射材をいう。4-75-2及び4-75-3において同じ。）又は特徴等表示再帰反射材（自動車側面の輪郭表示再帰反射材の内側に取り付ける再帰反射材をいう。4-75-2及び4-75-3において同じ。）のいずれかとする。 ④ 線状再帰反射材又は輪郭表示再帰反射材の反射光の色は、自動車の前面においては白色、側面においては白色又は黄色、後面においては赤色又は黄色であること。 ⑤ (略) (2) (略)</p> <p>4-76 制動灯 4-76-3 取付要件（視認等による審査） (1) (略) ① 制動灯は、主制動装置（牽引自動車と被牽引自動車とを連結した場合には当該牽引自動車又は被牽引自動車の主制動装置をいう。）若しくは補助制動装置（リターダ、排気ブレーキその他主制動装置を補助し走行中の自動車を減速するための制動装置をいう。）を操作している場合又は加速装置の解除により制動効果を生じさせる電気式回生制動装置が作動した際に細目告示別添12「乗用車の制動装置の技術基準」3.2.22.4に定める制動灯及び補助制動灯点灯用制動信号が発せられた場合のみ点灯する構造であること。 なお、視認等により電気式回生制動装置の作動状況の確認ができない場合には、審査を省略することができる。 ②～⑧ (略) (2)～(3) (略)</p> <p>4-81 非常点滅表示灯 4-81-3 取付要件（視認等による審査） (1) 非常点滅表示灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するよう取り付けられなければならない。（保安基準第41条の3第3項関係） この場合において、非常点滅表示灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（細目告示第61条第2項関係、細目告示第139条第3項関係） ①～③ (略) ④ 非常点滅表示灯は、手動で操作するものであること。 ただし、緊急制動表示灯の作動が停止した場合又は当該自動車が衝突事故にあった場合には、非常点滅表示灯を自動で作動させることができる。 なお、ただし書きの規定については、視認等により作動状況の確認ができない場合には、審査を省略することができる。</p>	<p>側面及び後面を線状再帰反射材及びそれぞれの上部の端部及び隅角部に取り付けるコーナーマークによりそれぞれの輪郭を示すよう取り付けられるテープ状の再帰反射材をいう。4-75-2及び4-75-3において同じ。)] 又は特徴等表示再帰反射材（自動車側面の輪郭表示再帰反射材の内側に取り付ける再帰反射材をいう。4-75-2及び4-75-3において同じ。）のいずれかとする。 ④ 線状再帰反射材又は輪郭表示再帰反射材の反射光の色は、自動車の側面においては白色又は黄色、後面においては赤色又は黄色であること。 ⑤ (略) (2) (略)</p> <p>4-76 制動灯 4-76-3 取付要件（視認等による審査） (1) (略) ① 制動灯は、主制動装置（牽引自動車と被牽引自動車とを連結した場合には当該牽引自動車又は被牽引自動車の主制動装置をいう。）又は補助制動装置（リターダ、排気ブレーキその他主制動装置を補助し走行中の自動車を減速するための制動装置をいう。）を操作している場合にのみ点灯する構造であること。 ②～⑧ (略) (2)～(3) (略)</p> <p>4-81 非常点滅表示灯 4-81-3 取付要件（視認等による審査） (1) 非常点滅表示灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するよう取り付けられなければならない。（保安基準第41条の3第3項関係） この場合において、非常点滅表示灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（細目告示第61条第2項関係、細目告示第139条第3項関係） ①～③ (略) ④ 非常点滅表示灯は、手動で操作するものであること。 ただし、緊急制動表示灯の作動が停止した場合、当該自動車が衝突事故にあった場合又はその他衝突事故となるおそれがある場合には、急激な減速に連動して自動で作動する構造ではないときに限って、非常点滅表示灯を自動で作動させることができる。</p>
--	--

新旧対照表-14-

<p>(2) (略)</p> <p>4-81-4 適用関係の整理 (1)～(4) (略)</p> <p>(5) 平成26年1月29日以前に製作された自動車については、4-81-9 (従前規定の適用⑤)の規定を適用する。(適用関係告示第47号第7項関係)</p> <p>4-81-9 従前規定の適用⑤ 平成26年1月29日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであれば良い。(適用関係告示第47号第7項関係)</p> <p>4-81-9-1 装備要件 自動車には、非常点滅表示灯を備えなければならない。ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、幅0.8m以下の自動車並びに最高速度40km/h未満の自動車並びにこれらにより牽引される被牽引自動車にあっては、この限りでない。(保安基準第41条の3第1項)</p> <p>4-81-9-2 性能要件 4-81-9-2-1 視認等による審査 (1) 非常点滅表示灯は、非常時等に他の交通に警告することができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に因り、視認等その他適切な方法により審査したときに、4-79-2-1(1)(③の表口及びびを除く。)の規定(自動車の両側面に備える方向指示器に係るものを除く。)に定める基準に適合するものでなければならない。(保安基準第41条の3第2項関係、細目告示第61条第1項関係、細目告示第139条第1項関係)</p> <p>(2) 指定自動車等に備えられている非常点滅表示灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた非常点滅表示灯であって、その機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第139条第2項関係)</p> <p>4-81-9-2-2 テスタ等による審査 4-81-2-1(1)の規定による橙色の灯光の色について、視認により橙色でないおそれがあると認められるときは、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」2.5.に規定する方法に基づき測定した色度座標の値が、橙色として定められた範囲内にあるものは同規定に適合するものとする。</p> <p>4-81-9-3 取付要件(視認等による審査) (1) 非常点滅表示灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように</p>	<p>なお、ただし書きの規定については、視認等により作動状況の確認ができない場合には、審査を省略することができる。</p> <p>(2) (略)</p> <p>4-81-4 適用関係の整理 (1)～(4) (略)</p>
--	--

新旧対照表-15-

<p>取り付けられなければならない。(保安基準第41条の3第3項関係)</p> <p>この場合において、非常点滅表示灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第61条第2項関係、細目告示第139条第3項関係)</p> <p>① 非常点滅表示灯については、4-79-3(1)①、②及び⑤から⑦まで並びに4-79-3(2)(⑦から⑩まで及び⑬を除く。)並びに4-79-3(3)の規定(自動車の両側面に備える方向指示器に係るものを除く。)を準用する。ただし、盗難、車内における事故その他の緊急事態が発生していることを表示するための灯火(以下「非常灯」という。)として作動する場合には4-79-3(2)①に掲げる基準に適合しない構造とすることができる。この場合において、盗難防止装置(74/61/EEC(欧州経済共同体指令)に規定する原動機の動力による走行を不能とする装置をいう。)の設定又は設定解除の状態を外部に表示するため、3秒を超えない範囲内において非常点滅表示灯を使用する構造のものは、ただし書の規定に適合するものとする。</p> <p>② すべての非常点滅表示灯は、同時に作動する構造であること。</p> <p>③ 左右対称に取り付けられた非常点滅表示灯は、同時に点滅する構造であること。</p> <p>④ 非常点滅表示灯は、手動で操作するものであること。</p> <p>ただし、緊急制動表示灯の作動が停止した場合、当該自動車が衝突事故にあった場合又はその他衝突事故となるおそれがある場合には、急激な減速に連動して自動で作動する構造ではないときに限って、非常点滅表示灯を自動で作動させることができる。</p> <p>なお、ただし書きの規定については、視認等により作動状況の確認ができない場合には、審査を省略することができる。</p> <p>(2) 次に掲げる非常点滅表示灯であって、その機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第139条第4項関係)</p> <p>① 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた非常点滅表示灯</p> <p>② 法第75条の2第1項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置について装置の指定を受けた自動車に備える非常点滅表示灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた非常点滅表示灯又はこれに準ずる性能を有する非常点滅表示灯</p> <p>4-81の3 後面衝突警告表示灯 4-81の3-1 装備要件 自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。)には、後面衝突警告表示灯を備えることができる。(保安基準第41条の5第1項関係)</p> <p>4-81の3-2 性能要件(視認等による審査) (1) 後面衝突警告表示灯は、自動車の後方にある交通に当該自動車と衝突するおそれ</p>	
---	--

新旧対照表-16-

<p>があることを示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものでなければならぬ。(保安基準第41条の5第3項関係)</p> <p>(2) 後面衝突警告表示灯として方向指示器及び補助方向指示器を使用するものであって、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査した場合に、4-79-2-1(1)及び4-80-2-1(1)に定める基準に適合するものは、(1)の基準に適合するものとする。</p> <p>なお、視認等により後面衝突警告表示灯の作動状況の確認ができない場合には、審査を省略することができる。(保安基準第41条の5第3項関係、細目告示第61条の3第1項関係、細目告示第139条の3第1項関係)</p> <p>(3) 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後面衝突警告表示灯であって、その機能を損なう損傷等のないもの及び法第75条の2第1項の規定に基づき灯火器、反射器及び指示装置の取付装置について型式の指定を受けた自動車に備える後面衝突警告表示灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後面衝突警告表示灯又はこれに準ずる性能を有するものは、(1)及び(2)の基準に適合するものとする。(細目告示第139条の3第2項)</p> <p>4-81の3-3 取付要件(視認等による審査)</p> <p>(1) 後面衝突警告表示灯は、その性能を損なわないように取り付けられなければならない。(保安基準第41条の5第4項関係)</p> <p>(2) 後面衝突警告表示灯であって、取付位置、取付方法等に関し視認等その他適切な方法により審査した場合に、次の基準に適合するものは(1)の基準に適合するものとする。</p> <p>この場合において、後面衝突警告表示灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。</p> <p>なお、視認等により後面衝突警告表示灯の作動状況の確認ができない場合には、審査を省略することができる。(保安基準第41条の5第4項関係、細目告示第61条の3第1項関係、細目告示第139条の3第3項関係)</p> <p>① 方向指示器を使用するものであること。この場合において、方向指示器と同時に使用する場合に限り、補助方向指示器を後面衝突警告表示灯として使用してもよい。</p> <p>② 後面衝突警告表示灯については、4-79-3(1)①から④まで、⑥及び⑦並びに4-79-3(2)②、③、⑤及び⑦から⑩まで並びに4-80-3②の規定を準用する。</p> <p>③ 毎分180回以上300回以下の一定の周期で点滅するものであること。ただし、フラッシュ光源を用いる場合にあっては、毎分180回以上240回以下の一定の周期で点滅するものであること。</p> <p>④ 他の灯火装置と独立して作動するものであること。</p> <p>⑤ 方向指示器、非常点滅表示灯又は緊急制動表示灯が作動している場合においては、後面衝突警告表示灯は作動してはならない。</p> <p>⑥ 自動的に作動し、かつ、作動から3秒以内に自動的に作動を停止するものであること。</p>	
--	--

新旧対照表-17-

<p>(3) 次に掲げる後面衝突警告表示灯であって、その機能を損なう損傷等のないものは(2)の基準に適合するものとする。</p> <p>① 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後面衝突警告表示灯</p> <p>② 法第75条の2第1項の規定に基づき灯火器、反射器及び指示装置の取付装置について装置の型式の指定を受けた自動車に備える後面衝突警告表示灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後面衝突警告表示灯又はこれに準ずる性能を有する後面衝突警告表示灯</p> <p>4-82 その他の灯火等の制限</p> <p>4-82-1 装備要件</p> <p>自動車には、4-57 から4-81 の2までの灯火装置、反射器、再帰反射材又は指示装置と類似する等により他の交通の妨げとなるおそれのある次の灯火若しくは反射器又は再帰反射材を備えてはならない。(保安基準第42条関係、細目告示第62条第1項関係、細目告示第140条第1項関係)</p> <p>(1) 自動車には、次に掲げる灯火を除き、後方を照射し若しくは後方に表示する灯光の色が橙色である灯火で照明部の上縁が地上2.5m以下のもの又は灯光の色が赤色である灯火を備えてはならない。(細目告示第62条第2項、細目告示第140条第2項)</p> <p>①～④の2 (略)</p> <p>④の3 緊急制動表示灯</p> <p>④の4 後面衝突警告表示灯</p> <p>⑤～⑩ (略)</p> <p>⑬ 緊急自動車及び道路維持作業用自動車に備える他の交通に作業中であることを表示する電光表示器</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) 自動車には、次に掲げる灯火を除き、点滅する灯火又は光度が増減する灯火〔色度が変わることにより視感度(見た目の明るさをいう。)が変化する灯火を含む。4-82-5から4-82-7までにおいて同じ。〕を備えてはならない。(細目告示第62条第6項、細目告示第140条第6項)</p> <p>①～⑦ (略)</p> <p>⑦の2 後面衝突警告表示灯</p> <p>⑧～⑩ (略)</p> <p>⑯ 路線を定めて定期に運行する一般乗合旅客自動車運送事業用自動車及び一般乗用旅客自動車運送事業用自動車に備える乗客が乗降中であることを後方に表示する電光表示器</p> <p>⑰ 緊急自動車及び道路維持作業用自動車に備える他の交通に作業中であることを表示する電光表示器</p> <p>(6)～(8) (略)</p> <p>(9) 自動車に備える灯火は、前照灯、前部霧灯、側方照射灯、側方灯、番号灯、後部</p>	<p>4-82 その他の灯火等の制限</p> <p>4-82-1 装備要件</p> <p>自動車には、4-57 から4-81 の2までの灯火装置、反射器、再帰反射材又は指示装置と類似する等により他の交通の妨げとなるおそれのある次の灯火若しくは反射器又は再帰反射材を備えてはならない。(保安基準第42条関係、細目告示第62条第1項関係、細目告示第140条第1項関係)</p> <p>(1) 自動車には、次に掲げる灯火を除き、後方を照射し若しくは後方に表示する灯光の色が橙色である灯火で照明部の上縁が地上2.5m以下のもの又は灯光の色が赤色である灯火を備えてはならない。(細目告示第62条第2項、細目告示第140条第2項)</p> <p>①～④の2 (略)</p> <p>⑤～⑩ (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) 自動車には、次に掲げる灯火を除き、点滅する灯火又は光度が増減する灯火〔色度が変わることにより視感度(見た目の明るさをいう。)が変化する灯火を含む。4-82-5から4-82-7までにおいて同じ。〕を備えてはならない。(細目告示第62条第6項、細目告示第140条第6項)</p> <p>①～⑦ (略)</p> <p>⑧～⑩ (略)</p> <p>(6)～(8) (略)</p> <p>(9) 自動車に備える灯火は、前照灯、前部霧灯、側方照射灯、側方灯、番号灯、後部霧</p>
---	---

新旧対照表-18-

霧灯（(5)⑮又は⑯に掲げるものに限る。）、後面に備える駐車灯、制動灯、後退灯、方向指示器、補助方向指示器、非常点滅表示灯、緊急制動表示灯、後面衝突警告表示灯、速度表示装置の速度表示灯、室内照明灯、緊急自動車の警光灯、道路維持作業用自動車の灯火、自主防犯活動用自動車の青色防犯灯、火薬類又は放射性物質等を積載していることを表示するための灯火、旅客自動車運送事業用自動車の非常灯、緊急自動車及び道路維持作業用自動車に備える他の交通に作業中であることを表示する燈光表示器及び走行中に使用しない灯火（前面に備える駐車灯を除く。）を除き、光度が300cd以下のものでなければならない。（細目告示第62条第10項、細目告示第140条第10項）

(10) (略)

4-89 直前直左鏡
4-89-6 従前規定の適用②
 平成18年12月31日以前に製作された自動車（平成17年1月1日以降に指定を受けた型式指定自動車及び新車型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱いを受けた自動車を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第52条第1項関係）

4-89-6-1 装備要件
 (1) 次の表の左欄に掲げる自動車（被牽引自動車を除く。）には、運転者が運転者席においてそれぞれ次の表の右欄に掲げる障害物を確認できる鏡その他の装置を備えなければならない。ただし、運転者が運転者席において当該障害物を直接確認できる構造の自動車にあっては、この限りでない。

自動車の種別	障害物
(1) 乗車定員11人以上の自動車及び車両総重量が8t以上又は最大積載量が5t以上の普通自動車（(2)に掲げる自動車を除く。）	当該自動車の前面から0.3mの距離にある鉛直面及び当該自動車の左側面から0.3mの距離にある鉛直面と当該自動車との間にある高さ1mの障害物
(2) 車両総重量が8t以上又は最大積載量が5t以上の普通自動車であって、原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にあるもの（乗車定員11人以上の自動車及びその形状が乗車定員11人以上の自動車の形状に類する自動車を除く。）	当該自動車の前面から2mの距離にある鉛直面及び当該自動車の左側面から3mの距離にある鉛直面と当該自動車との間にある高さ1mの障害物

霧灯（(5)⑮又は⑯に掲げるものに限る。）、後面に備える駐車灯、制動灯、後退灯、方向指示器、補助方向指示器、非常点滅表示灯、緊急制動表示灯、速度表示装置の速度表示灯、室内照明灯、緊急自動車の警光灯、道路維持作業用自動車の灯火、自主防犯活動用自動車の青色防犯灯、火薬類又は放射性物質等を積載していることを表示するための灯火、旅客自動車運送事業用自動車の非常灯及び走行中に使用しない灯火（前面に備える駐車灯を除く。）を除き、光度が300cd以下のものでなければならない。（細目告示第62条第10項、細目告示第140条第10項）

(10) (略)

4-89 直前直左鏡
4-89-6 従前規定の適用
 平成18年12月31日以前に製作された自動車（平成17年1月1日以降に指定を受けた型式指定自動車及び新車型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱いを受けた自動車を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第52条第1項関係）

4-89-6-1 装備要件
 (1) 次の表の左欄に掲げる自動車（被牽引自動車を除く。）には、運転者が運転者席においてそれぞれ次の表の右欄に掲げる障害物を確認できる鏡その他の装置を備えなければならない。ただし、運転者が運転者席において当該障害物を直接確認できる構造の自動車にあっては、この限りでない。

自動車の種別	障害物
① 乗車定員11人以上の自動車及び車両総重量が8t以上又は最大積載量が5t以上の普通自動車（(2)に掲げる自動車を除く。）	当該自動車の前面から0.3mの距離にある鉛直面及び当該自動車の左側面から0.3mの距離にある鉛直面と当該自動車との間にある高さ1mの障害物
② 車両総重量が8t以上又は最大積載量が5t以上の普通自動車であって、原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にあるもの（乗車定員11人以上の自動車及びその形状が乗車定員11人以上の自動車の形状に類する自動車を除く。）	当該自動車の前面から2mの距離にある鉛直面及び当該自動車の左側面から3mの距離にある鉛直面と当該自動車との間にある高さ1mの障害物

新旧対照表-19-

4-99 旅客自動車運送事業用自動車
4-99-1 性能要件（視認等による審査）
 (1) 旅客自動車運送事業用自動車は、4-2から4-93までの規定によるほか、旅客自動車運送事業の用に供するため必要な性能及び構造に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添91「連節バスの構造要件」及び細目告示別添92「2階建バスの構造要件」に定める基準並びに次の基準に適合しなければならない。この場合において旅客自動車運送事業用自動車が、その構造装置の変更を伴うことなく旅客自動車運送事業の用に供しなくなったものについては、保安基準に適合しなくなるおそれはないものとする。（保安基準第50条関係、細目告示第77条第1項関係、細目告示第155条第1項関係）

①～③ (略)
 ④ (削除)

(参考図) 削除

4-99 旅客自動車運送事業用自動車
4-99-1 性能要件（視認等による審査）
 (1) 旅客自動車運送事業用自動車は、4-2から4-93までの規定によるほか、旅客自動車運送事業の用に供するため必要な性能及び構造に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添91「連節バスの構造要件」及び細目告示別添92「2階建バスの構造要件」に定める基準並びに次の基準に適合しなければならない。この場合において旅客自動車運送事業用自動車が、その構造装置の変更を伴うことなく旅客自動車運送事業の用に供しなくなったものについては、保安基準に適合しなくなるおそれはないものとする。（保安基準第50条関係、細目告示第77条第1項関係、細目告示第155条第1項関係）

①～③ (略)
 ④ 乗降口から直接着席できる座席のためのみの乗降口（運転者のみの用に供するものを除く。）は、有効高さ900mm以上、有効開口幅（とびらを最大に開放した場合の乗降口の下縁から800mm上方の水平面上における最小の開口幅をいう。以下同じ。）470mm以上であること。この場合において、次に掲げる座席であって乗降口から容易に着席できるものは、乗降口から直接着席できる座席とし、乗降口の有効高さ及び有効開口幅は、乗降口として有効に利用できる部分の高さ及び幅とする。

ア 乗降口に隣接して設けられた座席
 イ アの座席の側方に隣接して設けられた座席であって、定員2名分までのもの

(参考図)

(注) 斜線部は、乗降口に隣接して設けられた座席を示す。

新旧対照表-20-

(参考図) 削除

(2) (略)

① (略)

② 乗降口の階段(幼児専用車の乗降口に備える階段を除く。)は、その有効奥行が300mm以上であること。ただし、最下段以外の階段で乗降口のどびら等のためやむをえないものにあつては、乗降口の有効幅のうち350mm以上の部分についてその有効奥行が300mm(次の上段までの高さが250mm以下のものにあつては、290mm)以上であればよい。

③～⑤ (略)

(3)～(5) (略)

4-99-5 従前規定の適用①

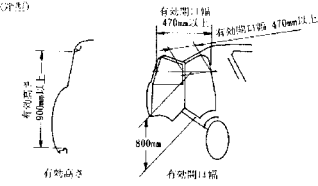
昭和37年9月30日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第59条第2項第1号関係)

4-99-5-1 性能要件

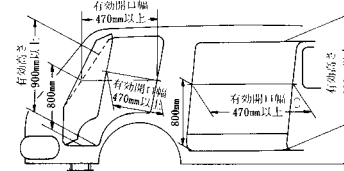
(1) (略)

(参考図)

(洋型)



(ステーションワゴン型)



(2) (略)

① (略)

② 乗降口の階段は、その有効奥行が300mm以上であること。ただし、最下段以外の階段で乗降口のどびら等のためやむをえないものにあつては、乗降口の有効幅のうち350mm以上の部分についてその有効奥行が300mm(次の上段までの高さが250mm以下のものにあつては、290mm)以上であればよい。

③～⑤ (略)

(3)～(5) (略)

4-99-5 従前規定の適用①

昭和37年9月30日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第59条第2項第1号関係)

4-99-5-1 性能要件

(1) (略)

新旧対照表-21-

①～④ (略)

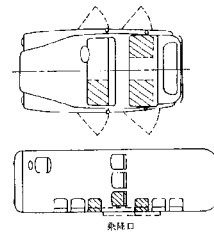
⑤ (削除)

(参考図) 削除

①～④ (略)

⑤ 乗降口から直接着席できる座席のためのみの乗降口(運転者のみの用に供するものを除く。)は、有効高さ900mm以上、有効開口幅(扉を最大に開放した場合の乗降口の下縁から800mm上方の水平面上における最小の開口幅をいう。以下同じ。)470mm以上であること。この場合において、「乗降口から直接着席できる座席」については、4-40-1(6)によるものとし、乗降口の有効高さ及び有効開口幅は、乗降口として有効に利用できる部分の高さ及び幅とする。

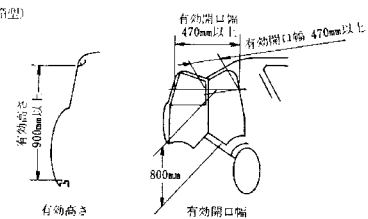
(参考図)



(注) 斜線部は、乗降口に隣接して設けられた座席を示す。

(参考図)

(箱型)



新旧対照表-22-

(参考図) 削除

(2) 乗車定員 11 人以上の旅客自動車運送事業用自動車にあっては、(1)の規定によるほか、次の基準に適合しなければならない。

① (略)

② 乗降口の踏段(幼児専用車の乗降口に備える踏段を除く。)は、その有効奥行きが 300mm 以上であること。ただし、最下段以外の踏段で乗降口のとびら等のためやむをえないものにあつては、乗降口の有効幅のうち、350mm 以上の部分についてその有効奥行きが 300mm あればよい。この場合において、次の上段までの高さが 250mm 以下のものにあつては、290mm まで短縮することができる。

③～⑤ (略)

(3)～(4) (略)

4-99-6 従前規定の適用②

昭和 44 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 59 条第 3 項第 1 号関係)

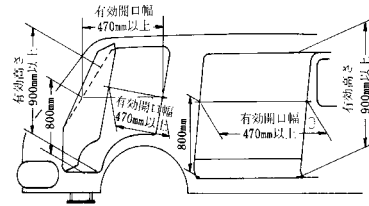
4-99-6-1 性能要件

(1) (略)

①～④ (略)

⑤ (削除)

(ステーションワゴン型)



(2) 乗車定員 11 人以上の旅客自動車運送事業用自動車にあっては、(1)の規定によるほか、次の基準に適合しなければならない。

① (略)

② 乗降口の踏段は、その有効奥行きが 300mm 以上であること。ただし、最下段以外の踏段で乗降口のとびら等のためやむをえないものにあつては、乗降口の有効幅のうち、350mm 以上の部分についてその有効奥行きが 300mm あればよい。この場合において、次の上段までの高さが 250mm 以下のものにあつては、290mm まで短縮することができる。

③～⑤ (略)

(3)～(4) (略)

4-99-6 従前規定の適用②

昭和 44 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 59 条第 3 項第 1 号関係)

4-99-6-1 性能要件

(1) (略)

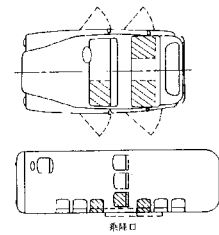
①～④ (略)

⑤ 乗降口から直接着席できる座席のためのみの乗降口(運転者のみの用に供するものを除く。)は、有効高さ 900mm 以上、有効開口幅(とびらを最大に開放した場合の乗降口の下縁から 800mm 上方の水平面上における最小の開口幅をいう。以下同じ。) 470mm 以上であること。この場合において、「乗降口から直接着席できる座席」については、4-40-1(6)によるものとし、乗降口の有効高さ及び有効開口幅は、乗降口として有効に利用できる部分の高さ及び幅とする。

新旧対照表-23-

(参考図) 削除

(参考図)

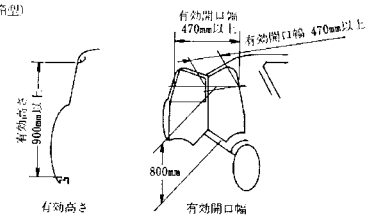


(注) 斜線部は、乗降口に隣接して設けられた座席を示す。

(参考図) 削除

(参考図)

(箱型)



新旧対照表-24-

(参考図) 削除

(2) 乗車定員11人以上の旅客自動車運送事業用自動車にあっては、(1)の規定によるほか、次の基準に適合しなければならない。

① (略)

② 乗降口の階段(幼児専用車の乗降口に備える階段を除く。)は、その有効奥行きが300mm以上であること。ただし、最下段以外の階段で乗降口のとびら等のためやむをえないものにあつては、乗降口の有効幅のうち、350mm以上の部分についてその有効奥行きが300mmあればよい。この場合において、次の上段までの高さが250mm以下のものにあつては、290mmまで短縮することができる。

③～⑤ (略)

(3)～(4) (略)

4-99-7 従前規定の適用③

平成24年6月30日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第59条第1項関係)

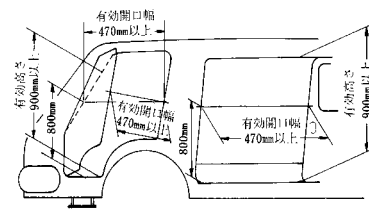
4-99-7-1 性能要件

(1) (略)

①～④ (略)

⑤ (削除)

(ステーションワゴン型)



(2) 乗車定員11人以上の旅客自動車運送事業用自動車にあっては、(1)の規定によるほか、次の基準に適合しなければならない。

① (略)

② 乗降口の階段は、その有効奥行きが300mm以上であること。ただし、最下段以外の階段で乗降口のとびら等のためやむをえないものにあつては、乗降口の有効幅のうち、350mm以上の部分についてその有効奥行きが300mmあればよい。この場合において、次の上段までの高さが250mm以下のものにあつては、290mmまで短縮することができる。

③～⑤ (略)

(3)～(4) (略)

4-99-7 従前規定の適用③

平成24年6月30日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第59条第1項関係)

4-99-7-1 性能要件

(1) (略)

①～④ (略)

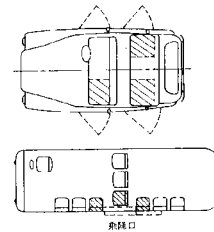
⑤ 乗降口から直接着席できる座席のためのみの乗降口(運転者のみの用に供するものを除く。)は、有効高さ900mm以上、有効開口幅(とびらを最大に開放した場合の乗降口の下縁から800mm上方の水平面上における最小の開口幅をいう。以下同じ。)470mm以上であること。この場合において、「乗降口から直接着席できる座席」については、4-40-1(6)によるものとし、乗降口の有効高さ及び有効開口幅は、乗降口として有効に利用できる部分の高さ及び幅とする。

新旧対照表-25-

(参考図) 削除

(参考図) 削除

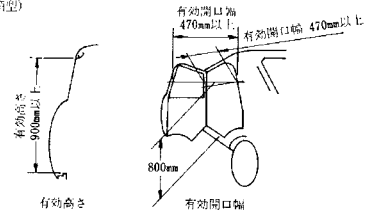
(参考図)



(注) 斜線部は、乗降口に隣接して設けられた座席を示す。

(参考図)

(箱型)



新旧対照表-26-

(2) 乗車定員 11 人以上の旅客自動車運送事業用自動車にあっては、(1)の規定によるほか、次の基準に適合しなければならない。

① (略)

② 乗降口の階段(幼児専用車の乗降口に備える階段を除く。)は、その有効奥行きが 300mm 以上であること。ただし、最下段以外の階段で乗降口のとびら等のためやむをえないものにあつては、乗降口の有効幅のうち、350mm 以上の部分についてその有効奥行きが 300mm あればよい。この場合において、次の上段までの高さが 250mm 以下のものにあつては、290mm まで短縮することができる。

③～⑤ (略)

(3)～(4) (略)

4-106 指定自動車等
 指定自動車等は、4-11 から 4-105 までの基準によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

①～⑩ (略)

⑪ 細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」(二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタビラ及びそりを有する軽自動車にあっては細目告示別添 53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」)に定める基準。

ただし、次に掲げる自動車に備える灯火については、それぞれに掲げる規定による。

ア～セ (略)

ソ 平成 26 年 1 月 29 日以前に製作された自動車については、細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」4.8.7.2.にかかわらず、平成 23 年国土交通省告示第 73 号による改正前の細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」4.8.7.2.に適合するものであればよい。

(2) 乗車定員 11 人以上の旅客自動車運送事業用自動車にあっては、(1)の規定によるほか、次の基準に適合しなければならない。

① (略)

② 乗降口の階段は、その有効奥行きが 300mm 以上であること。ただし、最下段以外の階段で乗降口のとびら等のためやむをえないものにあつては、乗降口の有効幅のうち、350mm 以上の部分についてその有効奥行きが 300mm あればよい。この場合において、次の上段までの高さが 250mm 以下のものにあつては、290mm まで短縮することができる。

③～⑤ (略)

(3)～(4) (略)

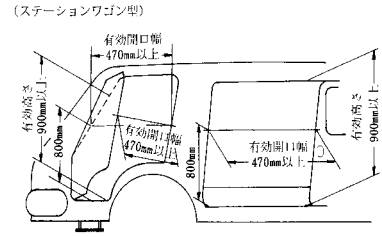
4-106 指定自動車等
 指定自動車等は、4-11 から 4-105 までの基準によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

①～⑩ (略)

⑪ 細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」(二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタビラ及びそりを有する軽自動車にあっては細目告示別添 53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」)に定める基準。

ただし、次に掲げる自動車に備える灯火については、それぞれに掲げる規定による。

ア～セ (略)



第 5 章
5-24 高圧ガスの燃料装置
5-24-1 装備要件
5-24-1-2 書面等による審査
 圧縮水素ガスを燃料とする自動車(二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、財団法人日本自動車研究所が実施した試験等の結果を記載した書面により、次の①から③までの基準に適合することが明らかであるものはこの規定に適合するものとする。(保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 176 条第 3 項関係)

①、②、③略

5-25 電気装置
5-25-1 性能要件(視認等による審査)
 (1)～(3) (略)

(4) 燃料電池自動車(二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)の電気装置は、高電圧による乗車人員等への傷害等を生ずるおそれのないものとして、電気的衝撃からの保護に関し視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 17 条の 2 第 4 項関係、細目告示第 177 条第 4 項関係)

①～② (略)

③ 導電性のバリヤ、エンクロージャ等の露出導電部(通常は通電されないものの絶縁故障時に通電される可能性のある導電性の部分(燃料電池スタック用の冷却装置等の導電性の部分を除く。))のうち、工具を使用せず、かつ、容易に触れることができるものをいう。この場合において、容易に触れることができるかどうかは、原則として保護等級 IPXXB の構造を有するかどうかの確認方法(4-25-1-1(3)の確認方法を含む。)により判断するものとする。)への人体の接触による感電を防止するため、それらを直流電氣的に電氣的シャシに接続する電線、アース束線等の接続、溶接、ボルト締め等の締結状態は、その機能を損なうような損傷、破損等がないこと。

5-30 の 2 前部潜り込み防止装置
5-30 の 2-1 装備要件
 (1) (略)

①～② (略)

③ 車体前面の構造部の平面部と空車状態における地上 1.8m 以下にある当該自動車の前端(衝突による車両への衝撃を緩和するためのゴム、窓ふき器及び洗浄液

第 5 章
5-24 高圧ガスの燃料装置
5-24-1 装備要件
5-24-1-2 書面等による審査
 圧縮水素ガスを燃料とする自動車(二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成 14 年国土交通省告示第 619 号)第 98 条第 3 項第 2 号及び第 176 条第 3 項第 2 号に規定する別途指定する公的試験機関等の指定について」(平成 18 年 2 月 1 日国土技第 229 号の 3)により指定されている財団法人日本自動車研究所が実施した試験等の結果を記載した書面により、次の①から③までの基準に適合することが明らかであるものはこの規定に適合するものとする。(保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 176 条第 3 項関係)

①、②、③略

5-25 電気装置
5-25-1 性能要件(視認等による審査)
 (1)～(3) (略)

(4) 燃料電池自動車(二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)の電気装置は、高電圧による乗車人員等への傷害等を生ずるおそれのないものとして、電気的衝撃からの保護に関し視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 17 条の 2 第 4 項関係、細目告示第 177 条第 4 項関係)

①～② (略)

③ 導電性のバリヤ、エンクロージャ等の露出導電部(通常は通電されないものの絶縁故障時に通電される可能性のある導電性の部分(燃料電池スタック用の冷却装置等の導電性の部分を除く。))のうち、工具を使用せず、かつ、容易に触れることができるものをいう。この場合において、容易に触れることができるかどうかは、原則として保護等級 IPXXB の構造を有するかどうかの確認方法により判断するものとする。)への人体の接触による感電を防止するため、それらを直流電氣的に電氣的シャシに接続する電線、アース束線等の接続、溶接、ボルト締め等の締結状態は、その機能を損なうような損傷、破損等がないこと。

5-30 の 2 前部潜り込み防止装置
5-30 の 2-1 装備要件
 (1) (略)

①～② (略)

③ 車体前面の構造部の平面部と空車状態における地上 1.8m 以下にある当該自動車の前端(衝突による車両への衝撃を緩和するためのゴム、窓ふき器及び洗浄液

<p>噴射装置、灯火器、後写鏡、乗降11のステップ、連結装置並びにスノーブラウ取付ブラケットを除く部分をいう。以下5-30の2-1及び5-30の2-3において同じ。)をそれぞれ車両中心線に平行な鉛直面に投影したときの水平方向の距離が400mm以下であること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>5-34 座席 5-34-1 性能要件 (視認等による審査) (1)①~② 略 ③ 自動車に備える座席は、前向き又は後向きに設けられたものであること。ただし、次に掲げる自動車に備える座席は除く。 ア 乗車定員10人以上の自動車 イ 車両総重量3.5tを超える貨物の運送の用に供する自動車 ウ 緊急自動車 エ 車体の形状が患者輸送車並びにキャンピング車 オ 大型特殊自動車及び小型特殊自動車 ④~⑤ 略 (2) 略 (3) (1)⑤に掲げる間げき並びに(2)に掲げる座席の幅及び奥行は、次に定めるものとする。(細目告示第184条第3項関係) ①~③ 略 (4)~(10) 略</p> <p>5-48 騒音防止装置 5-48-2 性能要件 5-48-2-2 視認等による審査 (1)~(2)略 (3) 次に掲げる消音器は、(1)⑥の基準に適合するものとする。(細目告示第196条第3項関係) ① 次のいずれかの表示があるもの ア・イ (略) ウ 細目告示別添112「後付消音器の技術基準」における性能等を確認した機関として次に掲げる機関による後付け消音器に係る性能等確認済表示 (7) 財団法人日本自動車研究所 (イ) 株式会社JQR (ウ) 財団法人日本自動車輸送技術協会 (エ) 一般社団法人JMC A登録性能確認機関</p>	<p>噴射装置、灯火器、後写鏡、乗降11のステップ並びに連結装置を除く部分をいう。以下4-30の2-1及び4-30の2-3において同じ。)をそれぞれ車両中心線に平行な鉛直面に投影したときの水平方向の距離が400mm以下であること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>5-34 座席 5-34-1 性能要件 (視認等による審査) (1)①~② 略 ③ 自動車に備える座席は、前向き又は後向きに設けられたものであること。ただし、次に掲げる自動車に備える座席は除く。 ア 乗車定員10人以上の自動車 イ 車両総重量3.5tを超える貨物の運送の用に供する自動車 ウ 緊急自動車 エ 車体の形状が患者輸送車並びにキャンピング車 ④~⑤ 略 (2) 略 (3) (1)④に掲げる間げき並びに(2)に掲げる座席の幅及び奥行は、次に定めるものとする。(細目告示第184条第3項関係) ①~③ 略 (4)~(10) 略</p> <p>5-48 騒音防止装置 5-48-2 性能要件 5-48-2-2 視認等による審査 (1)~(2)略 (3) 次に掲げる消音器は、(1)⑥の基準に適合するものとする。(細目告示第196条第3項関係) ① 次のいずれかの表示があるもの ア・イ (略) ウ 後付消音器の性能等を確認する機関の登録規程(平成20年国土交通省告示第1531号)中2の登録を受けた機関が性能等の確認を行った後付消音器に表示される性能等確認済表示(同告示中13の通知があったものを除く。)</p>
--	---

新旧対照表-29-

<p>エ・オ (略) ② (略)</p> <p>5-51 排気管からの排出ガス発散防止装置の機能維持 5-51-1 性能要件 (視認等による審査) (1) 4-50の規定に適合させるために自動車に備えるばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の排出ガス発散防止装置であって、当該装置及び他の装置の機能を損なわないものとして構造、機能、性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。ただし、②から④までの規定は、二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。)並びに大型特殊自動車及び小型特殊自動車には適用しない。(保安基準第31条第3項関係、細目告示第197条第2項関係) ① 略 ② 当該装置の温度が上昇した場合において他の装置の機能を損なわないように遮熱板の取付けその他の適切な措置が施されたものであること。ただし、断続器の型式が無接点式である点火装置を備えた自動車にあっては、この限りでない。なお、次のア及びイに掲げるものはこの基準に適合するものとする。 ア 指定自動車等又は公的試験機関として財団法人日本自動車輸送技術協会又は財団法人日本車面検査協会が実施した試験の結果を記載した書面により4-50の基準に適合することが明らかである自動車に備えられている熟害対策装置等との同一性が、次の(7)及び(イ)に適合すること。 (7) 排気管及び触媒コンバータが同一の位置に備えられていること。 (イ) 触媒コンバータ部分の遮熱板が同一の構造を有すること。 イ 取付けが確実であり、損傷がないもの ③ 略</p> <p>5-57 走行用前照灯 5-57-2 性能要件等 5-57-2-1 テスタ等による審査 走行用前照灯は、夜間に自動車前方にある交通上の障害物を確認できるものとして、灯光の明るさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第32条第2項関係) ① (略) ② 走行用前照灯の最高光度の合計は、430,000cdを超えないこと。(細目告示第198条第3項第3号) ③ (略)</p>	<p>エ・オ (略) ② (略)</p> <p>5-51 排気管からの排出ガス発散防止装置の機能維持 5-51-1 性能要件 (視認等による審査) (1) 4-50の規定に適合させるために自動車に備えるばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の排出ガス発散防止装置であって、当該装置及び他の装置の機能を損なわないものとして構造、機能、性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。ただし、②から④までの規定は、二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。)並びに大型特殊自動車及び小型特殊自動車には適用しない。(保安基準第31条第3項関係、細目告示第197条第2項関係) ① 略 ② 当該装置の温度が上昇した場合において他の装置の機能を損なわないように遮熱板の取付けその他の適切な措置が施されたものであること。ただし、断続器の型式が無接点式である点火装置を備えた自動車にあっては、この限りでない。なお、次のア及びイに掲げるものはこの基準に適合するものとする。 ア 指定自動車等又は別途指定する公的試験機関が実施した試験の結果を記載した書面により4-50の基準に適合することが明らかである自動車に備えられている熟害対策装置等との同一性が、次の(7)及び(イ)に適合すること。 (7) 排気管及び触媒コンバータが同一の位置に備えられていること。 (イ) 触媒コンバータ部分の遮熱板が同一の構造を有すること。 イ 取付けが確実であり、損傷がないもの ③ 略</p> <p>5-57 走行用前照灯 5-57-2 性能要件等 5-57-2-1 テスタ等による審査 走行用前照灯は、夜間に自動車前方にある交通上の障害物を確認できるものとして、灯光の明るさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第32条第2項関係) ① (略) ② 走行用前照灯の最高光度の合計は、300,000cdを超えないこと。(細目告示第198条第3項第3号) ③ (略)</p>
--	--

新旧対照表-30-

<p>5-58の2 配光可変型前照灯</p> <p>5-58の2-3 取付要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 配光可変型前照灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第32条第9項関係、細目告示第198条第10項関係)</p> <p>① 配光可変型前照灯であって走行ビームを発するものは、走行ビームを発する場合に照射する灯火ユニットの総最大光度が430,000cdを超えていないこと。</p> <p>②～④ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>5-68 番号灯</p> <p>5-68-1 (略)</p> <p>5-68-2 性能要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 番号灯は、夜間に自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標の番号等を確認できるものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第36条第2項関係、細目告示第205条第1項関係)</p> <p>① 番号灯は、夜間後方20mの距離から自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標の数字等の表示を確認できるものであると。この場合において、番号灯試験器を用いて計測した番号標板面の照度が二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車である軽自動車(二輪の軽自動車又は小型特殊自動車により牽引されるものに限る。)に備える番号灯にあっては15ルクス以上のもの、その他の自動車に備える番号灯にあっては8ルクス以上のものであり、その機能が正常である番号灯は、この基準に適合するものとする。</p> <p>②～③ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>5-75 再帰反射材</p> <p>5-75-2 性能要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 再帰反射材は、光を光源方向に効果的に反射することにより夜間に自動車の側方又は後方にある他の交通に当該自動車の長さ又は幅を示すことができるものとして、反射光の色、明るさ、反射部の形状等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第38条の3第2項関係、細目告示第211条の2第1項関係)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 線状再帰反射材又は輪郭表示再帰反射材の反射光の色は、自動車の前面においては白色、側面においては白色又は黄色、後面においては赤色又は黄色であること。</p> <p>⑤ (略)</p>	<p>5-58の2 配光可変型前照灯</p> <p>5-58の2-3 取付要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 配光可変型前照灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第32条第9項関係、細目告示第198条第10項関係)</p> <p>① 配光可変型前照灯であって走行ビームを発するものは、走行ビームを発する場合に照射する灯火ユニットの総最大光度が300,000cdを超えていないこと。</p> <p>②～④ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>5-68 番号灯</p> <p>5-68-1 (略)</p> <p>5-68-2 性能要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 番号灯は、夜間に自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標の番号等を確認できるものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第36条第2項関係、細目告示第205条第1項関係)</p> <p>① 番号灯は、夜間後方20mの距離から自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標の数字等の表示を確認できるものであること。この場合において、番号灯試験器を用いて計測した番号標板面の照度が30ルクス以上のものであり、その機能が正常である番号灯は、この基準に適合するものとする。</p> <p>②～③ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>5-75 再帰反射材</p> <p>5-75-2 性能要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 再帰反射材は、光を光源方向に効果的に反射することにより夜間に自動車の側方又は後方にある他の交通に当該自動車の長さ又は幅を示すことができるものとして、反射光の色、明るさ、反射部の形状等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第38条の3第2項関係、細目告示第211条の2第1項関係)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 線状再帰反射材又は輪郭表示再帰反射材の反射光の色は、自動車の側面においては白色又は黄色、後面においては赤色又は黄色であること。</p> <p>⑤ (略)</p>
--	--

新旧対照表-31-

<p>(2) (略)</p> <p>5-76 制動灯</p> <p>5-76-3 取付要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) (略)</p> <p>① 制動灯は、主制動装置(牽引自動車と被牽引自動車とを連結した場合には当該牽引自動車又は被牽引自動車の主制動装置をいう。)若しくは補助制動装置(リタダー、排気ブレーキその他主制動装置を補助して走行中の自動車を減速するための制動装置をいう。)を操作している場合又は加速装置の解除により制動効果を生じさせる電気式回生制動装置が作動した際に細目告示別添12「乗用車の制動装置の技術基準」3.2.22.4.に定める制動灯及び補助制動灯点灯用制動信号が発せられた場合のみ点灯する構造であること。</p> <p>なお、視認等により電気式回生制動装置の作動状況の確認ができない場合には、審査を省略することができる。</p> <p>②～④ (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>5-81 非常点滅表示灯</p> <p>5-81-3 取付要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 非常点滅表示灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査した場合に、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第41条の3第3項関係)</p> <p>この場合において、非常点滅表示灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第217条第3項関係)</p> <p>①～② (略)</p> <p>③非常点滅表示灯は、手で操作するものであること。</p> <p>ただし、緊急制動表示灯の作動が停止した場合又は当該自動車が衝突事故にあった場合には、非常点滅表示灯を自動で作動させることができる。</p> <p>なお、ただし書きの規定については、視認等により作動状況の確認ができない場合には、審査を省略することができる。</p> <p>(2) (略)</p> <p>5-81の3 後面衝突警告表示灯</p> <p>5-81の3-1 装備要件</p> <p>自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。)には、後面衝突警告表示灯を備えることができる。(保安基準第41条の5第1項関係)</p>	<p>(2) (略)</p> <p>5-76 制動灯</p> <p>5-76-3 取付要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) (略)</p> <p>① 制動灯は、主制動装置(牽引自動車と被牽引自動車とを連結した場合には当該牽引自動車又は被牽引自動車の主制動装置をいう。)又は補助制動装置(リタダー、排気ブレーキその他主制動装置を補助して走行中の自動車を減速するための制動装置をいう。)を操作している場合にのみ点灯する構造であること。</p> <p>②～④ (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>5-81 非常点滅表示灯</p> <p>5-81-3 取付要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 非常点滅表示灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査した場合に、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第41条の3第3項関係)</p> <p>この場合において、非常点滅表示灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第217条第3項関係)</p> <p>①～② (略)</p> <p>③非常点滅表示灯は、手で操作するものであること。</p> <p>ただし、緊急制動表示灯の作動が停止した場合、当該自動車が衝突事故にあった場合又はその他衝突事故となるおそれがある場合には、急激な減速に連動して自動で作動する構造ではないとき、非常点滅表示灯を自動で作動させることができる。</p> <p>なお、ただし書きの規定については、視認等により作動状況の確認ができない場合には、審査を省略することができる。</p> <p>(2) (略)</p>
--	--

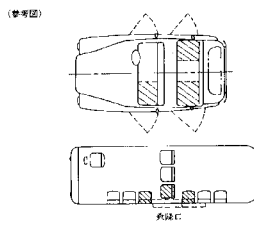
新旧対照表-32-

<p>5-81の3-2 性能要件（視認等による審査）</p> <p>(1) 後面衝突警告表示灯は、自動車の後方にある交通に当該自動車と衝突するおそれがあることを示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものでなければならない。（保安基準第41条の5第3項関係）</p> <p>(2) 後面衝突警告表示灯として方向指示器及び補助方向指示器を使用するものであって、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査した場合に、5-79-2-1(1)及び5-80-2-1(1)に定める基準に適合するものは、(1)の基準に適合するものとする。</p> <p>なお、視認等により後面衝突警告表示灯の作動状況の確認ができない場合には、審査を省略することができる。（保安基準第41条の5第3項関係、細目告示第217条の3第1項関係）</p> <p>(3) 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後面衝突警告表示灯であって、その機能を損なう損傷等のないものは、(1)及び(2)の基準に適合するものとする。（細目告示第217条の3第2項関係）</p> <p>5-81の3-3 取付要件（視認等による審査）</p> <p>(1) 後面衝突警告表示灯は、その性能を損なわないように取り付けられなければならない。（保安基準第41条の5第4項関係）</p> <p>(2) 後面衝突警告表示灯として方向指示器及び補助方向指示器を使用するものであって、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査した場合に、5-79-3(1)①から④まで、⑥及び⑦まで、5-79-3(2)②、③、⑤及び⑦から⑩まで並びに5-80-3(1)②に定める基準に適合するものは、(1)の基準に適合するものとする。この場合において、緊急制動表示灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。</p> <p>なお、視認等により後面衝突警告表示灯の作動状況の確認ができない場合には、審査を省略することができる。（保安基準第41条の5第4項関係、細目告示第217条の3第3項関係）</p> <p>(3) 次に掲げる後面衝突警告表示灯であって、その機能を損なう損傷等のないものは、(2)の基準に適合するものとする。（細目告示第217条の3第4項関係）</p> <p>① 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後面衝突警告表示灯</p> <p>② 法75条の2第1項の規定に基づき灯火器、反射器及び指示装置の取付装置について装置の型式の指定を受けた自動車に備える後面衝突警告表示灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後面衝突警告表示灯又はこれに準する性能を有する後面衝突警告表示灯</p>	
--	--

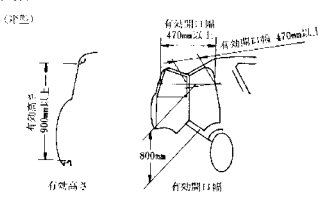
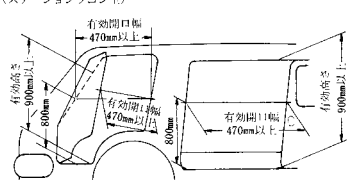
新旧対照表-33-

<p>5-82 その他の灯火等の制限</p> <p>5-82-1 装備要件</p> <p>自動車には、5-57から5-81の2までの灯火装置、反射器、再帰反射材又は指示装置と類似する等により他の交通の妨げとなるおそれのある次の灯火若しくは反射器又は再帰反射材を備えてはならない。（細目告示第218条第1項関係）</p> <p>(1) 自動車には、次に掲げる灯火を除き、後方を照射し若しくは後方に表示する灯光の色が橙色である灯火で照明部の上縁が地上2.5m以下のもの又は灯光の色が赤色である灯火を備えてはならない。（細目告示第218条第2項）</p> <p>①～④の2（略）</p> <p>④の3 緊急制動表示灯</p> <p>④の4 後面衝突警告表示灯</p> <p>⑤～⑩（略）</p> <p>⑩ 緊急自動車及び道路維持作業用自動車に備える他の交通に作業中であることを表示する電光表示器</p> <p>(2)～(4)（略）</p> <p>(5) 自動車には、次に掲げる灯火を除き、点滅する灯火又は光度が増減する灯火〔色度が増減することにより視感度（見た目の明るさをいう。）が増減する灯火を含む。4-82-5から4-82-7までにおいて同じ。〕を備えてはならない。（細目告示第62条第6項、細目告示第140条第6項）</p> <p>①～⑦（略）</p> <p>⑦の2 後面衝突警告表示灯</p> <p>⑧～⑩（略）</p> <p>⑩ 路線を定めて定期に運行する一般乗合旅客自動車運送事業用自動車及び一般乗用旅客自動車運送事業用自動車に備える乗客が乗降中であることを後方に表示する電光表示器</p> <p>⑩ 緊急自動車及び道路維持作業用自動車に備える他の交通に作業中であることを表示する電光表示器</p> <p>(6)～(8)（略）</p> <p>(9) 自動車に備える灯火は、前照灯、前部霧灯、側方照射灯、側方灯、番号灯、後部霧灯（(5)⑩又は⑪に掲げるものに限る。）、後面に備える駐車灯、制動灯、後退灯、方向指示器、補助方向指示器、非常点滅表示灯、緊急制動表示灯、後面衝突警告表示灯、速度表示装置の速度表示灯、室内照明灯、緊急自動車の警光灯、道路維持作業用自動車の灯火、自主防犯活動用自動車の青色防犯灯、火薬類又は放射性物質等を積載していることを表示するための灯火、旅客自動車運送事業用自動車の非常灯、緊急自動車及び道路維持作業用自動車に備える他の交通に作業中であることを表示する電光表示器及び走行中に使用しない灯火（前面に備える駐車灯を除く。）を除き、光度が300cd以下のものでなければならない。（細目告示第62条第10項、細目告示第140条第10項）</p> <p>(10)（略）</p>	<p>5-82 その他の灯火等の制限</p> <p>5-82-1 装備要件</p> <p>自動車には、5-57から5-81の2までの灯火装置、反射器、再帰反射材又は指示装置と類似する等により他の交通の妨げとなるおそれのある次の灯火若しくは反射器又は再帰反射材を備えてはならない。（細目告示第218条第1項関係）</p> <p>(1) 自動車には、次に掲げる灯火を除き、後方を照射し若しくは後方に表示する灯光の色が橙色である灯火で照明部の上縁が地上2.5m以下のもの又は灯光の色が赤色である灯火を備えてはならない。（細目告示第218条第2項）</p> <p>①～④の2（略）</p> <p>⑤～⑩（略）</p> <p>(2)～(4)（略）</p> <p>(5) 自動車には、次に掲げる灯火を除き、点滅する灯火又は光度が増減する灯火〔色度が増減することにより視感度（見た目の明るさをいう。）が増減する灯火を含む。〕を備えてはならない。（細目告示第218条第6項）</p> <p>①～⑦（略）</p> <p>⑧～⑩（略）</p> <p>(6)～(8)（略）</p> <p>(9) 自動車に備える灯火は、前照灯、前部霧灯、側方照射灯、側方灯、番号灯、後部霧灯（(5)⑩又は⑪に掲げるものに限る。）、後面に備える駐車灯、制動灯、後退灯、方向指示器、補助方向指示器、非常点滅表示灯、緊急制動表示灯、速度表示装置の速度表示灯、室内照明灯、緊急自動車の警光灯、道路維持作業用自動車の灯火、自主防犯活動用自動車の青色防犯灯、火薬類又は放射性物質等を積載していることを表示するための灯火、旅客自動車運送事業用自動車の非常灯及び走行中に使用しない灯火（前面に備える駐車灯を除く。）を除き、光度が300cd以下のものでなければならない。（細目告示第62条第10項、細目告示第140条第10項）</p> <p>(10)（略）</p>
---	---

新旧対照表-34-

<p>5-99 旅客自動車運送事業用自動車</p> <p>5-99-1 性能要件（視認等による審査）</p> <p>(1) 旅客自動車運送事業用自動車は、5-2から5-93までの規定によるほか、旅客自動車運送事業の用に供するため必要な性能及び構造に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添91「連節バスの構造要件」及び細目告示別添92「2階建バスの構造要件」に定める基準並びに次の基準に適合しなければならない。（保安基準第50条関係、細目告示第233条第1項関係）</p> <p>①～③（略）</p> <p>④（削除）</p> <p>（参考図） 削除</p>	<p>5-99 旅客自動車運送事業用自動車</p> <p>5-99-1 性能要件（視認等による審査）</p> <p>(1) 旅客自動車運送事業用自動車は、5-2から5-93までの規定によるほか、旅客自動車運送事業の用に供するため必要な性能及び構造に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添91「連節バスの構造要件」及び細目告示別添92「2階建バスの構造要件」に定める基準並びに次の基準に適合しなければならない。（保安基準第50条関係、細目告示第233条第1項関係）</p> <p>①～③（略）</p> <p>④ 乗降口から直接着席できる座席のためのみの乗降口（運転者のみの用に供するものを除く。）は、有効高さ900mm以上、有効開口幅（とびらを最大に開放した場合の乗降口の下縁から800mm上方の水平面上における最小の開口幅をいう。以下同じ。）470mm以上であること。この場合において、次に掲げる座席であって乗降口から容易に着席できるものは、乗降口から直接着席できる座席とし、乗降口の有効高さ及び有効開口幅は、乗降口として有効に利用できる部分の高さ及び幅とする。</p> <p>ア 乗降口に隣接して設けられた座席</p> <p>イ アの座席の側方に隣接して設けられた座席であって、定員2名分までのもの</p> <p>（参考図）</p>  <p>（注）斜線部は、乗降口に隣接して設けられた座席を示す。</p>
--	---

新旧対照表-35-

<p>（参考図） 削除</p> <p>(2)（略）</p> <p>①（略）</p> <p>② 乗降口の階段（幼児専用車の乗降口に備える階段を除く。）は、その有効奥行きが300mm以上であること。ただし、最下段以外の階段で乗降口のとびら等のためやむをえないものにあつては、乗降口の有効幅のうち350mm以上の部分についてその有効奥行きが300mm（次の上段までの高さが250mm以下のものにあつては、290mm）以上であればよい。</p> <p>③～⑤（略）</p> <p>(3)～(5)（略）</p>	<p>（参考図）</p> <p>（原型）</p>  <p>（ステーションワゴン型）</p>  <p>(2)（略）</p> <p>①（略）</p> <p>② 乗降口の階段は、その有効奥行きが300mm以上であること。ただし、最下段以外の階段で乗降口のとびら等のためやむをえないものにあつては、乗降口の有効幅のうち350mm以上の部分についてその有効奥行きが300mm（次の上段までの高さが250mm以下のものにあつては、290mm）以上であればよい。</p> <p>③～⑤（略）</p> <p>(3)～(5)（略）</p>
--	--

新旧対照表-36-

<p>別添1 (2-12 関係)</p> <p style="text-align: center;">改造自動車審査要領</p> <p>1. 改造自動車の取扱いの目的 自動車について改造を行うことにより、保安基準に適合しなくなるおそれのある改造自動車について、届出者から当該改造内容について届出を得ることにより改造自動車の保安基準への適合性の確認を効率的に行うとともに、審査業務の円滑化を図ることを目的とする。</p> <p>2. 改造自動車の範囲 (1) この要領にいう改造自動車とは、次の①から④の自動車に3. に規定する範囲の改造を行ったもの（①又は②の自動車を基本として一部の装置を変更して製作される自動車に3. に規定する範囲の改造を行ったものを含む。）であって当該自動車の改造前の車枠及び車体が2分の1以上連続して残されたものをいう。 ① 規程1-3③の型式指定自動車 ② 規程1-3④アの新型届出による取扱いを受けた自動車（検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車を除く。以下、本要領において「新型届出自動車」という。） ③ 規程1-3④イの輸入自動車特別取扱を受けた自動車 ④ 本邦において有効な自動車検査証又は自動車予備検査証の交付を受けたことのある並行輸入自動車 (2) (1)の「①又は②の自動車を基本として一部の装置を変更して製作される自動車」とは、型式指定自動車又は新型届出自動車と同一として製作される自動車と車名及び型式が同一であるほか、型式指定自動車又は新型届出自動車に備えていた3. (1)から(10)までに掲げる装置の2分の1以上が同一である自動車をいう。 (3) (1)の「改造前の車枠及び車体が2分の1以上連続して残されたもの」とは、改造自動車を水平かつ平坦な面（以下「基準面」という。）に置いたときに、次に掲げる車枠及び車体の面積について、改造前の車枠及び車体の面積と比較し、改造後もそれぞれ2分の1以上が連続した状態で残されたものをいう。この場合において「改造前の車枠及び車体」とは、(1)①の自動車にあっては、型式について指定を受けた状態、(1)②の自動車にあっては、新型届出による取扱いを受けた状態、(1)③の自動車にあっては、輸入自動車特別取扱を受けた状態、(1)④の自動車にあっては、規程2-13(2)の申請を行った状態での当該自動車の車枠及び車体をいう。 ① 基準面への投影面積 ② 車両中心線を含む鉛直面に対して平行な鉛直面（車枠及び車体の外側）に対称面から投影した投影面積</p> <p>3. 改造自動車の届出の必要な範囲 改造自動車の届出の必要な範囲は、次に掲げる(1)から(10)の装置について、別表1に掲げる改造を行ったものをいう。</p>	<p>別添1 (2-12 関係)</p> <p style="text-align: center;">改造自動車審査要領</p> <p>1. 改造自動車の取扱いの目的 自動車について改造を行うことにより、道路運送車両の保安基準（以下「保安基準」という。）に適合しなくなるおそれのある改造自動車について、届出者から当該改造内容について届出を得ることにより改造自動車の保安基準への適合性の確認を効率的に行うとともに、審査業務の円滑化を図ることを目的とする。</p> <p>2. 改造自動車の範囲 この要領にいう改造自動車とは、次のものをいう。 (1) 改造自動車 改造自動車とは、道路運送車両法（昭和26 年法律第185号）第75条第1 項の規定によりその型式について指定を受けた自動車（以下「型式指定自動車」という。）、「自動車型式認証実施要領について（依命通達）」（平成10年11月12日自審第1252号。以下「自動車型式認証実施要領」という。）別添2「新型自動車等取扱要領」により新型自動車として届出があった自動車（検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車を除く。以下「新型届出自動車」という。）又は「輸入自動車特別取扱制度について（依命通達）」（平成10年11月12日自審第1255号。以下「輸入自動車特別取扱制度」という。）別添（輸入自動車特別取扱要領）により輸入自動車特別取扱自動車として届出があった自動車に3. に該当する改造をしたもの（型式指定自動車又は新型届出自動車を基本として一部の装置を変更して製作される自動車（型式指定自動車又は新型届出自動車と同一として製作される車名及び型式が同一であるほか、3. (1)から(9)までの装置等の過半数が同一である自動車をいう。）に3. に該当する改造をしたものをいう。 また、国内で登録されたことのある並行輸入自動車であって、3. に該当する改造をしたものについても適用するものとする。</p> <p>3. 改造自動車の届出の必要な範囲 (1) 車枠及び車体 車枠及び車体について、次に該当する改造を行うもの</p>
--	---

新旧対照表-37-

<p>(1) 車枠及び車体 (2) 原動機 (3) 動力伝達装置 (4) 走行装置 (5) 操縦装置 (6) 制動装置 (7) 緩衝装置 (8) 連結装置 (9) 燃料装置 (10) 電気装置</p>	<p>① フレームを有する自動車のフレーム形状を変更（フレームの形状（例：ストレート⇔キックダウン）又は断面形状（例：コ形⇔U形）を変更するものをいう。）、及びホイールベース間のフレームを延長又は短縮するもの ② モノコック構造の車体の変更を行うもので次に該当する改造を行うもの ・モノコック構造の車体に直径が2.5 0mmの円の範囲を超えて、穴又は切り欠きを設けたものであって、開口部周囲を補強しないもの ・モノコック構造の車体の形状を箱型⇔靱型にするもの ・モノコック構造のアンダーボディ又はルーフを変更し、運転者室、客室及び荷台を延長又は短縮するもの ・モノコック構造の車体のフロント・オーバーハング部又はリア・オーバーハング部を延長又は短縮するもの ・乗合自動車等のモノコック構造の主要骨格構造を変更するもの ③ 二輪自動車から側車付二輪自動車に変更を行うもの (2) 原動機 原動機について、次に該当する改造を行うもの ① 型式の異なる原動機に寄せ換えるもの ② 原動機の総排気量を変更するもの (3) 動力伝達装置 動力伝達装置について、次に該当する改造を行うもの ① プロペラシャフトの変更（プロペラシャフトの寸法又は材質を変更するものをいう）を行うもの ② ドライブシャフトの変更（ドライブシャフトの寸法又は材質を変更するものをいう）を行うもの ③ トランスミッションの変更を行うもので次に該当する改造を行うもの ・手動式トランスミッション⇔自動式トランスミッション ・A型トランスミッション⇔B型トランスミッション（ただし、変速比又は変速段の変更をすることを除く。） ・機械式クラッチ⇔電磁クラッチ（ただし、クラッチを強化型等に変更するものは除く。） ④ 駆動軸数の変更（駆動軸数を増減する改造を行うものをいう）を行うもの ⑤ 駆動軸への動力伝達方式の変更（チェーン式⇔ベルト式、チェーン式又はベルト式⇔ドライブシャフト式）を行うもの (4) 走行装置 走行装置について、次に該当する改造を行うもの ① 走行方式の変更（タイヤ⇔キャタピラ又はそり）を行うもの ② フロント・アクスル又はリヤ・アクスルの変更を行うもの ③ 軸数の変更を行うもの (5) 操縦装置 操縦装置について、次に該当する改造を行うもの ① かじ取ハンドルの位置の変更（右ハンドル⇔左ハンドル、かじ取ハンドルの追加）</p>
--	--

新旧対照表-38-

	<p>を行うもの</p> <p>② 操舵軸数の変更(2WS⇔4WS)を行うもの</p> <p>③ リンク装置の変更(ギヤボックス、ロッド、アーム類及びナックルの取付位置を変更するもの)を行うもの</p> <p>④ かじ取操作方式の変更(かじ取操作方式を手動式から足動式に変更するもの)を行うもの</p> <p>(6) 制動装置 制動方式の変更を行うもので次に該当する改造を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドラム・ブレーキ⇔ディスク・ブレーキ ・内部拡張式⇔外部取縮式 ・油圧式⇔空気式 <p>注) 次の場合にあつては、改造届出を要さないものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ブレーキペダル、ブレーキレバー、マスターシリンダ及びホイールシリンダ、倍力装置、ブレーキ・カム、ブレーキドラム、ディスク・ブレーキのキャリパー及びローター、各種の油圧(空気圧)弁等を変更したもの <p>(7) 緩衝装置 緩衝装置について、次に該当する改造を行うもの</p> <p>① 緩衝装置の種類の変更(コイルスプリング⇔リーフスプリング⇔トーションスプリング⇔ウォーキングビーム⇔トラネオン⇔エア(油圧)サスペンション)を行うもの</p> <p>② 緩衝装置の懸架方式(リーフスプリングの枚数を増加する変更を除く。)の変更(リーフスプリング、ブラケット、シャックル、サスペンションアーム又はナックルサポートの変更を行うもの)を行うもの</p> <p>(8) 連結装置 牽引自動車の主制動装置と連動して作用する構造の主制動装置を備える被牽引自動車又はこれを牽引する牽引自動車の連結装置の取付け、連結器本体の変更又は改造を行うもので次に該当する改造を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第5輪式連結器の取付け、連結器本体の変更又は改造を行うもの ・ピントルフック式連結器の取付け、連結器本体の変更又は改造を行うもの ・ペルマウス式連結器の取付け、連結器本体の変更又は改造を行うもの ・ヒッチボール式連結器の取付け、連結器本体の変更又は改造を行うもの <p>(9) 燃料装置 燃料の種類を変更する改造を行うもので次に該当する改造を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガソリン⇔軽油⇔LPG⇔圧縮天然ガス(CNG)⇔メタノール⇔電気⇔その他の燃料 ・ハイブリッド <p>(10) その他 上記(1)から(9)の各号に該当する改造を行う場合において、同一型式内に設定がある装置等を取付け方法を変更することなく使用するものについては、届出に係る添付資料のうち計算書及び強度検討書の提出を要さないものとする。ただし、軸距又は排</p>
--	--

新旧対照表-39-

<p>4. 届出</p> <p>4-1 届出書等の提出</p> <p>(1) 改造自動車の施工者等(以下「届出者」という。)は、自動車の改造を行う場合には、改造自動車1台毎((2)の場合を除く。)に改造自動車届出書(以下「届出書」という。)、改造概要等説明書(以下「説明書」という。)及び添付資料(届出書、説明書及び添付資料を「届出書等」という。以下同じ。)を検査に先立って改造内容に応じ別表2に掲げる届出先の区分のうち、最寄りの検査部長又は事務所長(以下「事務所長等」という。)に提出するものとする。ただし、改造内容が複数となる場合であつて、届出先が検査部長及び事務所長になるものは、検査部長に提出するものとする。</p> <p>(2) 事務所長等は、同一の改造内容であつて、届出者より第3号様式の提出があり、かつ、自動車か次のいずれかに該当するものであることが明確に確認できる資料の提出があつた場合に限り、複数台数を対象とした届出(以下、「複数台数届出」という。)として取り扱うことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 車台番号を限定したもの ② 型式内の類別又は類別区分番号(以下「型式内の類別等」という。)を限定したもの ③ 型式内の車両の仕様を限定したもの <p>(3) 届出書等の提出は、改造自動車に係る届出の内容に責任を有する者が行うものとする。</p> <p>(4) 複数台数届出を行った者は、届出した型式内の類別等又は車両の仕様において、新たな類別の追加等変更があつた場合には、再度届出書等を提出するものとする。</p> <p>(5) 届出者は、届出書等の取り下げを行う場合には、届出書等を提出した事務所長等に対し、取下届出書を提出するものとする。</p> <p>4-2 点検及び整備に関する情報の提供及び改善措置の届出に関する周知</p> <p>事務所長等は、4-1(1)に基づく提出があつたときは、提出する者に対して法第57条の2の規定に基づく自動車の点検及び整備に関する情報の提供、及び法第63条の3の規定に基づく改善措置の届出に関する責務があることを周知するものとする。</p> <p>5. 届出書等</p> <p>5-1 届出書等の様式等</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 届出書の様式は、第1号様式によるものとする。 (2) 説明書の様式は、第2号様式によるものとする。 (3) 複数台数届出書の様式は、第3号様式によるものとする。また、改造自動車届出書の取下届出書の様式は、第3号様式の2によるものとする。 (4) 保安基準適合検討書の様式は、第4号様式によるものとする。 (5) 電気装置の要目表の様式は、第5号様式によるものとする。 	<p>出ガス規制が異なることにより別型式としているものにあつても同一型式とみなして取り扱って差し支えないものとする。</p> <p>4. 届出</p> <p>(1) 改造自動車の製作者、施工者等(以下本要領において「届出者」という。)は、改造自動車を製作した場合若しくは製作しようとする場合又は自動車の改造を行う場合には、改造自動車届出書(以下本要領において「届出書」という。)、改造概要等説明書(以下「説明書」という。)及び添付資料を改造内容等に応じ別表に掲げる届出先の区分のうち、改造自動車については最寄りの検査部長又は事務所長(以下本要領において「事務所長等」という。)に届出するものとする。ただし、改造内容が複数となる場合であつて、届出先が検査部長及び事務所長になるものは、検査部長に届出するものとする。</p> <p>なお、届出者は、改造自動車に係る改造等の内容に責任を有するものが行うものとする。</p> <p>(2) 届出者は、届出書、説明書及び添付資料を検査に先だって届出先に提出するものとする。</p> <p>5. 届出書及び説明書の様式並びに添付資料</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 届出書の様式は、第1号様式によるものとする。 (2) 説明書の様式は、第2号様式によるものとする。 (3) 添付資料は、改造内容等の区分により別表添付資料一覧表に掲げる資料とする。 (4) 届出者は届出に当たり、届出書及び添付資料を1部、説明書を2部提出するものとする。
--	--

新旧対照表-40-

<p>(6) 改造自動車審査結果通知書の写しに係る管理台帳の様式は、第6号様式によるものとする。</p> <p>(7) 添付資料は、改造内容の区分により別表2の届出先ごとに該当する資料とする。なお、別表1に該当する改造を行う場合において、同一型式内に設定がある装置等を取付け方法を変更することなく使用するものについては、届出に係る添付資料のうち、計算書及び強度検討書の提出を要さないものとする。また、軸距又は排出ガス規制が異なることにより別型式としているものにあっても同一型式とみなして取り扱って差し支えないものとする。</p> <p>(8) 届出者は届出にあたり、届出書及び添付資料を1部、説明書を2部提出するものとする。</p> <p>5-2 改造部分及び改造により影響を及ぼす部分の適合性審査資料の提出 事務所長等は、届出された改造自動車の改造部分及び改造により影響を及ぼす部分について、保安基準への適合にかかわる審査に必要な資料がある場合には、届出者に対して必要な資料の提出を求めるものとする。</p> <p>6. 届出の受理等</p> <p>6-1 受理 事務所長等は、届出書及び説明書の記載に不備がないこと及び改造内容の区分により所要の添付資料が添付されていることを確認のうえ、届出を受理するものとする。</p> <p>6-2 不受理 (1) 事務所長等は、6-1に規定する形式的要件を欠いていると認めた場合は、届出を不受理とする。なお、事務所長等は届出者から不受理とした理由について説明を求められた場合には、説明を行うものとする。 (2) 事務所長等は、不受理となった届出書等を届出者に返却するものとする。</p> <p>6-3 受付台帳への入力 (1) 事務所長等は、6-1により届出を受理したときは、届出書に受付印の押印を行い、速やかに規程別添1「業務量統計システム報告要領」2.(6)に定める業務量統計システム(以下「受付台帳」という。)に受付番号、受付年月日、届出者、車名、型式及び改造内容の入力を行う。 (2) 事務所長等は、届出者から取下雨出書の提出があった場合は、その記載事項を確認し、適当であると判断したときはこれを受理するとともに、届出者に届出書等を返却するとともに受付台帳の備考欄に当該処理を行った旨(例：○年○月○日付け取下げ)を入力する。また、速やかに受付台帳へは、取下雨出書の受理日及び取下げた旨を記載するものとする。</p> <p>6-4 審査期間 審査期間は、原則として届出の受理日から15日以内とする。 ただし、事務所長等が、提出された届出書等により十分な審査を行うことができないものとして、届出者に対し別途必要となる資料等を求めている期間は除く。</p>	<p>6. 届出の受理 届出は、届出書及び説明書の記載に不備がないこと及び改造内容等の区分により所要の添付資料が添付されていることを確認のうえ、受理するものとする。 なお、提出のあった届出書、説明書及び添付資料により十分な審査を行うことができない場合は、別途必要となる資料を求めることができることとし、当該資料の提出があった時点で届出を受理するものとする。</p>
---	--

新旧対照表-41-

<p>7. 書面審査</p> <p>(1) 事務所長等は、届出書等により規程及び別表3に基づき改造自動車(複数台数届出にあっては限定したすべての自動車。)の当該届出に係る改造部分及び改造により影響を及ぼす部分が保安基準に適合するかどうか審査するものとする。</p> <p>(2) 2.(2)の改造自動車の場合に限り、車名及び型式のほか、型式指定自動車又は新型届出自動車として備えていた3.(1)から(10)までに掲げる装置の2分の1以上が同一であることを次に掲げる書面により確認するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・譲渡証明書(写し) ・改造した範囲及びその実施者を記載した自動車製作者からの書面 ・改造概要等説明書(第2号様式) ・その他書面 <p>8. 審査結果の通知等</p> <p>8-1 通知書の交付 書面審査の結果、当該改造等の内容が保安基準に適合すると認められるものについては、事務所長等から届出者に改造自動車審査結果通知書(提出のあった説明書を改造自動車審査結果通知書としたものをいう。以下「通知書」という。)を交付するものとする。なお、保安基準に適合しないものとして通知書を交付できないときは、届出者にその旨連絡する。</p> <p>8-2 通知書の指示事項等</p> <p>(1) 事務所長等は、通知書の交付にあたり、届出者に対して指示する事項として、次に掲げる事項を通知書の指示事項欄に記載するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 審査の際に本紙を提示する旨 ② 通知書の対象となる車両番号又は通知書の対象となる車両を限定した旨 ③ 現車審査の際に提示又は提出が必要となる書面がある場合は、当該書面に関する事項 ④ 複数台数届出の扱いである旨及び次に掲げるいずれかの事項 <ol style="list-style-type: none"> ア 通知書の写しに届出者が本紙と相違ないことを記載するとともに、管理番号を通知書の写しに付与した上で押印する旨 イ 通知書の写しの交付ができない旨 ⑤ 保安基準適用年月日に関する事項(必要な場合に限り。) 	<p>7. 審査及び審査結果の通知等</p> <p>(1) 届出を受理した事務所長等は、届出書、説明書及び添付資料により改造自動車が保安基準に適合するかどうか審査するものとする。なお、書面審査は、次により行うものとする。</p> <p>① 改造自動車の範囲の確認 車名及び型式のほか「3. 改造自動車の届出の必要な範囲」でいう(1)から(9)までの装置等の過半数が型式指定自動車又は新型届出自動車の構造・装置と同一であることを以下の書面により確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・譲渡証明書(写し) ・改造した範囲及びその実施者を記載した自動車製作者からの書面 ・改造概要等説明書(第2号様式) ・その他書面 <p>② 改造届出書、改造概要等説明書及び添付資料の審査 改造届出書、改造概要等説明書及び添付資料の審査は、次により行うものとする。</p> <p>表(略)</p> <p>(2) 審査の結果、当該改造等の内容が保安基準に適合すると認められるものについては、事務所長等から届出者に通知書(提出のあった説明書を改造自動車審査結果通知書としたもの。)を交付するものとする。 なお、交付に当たり、届出者に対して指示事項がある場合には、通知書の指示事項欄に記載するものとする。</p>
---	---

新旧対照表-42-

<p>⑥ その他指示すべき事項</p> <p>(例) 【指示事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査の際は本紙を提示すること。 ・本改造は、車台番号A B 1 0 0 - 1 2 3 4 の1台限りとする。 ・本改造の車両仕様はA D F - A B 1 0 0 - ○○○○に限る。(通知書の対象となる車両を仕様記号等で限定した場合) ・複数台数届出とする。なお、通知書の写しに管理番号及び本紙と相違ない旨を記載し押印すること。 ・複数台数届出とする。なお、通知書の写しは交付できない。 ・車両識別情報、改造部分詳細図及び排出ガス試験成績書を添付すること。 ・平成○年○月○日以前に製作された車両に限る。 <p>(2) 事務所長等は、現車審査に当たり次の留意すべき事項を通知書の指示事項欄の下端に特記事項と付して記載するものとする。</p> <p>① 車両総重量及び軸重の許容限度値が複数設定されている旨</p> <p>② 型式内の類別等を限定した場合、現車が当該型式内の類別等であることの確認方法</p> <p>③ 実測等が必要な場合は、その審査項目</p> <p>④ その他審査に当たり留意すべき事項</p> <p>(例) 【特記事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車両総重量限度の設定が複数あるため注意すること。(類別区分番号○○は、車両総重量限度は○○kg、前軸○○kg、後軸○○kg) ・車両識別プレートによりA D F - A B 1 0 0 - ○○○○の仕様であることを確認すること。 ・最大安定傾斜角度を実測すること。 ・走行中は車高を調整できる構造でないことを確認すること。 <p>8-3 複数台数届出に係る通知書の写しの管理等</p> <p>(1) 複数台数届出として交付した通知書であって、届出者が第3号様式の1. ①により通知書の写しに管理番号の付与及び本紙と相違ないことを記載して押印したものは、通知書の本紙とみなすものとする。</p> <p>(2) 届出者は、(1)による取扱いをする場合は、発行済みの通知書の写しに係る管理台帳(第6号様式)により、適切な管理を行うものとする。なお、管理台帳は通知書の発裁日から起算して10年間保存するものとし、事務所長等から本台帳又はその写しの提出を求められた場合は、速やかに提出するものとする。なお、第6号様式に掲げる項目の全てを適切に管理できる台帳の整備を別途行った場合にあつては、「当該台帳を管理台帳(第6号様式)とみなすことができる。」</p> <p>(3) 届出者が第3号様式の1. ③により使用する印鑑の変更を行う場合は、通知書の交付を受けた事務所長等あてに第3号様式に必要事項を記載した書面を2部、通知書の写しを1部それぞれ提出しなければならない。なお、変更の届出が受理される間は、(1)の通知書の写しを交付してはならない。</p> <p>(4) 事務所長等は、(3)の届出内容が適当と認められるときは、変更の届出を受理する</p>	
--	--

新旧対照表-43-

<p>とともに、第3号様式に受付印を押印したものの1部を届出者に返付するものとする。</p> <p>8-4 通知書及び届出書面等の保存期間</p> <p>(1) 事務所長等は、通知書に係る届出書等(通知書の写しを含む。)を通知書の発裁日から10年間、また8-3(4)の変更届出書を受理日から10年間保存するものとする。また、改造自動車届出の取上願出書は、受理日から1年間保存するものとする。</p> <p>(2) 事務所長等は、届出者が受領しない通知書について、通知書の発裁日から1年を経過した後、届出者に連絡を行い受領について促すものとする。</p> <p>(3) 8-1の場合において、通知書を交付できない届出書等は、届出者に連絡を行った日から1年間保存するものとする。</p> <p>(4) (1)並びに(3)の保存期間を経過した届出書等及び(2)の受領を促したにもかかわらず受領しない(届出者が所在不明等により受領の連絡を行うことができないものを含む。)通知書については、速やかに廃棄処分とする。</p> <p>9. 審査済車両の検査の取扱い</p> <p>(1) 改造自動車の検査を申請する者は、通知書本紙、外観図、改造部分詳細図及びその他特に指示された資料(別表2中に該当するものに限る。以下「検査用改造関係資料」という。)を提示するものとする。</p> <p>(2) 改造自動車の現車審査は、検査用改造関係資料を参考に次の点に留意して行うものとする。</p> <p>① 通知書、外観図及び改造部分詳細図を参考として審査を実施し、保安基準への適合性を確認する。この場合において、審査車両の型式、車台番号(複数台数届出にあつては、限定した車両であること。)が提示された通知書と同一であることを確認する。</p> <p>② 改造部分及び改造方法が改造部分詳細図と同一であることを確認する。</p> <p>③ 通知書の指示事項又は特記事項として、改造部分、最大安定傾斜角度等の測定を現車審査の際に行う旨記載されている場合は、測定器具等を用いて確認する。</p> <p>(3) 改造自動車の製作誤差の範囲は、別表4の製作誤差の範囲内であることを原則とする。ただし、製作誤差の範囲を超えるものであつても、通知書に記載されている改造内容に変更がなく、改造自動車の現車を確認することにより保安基準の適合性の判定が可能なものにあつては、この限りでない。</p> <p>10. 改造自動車の特例</p> <p>10-1 改造自動車の特例</p> <p>(1) 「車両総重量が8トンクラスの自動車の最大積載量の指定に係る標準改造要領について」(平成7年1月30日自技第13号)及び「最大限に積載したISO規格の国際海上コンテナを輸送するために必要な改造に係る標準改造要領について」(平成10年3月23日自技第60号)の別添標準改造要領(以下「標準改造要領」と</p>	<p>8. 審査済車両の検査の取扱い</p> <p>(1) 改造自動車の検査を申請する者は、検査法人に通知書(写しをもって代えることができる。以下同じ。)、外観図、改造部分詳細図及びその他特に指示された資料(以下「検査用改造関係資料」という。)を提示するものとする。</p> <p>(2) 改造自動車の審査は、検査用改造関係資料を参考に次の点に留意して行うものとする。</p> <p>① 改造自動車審査結果通知書(主要諸元比較表)、外観図及び改造部分詳細図を参考として検査を実施し、保安基準への適合性を確認する。この場合において、検査車の車台番号、型式等が提示された譲渡証明書記載事項と同一であることを確認する。</p> <p>② 改造部位及び改造方法が改造部分詳細図と同一であることを確認する。</p> <p>③ 改造自動車審査結果通知書の指示事項として、改造部位、最大安定傾斜角度等の測定を検査の際に行う旨記載されている場合は、測定器具等を用いて確認する。</p> <p>④ 改造自動車の製作誤差の範囲は、自動車型式認証実施要領別添1「自動車等の同一型式判定要領」別表第2(製作誤差の範囲)に定める範囲であることを原則とする。ただし、製作誤差の範囲を超えるものであつても、通知書に記載されている改造内容等に変更がなく、改造自動車の現車を確認することにより保安基準の適合性の判定が可能なものにあつては、この限りでない。</p> <p>9. 改造自動車の特例</p> <p>(1) 「車両総重量が8トンクラスの自動車の最大積載量の指定に係る標準改造要領について」(平成7年1月30日自技第13号)及び「最大限に積載したISO規格の国際海上コンテナを輸送するために必要な改造に係る標準改造要領について」(平成10年3月23日自技第60号)の別添標準改造要領(以下「標準改造要領」という。)による改造を行う場合には、4.及び5.の規定にかかわらず、それぞれ</p>
---	--

新旧対照表-44-

<p>いう。)による改造を行う場合には、4.及び5.の規定にかかわらず、それぞれ「車両総重量が8トンクラスの自動車の最大積載量の指定について(依命通達)」(平成7年1月27日自技第12号)又は「最大限に積載したISO規格の国際海上コンテナを輸送するために必要な被牽引自動車等の改造等の取扱いについて(依命通達)」(平成10年3月31日自技第61号)に定めるところによるものとする。</p> <p>(2) (1)に係る標準改造要領によらない改造を行う場合には、4.に基づく届出の際に、当該自動車の製作者又は公的な試験機関が発行した急制動試験成績書を提出するものとする。</p> <p>10-2 改善措置の届出等 3. 各号に掲げる装置の改造が法第63条の3の規定に基づく改善措置により行われる場合にあっては、本要領によらず取り扱うものとする。</p> <p>別添2 (2-13関係) 並行輸入自動車審査要領 5-3-12 その他保安基準への適合性を証する書面 (1) (略) (2) 事務所長等は、当該並行輸入自動車別添1「改造自動車審査要領」3.(1)から(10)までに該当する改造により装置が変更されていることについて、届出者から申告があった場合は、同要領の別表(改造自動車の届出先及び添付資料等一覧表)に掲げる添付資料のうち、装置の変更部位の保安基準への適合性の判断に必要な資料の提出を求めるものとする。</p> <p>別添11 (8-1関係) 業務量統計システム報告要領 1 業務量統計システム (略) 2 報告事項及び項目 報告事項及び項目は次の通りとする。 (1)~(4) (略) (5) ①~⑩ (略) ⑪ 排出ガス対策装置の装置名及びその数 ⑫ 消音器の個数、性能確認方法、消音器の表示 ⑬ 最高出力回転数 ⑭ ガス規制年 ⑮ 製作年月日及び製作年判断資料 (6)~(15) (略) 3~4 (略)</p>	<p>「車両総重量が8トンクラスの自動車の最大積載量の指定について(依命通達)」(平成7年1月27日自技第12号)又は「最大限に積載したISO規格の国際海上コンテナを輸送するために必要な被牽引自動車等の改造等の取扱いについて(依命通達)」(平成10年3月31日自技第61号)に定めるところによるものとする。</p> <p>(2) 標準改造要領によらない改造を行う場合には、4.に基づく届出の際に、当該自動車の製作者又は公的な試験機関が発行した急制動試験成績書を提出するものとする。</p> <p>別添2 (2-13関係) 並行輸入自動車審査要領 5-3-12 その他保安基準への適合性を証する書面 (1) (略) (2) 事務所長等は、当該並行輸入自動車別添1「改造自動車審査要領」3.(1)から(9)までに該当する改造により装置が変更されていることについて、届出者から申告があった場合は、同要領の別表(改造自動車の届出先及び添付資料等一覧表)に掲げる添付資料のうち、装置の変更部位の保安基準への適合性の判断に必要な資料の提出を求めるものとする。</p> <p>別添11 (8-1関係) 業務量統計システム報告要領 1 業務量統計システム (略) 2 報告事項及び項目 報告事項及び項目は次の通りとする。 (1)~(4) (略) (5) 並行輸入自動車届出実績 ①~⑩ (略) ⑪ 排出ガス対策装置の装置名及びその数 ⑫ 最高出力回転数 ⑬ ガス規制年 ⑭ 製作年月日及び製作年判断資料 (6)~(15) (略) 3~4 (略)</p>
--	---

新旧対照表-45-

<p>附 則 (平成23年3月31日検査法人規程第22号) この規程は、平成23年4月1日から施行する。 ただし、2-8、2-11-5、2-12、3-3-4、3-3-15(1)、3-3-16、3-4-5、4-4-1、4-5-1、4-25-1-1、5-25-1、別添1「改造自動車審査要領」の規定については、平成23年7月1日から施行する。 なお、別添1「改造自動車審査要領」4-1、5-1(3)及び(6)、8-2(1)①、②、④及び(2)②、8-3、9(2)①後段については、この改正規程にかかわらず、平成23年12月31日までは、なお従前の例によることできる。また、平成23年12月31日までに別添1「改造自動車審査要領」に基づき届出されたものは、改正前の第1号様式(表面)下段の余白部分に電気装置欄及び車台番号欄を記載したもの又は改正前の第2号様式(表面)基準欄に限度の記載を行うとともに改正前の第2号様式(裏面)下段の余白部分に電気装置欄及び改正規程における第2号様式(裏面)注2の記載事項を記載した場合に限り、使用することができる。 また、平成23年12月31日までに交付した改造自動車審査結果通知書であって、その指示事項欄に改造自動車審査結果通知書の本紙提示にかかる記載がないものは、この改正規程にかかわらず、その写しにより審査することができるものとする。</p>	
--	--

新旧対照表-46-

別表1 改造自動車の届出の必要な範囲 (3. 関係)

届出対象の装置	改造の内容	改造の事例	改造の内容及び改造の事例の留意すべき事項
(1) 車枠及び車体 車枠及び車体について、改造の内容が該当する改造を行うもの(2.(1)なお書きの範囲内の改造に限る。)	<p>①フレーム(車枠)を有する自動車であって、次に掲げるフレームの変更を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フレーム形状の変更 ・フレーム断面形状の変更 ・ホイールベース間のフレームの延長又は短縮 <p>②モノコック構造の車体を有する自動車であって、次に掲げる変更を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直径が250mmの円の範囲を超えて、穴又は切り欠きを設けたものであって、開口部周囲を補強しないもの ・車体の形状を箱型⇔幌型にするもの ・アンダーボディー又ははルーフを変更して、運転者室、客室及び荷台を延長又は短縮するもの ・フロント・オーバーハング部又はリヤ・オーバーハング部を延長又は短縮するもの ・乗合自動車等(いわゆるバス型のモノコック構造の車体という。)の主要骨格構造を変更するもの 	<p>ストレート⇔キックダウン コ形⇔コ形</p>	<p>「乗合自動車等の主要骨格構造」とは、 車体強度を主として受け持つ窓下部の骨材及び乗降口周囲をいう。</p>
(2) 原動機 原動機について、改造の内容が該当する改造を行うもの	<p>③二輪自動車から側車付二輪自動車に変更を行うもの</p> <p>①型式の異なる原動機に変更するもの</p> <p>②原動機の総排気量を変更するもの</p>		<p>新設又は追加するものを含む。</p>
(3) 動力伝達装置 動力伝達装置について、改造の内容が該当する改造を行うもの	<p>①プロペラシャフトについて、次に掲げる変更を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・寸法又は材質の変更 <p>②ドライブシャフトについて、次に掲げる変更を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・寸法又は材質の変更 <p>③トランスミッションについて、次に掲げる変更を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・操作方式の変更 ・異なるトランスミッション型に変更するもの ・クラッチの方式の変更 <p>④駆動軸数の変更を行うもの</p> <p>⑤駆動軸への動力伝達方式について、次に掲げる変更を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・チェーン式⇔ベルト式⇔ドライブシャフト式 	<p>手動式⇔自動式 A型⇔B型 機械式⇔電磁式</p>	<p>変速比又は変速段数の変更を除く。 同方式で強化型に変更するものは除く。</p>
(4) 走行装置 走行装置について、改造の内容が該当する改造を行うもの	<p>①走行方式について、次に掲げる変更を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・タイヤ⇔カタピラ又はそり <p>②フロント・アクスル又はリヤ・アクスルの変更を行うもの</p> <p>③軸数の変更を行うもの</p>	<p>二輪車⇔側車付二輪車⇔三輪車</p>	<p>ベルト、チェーン式などの併用式を含む。 新設するものを含む。ただし③にかかわる場合を除く。</p>
(5) 操縦装置 操縦装置について、改造の内容	<p>①かじ取ハンドルの位置の変更を行うもの</p> <p>②操舵軸数の変更を行うもの</p>	<p>右⇔左 4WS⇔2WS</p>	<p>かじ取ハンドルを追加するものを含む。</p>

別表1 改造自動車の届出の必要な範囲(3. 関係)

<p>容欄に該当する改造を行うもの</p>	<p>③リンク装置について、次に掲げる変更を行うもの ・ギヤボックス、ロッド、アーム類及びナックルの取付位置を変更するもの ④かじ取操作方式について、次に掲げる変更を行うもの ・手動式から自動式</p>		
<p>(6) 制動装置 制動装置について、改造の内 容欄に該当する改造を行うもの</p>	<p>①制動方式について、次に掲げる変更を行うもの ・ドラム・ブレーキ⇄ディスク・ブレーキ ・内部拡張式⇄外部取縮式 ・油圧式⇄空気式</p>		<p>次の場合にあつては、改造届出を要さないものとする。 ・ブレーキペダル、ブレーキレバー、マスターシリンダ及びホイールシリンダ、倍力装置、ブレーキ・カム、ブレーキドラム、ディスク・ブレーキのキヤリパー及びローター、各種の油圧(空気圧)弁等を変更したもの</p>
<p>(7) 緩衝装置 緩衝装置について、改造の内 容欄に該当する改造を行うもの</p>	<p>①緩衝装置の種類について、次に掲げる変更を行うもの ・コイルスプリング⇄リーフスプリング⇄トーションスプリング⇄ウォーキングビーム⇄トラニオン⇄エア(油圧)サスペンション ②懸架方式について、次に掲げる変更を行うもの ・リーフスプリング、ブラケット、シャックル、サスペンションアーム又はナックルサポートの変更を行うもの</p>		<p>リーフスプリングの枚数を増加する変更を除く。</p>
<p>(8) 連結装置 牽引自動車の主制動装置と連動して作用する構造の主制動装置を備える被牽引自動車又はこれを牽引する牽引自動車の連結装置について、改造の内容容欄に該当する改造を行うもの</p>	<p>①次に掲げる連結器の取付け又は連結器本体について、変更を行うもの ・第5輪式連結器 ・ピントルフック式連結器 ・ベルマウス式連結器 ・ヒッチボール式連結器</p>		
<p>(9) 燃料装置 燃料装置について、改造の内 容欄に該当する改造を行うもの</p>	<p>①燃料の種類について、次に掲げる変更を行うもの ・ガソリン⇄軽油⇄液化石油ガス(LPG)⇄圧縮天然ガス(CNG)⇄メタノール⇄その他の燃料 ・電気からガソリン等の燃料に変更するもの ・ハイブリッド</p>		<p>併用式に改造するものを含む。 (10) 電気装置にかかわるものを除く。</p>
<p>(10) 電気装置 電気装置について、改造の内 容欄に該当する改造を行うもの</p>	<p>①走行に係る駆動用蓄電池について、次に掲げる変更を行うもの ・取付位置の変更 ・電池の定格電圧、種類又は総容量の変更 ②車両外部から走行に係る駆動用蓄電池に充電するための充電装置について、次に掲げる変更を行うもの ・充電方式の変更 ・外部電源の変更</p>	<p>鉛⇄ニッケル水素⇄リチウム 接触式⇄非接触式 直流電源⇄交流電源、单相⇄三相、定格電圧</p>	<p>新設又は追加するものを含む。 新設又は追加するものを含む。</p>

別表3 書面審査（7.（1）関係）

提出書面	審査内容	能力強度等の基準	計算書・検討書等の省略	備考
		能力強度等の検討は、自動車製作者の定めるものなど適当と認められるもの以外については次による。	次に該当する内容のものにあつては、計算書又は検討書を省略することができる。	
1. 届出書	届出年月日、届出者名（改造施工者名）、住所、改造内容、車台番号等の記載事項を審査する。			第1号様式
2. 改造概要等説明書	<p>（a）記載漏れがなく、記載事項が正確に記載され、基準に適合していることを確認する。また、標準車の類別等については、自動車製作者発行の諸元表等により相違ないことを確認する。</p> <p>（b）主要諸元比較表の基準・限度欄に軸重、車両総重量、タイヤ及びびりヤ・オーバーハングの許容限度値を記載し、安全側にあることを確認する。また、その他の基準・限度欄についても安全側にあることを確認する。</p> <p>（c）主要諸元比較表は、外観図の寸法との整合性がとれていることを確認する。</p> <p>（d）能力強度等検討欄に記載漏れがなく、基準に適合していることを確認する。</p> <p>（e）能力強度等検討欄に記載した数値と検討書の内容が一致していることを確認する。</p> <p>（f）届出者に交付する審査結果通知書は訂正箇所のないものとする。</p> <p>（g）改造の目的が適切なものであり、計算が適正であり、基準以内であることを確認する。</p>		許容限度値の設定がない車両の場合には、省略することができる。	第2号様式
3. 車両を特定する資料	<p>（a）自動車検査証、譲渡証明書等の写しに記載された車台番号が届出書と同一であることを確認する。</p> <p>（b）複数台数届出は、第3号様式の記載事項が適切に記載され、限定した車両が届出書に記載されたものと同一であつて、本要領4-1（2）の要件を満たすものであることを確認する。</p>			第3号様式を含む。

別表3 書面審査（7.（1）関係）

4. 技術基準の適合性を証する書面	改造部分及び改造部分に関連する装置についての適合性を証する書面であって、規程における性能要件に適合するものであることを確認する。		対象外自動車又は製作年月日により適用を除外されている場合は省略することができる。	
5. 添付資料	改造内容に応じた資料（届出書の裏面を参照）が添付されていることを審査する。			
①保安基準適合検討書	改造自動車について、改造部分及び改造部分に関連する装置の保安基準について、検討結果より適合性を確認する。			第4号様式
②電気装置の要目表	記載要領に基づき適切に記載されたものであることを確認する。			第5号様式 (注)電動機の制御装置は、嚴重に防水対策が施されていること。
③外観図	(a) 改造概要等説明書（主要諸元比較表欄）に記載されている寸法が正確に記載されていることを確認する。 (b) 縮尺は任意とする。		車両の外観より確認することができる改造部分の取付位置、灯火装置の取付位置等が記載されたものにあつては、車両の外観写真に代えることができる。	検査時には、通知書に添付して提示する
④改造部分詳細図	(a) 改造部分の取付状態及び強度検討の確認に必要となる部分の寸法が記載されたものであることを確認する。 (b) 改造の方法及び要領が適切であることを確認する。 (c) 改造前後の比較により適切な施工がされていることを確認する。 (d) 車枠及び車体にあつては、切断、接合及び補強方法の検討を行う。 (e) 電気装置にあつては、動力系高電圧回路における感電保護対策又は衝突時の感電保護対策が適切であることを確認する。 (f) 電動機と動力伝達装置の結合部分等は、電動機の回転により異常な振動等を起こし破損に至ることがないように、十分な精度をもって結合されるものであることを確認する。		改造部分の各 부품の外寸が記載されたものにあつては、改造部分の各 부품の写真に代えることができる。	同上。
⑤車枠（車体）全体図	車枠の形状及び寸法が適切に記載されている又改			

別表3 書面審査(7.(1)関係)

	造前の車枠及び車体に対して、2分の1以上が残されたものであることを確認する。			
⑥最大安定傾斜角度計算書	各構成部材の重量及び重心の高さを細部にわたり計算し、これに基づき検討した結果、基準に適合していることを確認する。	前車軸を持ち上げて重心の移動量により重心位置を求める場合には、その揚程は60cm以上とする。計算により求める場合には、 <u>規程4-6-1(3)②</u> に基づく算式で計算するものとする。	(a)各構成部材の重量及び重心高さより勘案して、改造前より最大安定傾斜角度が安全側若しくは影響がないと認められるもの。 (b)改造後の最大安定傾斜角度の実測がされているもの。	計算値が保安基準の規定値より2度以上(モーメント法にあっては5度以上)の余裕がない場合は実測する。
⑦制動能力計算書	(a)ドラムとシュー、タイヤと路面の摩擦係数及び踏力が適切であり、計算が適正にされていることを確認する。 (b)制動停止距離又は制動力は十分な余裕があることを確認する。 (c)トレーラにあっては、非常ブレーキの取付けについて確認する。	(a)制動力の算出は次の計算式によるものとする。 $F \geq 0.5 \times (W + W_f) \times 9.8$ F:制動力(N) W:車両総重量(kg) W _f :回転部分相当重量(kg) 普通トラック:0.07W ₁ 乗用車等:0.05W ₁ (バス、トレーラ、小型トラックを含む。) W ₁ :車両重量 ただし、 <u>規程4-16又は5-16(乗用車の制動装置)</u> の制動力は、次によるものとする。 $F \geq 0.65 \times (W + W_f) \times 9.8$ F:制動力(N) W:車両総重量(kg) W _f :回転部分相当重量(kg)(=0.05W) (b)エアブレーキのエア補給能力は次の計算式による。 $P_6 = P_0 (V_t / V)^6 + X V_0 > 441$ (絶対圧) V ₀ = N / 60 × T η V ₁ P ₆ :6回踏み後のエアータンク圧力(kPa) P ₀ :初期圧力(784kPa) V:V _t + V _p + V _c V _t :エアータンク容積(L) V _p :エア配管容積(L) V _c :エアチャンバー容積合計(L) X:タンク配管及びチャンバ容積により定まる定数 単車・・・0.12 連結車・・・0.05 V ₀ :空気補給量(L/sec) N:原動機最高回転時のコンプレッサ回転数(rpm) T:ブレーキ踏み間隔時間(sec) η:コンプレッサ効率(0.6) V ₁ :コンプレッサ総排気量(L)	新型自動車等の審査における制動停止距離の試験方法と同様の測定結果であるものと認められるもの。	

別表3 書面審査(7. (1) 関係)

⑧最小回転半径計算書	計算が適正であり、基準以内であることを確認する。	計算により求める場合には、 <u>規程4-7-1(3)</u> 又は <u>規程5-7-1(3)</u> に基づく算式で計算するものとする。	(a) 軸距が最小回転半径に影響を与える変更でなく、基準値を下回ることが明らかなもの。 (b) 改造後の実測証明があるもの。	計算値が1.1mを超える場合は実測する。
⑨車枠(車体)強度計算書	強度検討が適切であり、十分な強度が確保されていることを確認する。	強度計算書は、 <u>社団法人自動車技術会</u> が定めた自動車負荷計算基準に基づくものとする。 強度検討は、曲げ応力及びせん断力を検討し、次の安全率以上であるものとする。 破壊安全率・・・1.6 降伏安全率・・・1.3	(a) 前後軸重が許容限度以内で車体を改造したもの。ただし、改造後の荷重状態が著しく異なる場合は除く。 (b) 車枠を短縮したものにあっては、省略することができる。 (c) モノコックボディの改造において、実車を用いてストレン・ゲージ等により車体の歪みについて測定したものは、その成績書をもって強度計算書に代えることができる。この場合の強度の安全率は、次のとおりであるものとする。 破壊安全率・・・1.6 降伏安全率・・・1.3	
⑩動力伝達装置強度検討書	(a) 強度検討が適切であり、十分な強度が確保されていることを確認する。 (b) 伝達トルク又は回転数が増加するものにあつては、プロペラシャフト及び駆動軸の強度又は危険回転数に対する安全性を確認する。 (c) プロペラシャフトを延長するものにあつては、危険回転数に対する安全性を確認する。 (d) 断面形状を変更するものにあつては、危険回転数に対する安全性を確認する。	(a) 強度検討は、曲げ応力及びせん断力を検討し、次の安全率以上であるものとする。 破壊安全率・・・1.6 降伏安全率・・・1.3 (b) 曲げとせん断を受ける駆動軸等にあつては、合成応力について検討する。 (c) プロペラシャフトについては、危険回転数に対する安全率 N_c/N_p は、1.3以上であるものとする。 N_c ：プロペラシャフトの危険回転数 N_p ：最高速度時におけるプロペラシャフトの回転数	(a) 原動機の変更(電動機の変更を含む。)又は動力伝達機構の変更によるもので、プロペラシャフト及び駆動軸の最高回転数並びに伝達最大トルクがその標準車のそれより小さいもの。 (b) 標準車のプロペラシャフトを短縮したものの	(注) 電動機の出力が電動機の取付け強度又は動力伝達装置の強度の限度を超えて容易に変更できる制御装置にあつては、強度の限度を超えないよう封印を行う等により容易に出力が変更できないよう適切な処置が施されていること。
⑪走行装置強度検討書	強度検討が適切であり、十分な強度が確保されていることを確認する。	⑨に同じ		
⑫操縦装置強度	強度検討が適切であり、十	(a) キングピン又は前輪操向軸回りに		

別表3 書面審査（7.（1）関係）

度検討書	分な強度が確保されていることを確認する。	は、 $0.1 \times \text{前輪荷重} / 2 \times 9.8 \text{ N} \cdot \text{m}$ のトルクが作用するものとして計算するものとする。 (b) かじ取ハンドルには、次のトルクが作用するものとして計算するものとする。 大型トラック、バス等・・・・・・・・・・ ・・・・・・・・ $35\gamma \times 9.8 \text{ N} \cdot \text{m}$ 小型車、乗用車・・・・・・・・ $15\gamma \times 9.8 \text{ N} \cdot \text{m}$ γ ：ハンドルの半径 (m) なお、パワーステアリングを装着したものにあっては、アシスト力を考慮した値としても差し支えないものとする。 (c) ドラッグリンク、タイロッド等の改造にあっては、座屈強度を検討する。 (d) 上記 (a)、(b) 及び (c) により検討した結果、破壊安全率は1.6以上であるものとする。		
⑬制動装置強度検討書	強度検討が適切であり、十分な強度が確保されていることを確認する。	各部の強度の破壊安全率は1.6以上であるものとする。		
⑭緩衝装置強度検討書	強度検討が適切であり、十分な強度が確保されていることを確認する。	⑨に同じ		
⑮連結装置強度検討書	強度検討が適切であり、十分な強度が確保されていることを確認する。	トレーラの連結装置に作用する負荷をトレーラの車両総重量又はトラクタの牽引力として検討し、その強度の破壊安全率は1.6以上であるものとする。		
⑯電気装置強度検討書	駆動用蓄電池の支持わくは、十分な強度が確保されており、車わく等に確実に取り付けられていることを確認する。	細目告示別添111の9. 駆動用蓄電池パック取り付け部の強度に関する要件を満たすものとする。		
⑰低減性能向上改造証明書				
⑱その他特に指示された資料等				

別表4 製作誤差の範囲 (9.(3)関係)

自動車等の種類		項目	長さ (mm)	幅 (mm)	高さ (mm)	車両重量 (kg)	備考
乗 用 車	普通自動車		±30	±20	±40	±60	
	小型 自動車	二輪車以外の 自動車	±30	±20	±40	±50	
		二輪車	±30	±20	±30	±10	
	軽自動車	二輪車以外の 自動車	±30	±20	±40	±40	
		二輪車	±30	±20	±30	±10	
	乗 用 車 以 外 (大 型 特 殊 を 除 く 。)	普通自動車		±50	±30	±60	±100
小型自動車		±30	±20	±40	±60		
軽自動車		±30	±20	±40	±40		
大型特殊自動車			±50	±30	±60	±200	

年 月 日

殿

届出者の氏名又は名称
住 所
連絡先（担当者）
電 話 番 号

印

改造自動車届出書

車名・型式		種別		用途		
改造内容	(1)-①	車 枠 及 び 車 体	(3)-④	動 力 伝 達 装 置	(5)-④	操 縦 装 置
	(1)-②	〃	(3)-⑤	〃	(6)	制 動 装 置
	(1)-③	〃	(4)-①	走 行 装 置	(7)-①	緩 衝 装 置
	(2)-①	原 動 機	(4)-②	〃	(7)-②	〃
	(2)-②	〃	(4)-③	〃	(8)	連 結 装 置
	(3)-①	動 力 伝 達 装 置	(5)-①	操 縦 装 置	(9)	燃 料 装 置
	(3)-②	〃	(5)-②	〃	(10)-①	電 気 装 置
	(3)-③	〃	(5)-③	〃	(10)-②	〃
改造予定車両数		主たる使用地域				
車台番号 <small>（複数台数届出は限定した車両）</small>						

注：該当する改造内容の番号を○で囲むこと。

：届出者の氏名又は名称欄の押印は、氏名を記載し署名することができる。

（日本工業規格 A列4番）

添 付 資 料																								
改 造 内 容 (別表1 関係)	(1)	(1)	(1)	(2)	(2)	(3)	(3)	(3)	(3)	(3)	(4)	(4)	(4)	(5)	(5)	(5)	(5)	(6)	(7)	(7)	(8)	(9)	(10)	(10)
	①	②	③	①	②	①	②	③	④	⑤	①	②	③	①	②	③	④	①	②	③	④	①	②	
添 付 資 料	車 枠 及 び 車 体			原 動 機		動 力 伝 達 装 置					走 行 装 置			操 縦 装 置				制 動 装 置	緩 衝 装 置	連 結 装 置	燃 料 装 置	電 気 装 置		
届 出 書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
改 造 概 要 等 説 明 書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
車 両 を 特 定 す る 資 料	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
技 術 基 準 の 適 合 性 を 証 し る 書 面	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
保 安 基 準 適 合 検 討 書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
電 気 装 置 の 要 目 表				※○																			○	○
外 観 図	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
改 造 部 分 詳 細 図	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※○	※○
車 枠 (車 体) 全 体 図	※○	※○	※○																					
最 大 安 定 傾 斜 角 度 計 算 書			○								○	※○												
制 動 能 力 計 算 書			※○									※○						○						
最 小 回 転 半 径 計 算 書	※○	※○											※○		○									
強 度 検 討 書	車 枠 (車 体)	○	○	○																				
	動 力 伝 達 装 置				○	○	○	○			○													
	走 行 装 置										○	○												
	操 縦 装 置														○	○	○	○						
	制 動 装 置																		○					
	緩 衝 装 置																			○	○			
	連 結 装 置																					○		
電 気 装 置																							○	

注：添付資料を省略する場合には、添付資料欄に×を付すこと。また、添付資料の詳細は、別紙2（注）書き参照のこと。

殿

改造概要等説明書(改造自動車審査結果通知書)

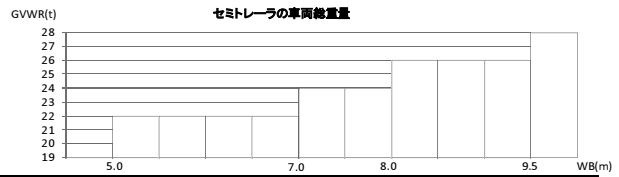
[指示事項]

主要諸元比較表

標準車欄の類別等を記載する。()

項目	標準車	改造車	基準・限度	項目	標準車	改造車	基準・限度
車名				乗車定員人			
型式				最大積載量 kg			
自動車の種別				車両 総重量 kg	前前軸重		≤10t (kg)
用途					前後軸重		≤10t (kg)
車体の形状					後前軸重		≤10t (kg)
燃料の種類					後後軸重		≤10t (kg)
原動機型式					計		≤20t~28t (kg)
総排気量(L)又は定格出力(kW)					最大安定傾斜角度°	左	
長さ m			≤12m	右			
幅 m			≤2.5m	前前軸			(kg)
高さ m			≤3.8m	前後軸			(kg)
軸距 m	前軸			後前軸			(kg)
	後軸			後後軸			(kg)
室内又は荷台の内側の寸法	長さ m			タイヤ サイズ	前前軸		(kg)
	幅 m				前後軸		(kg)
	高さ m				後前軸		(kg)
					後後軸		(kg)
車両重量 kg	前前軸重			前輪荷重割合	空車		≥18, 20%
	前後軸重				積車		
	後前軸重			リヤ・オーバーハングm			≤1/2, 11/20, 2/3L (m)
	後後軸重			荷台オフセットm			
	計			最小回転半径m			≤12m

車両総重量・軸重等の基準



隣接軸距	1.8m未満	1.8m以上	1.3m以上1.8m未満(1の車軸にかかる荷重が9.5t以下である場合)
隣接軸重	kg ≤ 18t	kg ≤ 20t	kg ≤ 19t

能力強度等検討書

制動能力	踏力 N	km/h	m	車軸強度	σ_B / σ	/	=	≥1.6	
	空気圧 kPa				σ_Y / σ	/	=	≥1.3	
推進軸強度	回転数 Nc/Np	/	=	≥1.3	緩衝装置強度	σ_B / σ	/	=	≥1.6
	σ_B / τ	/	=	≥1.6		σ_Y / σ	/	=	≥1.3
車枠強度	σ_B / σ	/	=	≥1.6	制動装置強度	σ_B / σ	/	=	≥1.6
	σ_Y / σ	/	=	≥1.3		連結装置強度	σ_B / σ	/	=

注1: 能力検討欄は、該当しないものは一、省略したものは×を記入すること。

注2: 指示事項欄又は能力強度等検討書欄は、必要に応じて指示欄又は項目を追加・削除することができる。

注3: 現車審査の際は、通知書及び改造部分詳細図等の添付資料を提示すること。(9.(1)関係)

改 造 等 の 概 要

目 的	
車 枠 及 び 車 体	
原 動 機	
動 力 伝 達 装 置	
走 行 装 置	
操 縦 装 置	
制 動 装 置	
緩 衝 装 置	
連 結 装 置	
燃 料 装 置	
電 気 装 置	

注1： 変更のない事項については、斜線を記入又は網掛けを施すこと。

注2： 届出者は、自動車の点検及び整備に関する情報の提供並びにリコール届出に関する責務があります。なお、リコール届出に関しては、その実施について道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号）に基づく勧告、命令を受ける場合があります。（第57条の2、第63条の2、第63条の3関係）

（日本工業規格 A列4番）

複数台数届出書

自動車検査独立行政法人

殿

平成 年 月 日

（届出者の氏名又は名称）

印

届出にあたって、審査事務規程別添1「改造自動車審査要領」4-1(2)に基づき、下記により複数台数届出の扱いを願い出ます。なお、同要領8-3(2)に規定された管理台帳により、発行済みの審査結果通知書の写しに関し、適切に管理を行います。（下記1.②の場合を除く。）

また、複数台数届出に係る型式内の類別、類別区分番号又は車両の仕様について、新たな型式内の類別の追加等の変更があった場合には、再度届出を行うことといたします。

記

1. 届出の種類（該当する□にチェックして下さい。）

- ①複数台数届出として、交付された審査結果通知書の写しに下記3. に定めるとおりの記載、押印を行い、本紙と相違ないことを押印のうえ証明します。
- ②下記2. の車台番号又は限定する類別等の複数台数の自動車について届出します。
なお、現車審査の際は、交付された通知書の本紙を提示します。
- ③既に①の届出済み印鑑について、下記3. ③の印鑑に変更します。

2. 車台番号（又は車名・型式及び限定する類別等）

3. 証明の内容等

①改造自動車審査結果通知書の本紙と相違ないことを証明する旨の記載内容

②上記①の内容を記載する位置

③使用する印鑑を変更する場合

改造自動車審査結果通知書の文書番号



④使用する印鑑の印影

改造自動車届出の取下願出書

自動車検査独立行政法人

殿

平成 年 月 日

（届出者の氏名又は名称）

印

平成 年 月 日に提出した下記の自動車の届出書等について、取下げ致します。

—

記

1. 車名

2. 型式

3. 車台番号（記載できる場合に限る。）

4. 取下げ理由（該当項目に○印）

車両故障のため

顧客との売買契約解除のため

その他（理由を記載すること。）

※ 押印することに代えて、署名をもって代えることができる。

保安基準適合検討書

基準条項	項目	検討結果	備考

注：改造自動車について、改造部分及び改造部分に関連する装置が保安基準の規定に適合しているかどうかを検討した結果を記載すること。

なお、本様式は適宜変更することができる。

第5号様式（5-1(5)関係）

電気装置の要目表（電動機関係）

電動機	取付位置及び個数	
	種類	
	定格電圧 V	
	定格出力／回転速度 kW／rpm	
	最大トルク／回転速度 N・m／rpm	
	冷却方式	
制御装置	形式	
	制御方式	
	作動電圧 V	
駆動用電池	種類・形式	
	モジュール容量・電圧 A・h(HR)・V	
	モジュール搭載個数 個	
	パック総電圧・総電力容量 V・kWh	
	総重量	
	その他	
充電器	設置形式	
	充電制御方式	
	充電器の入力電源（電圧・電流）	
過電流保護装置		
誤発進防止装置		
シフトレバー後退位置警報装置		
主変速機		

※ 項目以外は、適宜様式を変更することができる。

◎ 記載要領

【電動機】

取付位置及び個数；前・後・床下・前車軸・後車軸等の区別を記入する。

種類；電動機の種類を一般に理解できる名称で記入する。（例：直流直巻電動機、三相交流誘導電動機）

定格電圧；電動機の製作者が公表している定格電圧を記入する。

定格出力；電動機の製作者が公表している定格出力を整数位まで記入する。

最大トルク；電動機の製作者が公表している最大トルクを整数位（小数点切り捨て）まで記入する。

単位が kgf の場合は（ ）で付記する。

冷却方式；自然空冷・強制空冷・液冷等を記入する。備えない場合は「—」と記入する。

【制御装置（スピードコントローラ）】

形式；制御装置の特徴をとらえ一般にわかりやすい用語を記入する。（製作者が呼称する形式でもよい）

制御方法；制御方法が一般にわかりやすい用語で記入する。

作動電圧；制御装置の製作者が公表している作動電圧を記入する。

【駆動用電池】

種類・形式；種類は電池の反応物質名を用いた名称を記入する。形式は一般に用いられる形式名称を記入する。

形式名称が不明な場合は「—」と記入する。

モジュール容量・電圧；単位電池の定格容量・定格電圧を記入する。容量については、基準となる時間率を（ ）で付記する。

モジュール搭載個数；車両に搭載している単一の駆動用電池の個数を記入する。

パック総電圧・総電力容量；車両に搭載している駆動用電池の定格総電圧・総電力容量を記入する。

総重量；駆動用蓄電池の総質量を記入する。単位はkgとし整数位（小数点切り捨て）まで記入する。

その他；電池管理システム等のモジュールを備えている場合はその旨記入する。

【充電器】

設置形式；車載・別置・携帯の区別を記入する。

充電制御方式；充電の際の電流、電圧の制御方式を記入する。

充電器の入力電源；充電電源の公称電圧、最大電流を記入する。

過電流保護装置；過電流保護デバイス名（サーキットブレーカ・ヒューズ）を記入する。

誤発進防止装置；機能が備えられていればその名称を記入する。備えていない場合は「—」と記入する。

シフトレバー後退位置警報装置；機能が備えられていればその名称を記入する。備えていない場合は「—」と記入する。

主変速機；標準車の変速機を流用する場合は、その変速段数を記入する。

旧 7. (1) ② 表

提出書面	審査内容	能力強度等の基準	計算書・検討書等の省略	備考
		能力強度等の検討は、自動車製作者の定めるものなど適当と認められるもの以外については次による。	次に該当する内容のものにあつては、計算書又は検討書を省略することができる。	
1. 届出書(第1号様式)	届出年月日、届出者名(改造施工者名)、住所及び改造内容等の記載事項を審査する。			第1号様式
2. 改造概要等説明書(第2号様式)	(a) 記載事項が正確に記載され、基準に適合していることを確認する。 (b) 能力強度等検討欄に記載漏れがなく、基準に適合していることを確認する。 (c) 能力強度等に記載した数値と検討書の内容が一致していることを確認する。 (d) 主要諸元表の基準欄に軸重及び総重量の許容限度値を記載し、安全側にあることを確認する。 (e) 届出者に交付する審査結果通知書は訂正箇所のないものとする。 (f) 改造の目的が適切なものであり、計算が適正であり、基準以内であることを確認する。		許容限度値の設定がない車両の場合には、省略することができる。	第2号様式
3. 添付資料	改造内容に応じた資料(届出書の裏面を参照)が添付されていることを審査する。			
①改造概要等説明書(主要諸元比較表欄)及び主要諸元要目表	(a) 記載漏れがないことを確認する。 (b) 主要諸元比較表及び外観図の寸法との整合性がとれていることを確認する。			
②外観図	(a) 改造概要等説明書(主要諸元比較表欄)及び主要諸元要目表に記載されている寸法が正確に記載されていることを確認する。 (b) 縮尺は任意とする。			検査時には、改造自動車等審査結果通知書(写しで差し支えない。)に添付して提示する
③改造部分詳細図	(a) 改造の方法及び要領が適切であることを確認する。 (b) 改造前後の比較により適切な施工がされて			同上

旧 7. (1) ② 表

	<p>いることを確認する。 (c) 車枠及び車体にあつては、切断、接合及び補強方法の検討を行う。</p>			
④車枠(車体)全体図	<p>車枠の形状及び寸法が適切に記載されていることを確認する。</p>			
⑤最大安定傾斜角度計算書	<p>各構成部材の重量及び重心の高さを細部にわたり計算し、これに基づき検討した結果、基準に適合していることを確認する。</p>	<p>前車軸を持ち上げて重心の移動量により重心位置を求める場合には、その揚程は60cm以上とする。計算により求める場合には、4-6-1(3)②に基づく算式で計算するものとする。</p>	<p>各構成部材の重量及び重心高さより勘案して、改造前より最大安定傾斜角度が安全側若しくは影響がないと認められるもの。 改造後の最大安定傾斜角度の実測がされているもの。</p>	<p>計算値が保安基準の規定値より2度以上(モーメント法にあつては5度以上)の余裕がない場合は実測する。</p>
⑥制動能力計算書	<p>(a) ドラムとシュー、タイヤと路面の摩擦係数及び踏力が適切であり、計算が適正にされていることを確認する。</p> <p>(b) 制動停止距離又は制動力は十分な余裕があることを確認する。</p>	<p>(a) 制動力の算出は次の計算式によるものとする。 $F \geq 0.5 \times (W + W_f) \times 1.0$ F : 制動力 (N) W : 車両総重量 (kg) W_f : 回転部分相当重量 (kg) 普通トラック : 0.07W₁ 乗用車等 : 0.05W₁ (バス、トレーラ、小型トラックを含む。) W₁ : 車両重量 ただし、<u>道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成14年7月15日告示第619号)第93条第3項又は第171条第3項の適用を受ける自動車(専ら乗用の用に供する自動車)</u>の制動力は、次によるものとする。 $F \geq 0.65 \times (W + W_f) \times 1.0$ F : 制動力 (N) W : 車両総重量 (kg) W_f : 回転部分相当重量 (kg) (=0.05W) (b) エアブレーキのエア補給能力は次の計算式による。 $P_6 = P_0 (V_t / V)^6 + X V_0 > 4.5$ (絶対圧) V₀ = N / 60 × T η V₁ P₆ : 6回踏み後のエアータンク圧力 (kPa) P₀ : 初期圧力 (800 kPa) V : V_t + V_p + V_c V_t : エアータンク容積 (L) V_p : エア配管容積 (L) V_c : エアチャンバー容積合計 (L) X : タンク配管及びチャンバ容積により定まる定数 単車・・・0.12 連結車・・・0.05 V₀ : 空気補給量 (L/sec) N : 原動機最高回転時のコンプレッサ回転数 (rpm) T : ブレーキ踏み間隔時間 (sec) η : コンプレッサ効率 (0.6) V₁ : コンプレッサ総排気量 (L)</p>	<p>新型自動車等の審査における制動停止距離の制動方法と同様の測定結果であるものと認められるもの。</p>	

旧 7. (1) ② 表

	(c) トレーラにあっては、非常ブレーキの取付けについて確認する。			
⑦走行性能計算書	計算が適正であり、基準以内であることを確認する。	別添8「連結車両の走行性能の技術基準」に基づく算式で計算するものとする。	原動機、減速機構及びタイヤについて変更のないもので許容限度以内のもの。	
⑧最小回転半径計算書	計算が適正であり、基準以内であることを確認する。	計算により求める場合には、4-7-1(3)又は5-7-1(3)に基づく算式で計算するものとする。	軸距が最小回転半径に影響を与える変更でなく、基準値を下回ることが明らかなもの。改造後の実測証明があるもの。	計算値が1.1mを超える場合は実測する。
⑨車枠(車体)強度計算書	強度検討が適切であり、十分な強度が確保されていることを確認する。	強度計算書は、(社)自動車技術会が定めた自動車負荷計算基準に基づくものとする。 強度検討は、曲げ応力及びせん断力を検討し、次の安全率以上であるものとする。 破壊安全率・・・1.6 降伏安全率・・・1.3	(a) 前後軸重が許容限度以内で車体を改造したもの。ただし、改造後の荷重状態が著しく異なる場合は除く。 (b) 車枠を短縮したものにあつては、省略することができる。 (c) モノコックボディの改造において、実車を用いてストレンゲージ等により車体の歪みについて測定したものは、その成績書をもって強度計算書に代えることができる。この場合の強度の安全率は、次のとおりであるものとする。 破壊安全率・・・1.6 降伏安全率・・・1.3	
⑩動力伝達装置強度検討書	(a) 強度検討が適切であり、十分な強度が確保されていることを確認する。 (b) 伝達トルク又は回転数が増加するものにあつては、プロペラシャフト及び駆動軸の強度又は危険回転数に対する安全性を確認する。 (c) プロペラシャフトを延長するものにあつては、危険回転数に対する安全性を確認する。 (d) 断面形状を変更するものにあつては、危険回転数に対する安全性を確認する。	(a) 強度検討は、曲げ応力及びせん断力を検討し、次の安全率以上であるものとする。 破壊安全率・・・1.6 降伏安全率・・・1.3 (b) 曲げとせん断を受ける駆動軸等にあつては、合成応力について検討する。 (c) プロペラシャフトについては、危険回転数に対する安全率 N_c/N_p は、1.3以上であるものとする。 N_c : プロペラシャフトの危険回転数 N_p : 最高速度時におけるプロペラシャフトの回転数	(a) 原動機の変更又は動力伝達機構の変更によるもので、プロペラシャフト及び駆動軸の最高回転数並びに伝達最大トルクがその標準車のそれより小さいもの。 (b) 標準車のプロペラシャフトを短縮したもの	

旧 7. (1) ② 表

	強度検討が適切であり、十分な強度が確保されていることを確認する。			
⑪走行装置強度検討書	強度検討が適切であり、十分な強度が確保されていることを確認する。	⑨に同じ		
⑫操縦装置強度検討書	強度検討が適切であり、十分な強度が確保されていることを確認する。	<p>(a) キングピン又は前輪操向軸回りには、$0.1 \times \text{前輪荷重} / 2 \times 9.8 \text{ N} \cdot \text{m}$ のトルクが作用するものとして計算するものとする。</p> <p>(b) かじ取ハンドルには、次のトルクが作用するものとして計算するものとする。 大型トラック、バス等・・・・・・・・・・ ・・・・・・・・・・ $35\gamma \times 9.8 \text{ N} \cdot \text{m}$ 小型車、乗用車・・ $15\gamma \times 9.8 \text{ N} \cdot \text{m}$ γ : ハンドルの半径 (m) なお、パワーステアリングを装着したものにあっては、アシスト力を考慮した値としても差し支えないものとする。</p> <p>(c) ドラッグリンク、タイロッド等の改造にあっては、座屈強度を検討する。</p> <p>(d) 上記 (a)、(b) 及び (c) により検討した結果、破壊安全率は 1.6 以上であるものとする。</p>		
⑬制動装置強度検討書	強度検討が適切であり、十分な強度が確保されていることを確認する。	強度検討は、次の力が作用した場合において、各部の強度の破壊安全率は 1.6 以上であるものとする。		
⑭緩衝装置強度検討書	強度検討が適切であり、十分な強度が確保されていることを確認する。	⑨に同じ		
⑮連結装置強度検討書	強度検討が適切であり、十分な強度が確保されていることを確認する。	トレーラの連結装置に作用する負荷をトレーラの車両総重量又はトラクタの牽引力として検討し、その強度の破壊安全率は 1.6 以上であるものとする。		
⑯低減性能向上改造証明書				
⑰その他特に指示された資料等				

年 月 日

殿

届出者の氏名又は名称

印

住 所

連絡先 (担当者)

電 話 番 号

改造自動車届出書

車名・型式		種別		用途	
改造内容	(1)-①	車 枠 及 び 車 体	(3)-④	動 力 伝 達 装 置	(5)-④ 操 縦 装 置
	(1)-②	〃	(3)-⑤	〃	(6) 制 動 装 置
	(1)-③	〃	(4)-①	走 行 装 置	(7)-① 緩 衝 装 置
	(2)-①	原 動 機	(4)-②	〃	(7)-② 〃
	(2)-②	〃	(4)-③	〃	(8) 連 結 装 置
	(3)-①	動 力 伝 達 装 置	(5)-①	操 縦 装 置	(9) 燃 料 装 置
	(3)-②	〃	(5)-②	〃	
	(3)-③	〃	(5)-③	〃	
改造予定車両数		主たる使用地域			

注：該当する改造内容等を○で囲むこと。

(日本工業規格 A列4番)

		添 付 資 料																					
改造内容	(1)	(1)	(1)	(2)	(2)	(3)	(3)	(3)	(3)	(3)	(4)	(4)	(4)	(5)	(5)	(5)	(5)	(6)	(7)	(7)	(8)	(9)	
	①	②	③	①	②	①	②	③	④	⑤	①	②	③	①	②	③	④		①	②			
添付資料	車 枠 及 び 車 体	同 左	同 左	原 動 機	同 左	動 力 伝 達 装 置	同 左	同 左	同 左	同 左	走 行 装 置	同 左	同 左	操 縦 装 置	同 左	同 左	同 左	制 動 装 置	緩 衝 装 置	同 左	連 結 装 置	燃 料 装 置	
届 出 書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
改 造 概 要 等 説 明 書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
主 要 諸 元 要 且 表																							
外 観 図	○	○	○						○		○		○						○	○	○		
改 造 部 分 詳 細 図	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
車 枠（車 体）全 体 図	○	○	○																				
最 大 安 定 傾 斜 角 度 計 算 書			○								○												
制 動 能 力 計 算 書			※ ○															○					
走 行 性 能 計 算 書																							
最 小 回 転 半 径 計 算 書	※ ○	※ ○												※ ○		○							
強 度 検 討 書	車 枠（車 体）	○	○	○																			
	動 力 伝 達 装 置				○	○	○	○		○													
	走 行 装 置										○	○											
	操 縦 装 置													○	○	○	○						
	制 動 装 置																	○					
	緩 衝 装 置																		○	○			
	連 結 装 置																					○	

注：添付資料を省略する場合には、添付資料欄に×を付すこと。

第 号
年 月 日

殿

改造概要等説明書(改造自動車審査結果通知書)

[指示事項]

主要諸元比較表

項目	標準車	改造車	基準	項目	標準車	改造車	基準
車名				乗車定員人			
型式				最大積載量 kg			
自動車の種別				車両 総重量 kg	前前軸重		≤10t
用途					前後軸重		≤10t
車体の形状					後前軸重		≤10t
燃料の種類					後後軸重		≤10t
原動機型式					計		
総排気量 ℓ				最大安定傾斜角度°	右		一般≥35° その他≥30°
長さ m			≤12m		左		
幅 m			≤2.5m	タイヤ サイズ	前前軸		
高さ m			≤3.8m		前後軸		
軸距 m					後前軸		
輪距 m	前軸				後後軸		
	後軸			積車時	前前軸		
室内又は荷台の内側の寸法	長さ m			タイヤ	前後軸		
	幅 m			荷重割合	後前軸		
	高さ m			%	後後軸		
車両重量 kg	前前軸重			積車時前輪荷重割合%			≥18, 20%
	前後軸重			リヤ・オーバーハング			≤1/2,
	後前軸重			m			11/20, 2/3L
	後後軸重			荷台オフセット m			
	計			最小回転半径 m			

能力強度等検討書

制動能力	踏力	N	km/h	m	車枠強度	σ_B/σ	/	=	≥1.6
					車軸強度	σ_B/σ	/	=	≥1.6
	空気圧				操縦装置強度	σ_B/σ	/	=	≥1.6
					緩衝装置強度	σ_B/σ	/	=	≥1.6
推進軸強度	回転数	Nc/N	/	=	制動装置強度	σ_B/σ	/	=	≥1.6
		σ_B/τ	/	=	連結装置強度	σ_B/σ	/	=	≥1.6

注：能力検討欄は、該当しないものは－、省略したものは×を記入すること。

(日本工業規格 A列4番)

改 造 等 の 概 要

目 的	
車 枠 及 び 車 体	
原 動 機	
動 力 伝 達 装 置	
走 行 装 置	
操 縦 装 置	
制 動 装 置	
緩 衝 装 置	
連 結 装 置	
燃 料 装 置	

注：変更のない事項については、斜線で記入すること。

（日本工業規格 A列4番）

IV. 整備業を取り巻く情勢

Ⅳ. 整備業を取り巻く情勢

1. 自動車分解整備事業に係る Q & A

Q1. ごく親しいユーザーや顧客に対しても概算見積書は必要ですか。

A 1. 必要です。

【道路運送車両法施行規則】

第62条の2の2（2）法第48条に規定する点検又は整備の作業を行う事業場にあつては、当該作業の依頼者に対し、必要となると認められる整備の内容及び整備の内容及び当該整備の必要性について説明し、料金の概算見積りを記載した書面を交付すること。

Q2. 整備主任者技術研修を受講すれば、整備主任者法令研修を受講しなくてもよいですか。

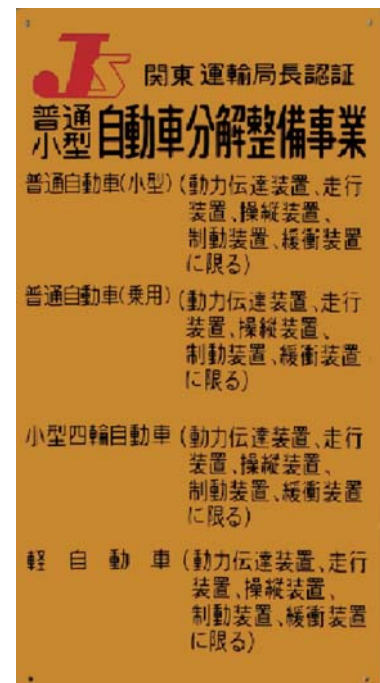
A 2. 法令研修は、整備主任者として選任されている者は全て受講しなければなりません。

また、技術研修は、当該事業場において1名以上が受講していればよく、受講者が研修内容について社内教育を行って社内展開してください。

Q3. 自動車分解整備事業の認証を取得した時に、原動機について分解整備を行わないという装置を限定して、認証（いわゆる限定認証）の資格を取得していますが、定期点検（車検）はできるのでしょうか。

A 3. 定期点検（車検）に関して原動機の分解整備を伴わない内容であれば実施できます。

ただし、排気ガスの状態でアイドリング時のCO・HCの排出濃度を点検する際には、CO・HCテストを用いて行う必要があります。



Q4. 4トン車を改造した車両総重量が8トン以上の車両は、自動車分解整備事業の対象自動車「普通自動車（中型）」の認証で分解整備をすることはできますか。

A 4. 車両総重量8トン以上、最大積載量5トン以上、乗車定員30人以上の車両は、「普通自動車（大型）」の認証が必要であり分解整備をすることはできません。

Q5. 自動車分解整備事業の対象自動車が「小型四輪」の認証で、小型四輪の貨物車（4ナンバー）であって最大積載量が3トンの車両の分解整備をすることはできますか。

A5. 可能です

Q6. マイクロバスを改造したキャンピング車は、自動車分解整備事業の対象自動車が「普通自動車（小型）」の認証で分解整備をすることはできますか。

A6. 乗車定員が10人以下であれば分解整備を行うことができます。

Q7. 乗車定員4人、車両総重量5,840kgである特種の用途に供する自家用普通自動車（キャンピング車）の分解整備を実施する場合、自動車分解整備事業の対象自動車は、何を取得していれば実施することができますか。

また、点検整備記録簿は何を使用しますか。

A7. 車両総重量8トン未満、最大積載量2トン以下、乗車定員10人以下の特種の用途に供する普通自動車の車両を分解整備するには自動車分解整備事業の対象自動車は「普通自動車（小型）」を取得していれば実施することができます。

また、点検整備を行う際の記録簿は、「別表5」の自家用貨物自動車等を使用してください。

Q8. 検査対象軽自動車のレンタカーの点検基準を教えてください。

また、記録簿の様式はどれを使用すればよいですか。

A8. 「自動車点検基準別表第5」に基づき6月ごとの点検を行ってください。

また、記録簿の様式は「別表5」自家用貨物自動車等の記録簿を使用してください。

Q9. 貨物軽自動車運送事業の自動車の定期点検は何月ごとですか。

また、記録簿の様式はどれを使用すればよいですか。



A9. 貨物軽自動車運送事業の用に供する自動車は、道路運送車両法では自動車運送事業の用に供する自動車としては除かれています。

したがって定期点検は1年ごととなり、記録簿の様式は「別表6」自家用乗用自動車等の記録簿となります。

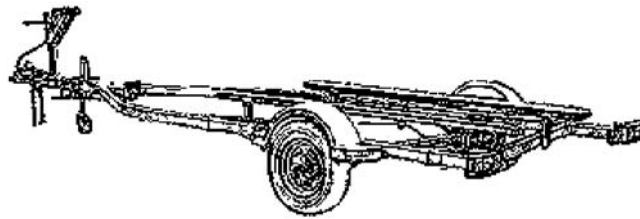
Q10. 幼児専用車で、乗車定員が大人2人+幼児12人で3ナンバーの自家用車（有効期間1年）については、どの点検整備記録簿を使用すればよいですか。



A10. この場合、幼児を大人に換算すると8人(12÷1.5)と大人2人ですから乗車定員10人以下の専ら幼児の運送を目的とする自家用普通自動車に該当することになり、記録簿は「別表5」自家用貨物自動車等になります。

因みに、幼児専用車であっても大人に換算して乗車定員11人以上になった場合の記録簿は「別表3」事業用自動車等になります。

Q11. ボート・トレーラの点検基準を教えてください。
また、記録簿の様式はどれを使用すればよいですか。



A11. 軽自動車規格のボート・トレーラ場合は、「自動車点検基準別表第6」に基づき1年ごとの点検を行ってください。

また、記録簿の様式は「別表6」自家用乗用自動車等の記録簿を使用してください。

登録車規格のボート・トレーラ場合は、「自動車点検基準別表第5」に基づき6月ごとの点検を行ってください。

また、記録簿の様式は「別表5」自家用貨物自動車等の記録簿を使用してください。



Q12. 特種用途自動車の自賠償保険加入料金などはどのように確認すればよいですか。

A12. 自賠償保険の扱いは、離島用と本土用での違いがありますが自動車損害賠償責任保険保険料表等で確認してください。

一般的に、保険料表に記載されている「特種用途自動車」として、(イ) 霊きゅう自動車、(ロ) 教習用自動車、(ハ) その他 a. 三輪以上の自動車(軽自動車を除く) b. 小型二輪自動車 c. 軽自動車 検査対象車、検査対象外車と別れていますが、詳細等不明な場合は損害保険会社に確認してください。

Q13. 自治体(市町村)の合併がありました。NOx・PM法による対策地域も変更されるのですか。

A13. 自治体の合併があってもNOx・PM法による対策地域は旧市町村地域で変更されません。車両の使用の本拠の位置が対策地域内か地域外かは、自動車検査証の備考欄の記載内容をよく確認して下さい。

Q14. 自動車検査証の有効期間が10月31日で切れる車両について、9月30日に継続検査を受検すると、有効期間は短縮になってしまいますか。

A14. 自動車検査証の有効期間は短縮にならず、10月31日となります。

自動車検査証の有効期間が同月同日になる、満了する日の1ヶ月前の日の例は下表のようになります。

検査証の有効期間の満了する日	検査証の有効期間の満了する日の1ヶ月前の日
2月1日	1月1日
2月15日	1月15日
2月29日	1月29日
3月28日	2月28日
3月29日、30日及び31日	2月28日（閏年にあっては2月29日）
5月30日及び31日	4月30日
7月30日及び31日	6月30日
10月30日及び31日	9月30日
11月30日	10月30日

【道路運送車両法施行規則】

第44条 自動車検査証の有効期間の起算日は、当該自動車検査証を交付する日又は当該自動車検査証に有効期間を記入する日とする。ただし、自動車検査証の有効期間が満了する日の1月前から当該期間が満了する日までの間に継続検査を行い、当該自動車検査証に有効期間を記入する場合は、当該自動車検査証の有効期間が満了する日の翌日とする。

Q15. 車両重量の変更などで自動車検査証の記載変更のみを行う場合、車検証の有効期間は変更されてしまうのでしょうか。

A15. 変更にはなりません。

Q16. 車両の走行距離計がkm表示ではなく、マイル表示の場合の記録簿及びOCRシートの記載方法を教えてください。

A16. 記録簿はkmをマイルと訂正し記載して下さい。OCRシートは「走行距離計表示値」欄の距離の後に「2」を記入して下さい。

2. CO₂排出量「マイナス5%」を目指して

研修用資料

CO₂排出量 「マイナス5%」を目指して

はじめに

地球温暖化問題が世界共通の重要な課題となっておりますが、我が国においても政府の最重要課題のひとつとして位置付けられ、国を挙げて地球温暖化防止への取り組みが行われているところです。

当然のことながら、自動車整備業界においても温室効果ガスの削減に向けた取り組みの強化が求められていることから、平成20年度に新たな「自動車整備業界における地球温暖化防止のための自主行動計画」を策定し、「整備事業者が整備事業に伴って排出する二酸化炭素(CO₂)の排出量を平成24年までに(平成19年度比)5%削減する」という目標を設定しました。

地球温暖化防止への取り組みは、地球環境の保全というばかりでなく、身近なところに目を向ければ、例えば「電気使用量の削減=二酸化炭素(CO₂)の排出量削減=事業経費の削減」ということにもつながります。

整備事業者各位におかれては、本資料を活用するなどして、環境問題への取り組みの必要性や、二酸化炭素(CO₂)の排出量削減のための具体的な取り組みについてご理解いただき、「平成24年までに二酸化炭素(CO₂)の排出量を5%削減する」という目標達成のためにご尽力いただくことを期待します。

平成21年5月

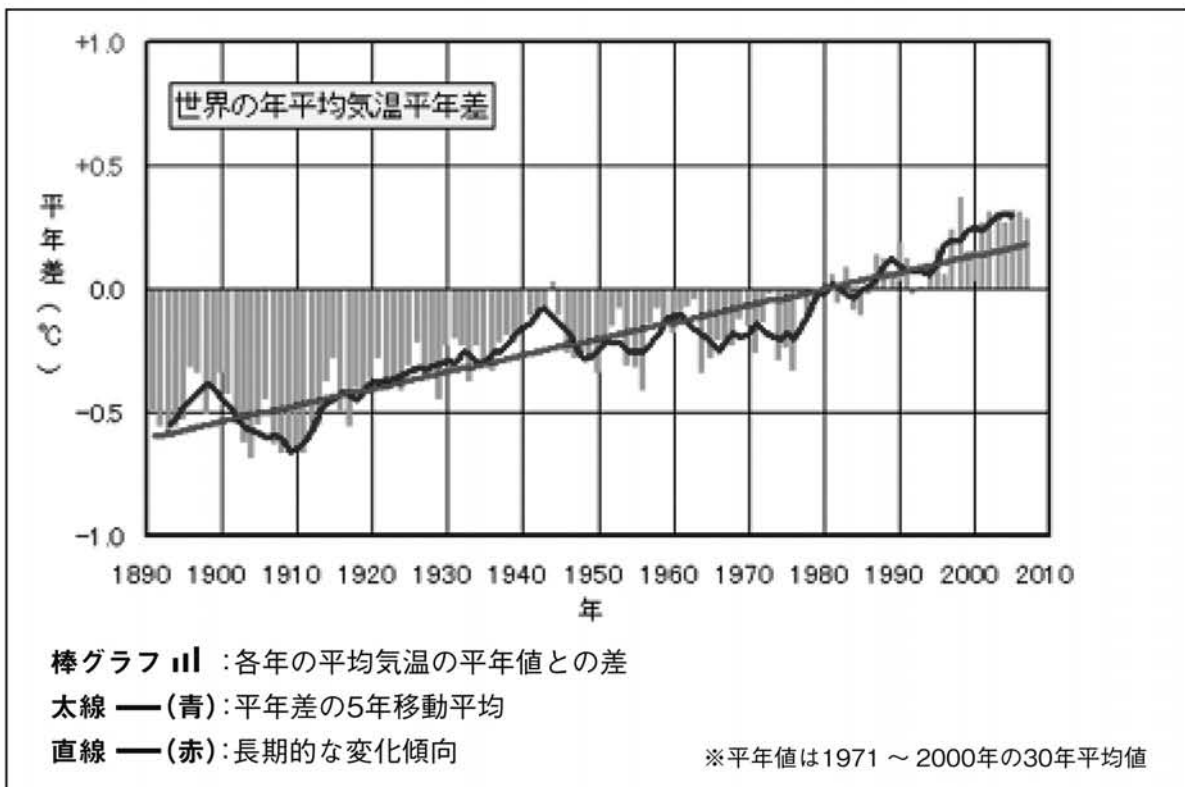
社団法人 日本自動車整備振興会連合会
会長 坪内 協 致



第1部 深刻化する地球温暖化問題

1-1. 世界の平均気温と二酸化炭素濃度

- 世界の平均気温が年々上昇し、地球温暖化が進行しています。
- 下のグラフから、平均気温が過去100年で大幅に上昇しているのがわかります。
- 地球温暖化には、私たちのライフスタイルの変化が、大きく影響しています。



図表1 世界の年平均地上気温の平年差の経年変化(1891～2007年)

(資料)気象庁HP 気象統計情報地球環境・気候「世界の年平均気温」http://www.data.kishou.go.jp/climate/cpdinfo/temp/an_wld.html

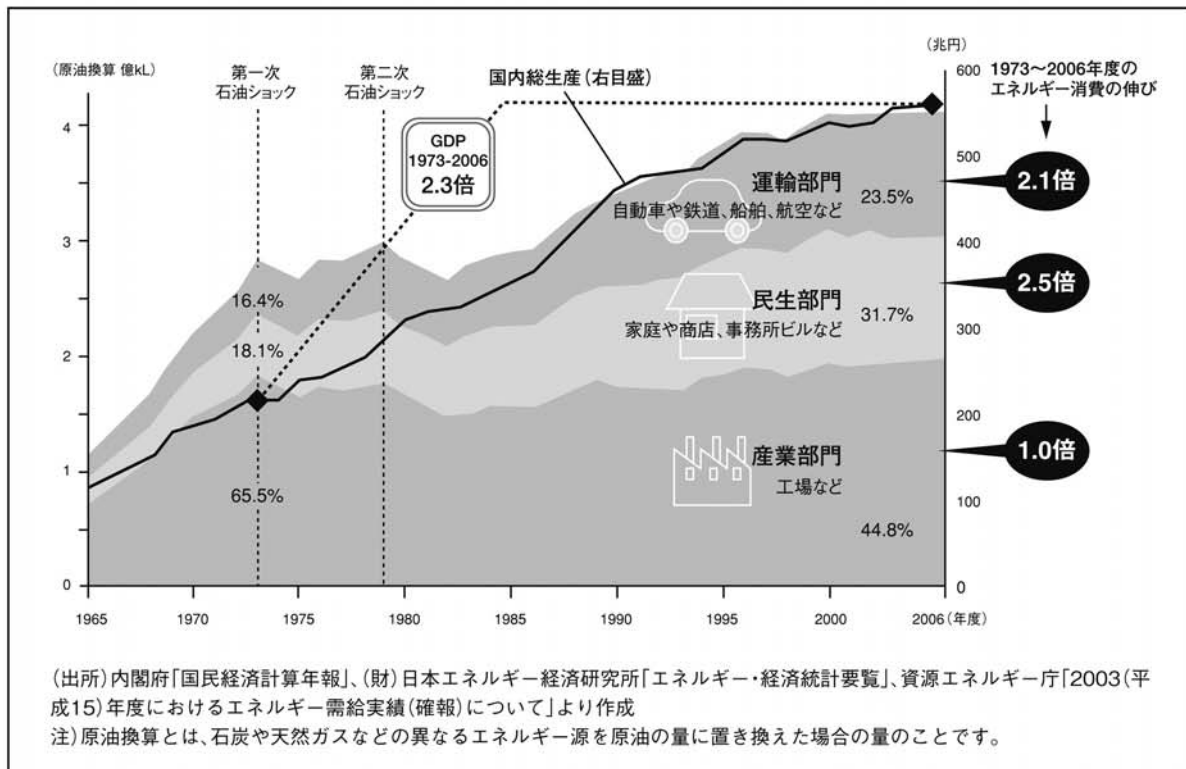
1-2. 地球温暖化により生じる悪影響

- 北極や南極の氷床、海氷などの減少が広範囲で進み、海面水位の上昇の一因にもなっています。
- 大気中の二酸化炭素濃度が増加すると、海洋中に溶け込む二酸化炭素の量も増加し、海洋の酸性化が進みます。特に、炭酸カルシウムを作るサンゴやウニなどの石灰化生物と、それらに依存する生物が大きな影響を受ける可能性があります。
- 様々な生物、生態系にも影響が現れています。
 - 陸上生物:春の鳥の渡りや産卵などの現象の早まり、動植物の生息域の極地方向や高地への移動など
 - 水生生物:高緯度の海洋における生物の生息域・生息数の変化、河川の魚類の回遊時期の早まりなど
- 世界各地で、強い台風・ハリケーン・サイクロンや集中豪雨、干ばつ、熱波などの異常気象による災害が頻繁に発生しています。温暖化の進行により、こうした異常気象の数や強さが増す

可能性があると指摘されています。

1-3. 我が国の最終エネルギー消費

- 日本のエネルギー消費は、70年代に起きた2度の石油危機でいったんは改善されました。しかし、80年代後半になると、再び伸びを示します。
- なかでも増加が大きいのが家庭やオフィスなどの民生部門と運輸部門。それには、わたしたちのライフスタイルの変化が大きな影響を与えています。



図表2 最終エネルギー消費と実質GDPの推移

(資料)資源エネルギー庁 <http://www.enecho.meti.go.jp/topics/energy-in-japan/energy2006html/consump.html>

第2部 自動車整備業界を取り巻く状況と今後の目標

- 自動車整備業界では、カーエアコンの保守・修理時にフロンガス類を取り扱うことから、その際にフロンガス類の漏えい防止・回収・再利用により適切に取扱うとともに、適切に破壊することにより、フロンガス類の大气への放出を抑制することを通じて、温室効果ガスの排出抑制をすることを目標としてきました。
- しかしながら、2005年1月に自動車リサイクル法が施行され、解体業者が適切にフロンガス類を回収・破壊することとなり、自動車整備業界で回収するフロンガス類の量を増加させることが直接地球温暖化の防止につながるものではなくなりました。
- この状況を踏まえ、「自動車整備業界が排出するエネルギー起源二酸化炭素排出量削減」による目標を掲げることとしました。
- これらを踏まえて、2008年に改定した「自動車整備業界における地球温暖化防止のためのボランタリープランでは、次のような目標を掲げています。

目標

2012年度までCO₂総排出量、
入庫1台あたりのCO₂排出量を年平均1%削減する。

- 2012年度におけるCO₂総排出量を2007年度に対して5%削減する。
- 2012年度における入庫1台あたりのCO₂排出量を2007年度に対して5%削減する。

第3部 自動車整備工場における具体的な取組み

- 地球温暖化防止への取組みは、我々の子孫のため、企業・業界のイメージアップのためというばかりではなく、身近なところに目を向ければ、「電気使用量の削減＝二酸化炭素(CO₂)の排出量削減＝事業経費の削減」ということになります。
- 「2012年度までCO₂総排出量、入庫1台あたりのCO₂排出量を年平均1%削減する。」という目標達成のための具体的な取組事項を紹介します。
- 自動車整備用の機器・器具類は、大別すると
 - ①電気で作動するもの
 - ②エア圧で作動するもの
 - ③灯油等を用いて加熱するものなどがあります。
- 電気で作動するものについては、こまめな電源OFFや、高効率な機器への更新などが有効です。
- エア圧で作動するものについては、圧縮エアの漏れの点検や、適正な圧力設定、同時に複数台

のエア・コンプレッサを作動させてしまうことのないような効率的な作業の実施、高効率なエア・コンプレッサへの更新などが有効です。

- 灯油等を用いて加熱するものについては、こまめな電源OFFも有効ですが、効率的な作業の実施、高効率な機器への更新などが有効です。

第1章 CO₂削減のための取組み

目標達成のために、次のとおり8つの具体的な取組事項を取り上げ、その手法とCO₂排出量及び経費節約額を整理しました。

取組事項1 エア・コンプレッサの圧縮エアの漏れを無くします。

1-1. 手法

・定期的な圧縮エアの漏れチェックの実施と適切な処置

①圧縮エアの漏れ

- 圧縮エアの漏れは工場の空気使用量の10～20%に達するといわれています。そのため圧縮エアの漏れを少なくすることは確実に省エネルギー、省コストへつながります。
- 社団法人日本自動車機械工具協会の会員企業のサービスマンによる、整備工場に対する訪問調査では、訪問した整備工場全体のうち約6割の工場で、配管やリール、ホース、カプラなどからの圧縮エア漏れが確認されたという調査結果があります。

1分当たりの漏れ量 [L/min]	年間漏れ量 [m ³ /年]	年間損失コスト [円]
50	4,788	10,500
100	9,576	21,000
200	19,152	42,000
500	47,880	105,000
1,000	95,760	211,000

運転時間:8時間/日、運転日数:240日/年、圧力:0.5mpa、圧縮空気単価:2.2円/m³

図表3 圧縮エアの漏れにより年間に無駄となっているコスト

(資料)平成18年度省エネルギーセンター技術講座資料

②機器のメンテナンス

- エア・コンプレッサには種々のフィルタが付いており、これらがダストや油分の除去を行っていますが、時間が経過とともに効率の低下を引き起こす要因となります。そのため、定期的なフィルタのメンテナンスが必要になります。

③省エネルギー対策

- 周辺環境の管理や圧縮エアの漏れを防ぐためには、日常からの保守点検・清掃などが有効です。日常の保守点検は機器の機能維持を守る上でも重要ですが、これらのエネルギー消費量増加要因を排除するための有効な手段となります。

1-2. CO₂削減量及び経費節約額

(1)計算結果

エア配管等からの漏れにより1日0.5時間の無駄が発生するとして、これを無くすと…

■CO₂排出量(1事業場あたり) 年間200kg削減

■経費節約額(1事業場あたり) 年間の電気代を13,000円削減

(2)計算方法

【前提条件】

- 圧縮エアの漏れ分によるエア・コンプレッサの無駄な稼働時間: 1日約30分
- エア・コンプレッサ出力: 大型整備工場7.5kW、小型整備工場3.7kW
- 工場の年間稼働日数: 300日

【計算式】

無駄な電力消費量=エア・コンプレッサ出力×無駄な稼働時間×工場年間稼働日数
=大型整備工場: 7.5kW×30分×300日=年間1,125kWh
=小型整備工場: 3.7kW×30分×300日=年間555kWh

整備工場1事業場あたり、年間575kWhの削減

→CO₂排出量では575kWh×0.368kg-CO₂/kWh=年211kg-CO₂削減(約200kg-CO₂削減)

→コストでは575kWh×22円/kWh=年12,650円削減(約年13,000円削減)

(電気代は全国家庭電気製品公正取引協議会の新電力料金目安単価を採用)

取組事項2 洗車時の節水を実行します。

2-1. 手法

- ・定期的な水漏れチェックの実施と適切な処置
- ・こまめな止水と効率的な洗車の実施

(1)手法の内容

- 水の節約は、省資源であると同時に、上水から給水するエネルギーや水の処理にかかるエネルギーの節約になります。
- 洗車機の水漏れを放置したままにしておくことは、水資源やお湯をつくるための灯油などのエネルギーの浪費につながります。
- 洗車時の節水を実行するための手法とその対象を整理すると、次のようになります。

対象(機器・道具)	洗車機	マット洗い機	ホース (手洗いなどの)
節水の為の手法			
定期的な水漏れチェック	◎	◎	○
こまめな止水	○	○	◎

◎:効果大きい ○:多少は効果がある

2-2. CO₂削減量及び経費節約額

(1)計算結果

定期的な点検／こまめな止水／効率的な洗車により、洗車時の水使用量を5%減らすと…

■CO₂排出量(1事業場あたり) **年間3kg削減**

■経費節約額(1事業場あたり) **年間の水道代を3,400円削減**

(2)計算方法

【前提条件】

- 1日あたり洗車台数:大型整備工場2台、小型整備工場3台
- 1台あたり洗車時間:大型整備工場1時間、小型整備工場10分
(1日あたり洗車時間:大型整備工場2時間、小型整備工場30分)
- 1時間あたり洗車機水吐出量:大型1,600L、小型900L
- 定期的な点検／こまめな止水／効率的な洗車による水の削減割合:5%
- 工場の年間稼働日数:300日

【計算式】

洗車機の水消費量=洗車機吐出量×1日あたり洗車時間×工場年間稼働日数

=大型整備工場:1,600L×2時間×300日=年間960m³

=小型整備工場:900L×30分×300日=年間135m³

定期点検／こまめな止水／効率的な洗車による水の削減量

=洗車機の水消費量×水の削減割合(5%)

=大型整備工場:年間960m³×5%=年間48m³

=小型整備工場:年間135m³×5%=年間7m³

整備工場1事業場あたり、年間8.1m³の削減

→CO₂排出量では8.1m³×0.36kg-CO₂/m³=年2.9kg-CO₂削減(約3kg-CO₂削減)

→コストでは8.1m³×413円/m³=年3,372円削減(約年3,400円削減)

(水道代は東京都23区の業務用25mmで月使用量51～250m³の単価(上水+下水)用)

取組事項3 温水洗車機の灯油の使用量を削減します。

3-1. 手法

- ・不要な温水の停止と必要に応じた温度の調整
- ・効率的な洗車の実施

(1)手法の内容

- 洗車機は、使用時に電力を使用するほか、洗車用のお湯を作るために灯油を使う機器もあります。そのため、洗車機を効率的に使用してお湯を節約すると、給湯にかかるエネルギーの節約になります。

3-2. CO₂削減量及び経費節約額

(1)計算結果

不要な温水停止、作業効率向上により、年間の温水使用を25%減らすと…

- CO₂排出量(1事業場あたり) 年間680kg削減
- 経費節約額(1事業場あたり) 年間の灯油代を18,000円削減

(2)計算方法

【前提条件】

- 1日あたり洗車台数:大型整備工場2台、小型整備工場3台
- 1台あたり洗車時間:大型整備工場1時間、小型整備工場10分
(1日あたり洗車時間:大型整備工場2時間、小型整備工場30分)
- 1時間あたり洗車機灯油消費量:大型10.9L、小型5.9L
- 不要な温水停止/作業効率向上による温水の削減割合:25%
(冬季以外の温水停止で20%、作業効率向上で5%)
- 工場の年間稼働日数:300日

【計算式】

洗車機の灯油消費量=洗車機灯油消費量×1日あたり洗車時間×工場年間稼働日数
=大型整備工場:10.9L×2時間×300日=年間6,552L
=小型整備工場:5.9L×30分×300日=年間892L

不要な温水停止/作業効率向上による水の削減量
=洗車機の灯油消費量×温水の削減割合(25%)
=大型整備工場:年間6,552L×25%=年間1,638L
=小型整備工場:年間892L×25%=年間223L

整備工場1事業場あたり、年間271Lの削減

→CO₂排出量では271L×2.5kg-CO₂/L=年678.6kg-CO₂削減(約680kg-CO₂削減)
→コストでは271L×67.39円/L=年18,293円削減(約年18,000円削減)

(灯油価格は2009年2月の全国平均店頭単価18Lあたり1,213円を採用)

取組事項4 適切な室温に設定・管理します。

4-1. 手法

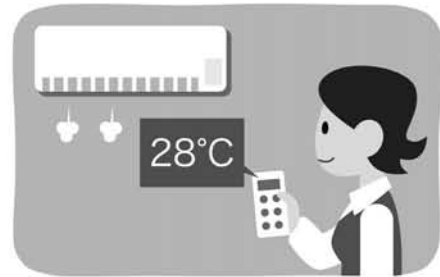
・夏は28℃、冬は20℃に設定

(1)手法の内容

- 省エネの効果が見込める室内設定温度の目安は、冷房28℃、暖房20℃です。

この取組みの効果は…

室内の温度設定を省エネモードにすると、
冷房のための冷熱機器のエネルギー消費量が、
約**11%の省エネ**となります。



図表4 空調の温度設定省エネ事例

(資料) (財)省エネルギーセンター発行「オフィスビルの省エネルギー」 http://www.eccj.or.jp/office_bldg/04.html#001

- 一般的に「事務所ビル」におけるエネルギーの消費量の39%が空調(熱源・熱搬送)によるものです(財団法人省エネルギーセンターHPより)。
- 設定した温度を維持していくためには、空調機の操作盤やリモコンなどに、目安となる温度をラベルで表示したり、担当者を決めて、定期的に設定温度を確認するといったやり方があります。
- 室内の気温を次のような方法で管理すると、省エネに繋がります。
 - ・決められた設定温度や運転時間を守る
 - ・設定温度を誰でも自由に変更できないようにする
 - ・各部屋の空調機を管理する

4-2. CO₂削減量及び経費節約額

(1)計算結果

夏季(6～9月頃)の設定温度を26℃→28℃にすると…

- CO₂排出量(1事業場あたり) **70kg削減**
- 経費節約額(1事業場あたり) **4,400円削減**

(2)計算方法

【前提条件】

- 1整備工場の電気の使用量：年間49,920kWh
- 年間の電気使用量に占める夏季(6～9月頃)空調の電気使用量の割合：5.25%
- 設定温度26℃→28℃としたときの省エネ割合：11%
- 温度設定できるスペースの割合：工場全体の70%

【計算式】

夏季空調の電気使用量=工場の全電気使用量×5.25%=2,620.8kWh

夏季の適切な温度設定による省エネ量

$$\begin{aligned} &= \text{夏季空調の電気使用量} \times \text{省エネ割合} (11\%) \times \text{スペース割合} (70\%) \\ &= 2,620.8\text{kWh} \times 11\% \times 70\% \\ &= 202\text{kWh} \end{aligned}$$

→CO₂排出量では202kWh×0.368kg-CO₂/kWh=74.3kg-CO₂削減(約70kg-CO₂削減)

→コストでは202kWh×22円/kWh=4,444円削減(約4,400円削減)

(電気代は全国家庭電気製品公正取引協議会の新電力料金目安単価を採用)

取組事項5 照明の電力を削減します。

5-1. 手法

・間引き照明の実施

(1)手法の内容

- 間引き照明とは、業務に支障がない程度に、廊下等の共用部分や連続して並ぶ蛍光灯、電球の一部を点灯しないように、取り外したりすることを言います。
- 間引き照明の実施にあたっては、照明設備に関する知識を要する場合がありますので、注意が必要です。テナントなどの場合には、ビル管理者とも相談のうえ、実施してください。

○右の写真は、蛍光器具を数本おきに消灯させている例です。光の連なりがところどころ途切れているのがわかります。

○点灯するランプ・蛍光管の数を減らしても、反射板を組み合わせたり照度の高い蛍光管を使うことで、作業に支障のない明るさを確保することができます。



図表5 間引き照明の事例
(資料)みずほ情報総研

5-2. CO₂削減量及び経費節約額

(1) 計算結果

工場全体の3割の電灯を半分に間引くと…

- CO₂排出量(1事業場あたり) **年間410kg削減**
- 経費節約額(1事業場あたり) **年間の電気代を25,000円削減**

(2) 計算方法

【前提条件】

- 1整備工場の電気の使用量:年間49,920kWh
- 照明の電気使用量に占める割合:15%
- 間引くことの出来るスペース:工場全体の30%
(お客様エリアなど間引くことの出来ないスペースを考慮)
- 間引く照明の割合:50%(2本に1本)

【計算式】

照明の電気使用量=工場の全電気使用量×15%=7,488kWh

間引き照明による省エネ量

$$\begin{aligned} &= \text{照明の電気使用量} \times \text{間引き可能スペース割合} (30\%) \\ &\quad \times \text{間引く照明の割合} (50\%) \\ &= 7,488\text{kWh} \times 30\% \times 50\% \\ &= \text{年間} 1,123\text{kWh} \end{aligned}$$

→CO₂排出量では1,123kWh×0.368kg-CO₂/kWh=年413.3kg-CO₂削減(約410kg-CO₂削減)

→コストでは1,123kWh×22円/kWh=年24,710円削減(約年25,000円削減)

(電気代は全国家庭電気製品公正取引協議会の新電力料金目安単価を採用)

取組事項6 省エネ機器を使用します。

6-1. 手法

・買い換えるときは、エネルギー効率の良い機器を選択

(1)手法の内容

- エア・コンプレッサ駆動用の電動機、冷却ファンやポンプのモータ、軸動力などで電力を消費しています。効率の良い機器を導入することが省エネルギーにつながります。
- 温水洗車機について、10年ほど前の旧型式と現行型式とで比較すると、同一条件での使用を想定した場合、現行型式の方が、エネルギー消費量及びCO₂排出量は少なくなっています。
- リフトも同様に、10年ほど前の旧型式と現行型式とで比較すると、同一条件での使用を想定した場合、現行型式の方が、エネルギー消費量及びCO₂排出量は少なくなっています。
- 省エネ製品の最新情報をチェックし、より良い機器を選びましょう。
 - ・「機器の省エネ最新情報」の紹介ページ URL <http://www.eccj.or.jp/product-info/index.html>
- エアコン、冷蔵庫、自動車などは、省エネ型製品が、ラベルによって表示されていますので、参考にしてください。

6-2. CO₂削減量及び経費節約額

(1)計算結果

旧式の小型標準型の温水洗車機を現在の機種に買い替えると…

- CO₂排出量(1事業場あたり) 年間560kg削減
- 経費節約額(1事業場あたり) 年間の灯油代を15,000円削減

(2)計算方法

【前提条件】

- 洗車機(小型標準型)の買い替えによる1時間あたりの灯油使用量の削減:1.5L(旧形式機種6.5L→ 現行機種5.0L)
- 1日あたり洗車台数:小型整備工場3台(小型標準型を小型整備工場で使用することを想定)
- 1台あたり洗車時間:小型整備工場10分(1日あたり洗車時間:小型整備工場30分)
- 1台あたり洗車時間:小型整備工場10分
- 工場の年間稼働日数:300日

【計算式】

買い替えによる年間灯油使用量の削減

=灯油使用量の削減(1.5L)×1日あたり洗車時間×年間稼働日数

=1.5L×30分×300日=225L

→CO₂排出量では225L×2.5kg-CO₂/L=年562.5kg-CO₂削減(約560kg-CO₂削減)

→コストでは225L×67.39円/L=年15,163円削減(約年15,000円削減)

(灯油価格は2009年2月の全国平均店頭単価18Lあたり1,213円を採用)

取組事項7 不要な電源OFFを実行します。

7-1. 手法

・昼休み電源OFFの実施

(1)手法の内容

- 1日10時間の稼働時間のうちの1時間、電気器具の電源をOFFにすると、その器具については、エネルギー消費量の1割に相当する量を削減することができます。

7-2. CO₂削減量及び経費節約額

(1)計算結果

照明や電気機器の一部を昼休みの1時間消しておく…

■CO₂排出量(1事業場あたり) 年間370kg削減

■経費節約額(1事業場あたり) 年間の電気代を22,000円削減

(2)計算方法

【前提条件】

- 1整備工場の電気の使用量:年間49,920kWh
- 工場の1日平均稼働時間:10時間
- オフできる機器の電気使用量の割合:20%(照明+PCなど一部の機器を想定)
- 昼休み時間:1時間

【計算式】

昼休み1時間の電源オフによる省エネ量

$$\begin{aligned} &= \text{工場の全電気使用量} \times \text{オフできる機器の電気使用割合} (20\%) \\ &\quad \times \text{昼休み時間} (1\text{時間}) \div \text{全稼働時間} (10\text{時間}) \\ &= 49,920\text{kWh} \times 20\% \times 1\text{時間} \div 10\text{時間} \\ &= \text{年間}998\text{kWh} \end{aligned}$$

→CO₂排出量では998kWh×0.368kg-CO₂/kWh=年367.4kg-CO₂削減(約370kg-CO₂削減)
→コストでは998kWh×22円/kWh=年21,965円削減(約年22,000円)

(電気代は全国家庭電気製品公正取引協議会の新電力料金目安単価を採用)

取組事項8 待機電力を削減します。

8-1. 手法

・コピー機やパソコンの省エネ機能の活用

(1)手法の内容

- OA機器(パソコン、コピー機、FAXなど)の待機電力は、意外と少ないことが知られています。
- 各メーカーでは、待機電力そのものを下げたり、省エネモードの設定を可能とするなど、製品自体への改良を続けています。
- ここでいう省エネ機能には、次のようなものがあります。
 - ・低電力モード
 - ・スタンバイ
 - ・スリープモード
 - ・予熱
 - ・オフモード など
- オフィスで使用するデスクトップ型パソコンの場合、低電力モード設定時の平均消費電力量は非設定時と比較し約50%省エネになります((社)電子情報技術産業協会試算、(財)省エネルギーセンター HPより)。
- 活用できる省エネ機能は、機器を導入した時期(機器の古さ)によって異なります。取り扱い説明書やインターネットで確認するか、直接メーカーに問い合わせしてみてください。



図表6 コピー機節電ボタンの例

8-2. CO₂削減量及び経費節約額

(1)計算結果

工場に3台のパソコンがあるとした場合、これらをスタンバイモードに設定すると…

- CO₂排出量(1事業場あたり) 年間30kg削減
- 経費節約額(1事業場あたり) 年間の電気代を2,000円削減

(2)計算方法

【前提条件】

- スタンバイモード利用によるパソコン(PC) 1台あたりの電気使用量削減:年間30kWh
- 工場におけるPCの台数:3台

【計算式】

スタンバイモード利用による省エネ量

=スタンバイモードによる1台あたりの省エネ量×PC台数

=30kWh×3台

=年間90kWh

→CO₂排出量では90kWh×0.368kg-CO₂/kWh=年33.1kg-CO₂削減(約30kg-CO₂削減)

→コストでは90kWh×22円/L=年1,980円削減(約年2,000円)

(電気代は全国家庭電気製品公正取引協議会の新電力料金目安単価を採用)

第2章 取組みの推進方策

- 第1章に示したような自動車整備工場の取組を推進させる方策の一つとして、PDCAサイクルを取り入れることを紹介します。

ー PDCAサイクルとは、現状を踏まえて、目標や計画(Plan)を立て、それに基づいて実行(Do)し、計画と実績との差などを評価(Check)し、ミスやトラブルなどがあれば改善(Act)し、その結果を引き続き次の計画につなげて行くプロセスのことです。

ーこのPDCAサイクルの考え方は、例えば経費削減や製品・サービスなどの質の向上を検討する際に広く用いられています。

- 具体的な進め方としては、

<現状把握>

- ①職場で環境について話し合う
- ②職場でのムダを調べてみる

<Plan(目標・計画)>

- ③目標や計画を立ててみる

<Do(実行)>

- ④それぞれの取組についての担当者を決めてみる

<Check(評価)>

- ⑤定期的にチェックしてみる

<Act(改善)>

- ⑥次の目標と計画に反映させる
などが考えられます。

- 実際のところ、目標と計画は、現状を把握しながら、ひとまず取組みを進めてみた後で、その結果を把握してからのほうが、立てやすい場合もあります。

1-1. 現状把握

- 月々のエネルギー使用量の実績把握とデータを分析してみましょう。
- CO₂排出量算定シートに記入することにより、自社のCO₂排出量を把握することができます。
- 記録するタイミングは、毎月が理想的ですが、日常の業務に負担のない範囲で定期的実施すればよいでしょう。

1-2. Plan(目標・計画)

- エネルギー消費量や使用量などについて把握した実績データを活用して、関連する数値目標を掲げるとともに、具体的な取組み内容についての計画を立てましょう。

1-3. Do(実行)

- 様々な具体的な取組み例については、第1章で紹介した通りです。こうした情報を参考に、まず、手軽に取組めるところからやってみましょう。

1-4. Check(評価)

(1)機器の保守管理

- 日常的な機器の保守管理としては、まず、手軽に取組めるところからやってみると良いでしょう。
- 機器の保守管理の際に、機器の設定を変更した場合には、メンテナンスの記録を保存するよう心がけましょう。そうすることで、後になって、そのときとは別の理由から再度、機器の設定を変更することになった場合などに、適切な設定を行うための参考として役立てることができます。
- メンテナンスの記録が残っていないがために、長年にわたって機器を使用していく中で、過度に安全マージンを取った、換言すれば、とても効率の悪い設定にしてしまうということも、珍しくはありません。

(2)原単位管理

- 原単位とは一定の単位当たりの量のことを言います。具体的には、従業員一人当たりや床面積1平方メートル当たりの、売上高やエネルギー使用量、エネルギー料金などになります。
- 自動車整備業界にとっては、原単位の一つとして、入庫1台あたりが使いやすいと考えられます。

(3)デマンド管理(ピーク時間調整契約)

- 電力会社との契約では、毎月実測した最大需要電力(デマンド)のうちその当月を含む過去1年間の最も大きな値が契約電力として決定され、これに基づき、基本料金が算定されます。
- 最大需要電力(デマンド)を管理して、ピークを下げることができれば、使用する電力量は変わらなくても、経済的なメリットを得ることができます。
- デマンド管理は、直接的な省エネではありませんが、取組みの成果としての省コスト分が見えやすいため、更なる省エネ取組みへの動機付けにつながります。

1-5. Act(改善)

- Check(評価)した結果、省エネ対策やプロセス改善に関連して、気づいたことがあれば、改善し、次の目標や計画に反映させましょう。

整備業界の地球温暖化防止推進チェックシート

チェックシートの記入方法

ステップ1 現在の取組み状況を調べましょう。

すでに行っている取組みには、「現状」欄に「チェック」をつけ、チェックの合計数を記入してください。

ステップ2 今後取組んでいく項目を決めましょう。

「今後取組む行動」欄に「チェック」をつけ、前項と同様、合計数を記入してください。

※現状で「チェック」が付いている項目は、すべて「チェック」します。

ステップ3 現在の取組み状況を調べましょう。

最初の調査から一定の期間置いて（半年後、1年後など）、取組みの進展を確認しましょう。

自動車整備工場における具体的な取組

分類	チェック項目	現状	今後取組む行動
1. エア・コンプレッサの圧縮エアの漏れを無くします。	①定期的なエア漏れチェックの実施と適切な処置	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2. 洗車時の節水を実行します。	②定期的な水漏れチェックの実施と適切な処置	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	③こまめな止水と効率的な洗車の実施	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3. 温水洗車機の灯油の使用量を削減します。	④不要な温水の停止と必要に応じた温度の調整	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑤効率的な洗車の実施	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4. 適切な室温に設定・管理します。	⑥夏は28℃、冬は20℃に設定	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5. 照明の電力を削減します。	⑦間引き照明の実施	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6. 省エネ機器を使用します。	⑧買い換えるときは、エネルギー効率の良い機器を選択	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7. 不要な電源OFFを実行します。	⑨昼休み電源OFFの実施	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8. 待機電力を削減します。	⑩コピー機やパソコンの省エネ機能の活用	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
小計（チェックをつけた項目の合計数）		個	個

エネルギー消費量・CO₂排出量、記録表

月毎にエネルギー消費量、CO₂排出量を算出し、実績の把握と分析に活用するとともに、省エネルギー目標を定めましょう。

記録表の付け方

- ①光熱費のご請求書を参考に、月々の使用量を表1に記入しましょう。
- ②表1と計算式を基に、(ア)と(イ)の数値を算出しましょう。
- ③表2のMJには(ア)、kg-CO₂には(イ)を記入し、入庫1台あたりの数値も月毎に算出しましょう。
- ④表2の合計に基づき(場合によっては、数年間把握した後で)、表3で次年度の目標を計画しましょう。

<計算式>

	使用量		エネルギー消費量		CO ₂ 排出量
電気	kWh	×9.97MJ/kWh=	MJ	×0.0557kg-CO ₂ /MJ=	kg-CO ₂
都市ガス	m ³	×4.41MJ/m ³ =	MJ	×0.0506kg-CO ₂ /MJ=	kg-CO ₂
灯油	ℓ	×36.7MJ/ℓ=	MJ	×0.0678kg-CO ₂ /MJ=	kg-CO ₂
LPG	kg	×50.2MJ/kg=	MJ	×0.0598kg-CO ₂ /MJ=	kg-CO ₂

合計	(ア)	MJ	合計	(イ)	kg-CO ₂
----	-----	----	----	-----	--------------------

表1 月別使用量 一覧(実績)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
電気 (kWh)													
都市ガス (m ³)													
灯油 (ℓ)													
LPG (kg)													

コラム 光熱水料費の把握・整理

表1では、エネルギーの消費量を把握する方法を示していますが、経費を把握するという観点から、月々の光熱水料費についても同様の一覧表を活用して実績の把握と分析に活用することができます。

円	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
電気使用料金														
都市ガス使用料金														
灯油購入額														
LPG使用料金														
水道使用料金														

表2 エネルギー消費量(熱量換算)・CO₂排出量 一覧

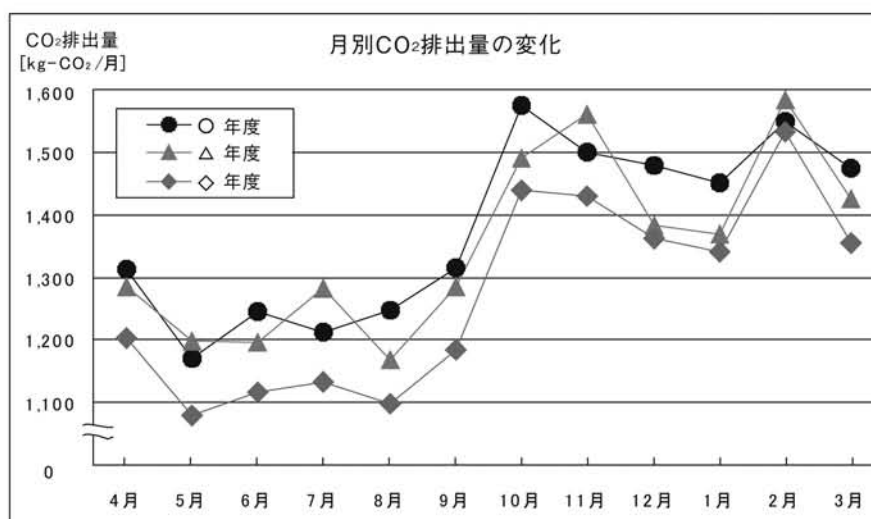
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
MJ (ア)の数値													
kg-CO ₂ (イ)の数値													
入庫台数													
MJ/台													
kg-CO ₂ /台													

整備業におけるCO₂排出量(原単位)は、入庫1台当たり、11.25 kg-CO₂となります。

入庫台数は、2006年度の1事業場あたり入庫平均台数(平成19年版自動車整備白書p49)と2007年度の事業場数から146百万台として計算した場合。

コラム 過去のCO₂排出量の変化に関する分析の一例

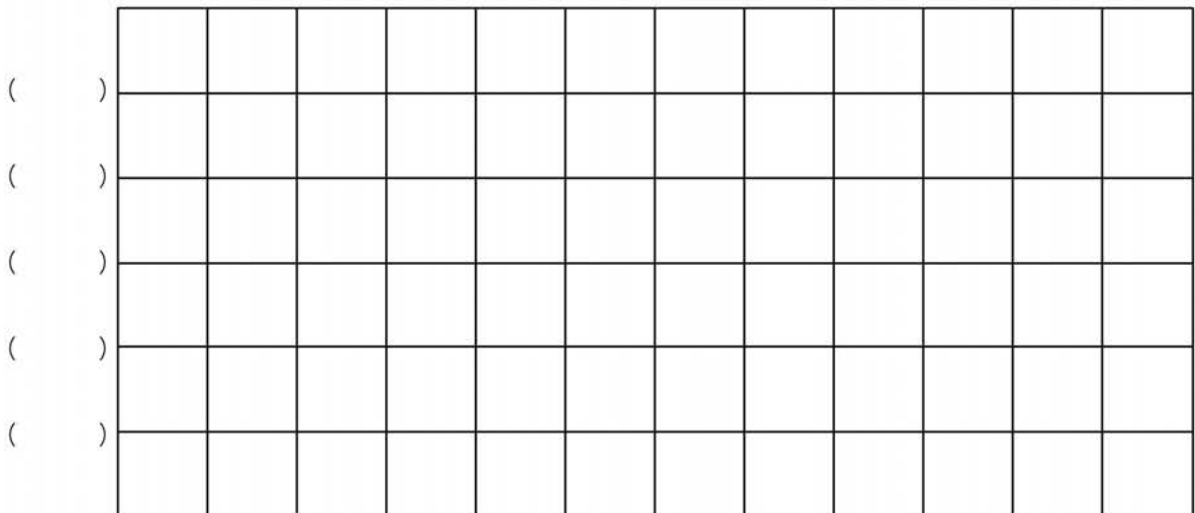
表2の月毎の結果を経年で把握しながら、業務の実際と照らし合わせるにより、効果的な取組のヒントが見つかるかも知れません。



月々のデータの整理にあたっては、コラムを参考にして、図の左側に単位と目盛を記入し、折線グラフを描いてみましょう。

月別 の変化 折線グラフ

単位()



()月 ()月 ()月 ()月 ()月 ()月 ()月 ()月 ()月 ()月 ()月 ()月

表3 次年度 省エネルギー目標

	本年度 累計		次年度 目標	
	エネルギー消費量(MJ)	MJ	MJ	%減
CO ₂ 排出量(kg-CO ₂)	kg-CO ₂	kg-CO ₂	%減	

CO₂排出量'-5%'を目指して

私たち整備業界では、平成24年度までにCO₂排出量を5%削減する※ことを目標に掲げています。そのために私たちは、次の省エネルギーに取り組んでいます。

※平成19年度比、取組期間5年、年平均1%削減

表示の見方
具体的な手法



CO₂削減量



経費節約額



圧縮エアの漏れを無くします。

- 定期的なエア漏れチェックの実施と適切な処置



エア配管等からの漏れにより1日0.5時間の無駄が発生するとして、これを無くすと…

年間 200kg削減 年間の電気代 13,000円削減

洗車時の節水を実行します。

- 定期的な水漏れチェックの実施と適切な処置
- こまめな止水と効率的な洗車の実施



定期的な点検/こまめな止水/効率的な洗車の実施により、水使用量を5%減らすと…

年間 3kg削減 年間の水道代 3,400円削減

温水洗車機の灯油の使用量を削減します。

- 不要な温水の停止と必要に応じた温度の調整
- 効率的な洗車の実施



不要な温水停止、作業効率向上により、年間の温水使用を25%減らすと…

年間 680kg削減 年間の灯油代 18,000円削減

適切な室温に設定・管理します。

- 夏は28℃、冬は20℃に設定



夏季(6~9月頃)の設定温度を26℃→28℃にすると…

年間 70kg削減 年間の電気代 4,400円削減

照明の電力を削減します。

- 間引き照明の実施



工場全体の3割の電灯を半分に間引くと…

年間 410kg削減 年間の電気代 25,000円削減

省エネ機器を使用します。

- 買い換えるときは、エネルギー効率の良い機器を選択



旧式の小型標準型の洗車機を現在の機種に買い換えると…

年間 560kg削減 年間の灯油代 15,000円削減

不要な電源OFFを実行します。

- 昼休み電源OFFの実施



照明や電気機器の一部を昼休みの1時間消しておく…

年間 370kg削減 年間の電気代 22,000円削減

待機電力を削減します。

- コピー機やパソコンの省エネ機能の活用



工場に3台のパソコンがあるとした場合、これらをスタンバイモードに設定すると…

年間 30kg削減 年間の電気代 2,000円削減

整備業界全体9万事業場で圧縮エアの漏れをなくすと、年間1万8千tのCO₂を削減でき、業界排出量の1%に相当します。



社団法人 日本自動車整備振興会連合会



3. 定期点検時期の走行距離項目の考え方

平成7年の車両法改正に伴い、従来の定期点検項目の見直しが行われ、自動車の種別、用途に応じ、技術的な検討を行った結果、自家用乗用車等については、年間走行距離にばらつきが大きいなど使用状況が多様化したため、期間だけの定期点検の時期を設定すると、走行距離の少ないものに対して過大な項目設定となるおそれがあることから、走行距離の少ない自動車の使用者の負担を軽減するため、摩耗、緩み、がた等 主として走行距離の増加に伴い劣化が進行する項目に限定して、走行距離を加味する方法が導入されました。

(基本的な考え方)

- ① 通常よりも使用頻度が極端に少ない自動車の負担を軽減させることを目的として、前回の定期点検から走行距離が一定距離以下の場合に点検を省略することができる。
- ② 摺動部の摩耗、ゆるみ、がた等、主として走行距離の増加に伴い劣化する項目に適用させる。
- ③ 点検の省略は連続して行えないこととする。
- ④ 新たに加味する走行距離に関しては、以下のとおりとする。(平成19年4月1日以降)
 - ・被牽引自動車【別表4】

被牽引自動車は、他の車両と比較して構造が独特であることから、点検項目を規定する別表を事業用自動車(別表3)から分離し、走行距離加味項目も6項目分離し、設定した。
 - ・二輪自動車【別表7】

二輪自動車の定期点検は、従来の6か月点検を廃止し、1年点検及び2年点検を規定し、そのうちそれぞれ11項目ずつ走行距離加味項目を設定した。

それぞれ、被牽引自動車の場合は、直前3か月間で2,000km以下、二輪車の場合は、直前1年間で1,500km以下の走行において、前回の点検時において当該点検項目が省略されていないことを前提に、1回のみ省略できることとする。
- ⑤ 公共性や加害性を考慮して別表3においては、3か月ごとの点検項目のみを距離を加味できることとする。(少なくとも1年以内にはどの点検項目も点検整備を必要とする。)
- ⑥ 自家用乗用自動車(別表6)に関しては、既に走行距離を加味する考えが導入されていたが、材質向上等の技術の進歩の合わせた見直しを実施し、今回新たに数項目を加味することとする。

○距離を加味する点検項目数

別表（点検時期）	走行距離加味項目数	全体の項目数	加味走行距離数
別表3（3か月）	16	96	直前3か月間で2,000km以下
別表4（3か月）	6	33	直前3か月間で2,000km以下
別表5（6か月） （12か月）	5	77	直前6か月間で4,000km以下
	2		
別表6 （1年、2年）	18	56	直前1年間で8,000km以下
別表7（1年）	11	48	直前1年間で1,500km以下

○距離を加味する点検箇所

【別表3】

	点検箇所	点検項目	点検時期
かじ取り装置	ロッド、アーム類	緩み、がた、損傷	3か月
	ナックル	連結部のがた	3か月
	パワーステアリング装置	オイル漏れ、オイル量	3か月
制動装置	ブレーキ・ドラム ブレーキ・シュー	シューの摺動部及びライニングの摩耗	3か月
	ブレーキ・ディスク及びパッド	ディスクとパットのすき間	3か月
		パッドの摩耗	3か月
走行装置	ホイール	タイヤの状態	3か月
		フロント・ホイール・ベアリングのがた	3か月
緩衝装置	エア・サスペンション	ベローズの損傷	3か月
		取付部及び連結部の緩み並びに損傷	3か月
動力伝達装置	トランスミッション トランスファ	オイル漏れ オイル量	3か月
	プロペラ・シャフト ドライブ・シャフト	連結部の緩み	3か月
	デファレンシャル	オイル漏れ、オイル量	3か月
電気装置	点火装置	点火プラグの状態	3か月
原動機	本体	エア・クリーナ・エレメントの状態	3か月
エグゾースト・パイプとマフラ		取付けの緩みと損傷	3か月

【別表4】

点検箇所		点検項目	点検時期
制動装置	ブレーキ・ドラム ブレーキ・シュー	シューの摺動部及びライニングの摩耗	3か月
	ブレーキ・ディスク及びパッド	ディスクとパットのすき間 パッドの摩耗	3か月 3か月
走行装置	ホイール	タイヤの状態	3か月
緩衝装置	エア・サスペンション	ベローズの損傷	3か月
		取付部及び連結部の緩み並びに損傷	3か月

【別表5】

点検箇所		点検項目	点検時期
走行装置	ホイール	タイヤの状態	12か月
動力伝達装置	トランスミッション トランスファ	オイル漏れ オイル量	6か月
	プロペラ・シャフト ドライブ・シャフト	連結部の緩み	6か月
	デファレンシャル	オイル漏れ、オイル量	6か月
電気装置	点火装置	点火プラグの状態	6か月
原動機	本体	エア・クリーナ・エレメントの状態	6か月
エグゾースト・パイプとマフラ		取付けの緩みと損傷	12か月

【別表6】

点検箇所		点検項目	点検時期
かじ取り装置	ギヤボックス	取付けの緩み	2年
	ロッド、アーム類	緩み、がた、損傷	2年
	かじ取り車輪	ホイール・アライメント	2年
	パワーステアリング装置	取付け部の緩み	2年
制動装置	ブレーキ・ドラム	ドラムとライニングのすき間	1年
	ブレーキ・シュー	シューの摺動部及びライニングの摩耗	1年
	ブレーキ・ディスク及び	ディスクとパットのすき間	1年
	パッド	パッドの摩耗	1年
走行装置	ホイール	タイヤの状態	1年
		ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み	1年
		フロント・ホイール・ベアリングのがた	2年
		リア・ホイール・ベアリングのがた	2年
動力伝達装置	トランスミッション トランスファ	オイル漏れ オイル量	1年
	プロペラ・シャフト ドライブ・シャフト	連結部の緩み	1年
	デファレンシャル	オイル漏れ、オイル量	2年
電気装置	点火装置	点火プラグの状態	1年
原動機	本体	エア・クリーナ・エレメントの状態	1年
エグゾースト・パイプとマフラ		取付けの緩みと損傷	1年

【別表7】

点検箇所		点検項目	点検時期
制動装置	ブレーキ・ドラム	ドラムとライニングのすき間	1年
	ブレーキ・シュー	シューの摺動部及びライニングの摩耗	1年
	ブレーキ・ディスク及び	ディスクとパットのすき間	1年
	パッド	パッドの摩耗	1年
走行装置	ホイール	タイヤの状態	1年
		フロント・ホイール・ベアリングのがた	1年
		リア・ホイール・ベアリングのがた	1年
動力伝達装置	トランスミッション	油漏れ及び油糧	1年
		摩耗及び損傷	1年
電気装置	点火装置	点火プラグの状態	1年
原動機	本体	エア・クリーナ・エレメントの状態	1年

点検整備記録簿の走行距離項目の見方
記載（例）

☆印は1年 5,000 km以下

★印は2年10,000 km以下 の走行距離によって省略できる項目

◎は点火プラグが白金プラグ又はイリジウム・プラグの場合
は省略できる項目

自家

乗用

点検の結果及び整備の概要

■パワーステアリング

ベルトの緩み、損傷

★取り付け部の緩み

オイルの漏れ

オイルの量

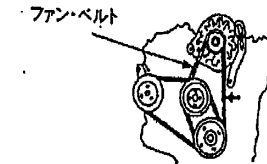


■冷却装置

ファンベルトの緩み

損傷

冷却水の漏れ



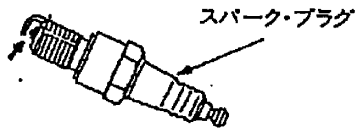
■点火装置

☆◎スパーク・プラグの状態

点火時期

ディストリビュータの

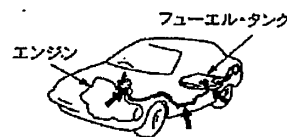
キャップの状態



■燃料装置

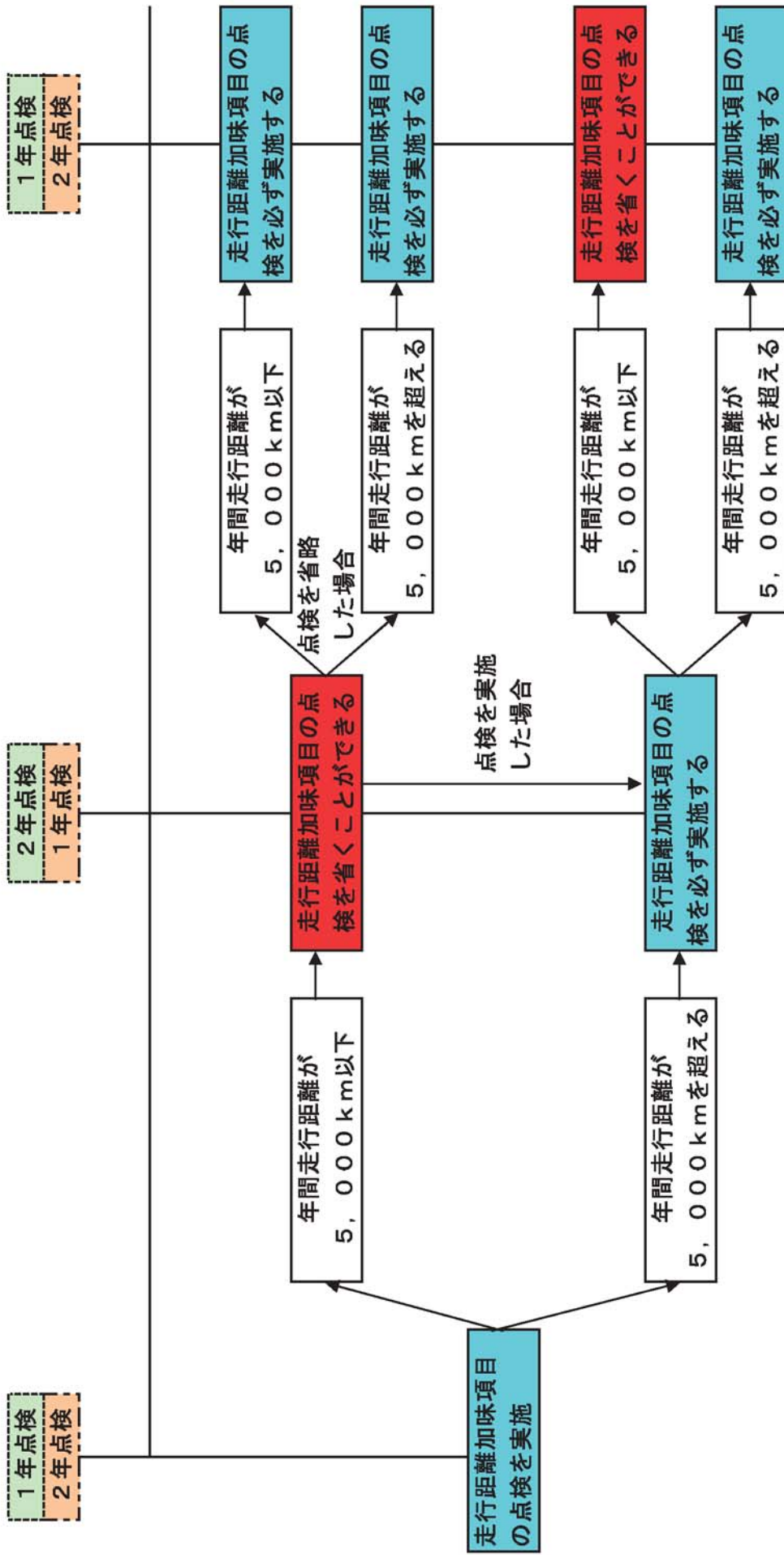
燃料漏れ

--



自動車点検基準のいわゆる走行距離加味項目の考え方

例 自動車点検基準別表第6



4. 自動車検査高度化施設の運用に係る取扱いについて

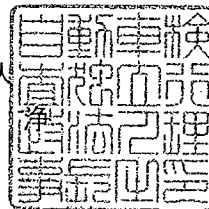


別添

自業業第20号の3
自業技第11号の3
平成23年5月31日

社団法人 日本自動車整備振興会連合会
会長 坪内 協致 殿

自動車検査独立行政法人
理事長 竹内



自動車審査高度化施設の運用に係る取扱いについて

自動車審査高度化施設（以下「本施設」という。）は、二次架装などの不正改造車の排除、リコール情報につながる車両不具合の収集、不正受検を防止する仕組みの強化等を目的として、導入準備を進めてきたところであります。

本施設については、「自動車審査高度化施設の運用に係る取扱いについて（平成23年4月22日付け、自業業第9号の3、自業技第5号の3）」により、運用に関して貴会傘下会員に対し周知及びご協力をお願いしましたところでありますが、今般、平成22年度に配備された本施設の本格運用を円滑に実施するにあたって、下記のとおり試行的に運用することとしたのでお知らせするとともに、貴会傘下会員に対し周知方よろしくお願いいたします。

また、本施設の円滑な業務の遂行にあたり、対象地域に所在する貴会傘下会員におかれましては、下記2.（3）に記載の自動車検査票（以下「検査票」という。）へのバーコードシールの貼付について、ご協力方よろしくお願いいたします。

なお、本施設については、平成24年度末までに全国の事務所において概ね全車種、全ラウンドを対象とした運用を開始することを目標として、今後も本施設の設置環境、運用状況等を勘案し、対象事務所、対象自動車等を拡大することとしています。

記

1. 実施事務所、実施時期及び対象車両について

次の検査部、事務所において、平成23年6月1日から7月15日までの間の2週間程度の間、継続検査の申請のあった貨物の運送の用に供する自動車（本施設の携帯端末で車台番号等の車両情報を読取るための二次元コードが検査証に印刷されているものに限る。）を対象として、審査時間の午後のラウンドに実施します。

① 東北検査部管内

青森事務所、秋田事務所、山形事務所、庄内事務所

② 北海道検査部管内

北海道検査部、函館事務所、旭川事務所、室蘭事務所、釧路事務所、帯広事務所、北見事務所

③ 北陸信越検査部管内

北陸信越検査部、長岡事務所、富山事務所、石川事務所、長野事務所、松本事務所

④ 中部検査部管内

福井事務所、飛騨事務所

⑤ 九州検査部管内

厳原事務所、大島事務所

⑥ 沖縄事務所管内

沖縄事務所、宮古事務所、八重山事務所

2. 審査の実施方法について

本施設を用いた審査の実施の方法は、次のとおりとします。

(1) 審査の実施の方法

審査事務規程第2章の規定による。また、本施設の運用に当たっては、審査結果の適否にかかわらず、必ず検査票に総合判定結果の記入を総合判定BOXで受けるよう、受検者に周知をお願いいたします。

(2) 保安基準適合性の審査の結果の処理

① 本施設に電子的に記録します。

② 不適合車両の受検者が検査コース退出の際に総合判定BOXにて検査票に総合判定結果の記入を受けず、保安総合判定端末による判定が未処理の車両が再入場した場合には、先に、保安総合判定端末で判定処理を行ってから、検査コースに再入場することとなります。

(3) 検査票は、審査結果と受検車両を関連づけするためのバーコードシールが印刷又は貼付されたものを使用します。

なお、バーコードシールの貼付位置につきましては、別添1のとおりです。

3. 審査結果の通知について

審査結果の通知については、審査事務規程第3章の規定によるほか、次に掲げる場合においては、本施設から出力される「審査結果通知書1」を検査票1に添付して審査依頼元へ通知することにより、検査票1に保安基準に適合しない部分及び不具合の状況を記載しない場合がありますので、参考までにお知らせします。

- (1) 審査事務規程3-4-2後段の規定により再入場による審査を行い、自動車の構造及び装置が保安基準の規定に適合すると認めたとき
- (2) 審査事務規程3-4-3の規定により自動車の構造又は装置が保安基準の規定に適合しないと認めたとき

日頃、検査関係業務にご理解とご協力をいただきましてありがとうございます。

関東管内の検査場において、平成22年4月から平成23年5月末までに受検者の方の運転操作ミスによる事故が26件発生しています。

このうち、受検者(中高年齢者層以上の方)が認証工場である事故は14件発生しています。

受検時の運転操作には十分注意下さるよう宜しくお願いします。
検査場内では『急がず』『あわてず』確実に！！
降車する時は必ずギヤ位置及び駐車ブレーキの作動確認を！！
運転する時は車両の前後の確認を！！

【自動車検査法人】

年月	事務所	発生場所／性別・年代	事故状況	事故原因(推定)
平成22年6月	神奈川	小型マルチテスト 男性・80才代	スピードメータ検査中に車両の異常に気づき降車したところ、リフトが上がリ、Dレンジであったことから車両が前進しライトテスト防護柵に衝突した。	車両から降りる際、ギヤ位置をP又はNレンジにせず、駐車ブレーキもかけていなかったこと。
平成22年6月	湘南	検査コース入口 男性・50才代	黒煙再検査のためコース入口に待機中、他のコースが空いたため入場変更しようと車両を後退させたところ、後続の待機車両のフロント部分に衝突した。	後方の安全を怠り車両を後退させたこと。
平成22年6月	山梨	大小兼用テスト 女性・70才代	ABS検査終了後、記録のため降車したところ、ギヤが「R」に入っていたため、後退し開いた運転席ドアがABS記録器に接触した。	車両から降りる際、ギヤ位置をP又はNレンジにせず、駐車ブレーキもかけていなかったこと。
平成22年7月	足立	大小兼用テスト 男性・70才代	後輪ブレーキ検査からスピードメータ検査に移行する際、ブレーキペダルとアクセルペダルを踏み間違え、急発進し先行でライト・ガス検査中の車両に追突した。なお、その後もアクセルを踏み続けていたため、ヘッドライトテストも損傷した。	ブレーキペダルを踏んで発進するところ、アクセルペダルを踏んで発進してしまったこと。
平成22年10月	検査課	小型マルチテスト 男性・60才代	先行車がコースに入場したため、入場停止位置まで移動しようとしたところ、ブレーキペダルとアクセルペダルを踏み間違え、急発進しコース入口の光電管支柱をなぎ倒し、ヘッドライト検査をしていた先行車の左後部に追突し、さらにコース左側壁に激突して停車した。	ブレーキペダルを踏んで発進するところ、アクセルペダルを踏んで発進してしまったこと。
平成22年12月	千葉	小型在来テスト 女性・60才代	ABS検査終了後、乗車状態で記録しようとしたところ、ブレーキペダルとアクセルペダルを踏み間違え、急発進し検査ピット柵に衝突し停車した。	降車せずに印字しようとしたこと。
平成23年5月	山梨	小型マルチテスト 男性・60才代	マルチ(ABSH)による検査を終了し排出ガス検査のため車両から降車したところ、ギヤが「R」(駐車ブレーキ引かず)であったことから、車両が後退し運転席ドアがライトテスト防護柵に接触し、さらに後続車に衝突して停車した。	車両から降りる際、ギヤ位置をP又はNレンジにせず、駐車ブレーキもかけていなかったこと。
平成23年5月	茨城	小型在来テスト 男性・70才代	ヘッドライト検査中、左側のヘッドライトをの光度不足と判定されたため、受検者が手でアクセルペダルを押してエンジンの回転をあげたところ、ギヤがDレンジに入っていたため前進し、ヘッドライトテストに衝突した。	車両から降りる際、ギヤ位置をP又はNレンジにしていなかったこと。

【軽自動車検査協会】

平成22年4月	足立	排出ガス測定場所 男性・不明	排出ガス検査が不合格となり、再度検査を行うため空ぶかしを行ったところ、ギヤがDレンジに入っていたため、車両が動き出したので慌てて止めようとしたが、ブレーキとアクセルを踏み間違え、マルチテスタ入口光電管及び前方車両後部に衝突した。	ギヤ位置をP又はNレンジにせず、駐車ブレーキもかけていなかったこと。また、車両が動き出した際、ブレーキとアクセルを踏み間違えたこと。
平成22年4月	湘南	検査コース入口付近 男性・70才代	入口付近の待機車両に後続の待機車両が、ブレーキとアクセルを踏み間違え追突し、更に弾みで排出ガス測定車両へも玉突衝突した。	ブレーキペダルを踏んで発進するところ、アクセルペダルを踏んで発進してしまったこと。
平成22年4月	土浦	検査コース内入口 女性・70才代	検査コース内入口でライト再検で待機していた車両が、正対させるため窓から顔を出して操作していたところ、急発進して検査棟の壁に衝突した。	車両を正対させているとき、ブレーキとアクセルを踏み間違えたこと。
平成22年4月	土浦	マルチテスタ 男性・70才代	スピードメータテスタの停止位置に車両を停止させようとしたところ、ブレーキとアクセル操作を間違え前方のリフト待ち車両に追突し、更に弾みで追突車両はリフト支柱に衝突した。	車両を停止させようとしたとき、ブレーキとアクセルを踏み間違えたこと。
平成22年5月	湘南	構内駐車場 男性・40才代	駐車位置から後退している車両へ、後方確認を怠った別の駐車車両が後退しようとしたところ衝突した。	後方の安全を怠り車両を後退させたこと。
平成22年6月	野田	マルチテスタ 男性・30才代	マルチテスタ上でヘッドライト検査中の車両に、後続の車両が追突した。	前方の安全を怠り車両を前進させたこと。
平成22年7月	野田	検査コース待機列 男性・20才代	検査コース待機車両に後続の待機車両が、ブレーキとアクセルを踏み間違え追突した。	ブレーキペダルを踏んで発進するところ、アクセルペダルを踏んで発進してしまったこと。
平成22年7月	野田	検査コース待機列 女性・50才代	検査コース待機車両に、座席横の車台番号フックを外そうとしていた後続車両が、クラッチとブレーキを放したため追突した。	MT車でギヤを入れたまま、かつ、駐車ブレーキを作用させていない状態で作業をしたこと。
平成23年2月	八王子	検査コース待機列 男性・50才代	検査コース待機車両に後続の待機車両が、ブレーキとアクセルを踏み間違え追突した。	ブレーキペダルを踏んで発進するところ、アクセルペダルを踏んで発進してしまったこと。
平成23年4月	熊谷	構内駐車場 男性・不明	車載車専用駐車場に駐車するため後退していた車両が、後方確認を怠ったためフェンス支柱に衝突した。	後方の安全を怠り車両を後退させたこと。
平成23年5月	湘南	検査コース待機列 男性・不明	検査コース待機車両が、後退し後続車両に衝突した。	駐車ブレーキを作用させていなかったこと。
平成23年5月	埼玉	検査コース内出口付近 男性・70才代	下回り検査終了後、車両を退出させようとしたところ、アクセルとブレーキペダルの間に足が挟まったため、パニック状態となり前進しさせて壁に衝突した。	ブレーキペダルを踏んで原動機を始動しなかったこと。

※ 受検者が認証工場である事故を抜粋

検査場からのお願い

～ 運転操作ミスによる事故が多発しています ～

「急がず」「あわてず」「確実に」

降車する時は、必ずギヤ位置及び駐車ブレーキの作動確認を！！

運転する時は、車両の前後の確認を！！



V. 資料編

V. 資料編

1. 検査対象車両数、認証工場等の推移

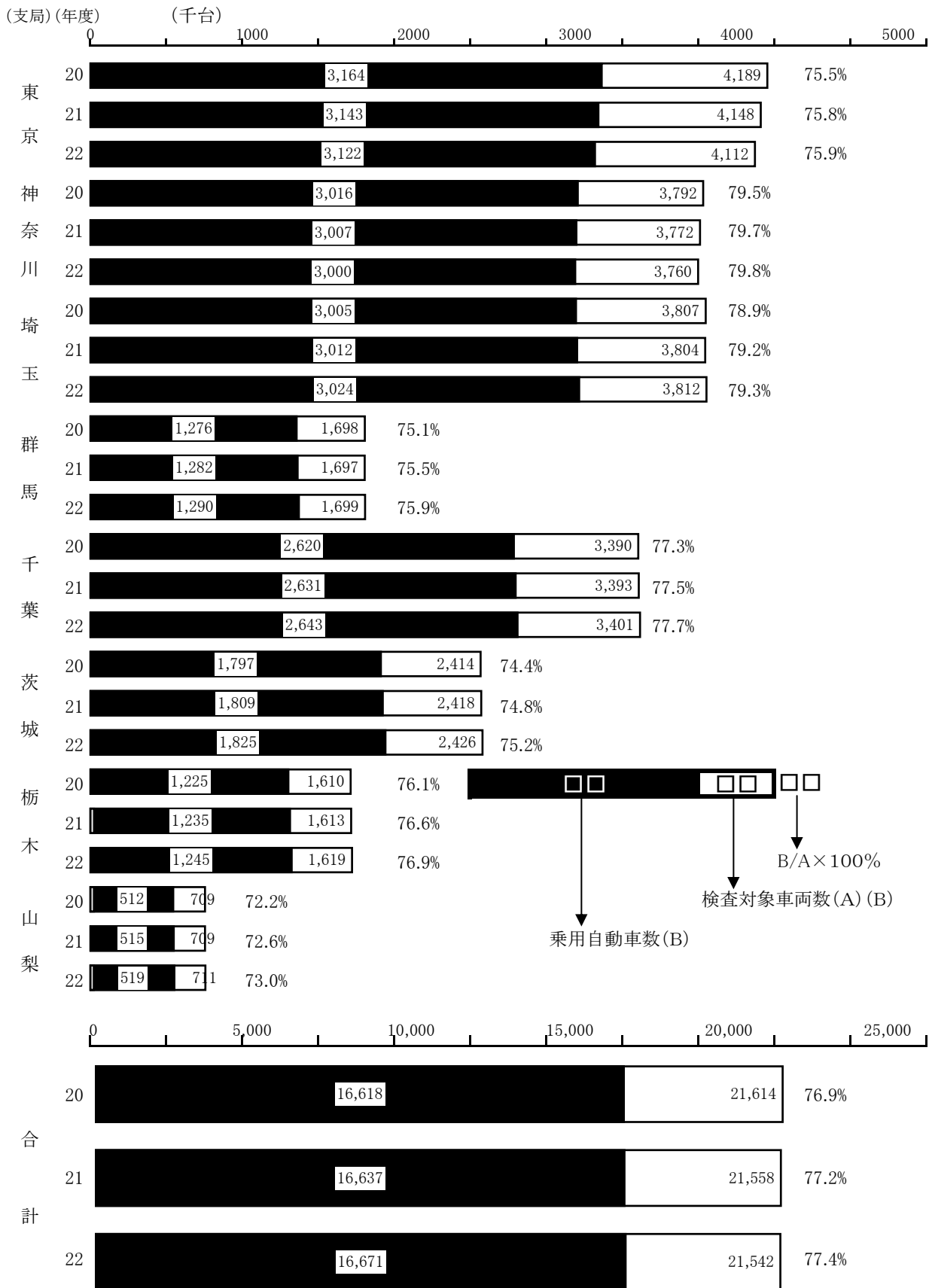
関東運輸局管内（以下「管内」という。）における検査対象車両数、認証工場数、人口及び世帯の推移は次のとおりです。

(1) 検査対象車両数の推移〈図Ⅱ－１〉

管内の検査対象車両数（軽自動車を含む。以下に同じ。）は、平成23年3月末現在において、21,542千台となり、対前年比で16千台（0.1％）の減少になっています。

これらを各都県別にみると、東京・神奈川に関しては前年比より減少しており、その他都県については微増となっています。近年の管内の検査対象車両数は、僅かに減少傾向です。

〈図Ⅱ－１〉 運輸支局別検査対象車両数の推移（各年度末現在）



(2) 認証工場数、人口、世帯数等の推移〈表Ⅱ－1、図Ⅱ－2、3〉

① 認証工場数

管内の認証工場数は、平成23年3月末現在において24,587工場であり、対前年比で88工場の増加となっています。

これらを各運輸支局別にみると、茨城39工場（1.2%）が伸び率が最も高く、次いで千葉の22工場（0.6%）、埼玉17工場（0.3%）の順になっております。また、近年の認証取得は車体整備業177件（新規取得比12.1%）及びガソリンスタンド140件（新規取得比9.6%）と多くなっています。

② 人口

管内の人口は、平成23年3月末現在において42,695千人であり、対前年比で82千人（0.2%）の増加となっています。

これらを各運輸支局別にみると、東京の53千人（0.4%）で伸び率が最も高く、次いで神奈川の21千人（0.2%）、埼玉の17千人（0.2%）の順となっています。

③ 世帯数

管内の世帯数は、平成23年3月末現在において18,851千世帯であり、対前年比で169千世帯（0.9%）の増加となっています。

これらを各運輸支局別にみると、東京の48千世帯（0.8%）で最も伸び率が高く、次いで埼玉の34千世帯（1.2%）、神奈川の34千世帯（0.9%）となっています。

④ 認証工場当たり検査対象車両数

認証工場当たりの検査対象車両数は、管内平均で876台であり、対前年比で4台の減少となっています。

これらを各運輸支局別にみると、神奈川が1,166台で最も多く、次いで千葉の935台、埼玉の884台の順になっており、群馬が734台で最も少ない状況となっています。

〈表Ⅱ－１〉 認証工場数・人口・世帯数等の推移

運輸支局別	年度	認証工場数	人口 (千人)	世帯数 (千世帯)	認証工場当たり		
					検査対象車両数	人口	世帯数
東京	20	5,241	12,548	6,241	799	2,394	1,191
	21	5,186	12,609	6,296	800	2,431	1,214
	22	5,149	12,662	6,344	799	2,459	1,232
	増減	▲37	△53	△48	▲1	△28	△18
神奈川	20	3,241	8,848	3,887	1,170	2,730	1,199
	21	3,210	8,885	3,928	1,175	2,768	1,224
	22	3,224	8,906	3,962	1,166	2,762	1,229
	増減	△14	△21	△34	▲9	▲6	△5
埼玉	20	4,254	7,096	2,870	895	1,668	675
	21	4,297	7,123	2,910	885	1,658	677
	22	4,314	7,140	2,944	884	1,655	682
	増減	△17	△17	△34	▲1	▲3	△5
群馬	20	2,269	2,008	759	749	885	335
	21	2,306	2,004	766	736	869	332
	22	2,315	1,998	772	734	863	333
	増減	△9	▲6	△6	▲2	▲6	△1
千葉	20	3,534	6,124	2,540	959	1,733	719
	21	3,616	6,149	2,573	939	1,700	712
	22	3,638	6,161	2,599	935	1,694	714
	増減	△22	△12	△26	▲4	▲7	△3
茨城	20	2,974	2,979	1,107	812	1,002	372
	21	3,014	2,979	1,121	802	988	372
	22	3,053	2,973	1,132	795	974	371
	増減	△39	▲6	△11	▲7	▲15	▲1
栃木	20	1,957	2,003	747	823	1,024	382
	21	1,975	2,000	753	817	1,013	381
	22	1,989	1,995	760	814	1,003	382
	増減	△14	▲5	△7	▲3	▲10	△1
山梨	20	887	867	333	800	977	375
	21	895	864	335	793	965	374
	22	905	860	338	786	950	373
	増減	△10	▲4	△3	▲7	▲15	▲1
管内	20	24,357	42,473	18,484	887	1,744	759
	21	24,499	42,613	18,682	880	1,739	763
	22	24,587	42,695	18,851	876	1,736	767
	増減	△88	△82	△169	▲4	▲3	△4

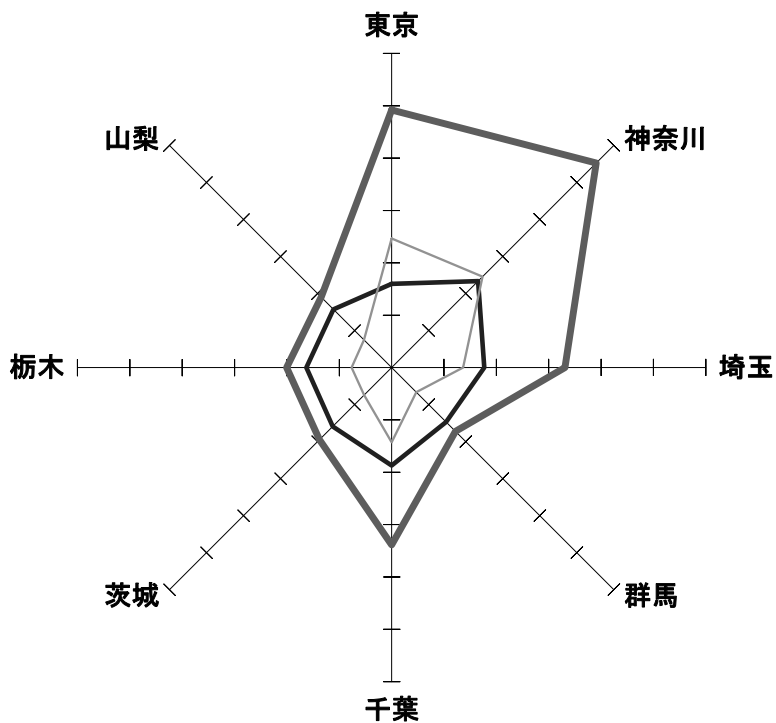
- 注：① 人口及び世帯数は総務省及び各自治体調べ。
 ② 検査対象車両数は軽自動車を含む。
 ③ 認証工場、人口及び世帯数は当該年度末現在の数を示す。
 ④ 増減欄は、対前年比を示す。

〈図Ⅱ－２〉 平成22年度支局別認証工場の対前年比増減数

(単位：工場)



〈図Ⅱ－３〉 認証工場当たり検査対象車両数、人口及び世帯数



(1目盛500を示す)

	東京	神奈川	埼玉	群馬	千葉	茨城	栃木	山梨
—検査対象車両数(台)	799	1,166	884	734	935	795	814	786
—人口(人)	2,459	2,762	1,655	863	1,694	974	1,003	950
—世帯数	1,232	1,229	682	333	714	371	382	373

2. 関東運輸局管内整備事業の現況

(1) 整備事業の概要

支局別	整備事業	平成18年度末	平成19年度末	平成20年度末	平成21年度末	平成22年度末
東京	認証	5,290	5,298	5,241	5,186	5,149
	認定	206	192	181	177	175
	指定	1,453	1,442	1,446	1,419	1,420
	指定／認証	27.5%	27.2%	27.6%	27.4%	27.6%
神奈川	認証	3,195	3,205	3,241	3,210	3,224
	認定	118	112	110	112	111
	指定	1,035	1,028	1,033	1,026	1,035
	指定／認証	32.4%	32.1%	31.9%	32.0%	32.1%
埼玉	認証	4,102	4,176	4,254	4,297	4,314
	認定	89	82	88	85	88
	指定	993	993	1,008	1,036	1,052
	指定／認証	24.2%	23.8%	23.7%	24.1%	24.4%
群馬	認証	2,222	2,245	2,269	2,306	2,315
	認定	76	74	74	74	72
	指定	554	554	560	562	561
	指定／認証	24.9%	24.7%	24.7%	24.4%	24.2%
千葉	認証	3,400	3,460	3,534	3,616	3,638
	認定	107	105	106	105	102
	指定	1,161	1,157	1,167	1,171	1,170
	指定／認証	34.1%	33.4%	33.0%	32.4%	32.2%
茨城	認証	2,846	2,904	2,974	3,014	3,053
	認定	74	73	77	77	76
	指定	734	740	754	764	771
	指定／認証	25.8%	25.5%	25.4%	25.3%	25.3%
栃木	認証	1,921	1,957	1,957	1,975	1,989
	認定	78	75	74	74	73
	指定	563	566	564	566	568
	指定／認証	29.3%	28.9%	28.8%	28.7%	28.6%
山梨	認証	863	884	887	895	905
	認定	43	42	42	42	42
	指定	237	238	233	237	236
	指定／認証	27.5%	26.9%	26.3%	26.5%	26.1%
局計	認証	23,839	24,129	24,357	24,499	24,587
	認定	791	755	752	746	739
	指定	6,730	6,718	6,765	6,781	6,813
	指定／認証	28.2%	27.8%	27.8%	27.7%	27.7%
全国計	認証	89,328	90,360	91,266	91,726	91,935
	認定	3,153	3,078	3,064	3,008	2,990
	指定	28,755	28,888	29,079	29,111	29,224
	指定／認証	32.2%	32.0%	31.9%	31.7%	31.8%
局／全国	認証	26.7%	26.7%	26.7%	26.7%	26.7%
	認定	25.1%	24.5%	24.5%	24.8%	24.7%
	指定	23.4%	23.3%	23.3%	23.3%	23.3%

(2) 整備主任者の選任状況の推移

項目 運輸支局別	平成18年度末		平成19年度末		平成20年度末		平成21年度末		平成22年度末	
	東 京	13,845	13,784	13,724	13,635	13,554				
神 奈 川	8,209	8,233	8,347	8,409	8,481					
埼 玉	9,065	9,300	9,504	9,583	9,606					
群 馬	4,783	4,838	4,893	4,961	5,001					
千 葉	8,664	8,766	9,054	9,279	9,322					
茨 城	6,110	6,161	6,295	6,367	6,460					
栃 木	4,352	4,425	4,467	4,541	4,589					
山 梨	1,849	1,892	1,916	1,940	1,924					
局 計	56,877	57,399	58,200	58,715	58,937					
全 国 計	211,252	213,550	216,877	219,306	220,169					
局／全国 (%)	26.9%	26.9%	26.8%	26.8%	26.8%					

(3) 自動車分解整備事業（新規・廃止）状況の推移

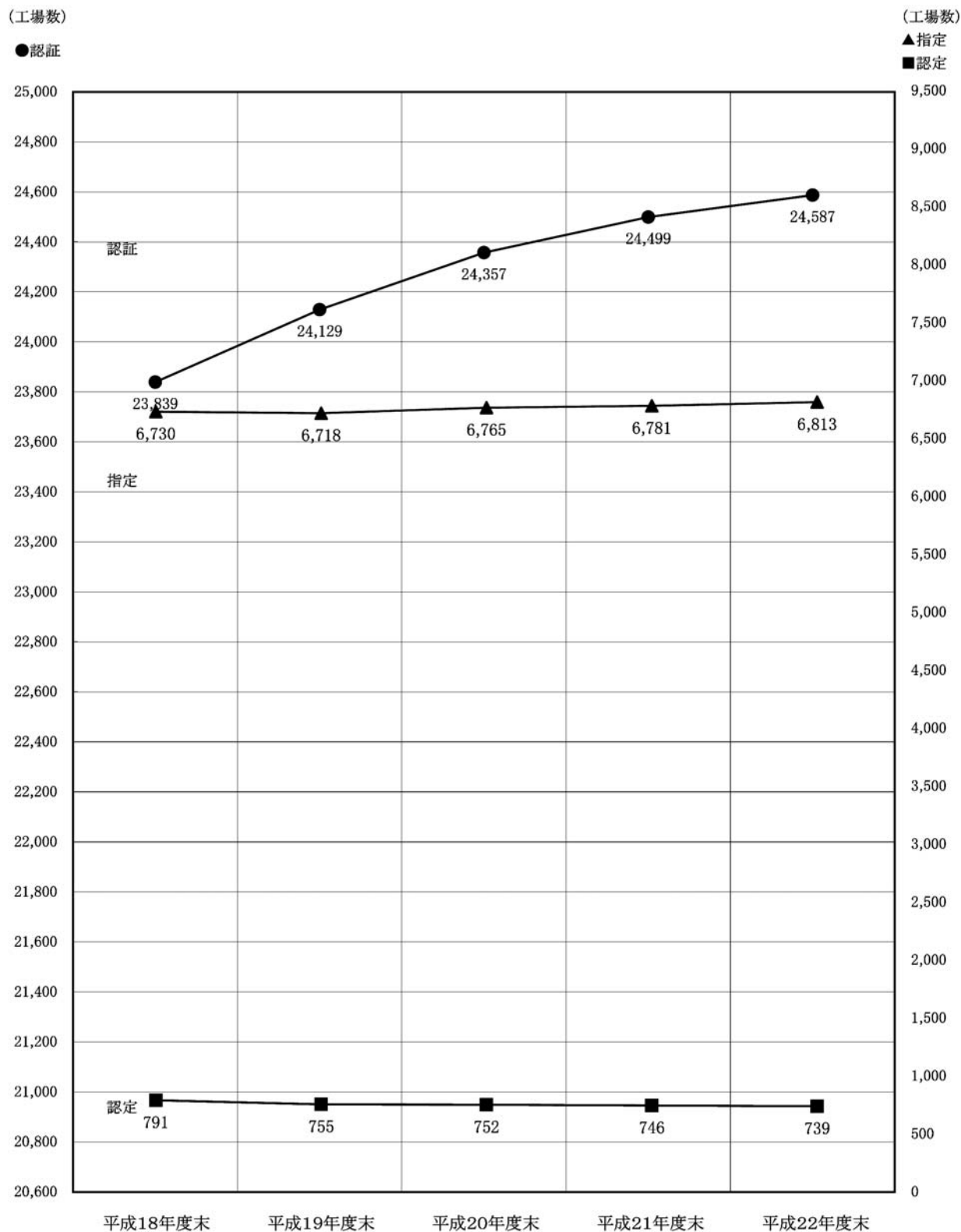
項目 運輸支局別	平成18年度末		平成19年度末		平成20年度末		平成21年度末		平成22年度末	
	新規	廃止	新規	廃止	新規	廃止	新規	廃止	新規	廃止
東 京	54	118	130	121	100	156	96	150	63	100
神 奈 川	64	56	79	68	97	61	58	89	54	39
埼 玉	68	57	137	63	144	66	123	80	78	59
群 馬	32	30	55	32	51	27	68	31	33	24
千 葉	53	41	121	61	125	51	136	54	65	43
茨 城	45	26	95	37	107	37	69	29	57	18
栃 木	25	23	59	23	30	30	50	32	33	19
山 梨	17	9	30	7	24	19	17	9	15	5
局 計	358	360	706	412	678	447	617	474	398	307

(4) 認証1工場当たりの検査対象車両数の推移

支局別		年 度				
		平成18年度末	平成19年度末	平成20年度末	平成21年度末	平成22年度末
東 京	認 証 工 場 数	5,290	5,298	5,241	5,186	5,149
	検 査 対 象 車 両 数	4,298,896	4,248,027	4,189,896	4,148,526	4,112,053
	1工場当たり車両数	813	802	799	800	799
神奈川	認 証 工 場 数	3,195	3,205	3,241	3,210	3,224
	検 査 対 象 車 両 数	3,829,874	3,815,559	3,792,177	3,772,900	3,760,017
	1工場当たり車両数	1,199	1,191	1,170	1,175	1,166
埼 玉	認 証 工 場 数	4,102	4,176	4,254	4,297	4,314
	検 査 対 象 車 両 数	3,810,310	3,819,845	3,807,847	3,804,581	3,812,238
	1工場当たり車両数	929	915	895	885	884
群 馬	認 証 工 場 数	2,222	2,245	2,269	2,306	2,315
	検 査 対 象 車 両 数	1,703,506	1,703,617	1,698,807	1,697,310	1,699,392
	1工場当たり車両数	767	759	749	736	734
千 葉	認 証 工 場 数	3,400	3,460	3,534	3,616	3,638
	検 査 対 象 車 両 数	3,390,293	3,372,435	3,390,785	3,393,760	3,401,575
	1工場当たり車両数	997	975	959	939	935
茨 城	認 証 工 場 数	2,846	2,904	2,974	3,014	3,053
	検 査 対 象 車 両 数	2,396,361	2,406,149	2,414,304	2,418,281	2,426,925
	1工場当たり車両数	842	829	812	802	795
栃 木	認 証 工 場 数	1,921	1,957	1,957	1,975	1,989
	検 査 対 象 車 両 数	1,610,573	1,611,468	1,610,788	1,613,984	1,619,007
	1工場当たり車両数	838	823	823	817	814
山 梨	認 証 工 場 数	863	884	887	895	905
	検 査 対 象 車 両 数	717,343	711,857	709,747	709,397	711,599
	1工場当たり車両数	831	805	800	793	786
局 計	認 証 工 場 数	23,839	24,129	24,357	24,499	24,587
	検 査 対 象 車 両 数	21,757,156	21,688,957	21,614,351	21,558,739	21,542,806
	1工場当たり車両数	913	899	887	880	876

注：検査対象車両数は軽自動車を含む

(5) 関東運輸局管内認証工場数等の推移



3. 関東運輸局管内自動車保有車両数

用途別 車種別	業態別	運輸支局 関東運輸局計	東 京 支 局						神 奈 川 支 局						
			品 川	足 立	練 馬	多 摩	八王子	計	横 浜	川 崎	相 模	湘 南	計		
貨物	普通車	自	379,282	10,807	22,795	9,808	11,586	7,975	62,971	20,477	6,680	12,915	9,985	50,057	
		営	265,760	12,640	26,230	9,680	8,533	4,683	61,766	16,962	5,873	12,076	8,212	43,123	
		計	645,042	23,447	49,025	19,488	20,119	12,658	124,737	37,439	12,553	24,991	18,197	93,180	
	小型車	四輪	自	1,097,990	59,069	76,830	53,613	47,574	21,851	258,937	78,867	23,987	36,989	34,344	174,187
			営	32,505	4,309	5,823	3,033	1,549	574	15,288	2,194	655	1,205	707	4,761
			計	1,130,495	63,378	82,653	56,646	49,123	22,425	274,225	81,061	24,642	38,194	35,051	178,948
		三輪	自	219	22	30	22	9	5	88	2	0	7	18	27
			営	31	8	13	6	0	0	27	0	0	0	0	0
			計	250	30	43	28	9	5	115	2	0	7	18	27
	被けん引車	自	2,515	63	86	33	44	53	279	120	39	99	79	337	
		営	38,262	4,195	2,817	78	182	320	7,592	8,583	1,427	581	525	11,116	
		計	40,777	4,258	2,903	111	226	373	7,871	8,703	1,466	680	604	11,453	
	軽自動車	四輪	1,963,453	56,922	63,342	54,403	76,539	47,002	298,208	105,730	27,128	61,901	73,335	268,094	
		三輪	304	14	12	14	16	14	70	20	6	22	17	65	
貨物車計		3,780,321	148,049	197,978	130,690	146,032	82,477	705,226	232,955	65,795	125,795	127,222	551,767		
乗合	普通車 乗車定員 30名以上	自	6,981	190	282	142	327	244	1,185	512	179	285	167	1,143	
		営	26,911	2,051	1,884	1,802	1,596	1,034	8,367	2,859	983	992	1,096	5,930	
		計	33,892	2,241	2,166	1,944	1,923	1,278	9,552	3,371	1,162	1,277	1,263	7,073	
	小型車 乗車定員 11名以上29名以下	自	22,693	646	717	562	865	518	3,308	1,310	363	787	708	3,168	
		営	7,495	408	451	308	486	229	1,882	283	75	207	230	795	
乗合自動車計		64,080	3,295	3,334	2,814	3,274	2,025	14,742	4,964	1,600	2,271	2,201	11,036		
乗用	普通車	自	5,859,168	361,622	276,137	289,643	346,737	146,949	1,421,088	567,445	152,780	201,973	219,636	1,141,834	
		営	27,722	5,763	8,625	5,926	1,023	188	21,525	2,055	455	251	264	3,025	
		計	5,886,890	367,385	284,762	295,569	347,760	147,137	1,442,613	569,500	153,235	202,224	219,900	1,144,859	
	小型車	自	7,019,373	209,039	247,174	227,555	389,251	186,284	1,259,303	607,210	147,777	272,211	291,374	1,318,572	
		営	60,104	5,648	11,587	8,886	3,845	792	30,758	5,971	1,553	1,044	1,555	10,123	
	計		7,079,477	214,687	258,761	236,441	393,096	187,076	1,290,061	613,181	149,330	273,255	292,929	1,328,695	
	軽自動車		3,705,600	38,891	66,979	46,538	130,677	106,688	389,773	188,112	37,230	140,678	160,929	526,949	
乗用車計		16,671,967	620,963	610,502	578,548	871,533	440,901	3,122,447	1,370,793	339,795	616,157	673,758	3,000,503		
特種(殊)用途	普通車	自	212,153	9,054	13,288	7,929	9,822	5,703	45,796	16,163	4,704	6,425	6,926	34,218	
		営	88,194	3,115	6,044	2,741	4,703	2,011	18,614	5,704	3,357	4,263	2,494	15,818	
		計	300,347	12,169	19,332	10,670	14,525	7,714	64,410	21,867	8,061	10,688	9,420	50,036	
	小型車	自	38,199	1,780	2,263	1,413	1,742	1,055	8,253	2,455	689	1,100	1,352	5,596	
		営	4,551	420	1,021	241	254	68	2,004	400	51	95	119	665	
		計	42,750	2,200	3,284	1,654	1,996	1,123	10,257	2,855	740	1,195	1,471	6,261	
	大型特殊車	自	63,690	3,590	5,646	754	2,049	1,602	13,641	6,516	2,176	2,549	2,052	13,293	
		営	703	1	97	2	8	5	113	15	8	7	2	32	
	計		64,393	3,591	5,743	756	2,057	1,607	13,754	6,531	2,184	2,556	2,054	13,325	
	軽自動車		35,839	1,768	1,985	1,438	1,855	1,046	8,092	2,731	648	1,148	1,478	6,005	
特種(殊)用途車計		443,329	19,728	30,344	14,518	20,433	11,490	96,513	33,984	11,633	15,587	14,423	75,627		
二輪車	小型二輪車		583,109	42,255	33,973	41,146	38,069	17,682	173,125	60,610	16,531	21,302	22,641	121,084	
	軽二輪車		783,372	83,303	65,454	92,583	56,065	21,099	318,504	92,482	27,313	30,942	31,140	181,877	
	二輪車計		1,366,481	125,558	99,427	133,729	94,134	38,781	491,629	153,092	43,844	52,244	53,781	302,961	
総合計		22,326,178	917,593	941,585	860,299	1,135,406	575,674	4,430,557	1,795,788	462,667	812,054	871,385	3,941,894		
登録自動車数		15,254,501	694,440	709,840	624,177	832,185	382,143	3,242,785	1,346,103	353,811	556,061	581,845	2,837,820		
検査自動車数		15,837,610	736,695	743,813	665,323	870,254	399,825	3,415,910	1,406,713	370,342	577,363	604,486	2,958,904		
軽自動車数		6,488,568	180,898	197,772	194,976	265,152	175,849	1,014,647	389,075	92,325	234,691	266,899	982,990		

(平成23年3月末)

埼玉支局					群馬支局	千葉支局					茨城支局			栃木支局			山梨支局
大宮	熊谷	春日部	所沢	計		千葉	野田	習志野	袖ヶ浦	計	水戸	土浦	計	宇都宮	とちぎ	計	
18,578	16,262	13,737	14,997	63,574	36,884	27,901	8,146	11,049	14,837	61,933	24,487	31,166	55,653	23,910	11,404	35,314	12,896
16,134	11,546	12,240	12,972	52,892	18,064	14,667	5,987	10,006	6,861	37,521	11,863	17,497	29,360	12,230	5,660	17,890	5,144
34,712	27,808	25,977	27,969	116,466	54,948	42,568	14,133	21,055	21,698	99,454	36,350	48,663	85,013	36,140	17,064	53,204	18,040
63,469	34,321	34,397	43,264	175,451	77,946	74,133	25,602	32,656	40,488	172,879	64,179	65,707	129,886	56,618	21,764	78,382	30,322
2,033	588	995	1,202	4,818	875	1,258	498	1,054	548	3,358	970	1,017	1,987	695	340	1,035	383
65,502	34,909	35,392	44,466	180,269	78,821	75,391	26,100	33,710	41,036	176,237	65,149	66,724	131,873	57,313	22,104	79,417	30,705
12	6	1	8	27	18	10	0	2	7	19	10	13	23	11	2	13	4
0	0	0	0	0	0	2	0	0	1	3	0	0	0	0	0	0	1
12	6	1	8	27	18	12	0	2	8	22	10	13	23	11	2	13	5
115	148	98	129	490	256	228	57	124	86	495	125	215	340	133	107	240	78
504	780	561	677	2,522	2,407	1,875	342	1,601	1,951	5,769	3,660	2,797	6,457	1,561	482	2,043	356
619	928	659	806	3,012	2,663	2,103	399	1,725	2,037	6,264	3,785	3,012	6,797	1,694	589	2,283	434
76,856	103,043	54,191	79,174	313,264	204,461	128,216	42,124	46,967	102,332	319,639	137,684	140,420	278,104	121,451	47,678	169,129	112,554
12	10	7	24	53	21	15	6	4	9	34	10	13	23	15	2	17	21
177,713	166,704	116,227	152,447	613,091	340,932	248,305	82,762	103,463	167,120	601,650	242,988	258,845	501,833	216,624	87,439	304,063	161,759
311	262	187	301	1,061	440	426	233	341	463	1,463	375	441	816	479	189	668	205
1,276	652	500	1,137	3,565	882	1,911	503	1,176	597	4,187	1,100	1,154	2,254	994	222	1,216	510
1,587	914	687	1,438	4,626	1,322	2,337	736	1,517	1,060	5,650	1,475	1,595	3,070	1,473	411	1,884	715
1,007	1,160	625	1,063	3,855	2,336	1,373	507	814	1,240	3,934	1,201	1,635	2,836	1,558	627	2,185	1,071
292	325	141	324	1,082	414	453	114	229	339	1,135	473	701	1,174	492	167	659	354
1,299	1,485	766	1,387	4,937	2,750	1,826	621	1,043	1,579	5,069	1,674	2,336	4,010	2,050	794	2,844	1,425
2,886	2,399	1,453	2,825	9,563	4,072	4,163	1,357	2,560	2,639	10,719	3,149	3,931	7,080	3,523	1,205	4,728	2,140
335,899	198,671	187,882	264,153	986,605	364,733	313,947	174,792	233,156	148,332	870,227	263,027	292,994	556,021	267,137	109,085	376,222	142,438
207	54	74	167	502	183	814	151	427	124	1,516	219	245	464	313	66	379	128
336,106	198,725	187,956	264,320	987,107	364,916	314,761	174,943	233,583	148,456	871,743	263,246	293,239	556,485	267,450	109,151	376,601	142,566
401,157	295,139	240,884	350,585	1,287,765	528,654	422,191	221,039	270,473	221,904	1,135,607	357,254	409,289	766,543	370,906	157,426	528,332	194,597
2,647	830	1,275	1,375	6,127	1,646	2,293	1,131	1,689	986	6,099	1,504	1,206	2,710	1,199	489	1,688	953
403,804	295,969	242,159	351,960	1,293,892	530,300	424,484	222,170	272,162	222,890	1,141,706	358,758	410,495	769,253	372,105	157,915	530,020	195,550
181,127	224,452	137,408	200,768	743,755	395,098	242,442	102,039	105,000	180,679	630,160	250,228	249,458	499,686	227,232	111,490	338,722	181,457
921,037	719,146	567,523	817,048	3,024,754	1,290,314	981,687	499,152	610,745	552,025	2,643,609	872,232	953,192	1,825,424	866,787	378,556	1,245,343	519,573
10,616	7,427	6,845	9,424	34,312	15,961	14,434	5,091	6,801	7,381	33,707	11,633	12,291	23,924	11,650	4,486	16,136	8,099
6,046	3,277	3,860	5,255	18,438	4,903	5,452	1,981	4,648	3,358	15,439	4,950	4,614	9,564	2,895	1,037	3,932	1,486
16,662	10,704	10,705	14,679	52,750	20,864	19,886	7,072	11,449	10,739	49,146	16,583	16,905	33,488	14,545	5,523	20,068	9,585
1,760	1,524	1,011	1,634	5,929	3,010	2,700	887	1,153	1,548	6,288	2,198	2,212	4,410	2,203	856	3,059	1,654
244	101	61	88	494	228	305	60	60	64	489	171	142	313	192	67	259	99
2,004	1,625	1,072	1,722	6,423	3,238	3,005	947	1,213	1,612	6,777	2,369	2,354	4,723	2,395	923	3,318	1,753
2,550	2,122	1,863	2,063	8,598	4,198	4,318	1,104	2,178	3,511	11,111	2,995	2,506	5,501	3,473	1,129	4,602	2,746
18	26	4	14	62	28	89	8	126	35	258	48	78	126	52	25	77	7
2,568	2,148	1,867	2,077	8,660	4,226	4,407	1,112	2,304	3,546	11,369	3,043	2,584	5,627	3,525	1,154	4,679	2,753
1,819	1,463	1,219	1,534	6,035	3,307	1,900	892	1,076	1,407	5,275	1,718	1,577	3,295	1,799	647	2,446	1,384
23,053	15,940	14,863	20,012	73,868	31,635	29,198	10,023	16,042	17,304	72,567	23,713	23,420	47,133	22,264	8,247	30,511	15,475
30,313	19,007	15,748	25,894	90,962	32,439	26,948	14,288	20,234	11,560	73,030	20,484	24,971	45,455	24,936	9,426	34,362	12,652
37,661	19,880	13,590	29,638	100,769	29,621	23,196	13,545	19,372	10,810	66,923	17,936	18,341	36,277	24,745	8,572	33,317	16,084
67,974	38,887	29,338	55,532	191,731	62,060	50,144	27,833	39,606	22,370	139,953	38,420	43,312	81,732	49,681	17,998	67,679	28,736
1,192,663	943,076	729,404	1,047,864	3,913,007	1,729,013	1,313,497	621,127	772,416	761,458	3,468,498	1,180,502	1,282,700	2,463,202	1,158,879	493,445	1,652,324	727,683
864,875	575,221	507,241	710,832	2,658,169	1,064,066	890,780	448,233	579,763	454,661	2,373,437	752,442	847,920	1,600,362	758,701	315,630	1,074,331	403,531
895,188	594,228	522,989	736,726	2,749,131	1,096,505	917,728	462,521	599,997	466,221	2,446,467	772,926	872,891	1,645,817	783,637	325,056	1,108,693	416,183
297,475	348,848	206,415	311,138	1,163,876	632,508	395,769	158,606	172,419	295,237	1,022,031	407,576	409,809	817,385	375,242	168,389	543,631	311,500

4. 自動車分解整備業実態調査結果の概要について

平成23年2月

平成22年度 自動車分解整備業実態調査結果の概要について

社団法人日本自動車整備振興会連合会

この度、平成22年度の自動車分解整備業実態調査の結果がまとまりましたので、概要をお知らせします。

1. 目的

本調査は、自動車分解整備業の現状及び経営状況等の実態を把握し、同事業の近代化を図り、健全な発達に資する方策の基礎資料として活用することを目的として実施するものです。

2. 調査時点

平成22年6月末現在。売上高等については、平成22年6月末に最も近い決算期分。

3. 調査結果の概要（別紙参照）

道路運送車両法に規定する自動車分解整備事業者（平成22年6月末時点 91,736 事業場）を対象として調査を行いました。

平成22年度調査における総整備売上高は4年ぶりに増加し、前年度と比較すると+198億円（0.4%）の5兆4,869億円となりました。

総整備売上高は対前年度比で4年ぶりに増加しましたが、平成2～3年の売上高と同程度の水準であり、自動車整備業界を取り巻く環境は引き続き厳しく、売上高減少の基調は続いていると思われます。

さらに、整備事業場数は依然として増加傾向にあり、整備業界内の競争は一層激化するものと思われます。

- 注) 1. 専業：自動車整備業の売上高が総売上高の50%をこえる事業場
2. 兼業：兼業部門（自動車販売、部品用品販売、保険、石油販売等）の売上高が総売上高の50%以上を占める事業場（ディーラーを除く。）
3. ディーラー：自動車製造会社又は国内一手卸売販売会社と特約販売店契約を結んでいる企業の事業場
4. 自家：主として自企業が保有する車両の整備を行っている事業場

(1) 総整備売上高

業態別に前年度と比較すると、専・兼業が2億円(0.01%)、ディーラーが171億円(0.7%)、自家が25億円(1.1%)とすべての業態で増加しました。

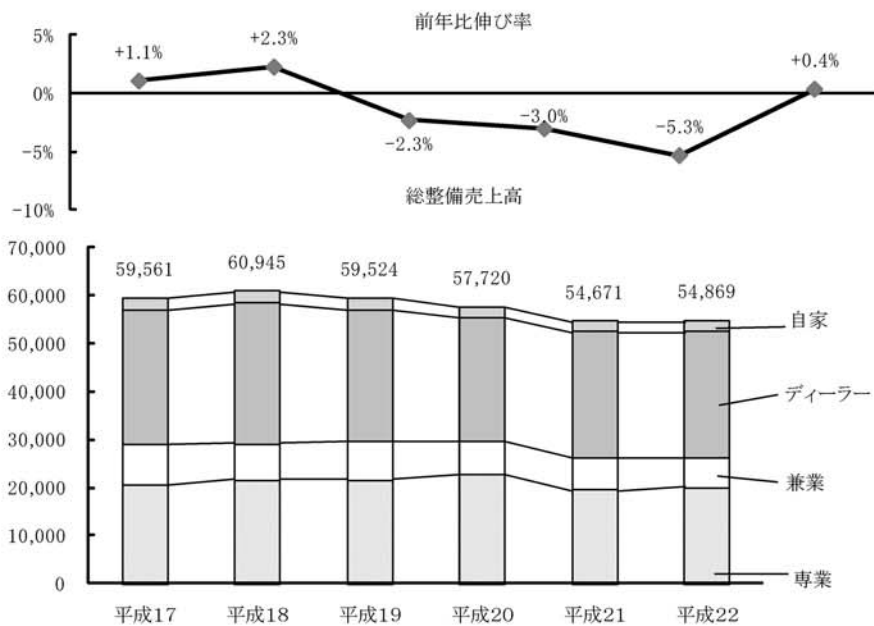
作業内容別では、「車検整備」が1.4%、「定期点検整備」が10.1%、「事故整備」が8.8%増加しましたが、「その他整備」は6.7%減少しました。

車検整備については、平成21年度がいわゆる表年に当たります。統計上は継続検査台数が前年度比23.5万台、0.7%減となっていますが、平成22年4月からの重量税減税により、3月に点検整備し4月に申請した車が相当台数あると思われます。

また、定期点検整備入庫の取組み強化による売上増(特にディーラー)などが総売上高を引き上げたものと思われます。

一方、平成21年度の前半はリーマンショックの影響が残った影響から平成20年度に引き続き景気悪化によるユーザーの維持費の抑制志向があったことが、その他整備売上の減少につながったものと考えられます。

なお、詳細の分析は3月発刊予定の平成22年度版自動車整備白書に掲載する予定です。



業態	調査年						22-21	22/17
	平成17	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22		
専業	20,472 -2.8%	21,558 +5.3%	21,594 +0.2%	22,738 +5.3%	19,459 -14.4%	19,996 +2.8%	+537	-2.3%
兼業	8,404 +3.0%	7,539 -10.3%	7,997 +6.1%	6,932 -13.3%	6,844 -1.3%	6,309 -7.8%	-535	-24.9%
専業・兼業	28,876 -1.1%	29,097 +0.8%	29,591 +1.7%	29,670 +0.3%	26,303 -11.3%	26,305 +0.01%	+2	-8.9%
ディーラー	28,165 +3.9%	29,289 +4.0%	27,355 -6.6%	25,585 -6.5%	26,140 +2.2%	26,311 +0.7%	+171	-6.6%
自家	2,520 -2.8%	2,559 +1.5%	2,578 +0.7%	2,465 -4.4%	2,228 -9.6%	2,253 +1.1%	+25	-10.6%
合計	59,561 +1.1%	60,945 +2.3%	59,524 -2.3%	57,720 -3.0%	54,671 -5.3%	54,869 +0.4%	+198	-7.9%

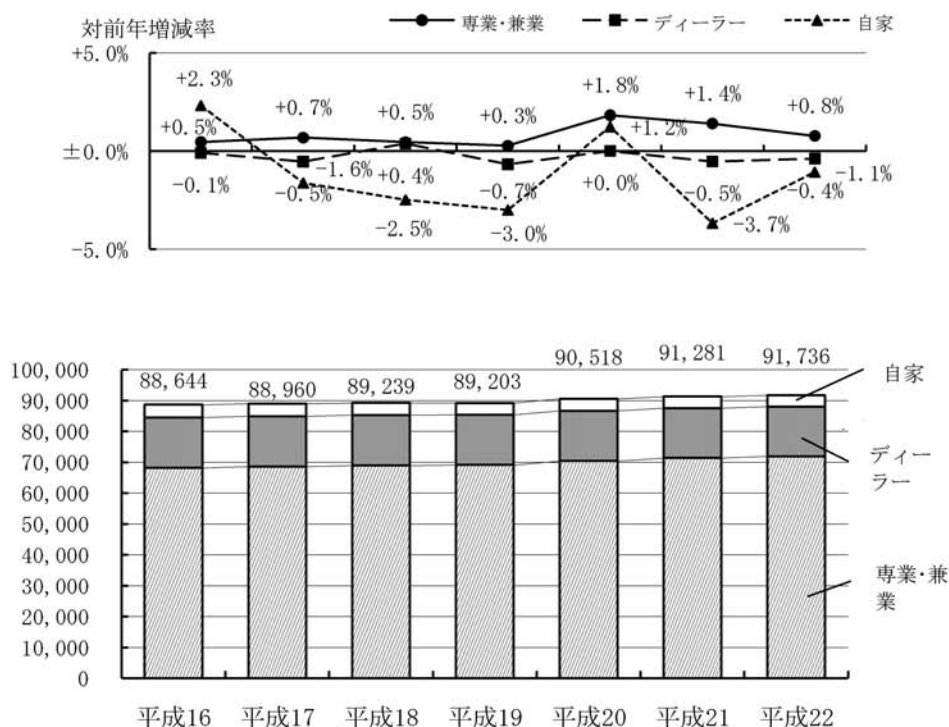
(単位:億円)

業態	作業内容	車 検 整 備			定 期 点 検 整 備			事故整備	その他整備	合計	
		2 年	1 年	小 計	1 年	6 ヶ月	3 ヶ月				
専業	売上高	5,879	3,159	9,038	300	100	280	680	4,339	5,939	19,996
	増減額	+353	+162	+515	-31	-17	+46	-2	+467	-443	+537
	増減比	+6.4%	+5.4%	+6.0%	-9.4%	-14.5%	+19.7%	-0.3%	+12.1%	-6.9%	+2.8%
兼業	売上高	2,246	587	2,833	139	25	32	196	1,255	2,025	6,309
	増減額	-157	-36	-193	-32	-2	-9	-43	-25	-274	-535
	増減比	-6.5%	-5.8%	-6.4%	-18.7%	-7.4%	-22.0%	-18.0%	-2.0%	-11.9%	-7.8%
専業・兼業	売上高	8,125	3,746	11,871	439	125	312	876	5,594	7,964	26,305
	増減額	+196	+126	+322	-63	-19	+37	-45	+442	-717	+2
	増減比	+2.5%	+3.5%	+2.8%	-12.5%	-13.2%	+13.5%	-4.9%	+8.6%	-8.3%	±0.0%
ディーラー	売上高	6,999	1,131	8,130	1,710	184	210	2,104	5,946	10,131	26,311
	増減額	+124	-202	-78	+194	+79	+79	+352	+457	-560	+171
	増減比	+1.8%	-15.2%	-1.0%	+12.8%	+75.2%	+60.3%	+20.1%	+8.3%	-5.2%	+0.7%
自家	売上高	623	226	849	101	20	27	148	531	725	2,253
	増減額	+10	+40	+50	-13	-4	-4	-21	+74	-78	+25
	増減比	+1.6%	+21.5%	+6.3%	-11.4%	-16.7%	-12.9%	-12.4%	+16.2%	-9.7%	+1.1%
合計	売上高	15,747	5,103	20,850	2,250	329	549	3,128	12,071	18,820	54,869
	増減額	+330	-36	+294	+118	+56	+112	+286	+973	-1,355	+198
	増減比	+2.1%	-0.7%	+1.4%	+5.5%	+20.5%	+25.6%	+10.1%	+8.8%	-6.7%	+0.4%

(単位:億円)

(2) 事業場数

調査時点における事業場数は、91,736事業場で、前年度と比較すると455事業場(0.5%)の増加となっています。



(3) 整備関係従業員数

整備関係従業員数は570,223人で、前年度と比較すると6,165人(1.2%)の増加となっています。

(4) 整備要員数及び整備士数

整備要員数は401,038人で、前年度と比較すると4,874人(1.2%)の増加となっています。

整備士数は342,897人で、前年度と比較すると1,319人(0.4%)の減少となり、整備要員数に対する整備士数の割合(整備士保有率)は85.5%で前年度と比較すると1.4ポイントの減少となっています。

(5) 整備要員1人当り年間整備売上高

整備要員1人当り売上高(自家除く)は13,775千円で、前年度と比較すると1.0%の減少となっています。なお、業態別では以下のとおりです。

専業	9,698千円(対前年度比 0.6%減)
兼業	10,609千円(対前年度比 2.3%減)
ディーラー	22,622千円(対前年度比 0.9%減)

(6) 整備要員平均年齢

整備要員平均年齢(自家除く)は42.1歳で、前年度と比較すると0.1歳下降し、調査開始以来初めて平均年齢が対前年比で下降しました。

(7) 年間整備要員給与

年間整備要員平均給与(自家除く)は3,674千円となり、前年度と比較すると0.9%の減少となっています。

自動車整備業の概要

項目	調査年		平成17	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22	22/21
1. 総整備売上高 ※ (億円)			59,561	60,945	59,524	57,720	54,671	54,869	100.4 %
うち 専 業			20,472	21,558	21,594	22,738	19,459	19,996	102.8 %
(比率、%)			(34.4)	(35.4)	(36.3)	(39.4)	(35.6)	(36.4)	
兼 業			8,404	7,539	7,997	6,932	6,844	6,309	92.2 %
(比率、%)			(14.1)	(12.4)	(13.4)	(12.0)	(12.5)	(11.5)	
ディーラー			28,165	29,289	27,355	25,585	26,140	26,311	100.7 %
(比率、%)			(47.3)	(48.1)	(46.0)	(44.3)	(47.8)	(48.0)	
自 家			2,520	2,559	2,578	2,465	2,228	2,253	101.1 %
(比率、%)			(4.2)	(4.2)	(4.3)	(4.3)	(4.1)	(4.1)	
2. 企 業 数			70,178	71,017	70,828	72,001	72,861	74,027	101.6 %
3. 事業場(工場)数			88,960	89,239	89,203	90,518	91,281	91,736	100.5 %
うち 専 業※			53,641	54,235	54,191	55,141	55,365	57,182	103.3 %
兼 業※			14,981	14,704	14,940	15,255	16,022	14,761	92.1 %
ディーラー※			16,272	16,335	16,226	16,228	16,143	16,082	99.6 %
自 家※			4,066	3,965	3,846	3,894	3,751	3,711	98.9 %
4. 指定工場数			28,472	28,685	28,708	28,916	29,066	29,115	100.2 %
5. 整備関係従業員数 ※(人)			540,823	539,398	549,464	546,574	564,058	570,223	101.1 %
6. 整備要員(工員)数 (人)			388,690	390,515	389,370	393,893	396,164	401,038	101.2 %
うち 整備士数 ※(人)			332,684	331,946	334,744	343,531	344,216	342,897	99.6 %
整備士保有率 ※(%)			85.6	85.0	86.0	87.2	86.9	85.5	—
7. 1事業場当たり整備要員数(人)			4.4	4.4	4.4	4.4	4.3	4.4	+0.1人
8. 保有車両数(3月末、千台)			78,279	78,992	79,236	79,081	78,801	78,693	99.9 %
9. 技術料(工賃)の値上率 (%)			+0.1	+0.4	+0.7	+0.5	+0.3	+1.0	—
10. 整備要員1人 当り年間整備 売上高 ※ (千円)	専 業		10,673	11,024	11,063	11,494	9,756	9,698	99.4 %
	兼 業		13,455	12,190	12,888	11,288	10,854	10,609	97.7 %
	ディーラー		24,699	25,917	24,308	22,214	22,830	22,622	99.1 %
	平 均		15,486	15,761	15,400	14,757	13,911	13,775	99.0 %
11. 整備要員 平均年齢 ※(歳)	専 業		45.8	45.8	46.7	47.1	47.5	47.4	-0.1歳
	兼 業		41.3	41.6	42.2	42.6	43.1	42.7	-0.4歳
	ディーラー		31.2	31.3	31.9	32.1	32.4	32.5	+0.1歳
	平 均		40.5	40.7	41.4	41.7	42.2	42.1	-0.1歳
12. 整備要員1人 当り年間給与 ※ (千円)	専 業		3,659	3,670	3,533	3,472	3,469	3,468	100.0 %
	兼 業		3,769	3,780	3,751	3,763	3,706	3,651	98.5 %
	ディーラー		4,178	4,193	4,271	4,135	4,119	4,050	98.3 %
	平 均		3,838	3,848	3,794	3,724	3,706	3,674	99.1 %

(注) 各項目の数値は、各年6月現在のものである。ただし、※印の数値は、各事業場の6月に最も近い決算期の数値によるものである。
なお、平成17～21年は抽出調査である。

5. 自動車分解整備事業の認証申請等の提出書類

認証申請・変更届出に関する提出書類及び添付書類一覧表

申請・届出事項 提出・添付書類	認 証 申 請 § 79				
	新規認証 § 79 整備主任者の届出 則62の2の2-2	事業の種類の変更 (事業の種類の 追加を除く)	対象自動車の種類の 変更	対象とする装置の 種類の変更	業務の範囲 (限定の解除含む)
自動車分解整備事業認証申請書 (第1号様式)	○	○	○	○	○
役員名簿 (第1号様式の2)	○				
認 証 書 (第3号様式)		* 新認証書交付時に旧 認証書返納	←	←	←
自動車分解整備事業の役員変更届 (第4号様式)					
自動車分解整備事業廃止届 (第5号様式)					
整備主任者(変更・減員)届出書 (第6号様式)					
商業登記簿謄本等申請者及び役員を 特定できる書面(法人)	○				
住民票等申請者を特定できる書面(個人)	○				
土地又は建物の登記簿謄本、建築物 の確認済証(写し)等事業場の所在地を 証する書面	○				
商業登記簿謄本等事業の合併及び分 割の事実を証する書面(法人)					
整備士合格証書等	○				
戸籍謄本					
印鑑証明書					
相続同意書等					
譲渡証明書					
自動車検査用機械器具基準適合性試験成績書 自動車検査用機械器具校正結果証明書等	○		●	●	●
その他必要な書面	●	●	●	●	●

○は必要な書類
●は必要な場合のある書類

申請・届出事項 提出・添付書類	相続、合併及び分割 § 82 (§ 79事業の種類の変更等及び § 81変更届等が伴うときは同時に行う)			譲渡 § 83 (§ 79事業の種類の変更等及び § 81変更届等が伴うときは同時に行う) 整備主任者の届出 則62の2の2-2	整備主任者の変更のみ 則62の2の2-2	
	相続 § 82 整備主任者の届出 則62の2の2-2	合併 § 82 整備主任者の届出 則62の2の2-2	分割 § 82 整備主任者の届出 則62の2の2-2		事業場名称の変更 則62の2の2-2	整備主任者の氏名、生 年月日及び統括管理業 務の開始の日 則62の2の2-2-3
自動車分解整備事業認証申請書 (第1号様式)	○	○	○	○		
役員名簿 (第1号様式の2)						
認証書 (第3号様式)						
自動車分解整備事業の役員変更届 (第4号様式)						
自動車分解整備事業廃止届 (第5号様式)						
整備主任者(変更・減員)届出書 (第6号様式)					○	○
商業登記簿謄本等申請者及び役員を 特定できる書面(法人)						
住民票等申請者を特定できる書面(個人)						
土地又は建物の登記簿謄本、建築物 の確認済証(写し)等事業場の所在地を 証する書面						
商業登記簿謄本等事業の合併及び分 割の事実を証する書面(法人)		○	○			
整備士合格証書等	●	●	●	●	●	●
戸籍謄本	○					
印鑑証明書	○			○		
相続同意書等	○					
譲渡証明書				○		
自動車検査用機械器具基準適合性試験成績書 自動車検査用機械器具校正結果証明書等						
その他必要な書面	●	●	●	●	●	●

○は必要な書類
●は必要な場合のある書類

申請・届出事項 提出・添付書類	変更届等 § 81 (§ 79事業の種類の変更等が伴うときは同時に行う)				
	事業者の氏名又は名称 及び住所 § 81-1-1 整備主任者の届出 則62の2の2-2-1	(法人) 役員の氏名 § 81-1-2	事業場の所在地 § 81-1-3 整備主任者の届出 則62の2の2-2-2	屋内作業場の面積又は 間口若しくは奥行き の長さ § 81-1-4	事業の廃止 § 81-2
自動車分解整備事業認証申請書 (第1号様式)	○		○	○	
役員名簿 (第1号様式の2)					
認証書 (第3号様式)					○
自動車分解整備事業の役員変更届 (第4号様式)		○			
自動車分解整備事業廃止届 (第5号様式)					○
整備主任者(変更・減員)届出書 (第6号様式)					
商業登記簿謄本等申請者及び役員を 特定できる書面(法人)	○	○			
住民票等申請者を特定できる書面(個人)	○				
土地又は建物の登記簿謄本、建築物 の確認済証(写し)等事業場の所在地を 証する書面			○		
商業登記簿謄本等事業の合併及び分 割の事実を証する書面(法人)					
整備士合格証書等	●		●		
戸籍謄本					
印鑑証明書					
相続同意書等					
譲渡証明書					
自動車検査用機械器具基準適合性試験成績書 自動車検査用機械器具校正結果証明書等					
その他必要な書面	●	●	●	●	●

○は必要な書類
●は必要な場合のある書類

6. 自動車検査証の有効期間及び定期点検の間隔に関する整理表

対象車種	点検区分等	定期点検の間隔					検査証の有効期間		備考(主な車種等)		
		3(別表3) ヵ月	3(別表4) ヵ月	6(別表5) ヵ月	1(別表6) 年	1(別表7) 年	初回	2回目以降			
運送事業用	旅客	普通・小型	○					1年	←	バス、タクシー、ハイヤー	
		軽	○					2年	←	福祉タクシー	
	貨物	GVW8トン以上	○					1年	←	貨物運送事業者のトラック(三輪を含む)	
		GVW8トン以上トレーラ		○				1年	←		
		GVW8トン未満	○					2年	1年		
		GVW8トン未満トレーラ		○				2年	1年		
		軽				●		2年	←		
二輪					●	3年	2年				
霊柩	通常タイプ	○					2年	←	霊柩車		
	定員11名以上	○					1年	←	霊柩車バス形状		
レンタカー	貨物	GVW8トン以上	○					1年	←	トラック(三輪を含む)	
		GVW8トン以上トレーラ		○				1年	←		
		GVW8トン未満	○					2年	1年		
		GVW8トン未満トレーラ		○				2年	1年		
		軽			○			2年	←		
	定員11名以上		○					1年	←	マイクロバス	
	幼児専用車		○					1年	←	園児送迎車	
	乗用	普通・小型			○			2年	1年	マイカー型	
		軽			○			2年	←		
		三輪	○					2年	1年		
	二輪	小型			○			2年	1年	250ccを超えるバイク(三輪バイクを含む)	
		検査対象外軽自動車			○			無	←		125cc超え250cc以下のバイク(三輪バイクを含む)
	特種	普通・小型	○					2年	1年	キャンピング車	
		貨物	GVW8トン以上	○				1年	←	タンク車、冷蔵冷凍車	
			GVW8トン以上トレーラ		○				1年		←
			GVW8トン未満	○					2年		1年
			GVW8トン未満トレーラ		○				2年		1年
軽			○			2年	←				
大特	GVW8トン以上	○					2年	1年	ホイール・クレーン		
	GVW8トン未満	○					2年	1年	フォーク・リフト		
	貨物	GVW8トン以上	○					1年	←	ストラドル・キャリヤ、ポール・トレーラ	
		GVW8トン以上トレーラ		○				1年	←		
		GVW8トン未満	○					2年	1年		
GVW8トン未満トレーラ		○				2年	1年				
検査対象外軽自動車		○					無	←	そり付き、カタピラ付軽自動車		
自家用自動車	貨物	GVW8トン以上	○					1年	←	トラック(三輪を含む)	
		GVW8トン以上トレーラ		○				1年	←		
		GVW8トン未満			○			2年	1年		
		GVW8トン未満トレーラ			○			2年	1年		
		軽				●		2年	←		
	定員11名以上		○					1年	←	マイクロバス	
	幼児専用車(定員10人以下)				○			1年	←	園児送迎車(※大人換算10人)	
	乗用	普通・小型				●		3年	2年	一般の乗用車(マイカー)	
		軽				●		3年	2年		
		三輪			○			2年	←		
	二輪	小型					●	3年	2年	250ccを超えるバイク(三輪バイクを含む)	
		検査対象外軽自動車					●	無	←	125cc超え250cc以下のバイク(三輪バイクを含む)	
	特種	普通・小型	○8t以上		○8t未満			2年	←	キャンピング車、教習車(乗用)、消防車	
		貨物	GVW8トン以上	○				1年	←	タンク車、散水車、現金輸送車、ポート・トレーラ、コンクリートミキサー車、冷蔵冷凍車、活魚運搬車、給水車	
			GVW8トン以上トレーラ		○				1年		←
			GVW8トン未満			○			2年		1年
			GVW8トン未満トレーラ			○			2年		1年
軽				●		2年	←				
大特	GVW8トン以上	○					2年	←	ホイール・クレーン		
	GVW8トン未満			○			2年	←	フォーク・リフト		
	貨物	GVW8トン以上	○					1年	←	ストラドル・キャリヤ、ポール・トレーラ	
		GVW8トン以上トレーラ		○				1年	←		
		GVW8トン未満			○			2年	1年		
GVW8トン未満トレーラ			○			2年	1年				
検査対象外軽自動車				○			無	←	そり付き、カタピラ付軽自動車		

(注) 1. 点検整備記録簿の保存期間は ●印:2年 ○:1年
 2. GVW:車両総重量

